

大阪府域道路啓開計画

令和6年12月

大阪府域道路啓開協議会

目 次

1 総 則	1
1.1 計画の背景	2
1.2 計画の目的	3
1.3 計画の位置づけ	4
1.4 計画の構成	5
【地震編】	7
2 想定地震とその規模	8
2.1 本計画で想定する地震	9
2.2 南海トラフ地震の概要	11
3 道路啓開の基本的な考え方	13
3.1 道路啓開とは	14
3.2 最優先で啓開するルート	16
3.3 最優先で啓開するルートからのアクセスルートを啓開すべき主要拠点	23
3.4 被害想定の整理	29
3. 4. 1 被害想定項目の整理	29
3. 4. 2 被害想定の算定方法	30
3.5 道路啓開の目標	35
4 道路啓開の実施	39
4.1 発災時の行動計画	40
4. 1. 1 チェックリスト（南海トラフ地震臨時情報発表時の確認事項）	42
4. 1. 2 タイムライン	43
4. 1. 3 災害協定の発動	44
4. 1. 4 道路管理者と建設業団体（啓開担当業者）の行動計画	44
4. 1. 5 参集拠点	46
4.2 情報収集・指示・連絡手段	47
4. 2. 1 情報の一括集約、発信	47
4. 2. 2 情報収集	48
4. 2. 3 緊急点検の報告方法と内容	49
4. 2. 4 啓開作業の情報伝達の流れ	51
4.3 各種手続き	54
4. 3. 1 緊急通行車両又は規制除外車両の届出	54
4. 3. 2 身分証明書の発行	55
4.4 道路啓開活動	56
4. 4. 1 災害対策基本法に基づく道路啓開及び車両等移動の流れ	56

4. 4. 2	放置車両以外の障害物の対応.....	71
4. 4. 3	踏切遮断時の対応.....	77
4. 4. 4	保有資機材.....	79
4. 4. 5	道路啓開作業の実施.....	80
4.5	道路啓開の詳細	84
4. 5. 1	啓開ルート.....	84
4. 5. 2	啓開担当業者の担当区間.....	88
【雪害編】		91
5	雪害における道路啓開について	92
5.1	雪害における道路啓開の考え方	93
5.2	雪害時における連絡体制（雪害時におけるタイムライン）	93
5.3	啓開作業（除雪作業等）	95
5.4	乗員保護の取組	96
【火山編】		97
6	火山災害における道路啓開について	98
6.1	火山災害における道路啓開の考え方	99
7	今後の取り組み	100
7.1	継続的な課題	101
7.2	今後の予定	102
8	巻末資料	103

1 総 則

1.1 計画の背景

我が国は地震大国といわれ、近年も平成 19 年新潟県中越沖地震、平成 20 年岩手・宮城内陸地震、平成 23 年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、平成 28 年熊本地震、令和 6 年能登半島地震等大規模な地震により大きな被害が発生している。

近畿地方においても、平成 7 年の兵庫県南部地震や平成 30 年の大坂府北部地震により被害が発生している。

これらの被害と教訓を踏まえ、大阪府内においては、国、府及び各市町村をはじめとする行政機関及び関係業団体等が連携・協力して大地震を想定した対策を推進しているところである。

このような大規模災害時の状況下においては、救助・救援活動に必要かつ不可欠な道路の通行の確保と迅速な情報共有が重要である。東日本大震災では、道路管理者、自衛隊、警察、県市町村の関係機関、建設会社等それぞれの連携により、早期に道路啓開を完了し、救助・救援活動に大きく貢献した。

こうした状況から、大規模な道路災害に対して、関係行政機関及び関係業団体等の連携・協力により、道路啓開を強力かつ着実に推進することを目的に、道路法第 28 条の 2 に基づき「大坂府域道路啓開協議会」を設置し、協議を進めている。

1.2 計画の目的

南海トラフ地震等の発生及びその他災害等により道路障害物除去が必要になった際、大阪府内で必要となる道路啓開を迅速かつ効率的に実施するための計画を作成する。

大規模地震・津波発生時においては、流出した家屋や倒壊した構造物等の瓦礫、放置された車両の散乱に伴い、円滑な救援・救出活動が阻害される可能性がある。

東日本大震災では、震災直後から速やかに展開された「くしの歯作戦」による道路啓開により、緊急輸送体制の早期確立に高い効果があったといわれている。

また、令和6年に修正された防災基本計画において、火山噴出物の除去や除雪等を含む道路障害物の除去を迅速に実施するために、あらかじめ道路啓開等の計画を作成することとしている。

大阪府においても、主として海溝型地震（南海トラフ地震）と直下型地震（上町断層帯）の2つの大規模災害が想定されており、大規模地震発生及びその他災害等により道路障害物除去が必要になった際、大阪府内で必要となる道路啓開を迅速かつ効率的に実施するための啓開路線の選定、道路啓開の実施方法等に関し、道路啓開体制を構築する際の考え方を示すため、「大阪府域道路啓開計画」（以下「本計画」という）を策定するものである。

1.3 計画の位置づけ

本計画は、大阪府内において道路管理者等が行う災害時の道路啓開に必要な行動計画について取り扱うものであり、大阪府地域防災計画に即し、道路管理者等が行う災害時の緊急輸送路等の道路啓開について具体的な実施方法等を定める。

道路啓開の具体的実施方法等を定めるため、「大阪府域道路啓開協議会」を設置し、必要な協議・調整を行い、平成30年度に本計画を策定した。

本計画の策定に当たって、防災に関する大阪府の既往計画である「大阪府地域防災計画」並びに政令指定2都市の既往計画である「大阪市地域防災計画」及び「堺市地域防災計画」等、国の既往計画として、内閣府「防災基本計画」、「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」及び国土交通省「南海トラフ巨大地震対策計画 近畿地方 地域対策計画(案)第1版」の内容を踏まえて検討を行った。

具体には、内閣府の中央防災会議幹事会で指定された緊急輸送ルート及び大阪府で指定された広域緊急交通路の進出ルートを優先した大阪府内の啓開ルート、府内の道路啓開を含む応急・復旧活動や救援活動を実施する際に必要な拠点、啓開ルートにおける具体的な啓開方法、各関係機関の役割や連携方法等を定めるものである。

なお、本計画の策定主体は、「大阪府域道路啓開協議会」とする。

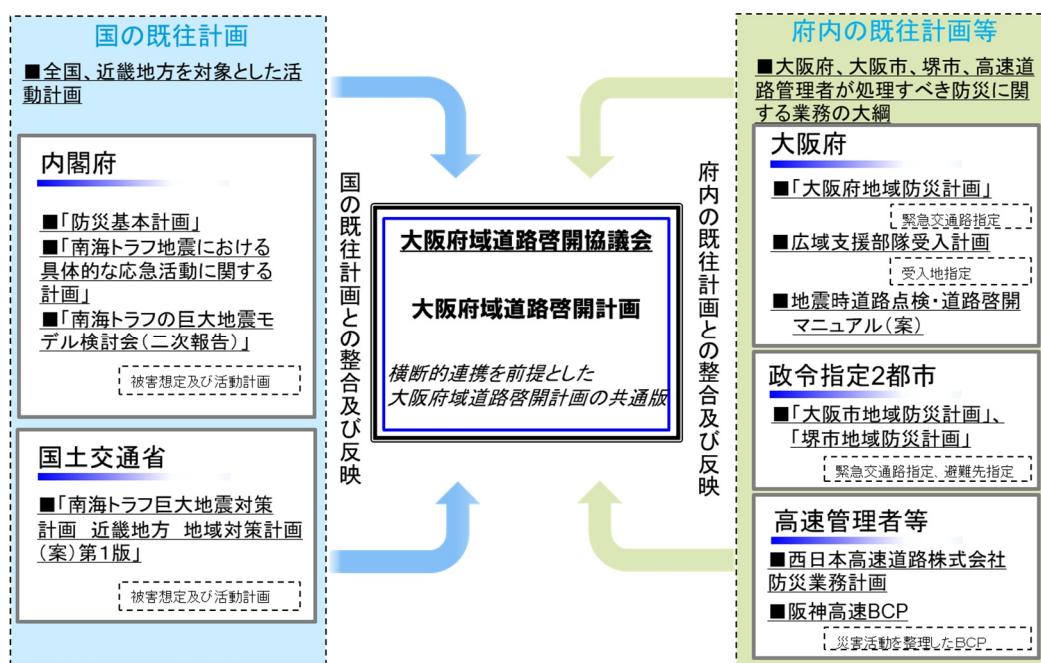


図 1-1 本計画と上位計画及び関連計画

1.4 計画の構成

本計画は、表 1-1 による。

表 1-1 道路啓開計画 目次構成

章	内容
1 総 則	1.1 計画の背景 1.2 計画の目的 1.3 計画の位置づけ 1.4 計画の構成
【地震編】	
2 想定地震とその規模	2.1 本計画で想定する地震 2.2 南海トラフ地震の概要
3 道路啓開の基本的な考え方	3.1 道路啓開とは 3.2 最優先で啓開するルート 3.3 最優先で啓開するルートからのアクセスルートを啓開すべき主要拠点 3.4 被害想定の整理 3.4.1 被害想定項目の整理 3.4.2 被害想定の算定方法 3.5 道路啓開の目標
4 道路啓開の実施	4.1 発災時の行動計画 4.1.1 チェックリスト（南海トラフ地震臨時情報発表時の確認事項） 4.1.2 タイムライン 4.1.3 災害協定の発動 4.1.4 道路管理者と建設業団体（啓開担当業者）の行動計画 4.1.5 参集拠点 4.2 情報収集・指示・連絡手段 4.2.1 情報の一括集約、発信 4.2.2 情報収集 4.2.3 緊急点検の報告方法と内容 4.2.4 啓開作業の情報伝達の流れ 4.3 各種手続き 4.3.1 緊急通行車両又は規制除外車両の届出 4.3.2 身分証明書の発行 4.4 道路啓開活動 4.4.1 災害対策基本法に基づく道路啓開及び車両等移動の流れ 4.4.2 放置車両以外の障害物の対応 4.4.3 踏切遮断時の対応 4.4.4 保有資機材 4.4.5 道路啓開作業の実施 4.5 道路啓開の詳細 4.5.1 啓開ルート 4.5.2 啓開担当業者の担当区間

表 1-1 道路啓開計画 目次構成

章	内容
【雪害編】	
5 雪害における道路啓開について	5. 1 雪害における道路啓開の考え方 5. 2 雪害時における連絡体制 (雪害時におけるタイムライン) 5. 3 啓開作業(除雪作業等) 5. 4 乗員保護の取組
【火山編】	
6 火山災害における道路啓開について	6. 1 火山災害における道路啓開の考え方
7 今後の取り組み	7. 1 繼続的な課題 7. 2 今後の予定
8 巻末資料	

【地震編】

2 想定地震とその規模

2.1 本計画で想定する地震

本計画は、発生確率が高い「海溝型地震（南海トラフ）」を想定し策定したものである。

また、直下型地震（上町断層帯等）にも本計画を準用する。

大阪府域において大規模災害は主として海溝型地震（南海トラフ地震）と直下型地震（上町断層帯等）の2つの発生が想定されている。

その内、海溝型地震（南海トラフ地震）は発生確率が30年以内に70～80%（平成29年は70%）と高確率であり、発生時に起こる津波による被災を想定した行動計画の策定が急がれる。

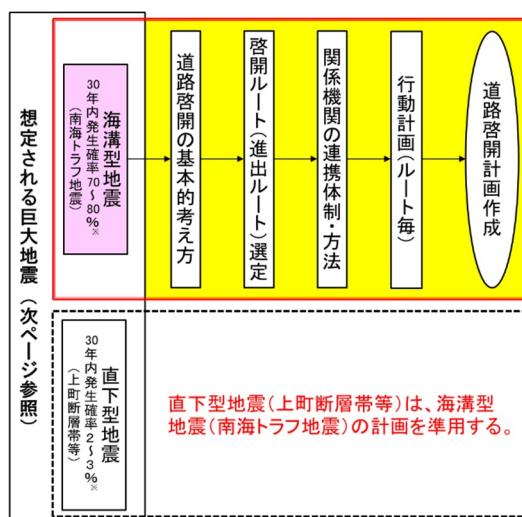
本計画は、南海トラフ地震発生を想定し、大阪府域において震度6弱以上を観測した場合、または大津波警報が発表された場合に運用する。

また、上記の運用基準は、直下型地震（上町断層帯等）の場合も準用する。ただし、被害想定や道路啓開ルートについては、直下型地震（上町断層帯等）の特性を踏まえ個別に検討するものとする。

なお、本計画の停止基準としては、大阪府の災害対策本部の廃止基準に準じる。

※ただし、大阪府域において道路啓開がすべて完了した場合は、大阪府庁に設置した道路情報連絡室を一時的に解散する場合がある。

（理由）人命救助の「72時間の壁」を意識して、緊急輸送道路等の道路啓開を完了させることを目標としているが、引き続き断続的に発生する地震等により、救助・救援ルートを確保する必要があることを想定し、大阪府の災害対策本部が閉鎖されるまでとした。



※ 地震発生確率値の留意点

想定した次の地震が起きないかぎり、年数経過とともに地震発生確率値は増加していきます。（過去の活動記録が不明なため、年数経過によらず地震発生確率値が変わらない統計処理を行っている場合もあります）

過去の地震活動の時期や発生間隔は、幅を持って推定せざるを得ない場合が多いため、地震発生確率値は不確定さを含んでいます。また、新たな知見が得られた場合には、地震発生確率値は変わることがあります。

活断層で起きる地震は、発生間隔が数千年程度と長いため、30年程度の間の地震発生確率値は大きな値とはなりません。例えば、兵庫県南部地震の発生直前の確率値を求めてみると0.02～8%でした。地震発生確率値が小さいように見えても、決して地震が発生しないことを意味してはいません。

出典：地震調査研究推進本部ホームページ

図 2-1 想定される巨大地震と計画策定の取り組み

■参考■ 近畿地方で想定される巨大地震の発生確率

■海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日：平成30年1月1日）

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率（※1）			地震後経過率	平均発生間隔（上段） 最新発生時期（下段）
		10年以内	30年以内	50年以内		
南海トラフ	8.0～9.0 クラス	30%程度	70%～80%	90%程度 もしくは それ以上	0.82	次回までの標準的な値（※2）88.2年 72.0年前

※1：基準日を元に更新過程を適用。

※2：過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていないため、平成25年5月に公表した長期評価（第二版）では、前回の長期評価を踏襲し時間予測モデルを採用した。前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔は、時間予測モデルから推定された88.2年を用いた。また、地震の発生間隔の確率分布はBPT（Brownian Passage Time）分布に従うと仮定して計算を行った。

■大阪府域に位置する主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日：平成30年1月1日）

断層帯名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率（※1）			地震後経過率（※2）	平均発生間隔（上段） 最新発生時期（下段）
		30年以内	50年以内	100年以内		
有馬一高槻断層帯	7.5程度 (7.5±0.5)	ほぼ0% ～0.03%	ほぼ0% ～0.08%	ほぼ0% ～0.4%	0.2 -0.4	1,000年～2,000年 1596年慶長伏見地震
生駒断層帯	7.0～7.5程度	ほぼ0% ～0.2%	ほぼ0% ～0.3%	ほぼ0% ～0.6%	0.2 -0.5	3,000年～6,000年 400年頃以後～1,000年頃以前
三峠・京都西山断層帯 (上林川断層)	7.2程度	不明 (※3)	不明 (※3)	不明 (※3)	不明 (※3)	不明 不明
三峠・京都西山断層帯 (三峠断層)（※4）	7.2程度	0.4% ～0.6%	0.7% ～1%	1% ～2%	不明	5,000年～7,000年程度 3世紀以前
三峠・京都西山断層帯 (京都西山断層帯)	7.5程度	ほぼ0% ～0.8%	ほぼ0% ～1%	ほぼ0% ～3%	0.3 -0.7	約3,500年～5,600年 約2,400年前～2世紀
六甲・淡路断層帯 (主部/六甲山地南縁～淡路島東岸区間)	7.9程度	ほぼ0% ～1%	ほぼ0% ～2%	ほぼ0% ～6%	0.1 -0.6	900年～2,800年程度 16世紀
六甲・淡路断層帯 (主部/淡路島請願区間)	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.009 -0.01	1,800年～2,500年程度 1995年兵庫県南部地震
六甲・淡路断層帯 (先山断層帯)	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.04 -0.2	5,000年～10,000年程度 11世紀～17世紀初頭
上町断層帯	7.5程度	2% ～3%	3% ～5%	6% ～10%	1.1 -2より大	8,000年程度 約28,000～約9,000年前
大阪湾断層帯	7.5程度	0.004%以下	0.008%以下	0.02%以下	0.4以下	約3,000年～7,000年 9世紀以降

※1：確率値は有効数字1桁で記述している。ただし、30年確率が10%台の場合は2桁で記述する。また「ほぼ0%」とあるのは、10-3%未満の確率値を表す。

※2：最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。値は0.1単位で記述し、0.1未満の場合は有効数字1桁で記述している。また「ほぼ0」とあるのは、10-3未満の値を表す。

※3：平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率及び地震後経過率を求めることがない。

※4：最新活動の時期が特定できていないため、通常の活断層評価で用いている計算方法（地震の発生確率が時間とともに変動するモデル：BPT分布モデル）ではなく、地震発生確率が時間的に不变とした考え方（ポアソン過程）により長期確率を求めている。同じ理由から、地震後経過率も求められない。

出典：地震調査研究推進本部ホームページ

2.2 南海トラフ地震の概要

「南海トラフ地震」とは、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう^{※1}。

また、内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会（座長：阿部勝征東京大学名誉教授）」で想定された南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものを「南海トラフ巨大地震」という^{※2}。

なお、「南海トラフ」とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域をいう^{※1}。

南海トラフ地震が発生すると、大阪府内で震度5~6強の強い揺れが発生し^{※3}、地震発生から約60分で4mの津波が岬町、約110分で大阪市に到達する^{※4}と想定されている。

表 2-1 想定地震^{※5、6、7}

想定地震モデル	① 3連動地震 中央防災会議 (H15)	② 南海トラフ巨大地震	
		内閣府 (H24)	大阪府 (H25)
地震の規模 (モーメントマグニチュード)	Mw8.7	Mw9.1	Mw9.0
震源断層の位置	南海トラフ (静岡県～高知県)	南海トラフ (静岡県～宮崎県)	南海トラフ (静岡県～宮崎県)

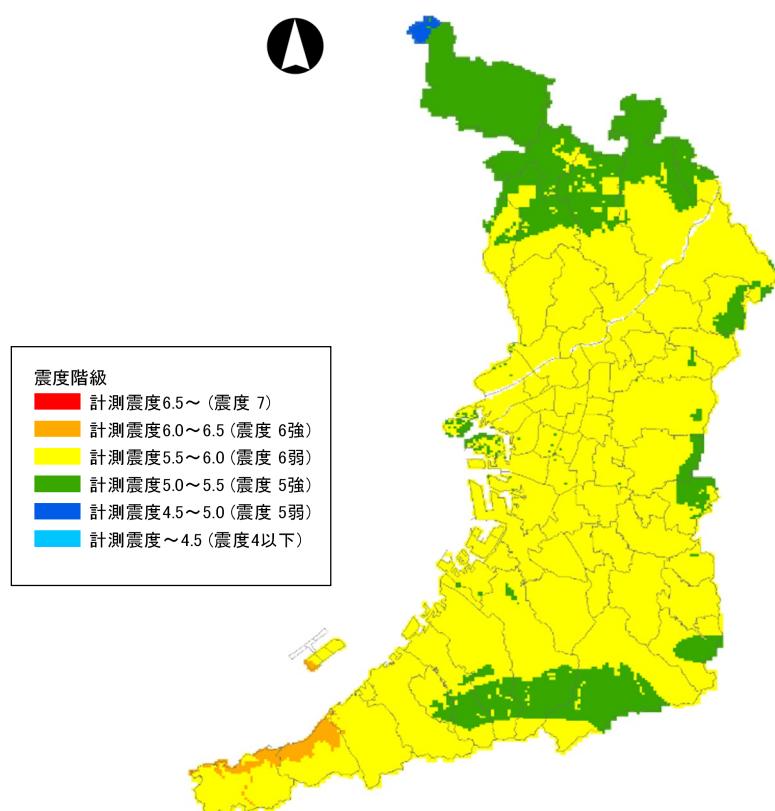


図 2-2 地震の規模がMw9.0の南海トラフ地震の震度分布^{※3}

表 2-2 大阪府内の被害想定^{※3}

項目	被害想定	
人的被害（死者）	13.4万人（津波の早期避難率が低い場合）	
	0.9万人（津波の避難が迅速な場合）	
建物被害（全壊）	17.9万棟	
ライフライン	停電	234万軒
	ガス供給停止	115万戸
	電話不通	142万加入者
	水道断水	832万人
経済被害	資産等の被害額	23.2兆円
	生産・サービス低下	5.6兆円

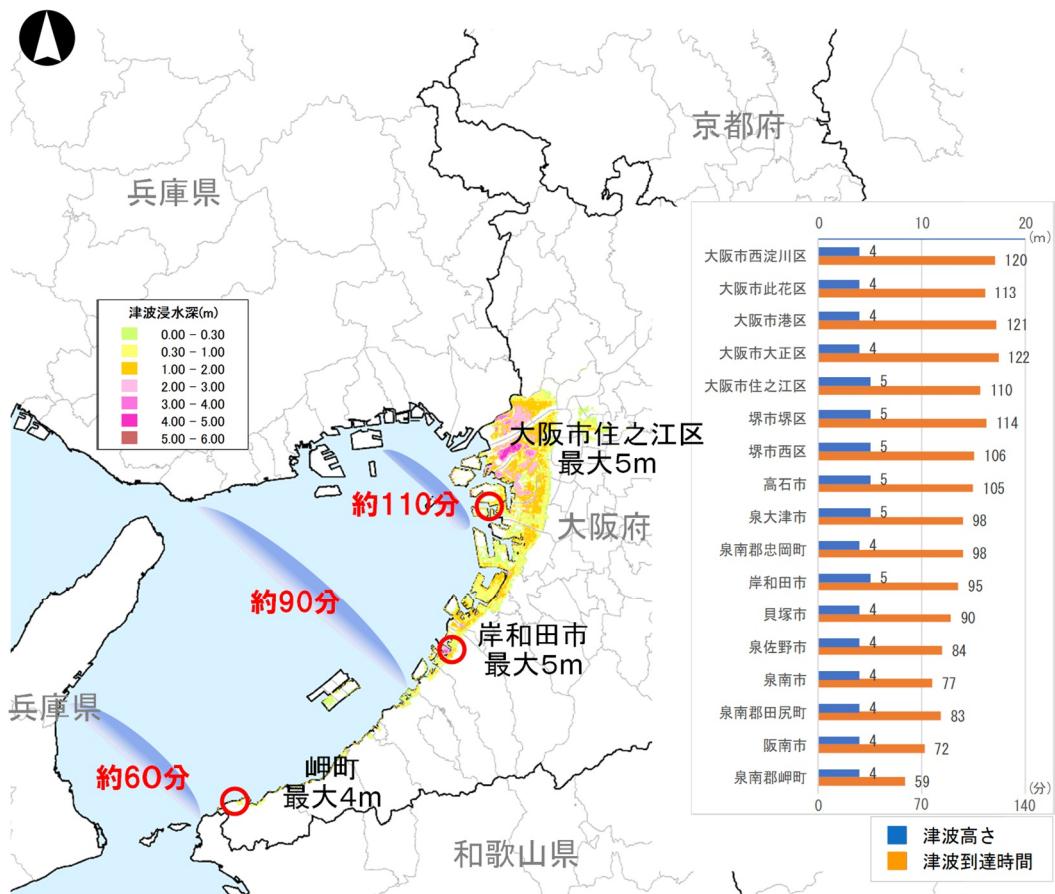


図 2-3 南海トラフ地震の津波高さ、津波到達時間、津波浸水想定^{※4}

出典：※1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号、平成30年5月18日公布（平成30年法律第23号）改正）第二条

※2 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成29年6月23日、中央防災会議幹事会）」

※3 「大阪府 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」

※4 内閣府 中央防災会議防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ

※5 東南海、南海地震等に関する専門調査会「東南海、南海地震に関する報告」（平成15年12月、内閣府）

※6 南海トラフの巨大地震モデル検討会「第二次報告」（平成24年8月、内閣府）

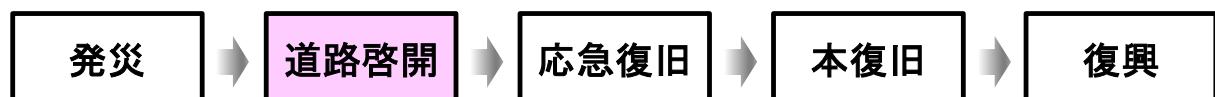
※7 第3回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成25年8月8日、大阪府）

3 道路啓開の基本的な考え方

3.1 道路啓開とは

道路啓開とは、災害による道路損傷、倒壊物等の瓦礫、放置車両などの交通障害物により通行不能となった道路を、緊急車両等の通行のため1車線だけでも通れるよう、早急に必要最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることをいう。

これにより、救助、救援、物資輸送等の骨格となる路線の緊急輸送機能が回復し、緊急車両の通行が可能となるため、大規模災害では、応急復旧の前に救援ルートを確保する道路啓開が必要となる。



出典：国土交通省ホームページ

図 3-1 道路啓開の位置づけ～発災から復興までのフロー

人命救助で生存率が大きく変化する時間は3日間とされ、一般的に『72時間の壁』と言われている。この時間までに迅速な道路啓開できるかどうかが人命救助に直結することとなる。

東日本大震災では、「くしの歯」として集約した16ルートに対して集中的に点検・調査を実施し、道路啓開を優先した。

首都直下地震道路啓開計画では、地震発生の際、都心に向けた八方向（八方位）毎に優先啓開ルートを設定し、一斉に道路啓開を進行する「八方向作戦」を実施することとしている。



被災状況



道路啓開後

出典：国土交通省ホームページ

写真 3-1 東日本大震災における道路啓開（国道45号岩手県宮古市田老地区）

道路施設にかかる主な被害として、①瓦礫等（津波堆積物、災害廃棄物）、②放置車両、③橋台背面の段差が想定されるため、道路啓開においては、緊急車両が通行できるよう、瓦礫は道路脇への山積み、橋台背面段差は土のう、敷鉄板で養生するなどの簡易的な応急処置で障害を解消することで、迂回路も含め一車線を確保し、所々に待避所（すれ違いできる所）を確保する。中央分離帯がある場合は上下1車線を確保する。

大阪府域では、重点14路線※の道路啓開作業については、あらかじめ各建設業協会の意見とともに、啓開担当業者及び各業者の担当区間を設定する。

なお、倒壊電柱がある場合、NTT（通信）、関西電力送配電（電力）と連携し除去作業を実施する。



写真 3-2 倒壊建物等の瓦礫



写真 3-3 車両移動

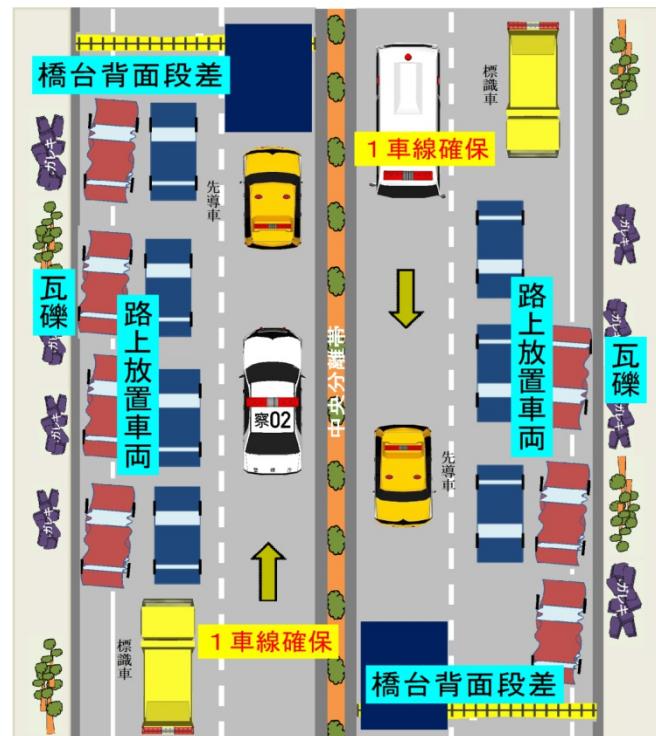


図 3-2 道路啓開イメージ

※重点14路線の定義

大阪府地域防災計画で定める広域緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両等の通行を最優先で確保するための道路のこと

3.2 最優先で啓開するルート

広域緊急交通路（自動車専用道路、重点 14 路線）及び中央防災会議幹事会選定の緊急輸送ルートを、最優先で啓開し確保する路線として設定する。

発災時には、被害の全容把握に時間を要することが予想される。それでも、あらかじめ選定した必要最低限の啓開ルートについては、他の道路に優先して通行可否情報（通行不可の場合における迂回ルート情報を含む）を遅滞なく集約し、関係機関間で速やかに情報共有を行うとともに、早期に通行確保を行うことが必要である。

なお、発災時に実際に活動を展開するにあたっては、刻々と変化する道路管理者や各施設管理者からの被災情報・通行可否情報等を踏まえ、ルートの見直しなど、柔軟に対応することが必要となる。

広域緊急交通路^{*1}（図 3-3、図 3-7 参照）

災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、大阪府により府警及び道路管理者と協議し選定されたもの。自動車専用道路、重点 14 路線、その他路線が設定されている。

重点 14 路線は府県間を結ぶ重要な道路などを指定。

緊急輸送ルート^{*2}（図 3-7 参照）

被害が甚大な地域に到達し、活動するための必要最低限のルートとして中央防災会議幹事会で選定されたもの。

都道府県地域防災計画で定める緊急輸送道路を踏まえ、国土の骨格をなす幹線道路である高速道路、直轄国道を中心に全国から広域応援部隊や緊急物資輸送車両の広域的な移動を確保するとともに、甚大な地震・津波被害が見込まれる区域及び防災拠点に到達し、活動を確保するために、必要に応じて都道府県等が管理する道路も含め、選定したネットワーク。広域移動ルート（高速道路、直轄国道）、被災地内ルート（甚大な被害が想定される地域内のルート）、代替ルート、拠点接続ルート（航空搬送拠点、製油所との接続ルート）からなる。

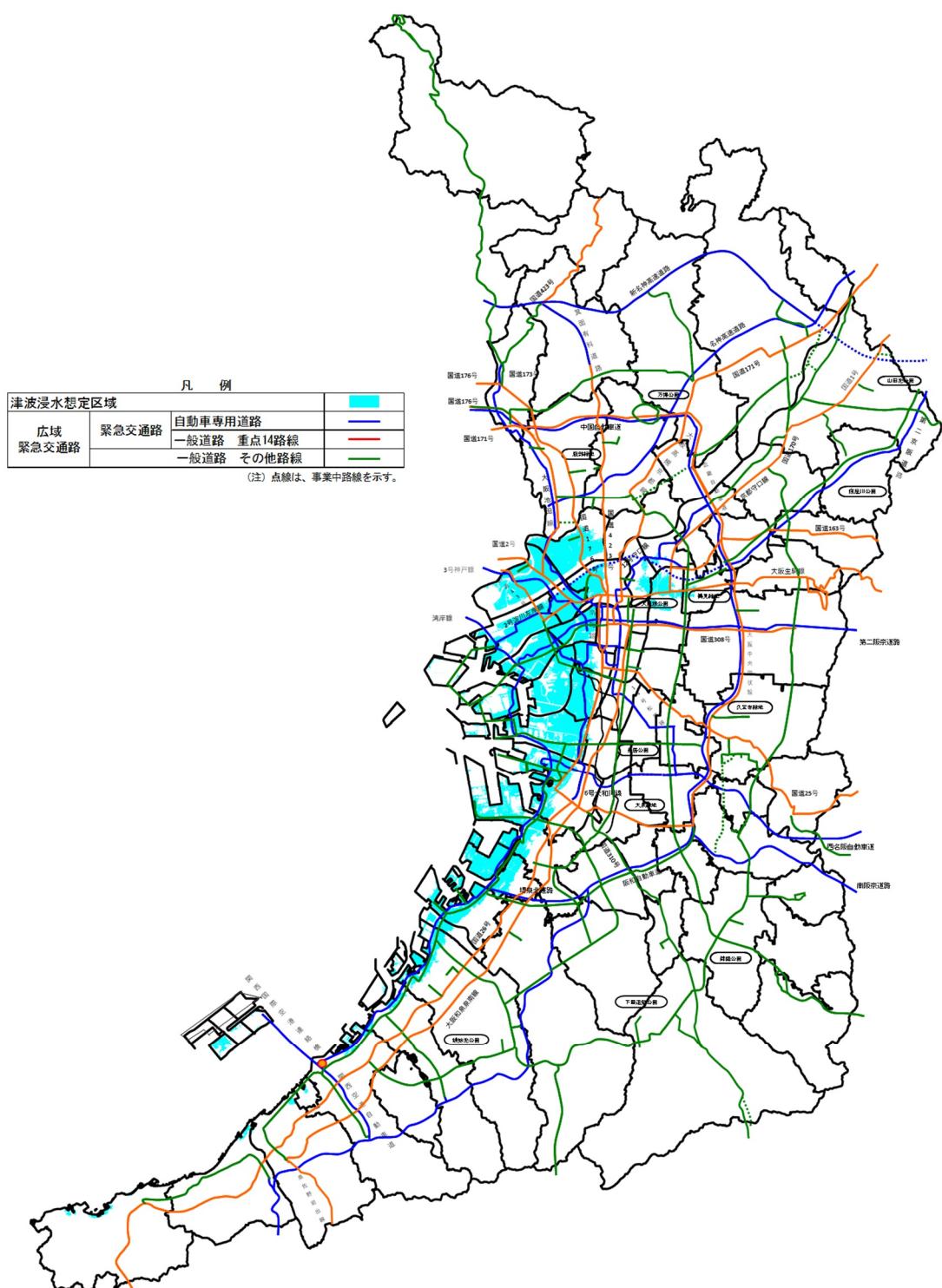
なお、緊急輸送ルートは概ね 24 時間以内に啓開することとなっている。

※1 広域緊急交通路の定義

- ・府県間を連絡する主要な道路
- ・府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地等を連絡する主要な道路及び接続道路
- ・各府民センタービル、市町村庁舎等、市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路及び接続道路
- ・津波による沿岸部の被災を考慮した、内陸部から沿岸部への櫛の歯型のアクセス道路

※2 緊急輸送ルートの定義

全国からの応援部隊や緊急物資輸送車両等の広域的な移動を確保するとともに、甚大な地震・津波被害が見込まれる地域及び防災拠点に到達し、活動を確保するために、都道府県地域防災計画で定める緊急輸送道路を踏まえ、国土の骨格をなす幹線道路である高速道路、主要国道を中心に必要に応じて都道府県等が管理する道路も含め、選定したネットワークのこと



出典：「大阪府地域防災計画 関連資料集（令和6年6月修正）（大阪府）」に加筆

図 3-3 大阪府の広域緊急交通路

表 3-1 広域緊急交通路（自動車専用道路）

令和 6 年 6 月

No	路線名称	区間
1	名神高速道路	全線
2	新名神高速道路	全線
3	近畿自動車道	全線
4	西名阪自動車道	全線
5	阪和自動車道	全線
6	中国自動車道	全線
7	関西空港自動車道	全線
8	阪神高速 1 号 環状線	全線
9	阪神高速 2 号 淀川左岸線	全線
10	阪神高速 3 号 神戸線	全線
11	阪神高速 4 号 湾岸線	全線
12	阪神高速 5 号 湾岸線	全線
13	阪神高速 6 号 大和川線	全線
14	阪神高速 11 号 池田線	全線
15	阪神高速 12 号 守口線	全線
16	阪神高速 13 号 東大阪線	全線
17	阪神高速 14 号 松原線	全線
18	阪神高速 15 号 堺線	全線
19	阪神高速 16 号 大阪港線	全線
20	阪神高速 17 号 西大阪線	全線
21	堺泉北道路	全線
22	第二阪奈道路	全線
23	関西国際空港連絡橋	全線
24	箕面有料道路	全線
25	第二京阪道路	全線
26	南阪奈道路	全線

出典：「大阪府地域防災計画 関連資料集（令和 6 年 6 月修正）（大阪府）」を編集

表 3-2 広域緊急交通路（一般道路）

令和 6 年 6 月

No	路線名称	区間	重点 14 路線の指定区間※1
1	1 号	京都府境（枚方市）～梅田新道	○京都府境～中振南(9.7km) ○大日～梅田新道(11km)
		門真 JCT～京都府境（枚方市）	注) 第 2 京阪道路側道（門真 JCT～京都府境）は含まない
2	2 号	兵庫県境（大阪市）～梅田新道	●同左
3	25 号	奈良県境（柏原市）～梅田新道	●同左
4	26 号	和歌山県境（岬町）～大国町（R25）	●同左
5	43 号	兵庫県境～花園北（R26）	○兵庫県境～梅香(3.9km)
6	163 号	奈良県境（四條畷市）～関目 5（R1）	●同左
7	165 号	奈良県境～国分本町 4（R25・柏原市）	
8	171 号	京都府境（高槻市）～兵庫県境（池田市）	○京都府境～畠田(13.7km) ○兵庫県境～新開橋(0.1km)
9	176 号	兵庫県境（池田市）～梅田新道	●同左
		兵庫県境（池田市）～豊島南 1 丁目・豊島南 1 丁目東（池田市）	
10	481 号	空連道臨海南～上之郷 IC 前（泉佐野市）	
11	170 号	八丁畷（高槻市）～上瓦屋（泉佐野市）	○中振南～石津元町(2.4km)
12	173 号	兵庫県境（能勢町）～西本町（R176・池田市）	
13	307 号	京都府境～池之宮北（R1・枚方市）	
14	308 号	深江橋～被服団地前（R170・東大阪市）	●同左
15	309 号	奈良県境（千早赤阪村）～瓜破	
16	310 号	安井町（堺市）～七ツ辻（R170・河内長野市）	○北丸保園～安井町(1.4km)
17	371 号	和歌山県境～七ツ辻（R170・河内長野市）	
		石仏北～上原町	
18	423 号	京都府境（豊能町）～木部（R173・池田市）	○京都府境～箕面有料道路(9.4km)
		白鳥 2（箕面有料道路）～梅新東	●同左
19	479 号	稻津町（R176・豊中市）～瓜破	
20	(主) 大阪高槻京都線	畠田（R171・茨木市）～南森町	●同左
21	(主) (新) 大阪高槻京都線	北大阪流通センター（大阪中央環状線・摂津市）～辻子（R170・高槻市）	
22	(主) 京都守口線	石津元町～大日	●同左
		桜町（R170）～京都府境	
23	(主) 大阪和泉泉南線	泉南 I.C 北（泉佐野岩出線・泉南市）～東天満	○泉南 I.C 北～谷町 4 (46.9km)
24	(主) 大阪中央環状線 堺羽曳野線（大阪中央環状線）	新開橋付近（R171・池田市）～北丸保園付近（R310・堺市）	●同左
25	(主) 大阪生駒線	奈良県境（四條畷市）～蒲生 4	●同左
26	(主) 泉大津美原線	助松橋（泉大津市）～美原ロータリー（美原町）	
27	(主) 大阪池田線	豊島南 1（R176・池田市）～歌島橋	●同左
28	(主) 大阪臨海線	住之江公園前～空連道臨海北	

※1 重点 14 路線の指定区間 ●：全区間、○：一部区間

出典：「大阪府地域防災計画 関連資料集（令和 6 年 6 月修正）（大阪府）」を編集

No	路線名称	区間	重点 14 路線の指定区間※1
29	(主) 泉佐野岩出線	和歌山県境（泉南市）～泉南 I.C 北（大阪和泉泉南線）	●同左
	(主) 泉佐野岩出線	空連道臨海南～泉南 I.C 北	
30	172号	大阪港（咲洲トンネル入口）～川口1	
31	168号	天の川（R1・枚方市）～私部西3（交野市）	
32	170号（旧）	中垣内（大東市）～寺川（大東市）	○中垣内～寺川（0.8km）
		天野山金剛寺前（河内長野市）～（府）大野天野線	
33	480号	大野北（R170・和泉市）～和歌山県境（和泉市）	
34	(主) 茨木摂津線	万博公園外周・みのり橋南（吹田市）～阪大病院前（茨木市）	
	(主) 茨木摂津線 ((都) 大岩線)	(主) 茨木亀岡線～（新名神）茨木千提寺 IC	
35	(主) 大阪港八尾線	八尾土木事務所～神武町（中環・八尾市）	
36	(主) 旧中央環状線	太子堂（R25・八尾市）～八尾空港（中部広域防災拠点）	
37	(府) 八尾道明寺線	柏原高校北（R170・柏原市）～八尾市道木ノ本田井中線・大正第434号線	
38	(主) 大阪伊丹線	中津浜（R176）～淨正橋（R2）	
39	(主) 大阪高石線	R26～北川掘交差点（R25）	
40	大阪市道赤川四天王寺線	北川掘交差点（R25）～大阪府庁	
41	(主) 岸和田牛滝山貝塚線	木積南（阪和自動車道・貝塚市）～脇浜（大阪臨海線・貝塚市）	
		積川神社南（R170）～木材町（大阪臨海線・岸和田市）	
42	(主) 築港深江線（市）	深江橋～川口1	○深江橋～船場中央3（5.3km）
43	(府) 恵美須南森町線	久太郎町1～南森町	●同左
44	(市) 南北線	元町2～桜橋	●同左
45	(主) 福島桜島線（市）	ユニバーサルスタジオ西～野田阪神前（R2）	○梅香（R43）～野田阪神前（R2）2.2km
46	(主) 浜口南港線（市）	浜口（R26）～大阪南港	
47	(府) 枚方茨木線	池之宮北（R1）～関西医大枚方病院	
48	(府) 西宮豊中線	上津島（大阪池田線）～稻津町（R176・豊中市）	
49	(府) 豊中摂津線	南千里駅前（吹田市道桃山台41号線）～佐竹台2（南千里茨木停車場線）	
50	(府) 大阪枚岡奈良線	谷町9（大阪和泉泉南線）～大阪赤十字病院	
51	(市) 大阪環状線	天神橋6（大阪高槻京都線）～大阪市立総合医療センター	
52	(府) 住吉八尾線	瓜破北～長吉長原東（中環）	
53	(市) 今宮平野線	あべの近鉄前～花園北（R26）	
54	(市) 平野区第1449号線	瓜破～瓜破北	
55	(主) 美原太子線	粟ヶ池大橋西（R170・富田林市）～太子町交番前（R166・太子町）	
56	(主) 堺狭山線	臨港石津町（大阪臨海線）～竹原大橋（堺市）	
57	(主) 富田林泉大津線	竹原大橋～室堂町北	

※1 重点 14 路線の指定区間 ●：全区間、○：一部区間

出典：「大阪府地域防災計画 関連資料集（令和6年6月修正）（大阪府）」を編集

No	路線名称	区間	重点 14 路線の指定区間※1
58	府臨港道路汐見線	堺泉北港	
59	(主) 堀かつらぎ線	富田林泉大津線 (R170) ~大阪高石線	
60	(府) 三林岡山線	フタツ池 (岸和田牛滝山貝塚線) ~室堂町北 (R480・和泉市)	
61	(府) 春木岸和田線	岸和田和泉インター西~岸和田和泉 IC 交流センター東 (R170・岸和田市) ~蜻蛉池公園	
62	東鳥取南海線	桜ヶ丘 (R26・阪南市) ~阪南 IC	
63	(主) 大阪国際空港線	空港前 (大阪池田線) ~大阪国際空港 (豊中市)	
64	(府) 南千里茨木停車場線	日本庭園前 (茨木摂津線) ~北部広域防災拠点 (吹田市) 佐竹台 2 (豊中摂津線) ~済生会千里病院 (吹田市)	
65	(市) 八尾市道	木本 (大阪中央環状線) ~府道八尾道明寺線	
66	堺市道	築港八幡町~国道 26 号	
67	臨港道路堺北 1 号線・2 号線	堺泉北港堺 2 区基幹的広域防災拠点~築港八幡町 (R26・堺市)	
68	豊中市道服部緑地第 2 号線・緑地北側線	春日 1 丁目南 (R423) ~服部緑地前 (豊中市)	
69	熊野大阪線	服部緑地前~新宮橋西 (豊中市) 藏人町 (R479 吹田市) ~榎橋防災船着場	
70	豊中市道曾根服部緑地線	曾根 (R176) ~みどり橋 (豊中市)	
71	八尾茨木線	鶴見緑地 (浜 5 ・ 大阪市) ~稗島 (大阪中央環状線)	
72	鶴見区第 9001 号線	鶴見 5 (R479) ~鶴見緑地 (浜 5 ・ 大阪市)	
73	杉田口禁野線	出屋敷 (R1・枚方市) ~山田池公園 (枚方市)	
74	枚方藤阪線	山田池公園~国道田口南 (R1・枚方市)	
75	伯太町 2 号線	伯太 (大阪和泉泉南線) ~自衛隊 信太山駐屯地	
76	伏見柳谷高槻線	八丁畷 (R171・高槻市) ~大阪医科大学附属病院 高槻 I.C~梶原 6 (高槻市)	
77	(市) 金剛泉北線・狭山河内長野線	茱萸木南 (R310・大阪狭山市) ~近畿大学病院	
78	(市) 毘沙門池北側線	上町 9 ~大阪警察病院	
79	(市) 郡戸古市線	軽里北 (R170) ~府立呼吸器アレルギー医療センター	
80	(市) 寿 3 号線	昭和町 1 (R170・富田林市) ~南河内府民センター	
81	岸和田港塔原線	府立和泉高校東 (R26・岸和田市) ~泉南府民センター	
82	(市) 臨港道路	咲洲トンネル ユニバーサルスタジオ西~南港東 2 南港東 2 ~かもめ大橋東詰	

※1 重点 14 路線の指定区間 ● : 全区間、○ : 一部区間

出典：「大阪府地域防災計画 関連資料集（令和 6 年 6 月修正）（大阪府）」を編集

No	路線名称	区間	重点 14 路線の指定区間※1
83	(市) 稲田本庄線	トラックターミナル入口西(中央環状線)～トラックターミナル	
84	(市) 神崎川左岸線	国道176号～三国防災船着場	
85	臨港道路小松線・助松線	泉北5区(大阪臨海線・泉大津市)～堺泉北港助松岸壁	
86	(市) 臨港1号線	築港新町～浜寺石津町(大阪臨海線)	
87	(府) 和氣岸和田線	荒木町西(春木大町線)～岸和田徳洲会病院	
88	(府) 春木大町線	荒木町(R26・岸和田市)～荒木町西(和氣岸和田線)	
89	(府) 大野天野線	170号(旧)(天野町・河内長野市)～(市)門前下里1号線	
90	(市) 桃山台41号線	桃山台駅西(R423)～南千里駅前(豊中摂津線)	
91	(町) 六枚橋太子線	叡福寺東交差点～六枚橋(R166)	
92	166号	太子町交番前～六枚橋	
93	(町) 太子中央線	叡福寺東～太子町東	
94	(府) 富田林五条線	神山南交差点～森屋交差点	
95	(村) 森屋水分神社線	森屋交差点～R309	
96	(主) 茨木龜岡線	国道171号(西河原西交差)～(主)茨木摂津線((都)大岩線)	
97	(府) 和歌山阪南線	阪南市自然田～岬町淡輪	
98	(市) 天野山日野線	R170号(天野町・河内長野市)～(市)門前下里線	
99	(市) 門前下里1号線	(府)大野天野線(天野町・河内長野市)～(市)門前下里線	
100	(市) 門前下里線	(市)門前下里1号線(下里町・河内長野市)～(市)下里大野線	
101	(市) 下里大野線	(市)門前下里線(下里長・河内長野市)～下里運動公園	

※1 重点 14 路線の指定区間 ●：全区間、○：一部区間

出典：「大阪府地域防災計画 関連資料集（令和6年6月修正）（大阪府）」を編集

3.3 最優先で啓開するルートからのアクセスルートを啓開すべき主要拠点

中央防災会議幹事会で定められた基幹的広域防災拠点や製油所・油槽所、大阪府地域防災計画で定められた広域防災拠点、後方支援活動拠点、災害拠点病院及び特定診療災害医療センターを拠点と設定する。

最優先で啓開するルートから災害発生時の応急対応や復旧・復興の円滑な実施を支えるための主要拠点へのアクセスルートを啓開することが必要である。主要拠点は、中央防災会議幹事会で定められた基幹的広域防災拠点や、大阪府地域防災計画で定められた広域防災拠点、後方支援活動拠点、災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）、特定診療災害医療センター（計4箇所）及び製油所・油槽所（計3箇所）を設定する。

特に、広域防災拠点・後方支援活動拠点は、自衛隊・警察・消防等の活動拠点としての役割を担っており、応急対策全般の迅速かつ的確な実施に向け早期の機能確保が望まれることから、当該拠点のアクセスルートの啓開作業を優先的に実施する必要がある。また、道路の大規模被災（落橋等）により、陸路からのアクセスに時間を要し、早期（72時間以内）の復旧が困難な場合においては、空路・海路からのアクセスも想定したルートの確保が重要となる。

空路からのアクセスに関し、大阪府地域防災計画では、大阪中部広域防災拠点（八尾空港周辺）が自衛隊の航空支援基盤として指定されており、人員・資機材の投入の実施のため、円滑な啓開作業の実施が望まれる。また、海路からの啓開対応重機の搬入等が見込まれる地点として、令和6年能登半島地震の事例^{※1}を踏まえ、表3-6に示す耐震強化岸壁（計9箇所）^{※2}及び表3-7に示す砂浜（計2箇所）^{※3}を候補とする。

なお、表3-6及び表3-7に示す候補地点の実際の使用可否は、今後、施設管理者等との調整により精査する必要がある。

※1 陸路での進入が困難な地点の孤立解消等の対応にて、海上自衛隊が保有するLCAC（エアクッション艇）を用い、海路からの重機運搬を実施（砂浜に着岸し、重機の荷下ろしを実施）。

※2 大阪府「広域的支援部隊受入計画（第8版）」（令和6年6月）にて、海上部隊の集結場所候補地として指定される9箇所

※3 大阪府「大阪湾沿岸海岸保全基本計画」（令和3年9月）にて、「海岸タイプ」が「砂浜」に該当する2箇所

表 3-3 抱点の分類

広域防災抱点	基幹的広域防災抱点	中央防災会議幹事会において定められた、国が運用し広域的な緊急物資や、復旧資機材の輸送に当たり中心的役割を果たす抱点施設
	広域防災抱点	<p>大規模災害時における迅速かつ的確な応急対策の実施のために、広域防災抱点が次の機能を発揮するよう施設の適切な管理・運営に努める 【機能】</p> <p>(1) 府の備蓄抱点、物資集積・輸送抱点</p> <p>(2) 航空機を活用した物資輸送抱点</p> <p>(災害時用臨時ヘリポートとして利用)</p> <p>(3) 消防、警察、自衛隊各機関の活動抱点</p>
後方支援活動抱点		自衛隊、消防、警察等、広域的支援部隊の活動抱点
災害抱点病院		重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患者搬送への対応機能をもつ抱点施設
特定診療災害医療センター		大阪府地域防災計画で設定
製油所・油槽所		災害応急対策活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保するため、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（中央防災会議幹事会）で設定

表 3-4 抱点一覧 (1/2)

抱点No	抱 点	分 類	備 考
1	堺泉北港堺 2 区	基幹的広域防災抱点	
2	大阪北部	広域防災抱点	自衛隊使用候補地
3	大阪中部（八尾空港周辺）	広域防災抱点	自衛隊使用候補地 (航空支援基盤「展開地」として使用)
4	大阪南部（りんくうタウン）	広域防災抱点	自衛隊使用候補地
5	日本万国博覧会記念公園	後方支援活動抱点	自衛隊使用候補地 (うち 2.6ha 使用)
6	服部緑地	後方支援活動抱点	自衛隊使用候補地 (うち 2.1ha 使用)
7	大阪城公園	後方支援活動抱点	自衛隊使用候補地 (うち太陽の広場 2.0ha 使用)
8	鶴見緑地	後方支援活動抱点	自衛隊使用候補地 (うち中央第 1 駐車場 2.1ha 使用)
9	長居公園	後方支援活動抱点	自衛隊使用候補地 (うち郷土の森・陸上競技場周辺 5.9ha 使用)

出典：南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(令和 5 年 5 月 23 日)(中央防災会議幹事会)

大阪府地域防災計画 関連資料集（令和 6 年 6 月修正）（大阪府）

広域的支援部隊受入計画（第 8 版）（令和 6 年 6 月）（大阪府）

表 3-5 拠点一覧 (2/2)

拠点 No	拠 点	分 類	備 考
10	寝屋川公園	後方支援活動拠点	自衛隊使用候補地 (うち陸上競技場 1.9ha 使用)
11	久宝寺緑地	後方支援活動拠点	自衛隊使用候補地 (うち陸上競技場 2.1ha 使用)
12	山田池公園	後方支援活動拠点	自衛隊使用候補地 (うち芝生広場・自由広場 4.9ha 使用)
13	大泉緑地	後方支援活動拠点	自衛隊使用候補地 (うち球技広場 1.9ha 使用)
14	錦織公園	後方支援活動拠点	
15	蜻蛉池公園	後方支援活動拠点	自衛隊使用候補地 (うち大芝生広場 2.0ha 使用)
16	下里運動公園	後方支援活動拠点	自衛隊使用候補地 (うち人工芝球技場 1.0ha、 北側グラウンド 1.0ha 使用)
17	大阪府立急性期・総合医療センター	基幹災害拠点病院	
18	大阪市立総合医療センター	地域災害拠点病院	
19	独立行政法人国立病院機構大阪医療セン ター	地域災害拠点病院	
20	大阪赤十字病院	地域災害拠点病院	
21	大阪公立大学医学部附属病院	地域災害拠点病院	
22	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会千里病院	地域災害拠点病院	
23	大阪大学医学部附属病院	地域災害拠点病院	
24	大阪医科大学附属病院	地域災害拠点病院	
25	関西医科大学附属病院	地域災害拠点病院	
26	関西医科大学総合医療センター	地域災害拠点病院	
27	大阪府立中河内救命救急センター	地域災害拠点病院	
28	市立東大阪医療センター	地域災害拠点病院	
29	学校法人近畿大学医学部附属病院	地域災害拠点病院	
30	堺市立総合医療センター	地域災害拠点病院	
31	りんくう総合医療センター(大阪府泉州救 命救急センター)	地域災害拠点病院	
32	大阪警察病院	地域災害拠点病院	
33	多根総合病院	地域災害拠点病院	
34	岸和田徳洲会病院	地域災害拠点病院	
35	大阪国際がんセンター	特定診療災害医療センター	
36	大阪精神医療センター	特定診療災害医療センター	
37	大阪はびきの医療センター	特定診療災害医療センター	
38	大阪母子医療センター	特定診療災害医療センター	
39	出光岸和田油槽所	製油所・油槽所	
40	JXTG 堺製油所	製油所・油槽所	
41	コスモ堺製油所	製油所・油槽所	

出典：南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(令和5年5月23日)(中央防災会議幹事会)

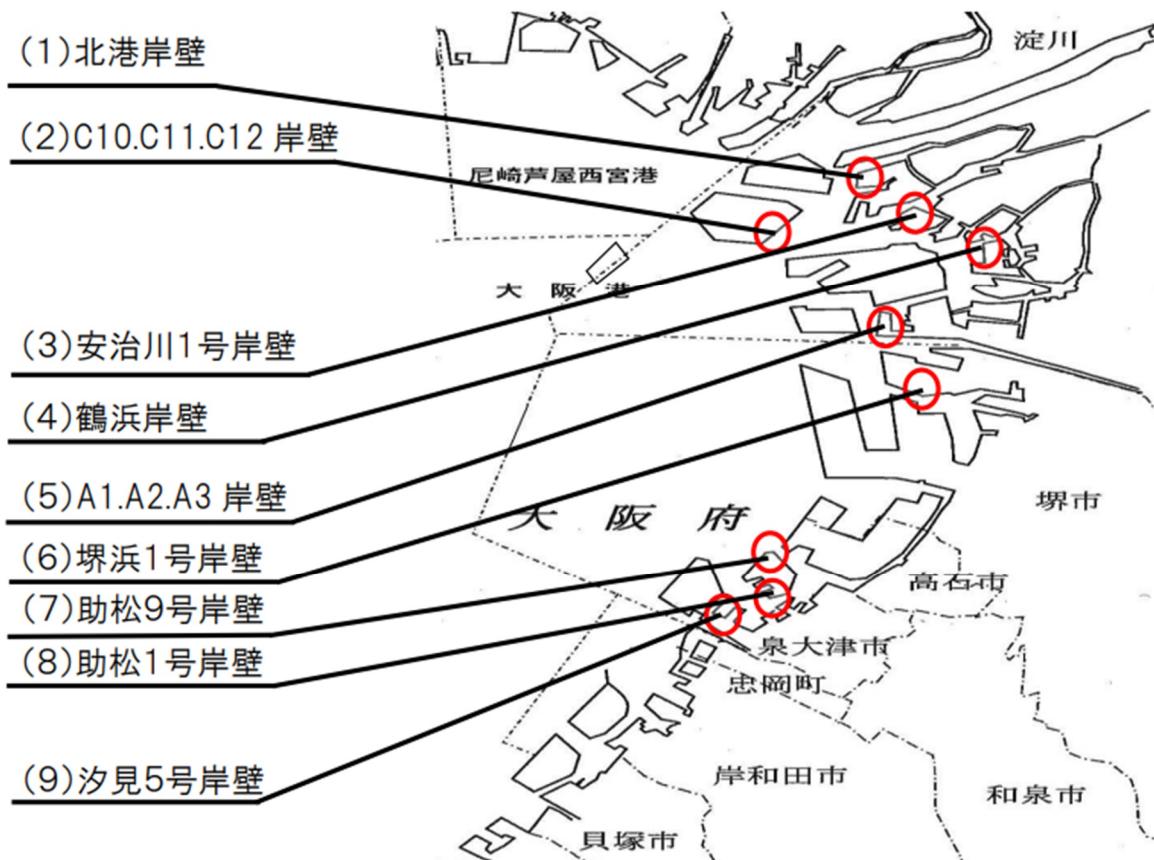
大阪府地域防災計画 関連資料集(令和6年6月修正) (大阪府)

広域的支援部隊受入計画(第8版) (令和6年6月) (大阪府)

表 3-6 大阪府内の耐震バース（海上部隊の集結場所候補地）

No	管 轄	地 区	埠 頭 名	水 深	バース数	延 長(m)
(1)	大阪市	此花	北港岸壁	7.5	1	130
(2)	大阪市	夢洲	C10, C11, C12 岸壁	15.0 (C10, 11)	3	350
				16.0 (C12)		400
(3)	大阪市	港	安治川 1 号岸壁	10.0	1	160
(4)	大阪市	大正	鶴浜岸壁	10.0	1	280
(5)	大阪市	南港	A1, A2, A3 岸壁	7.5	3	130
(6)	堺市	堺 2 区	堺浜 1 号岸壁	7.5	1	130
(7)	堺市	助松・汐見	助松 9 号岸壁	12.0	1	300
(8)	堺市	助松・汐見	助松 1 号岸壁	9.0	1	280
(9)	堺市	助松・汐見	汐見 5 号岸壁	12.0	3	720

出典：広域的支援部隊受入計画（第 8 版）（令和 6 年 6 月）（大阪府）



出典：広域的支援部隊受入計画（第 8 版）（令和 6 年 6 月）（大阪府）

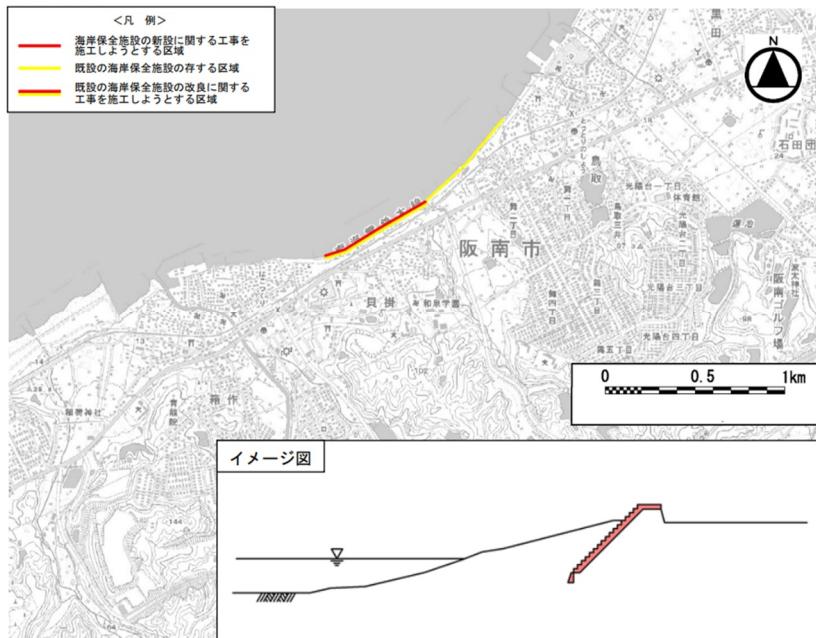
図 3-4 大阪府内の耐震バース（海上部隊の集結場所候補地）

表 3-7 大阪湾沿岸における砂浜

No	ゾーン名	海岸名	区域	所管
(1)	男里川～箱作ゾーン	阪南市	貝掛	国土交通省 (水管理・国土保全局)
(2)	岬ゾーン	岬町	長松	国土交通省 (水管理・国土保全局)

出典：大阪湾沿岸海岸保全基本計画（大阪府）

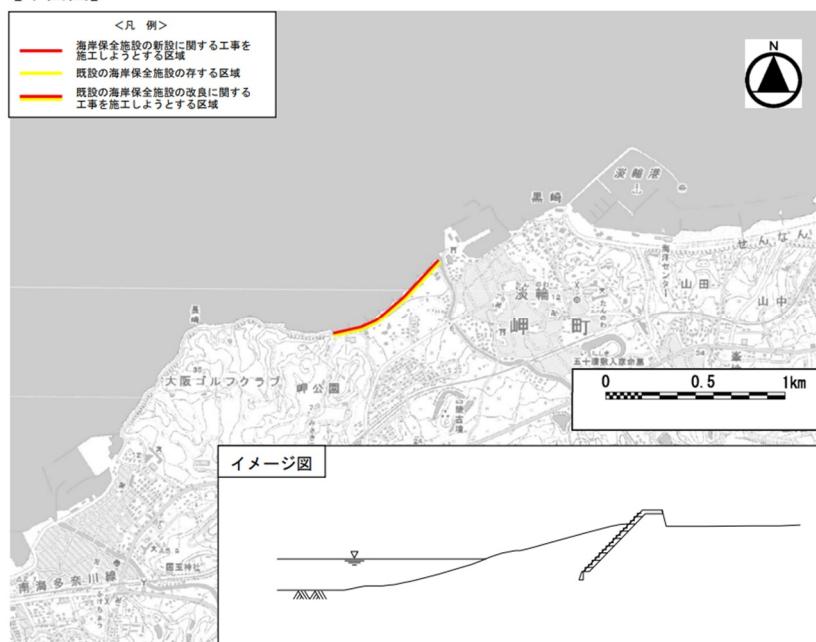
【平面図】



出典：大阪湾沿岸海岸保全基本計画（大阪府）

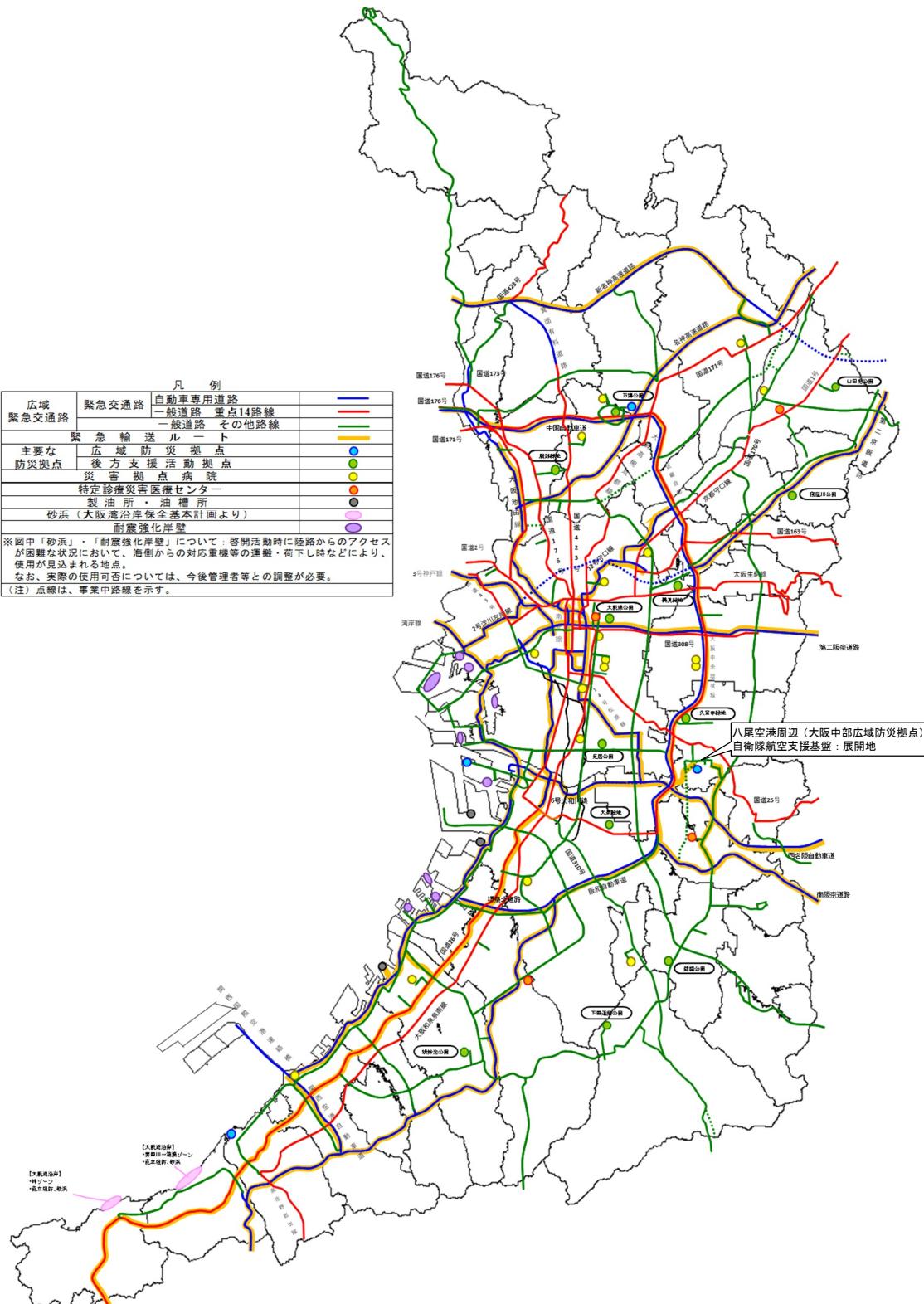
図 3-5 「(1) 男里川～箱作ゾーン」の平面図及びイメージ図

【平面図】



出典：大阪湾沿岸海岸保全基本計画（大阪府）

図 3-6 「(2) 岬ゾーン」の平面図及びイメージ図



出典：「大阪府地域防災計画 関連資料集（令和6年6月修正）（大阪府）」に加筆

図 3-7 広域緊急交通路及び中央防災会議幹事会選定の
緊急輸送ルート並びに主要な防災拠点等

3.4 被害想定の整理

3.4.1 被害想定項目の整理

道路啓開ルートの検討や必要な資機材等を把握するため、被災状況を可能な限り具体的に想定することが必要である。そこで、表 3-8 の項目ごとに発生する道路被害を想定する。

なお、本計画における被害の想定は、あくまでも一定の仮定に基づくものであり、実際の被害は、地震の規模や時間帯、交通状況によって異なる場合があることに留意が必要である。

表 3-8 被害想定項目の整理

想定項目	算定概要	ベース資料
(1) 橋梁被害	・巨大地震の津波や揺れによる橋梁の被害（流出、倒壊、落橋、段差）を想定し算定する。 【根拠：和歌山県道路啓開協議会資料（和歌山県、和歌山河川国道事務所）】	・橋梁データベース ・震度分布 ・液状化分布
(2) 沿道施設倒壊による被害	○地震による沿道施設被害 ・巨大地震による沿道施設の倒壊による被害（沿道の建物・電柱の倒壊等）を想定し算定する。 【根拠：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料（大阪府）】	・DID 人口集中地区、土地利用 ・無電柱化区間
(3) 津波堆積物による被害	○津波浸水被害（津波堆積物） ・府が公表している大阪府防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」の津波浸水想定区域を基に、道路啓開の対象となる道路において、津波により陸上に運ばれて堆積した土砂・泥状物等の津波堆積物の発生量について算出する。 【根拠：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料（大阪府）】	・津波浸水深分布
(4) 立ち往生車両と放置車両	・南海トラフ巨大地震による立ち往生車両と放置車両の台数を想定し算定する。 【根拠：首都直下地震道路啓開計画検討協議会資料（関東地方整備局）】	・道路交通センサスデータ
(5) 落石や自然斜面・盛土法面の崩壊	・道路防災総点検結果を基に、落石や自然斜面の崩壊、盛土法面の崩壊の被害を想定し算定する。 【根拠：和歌山県道路啓開協議会資料（和歌山県、和歌山河川国道事務所）】	・道路防災総点検結果（位置情報、被災ランク等）

3.4.2 被害想定の算定方法

(1) 橋梁被害

橋梁が被害を受ける事象は大きく分けて津波、地震動、地盤液状化（橋台背面段差）がある。それぞれの被害想定は、津波浸水想定図（大阪府）、震度分布図（大阪府、橋梁の耐震補強実施状況等調査：メンテナンス会議）、液状化可能性マップ（大阪府）のデータを基に、先行して被害想定を行っている和歌山県道路啓開協議会で示された算出方法を参考に設定した図 3-8 の方法で算定する。なお、橋梁の被害様相は「流出」「倒壊」「落橋」「段差」を想定する。

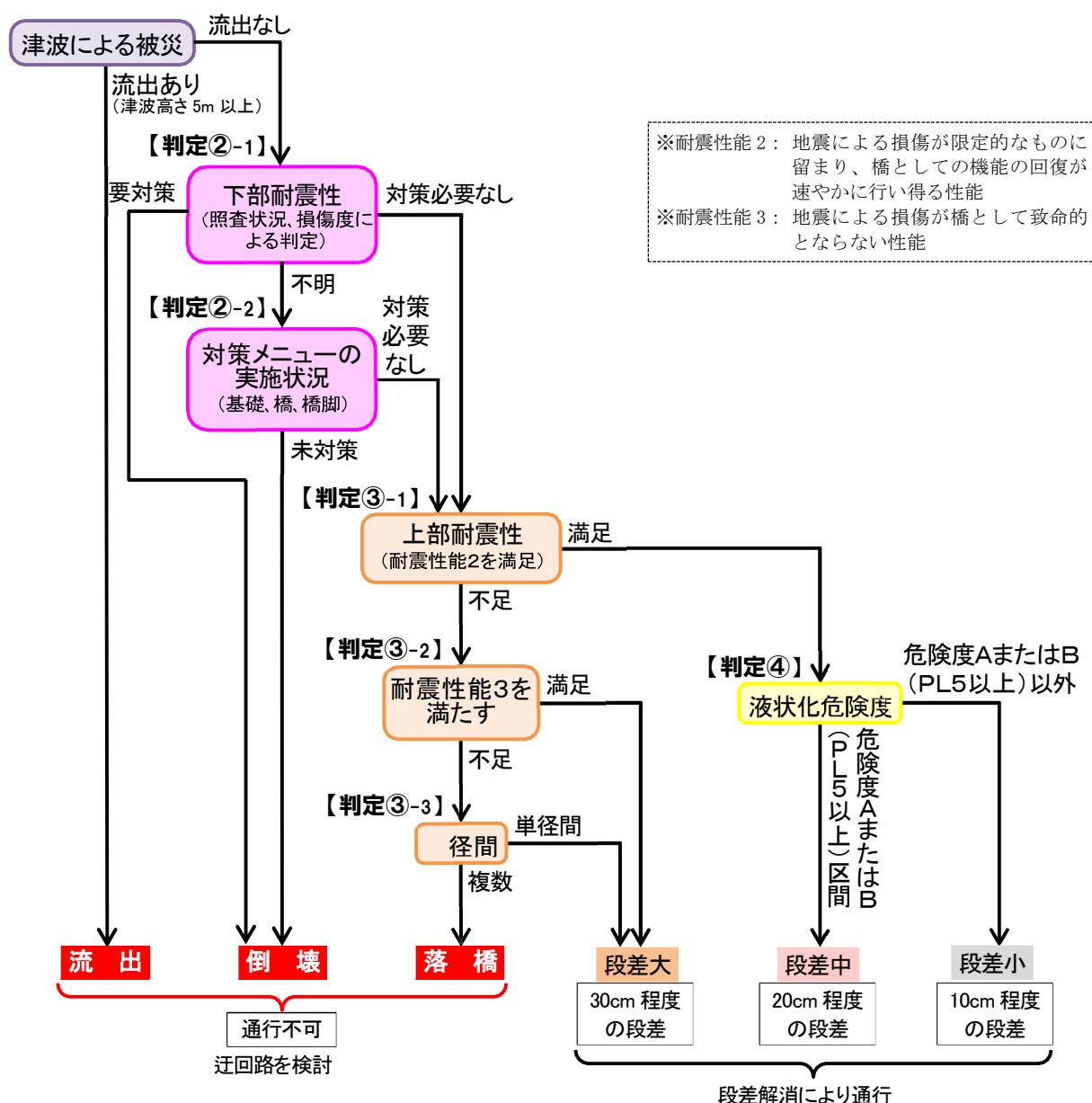


図 3-8 橋梁被害の算定方法

(2) 沿道施設倒壊による被害

地震動による沿道施設の倒壊、焼失等による、道路への災害廃棄物と電柱の倒壊の発生量について想定し算定する。

使用するデータは、沿道施設の倒壊等は災害廃棄物量（大阪府）、電柱の倒壊は阪神淡路大震災を基に内閣府が設定した係数を用いる。

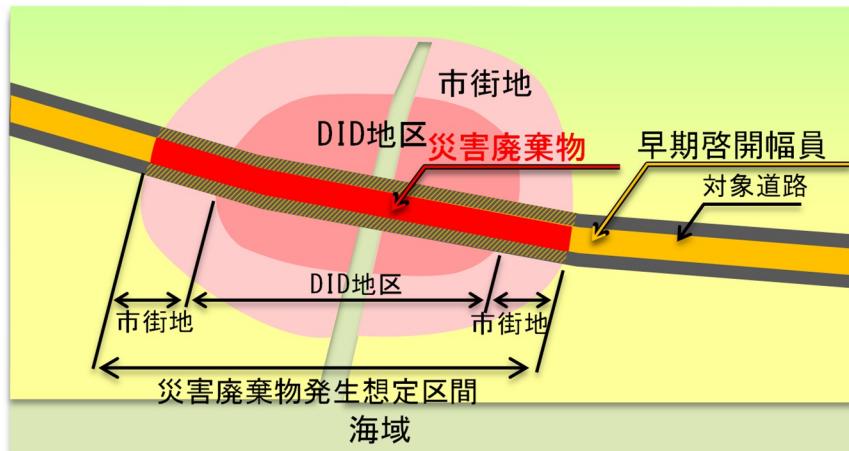


図 3-9 災害廃棄物の発生イメージ

■災害廃棄物

- ・府が公表している市町村単位での災害廃棄物量を基に、対象道路上に堆積する瓦礫量を算定
- ・災害廃棄物は各市町村の市街地エリア内（DID 地区を含む）で発生すると想定
- ・対象道路の早期啓開幅員上に堆積する瓦礫量を算定

■電柱の倒壊

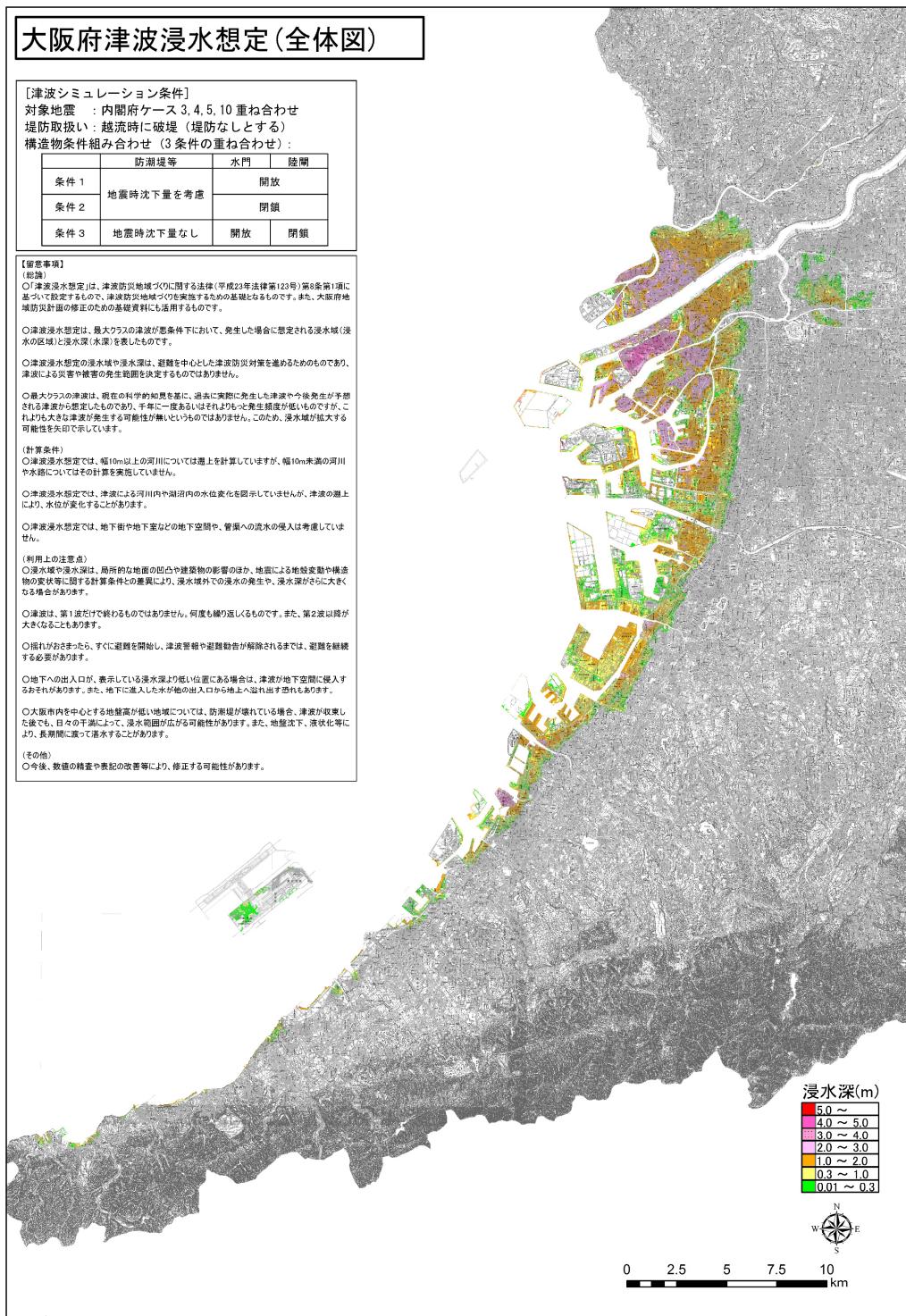
- ・無電柱化の整備が行われていない、液状化危険度 A または B の区間で、電柱が倒壊すると想定
- ・電柱の設置間隔については、以下原単位を想定
DID 地区 : 35m、市街地 : 45m、非市街地 : 50m
- ・阪神淡路大震災における被害実績を基にした以下の電柱倒壊率を適用※
震度 7 : 0.8%、震度 6 強・6 弱 : 0.56%、震度 5 強以下 : 0.0005%

※出典：阪神・淡路大震災での被害実態を基に中央防災会議で設定

(3) 津波堆積物による被害

「大阪府南海トラフ巨大地震対策等検討部会」で公表されている津波浸水想定区域内における、道路啓開の対象となる道路について、津波堆積物が4cm*堆積すると想定し堆積物の量を算定する。

*※東日本大震災における津波堆積物の堆積高 2.5cm~4cm より



出典：大阪府津波浸水想定図（大阪府南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会）

図 3-10 大阪府津波浸水想定図

(4) 立ち往生車両と放置車両

南海トラフ巨大地震による立ち往生車両と放置車両の台数（発災時の路上車両数）の想定は、道路交通センサデータのピーク時間交通量と混雑時平均旅行速度から求まる交通密度に区間延長を掛け合わせることにより算定する。

$$\text{路上車両台数 (台)} = \text{交通密度 (台/km)} \times \text{区間延長 (km)}$$

なお、被害想定は、津波浸水箇所や落石、自然斜面の崩壊等で挟まれた迂回路が存在しない区間を対象に算定する。

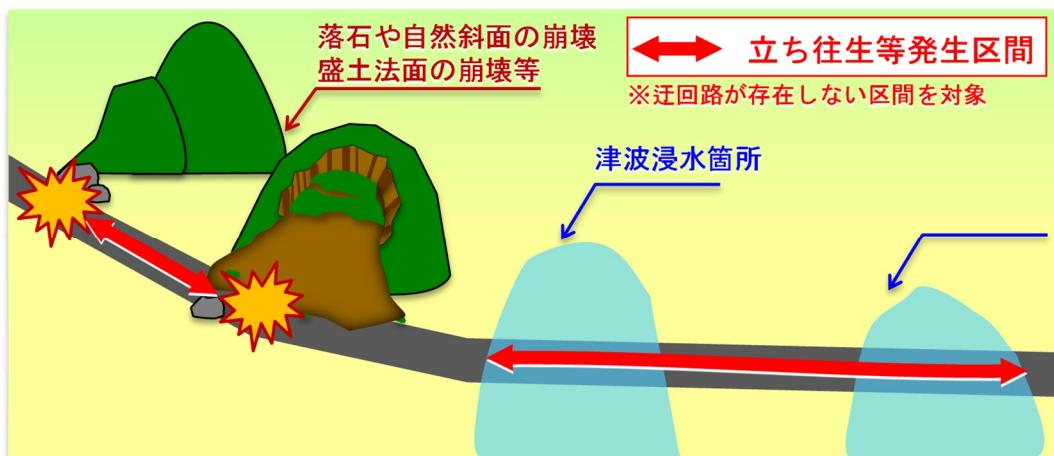


図 3-11 立往生車両等の発生区間イメージ

表 3-9 発災後の車両割合

対象	割合
立ち往生車両	6割
放置車両	3割
その他	1割

出典：関東地方整備局想定割合

※その他は被災して移動不能となった車両等



出典：首都直下地震道路啓開計画（初版）H27.2

写真 3-4 立往生車両等イメージ

(5) 落石や自然斜面・盛土法面の崩壊

落石や自然斜面、盛土法面の崩壊は、対策や監視が必要な点検箇所のうち、道路管理者による防災カルテ等の点検調書で交通遮断の可能性がある要対策箇所を対象とし、震度6弱以上で崩壊するものと想定し算定する。

落石や自然斜面、盛土法面の崩落による被害規模は、収集した点検調書の想定流出土砂量を適用する。なお、想定流出土砂量が不明な場合は、収集した点検調書の想定流出土砂量をもとに、1箇所あたりの平均想定流出土砂量を算定し、この原単位を適用する。（＝想定被災箇所×1箇所あたりの平均想定流出土砂量）

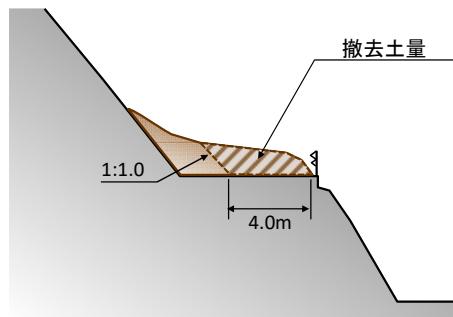


図 3-12 想定崩壊土量の発生および撤去イメージ



写真 3-5 盛土法面の崩壊状況（東日本大震災での被災事例）

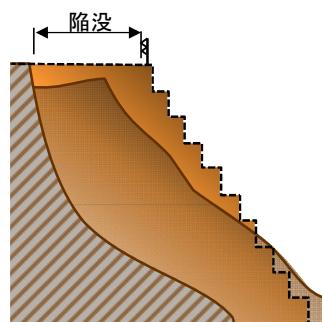


図 3-13 盛土法面の崩壊イメージ

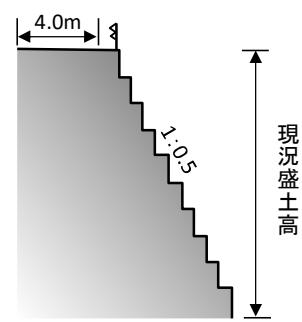


図 3-14 盛土法面の復旧イメージ

3.5 道路啓開の目標

道路啓開がその後の消火活動や救命・救助活動、緊急物資の輸送等を支えるため、人命救助の72時間の壁を意識しつつ、広域緊急交通路及び広域防災拠点等へのアクセスルートの啓開を概ね完了させる。

なお、東日本大震災では、道路啓開が概ね完了するまで7日間を要したことから、被災状況に応じて、72時間以降も道路啓開を継続する場合がある。

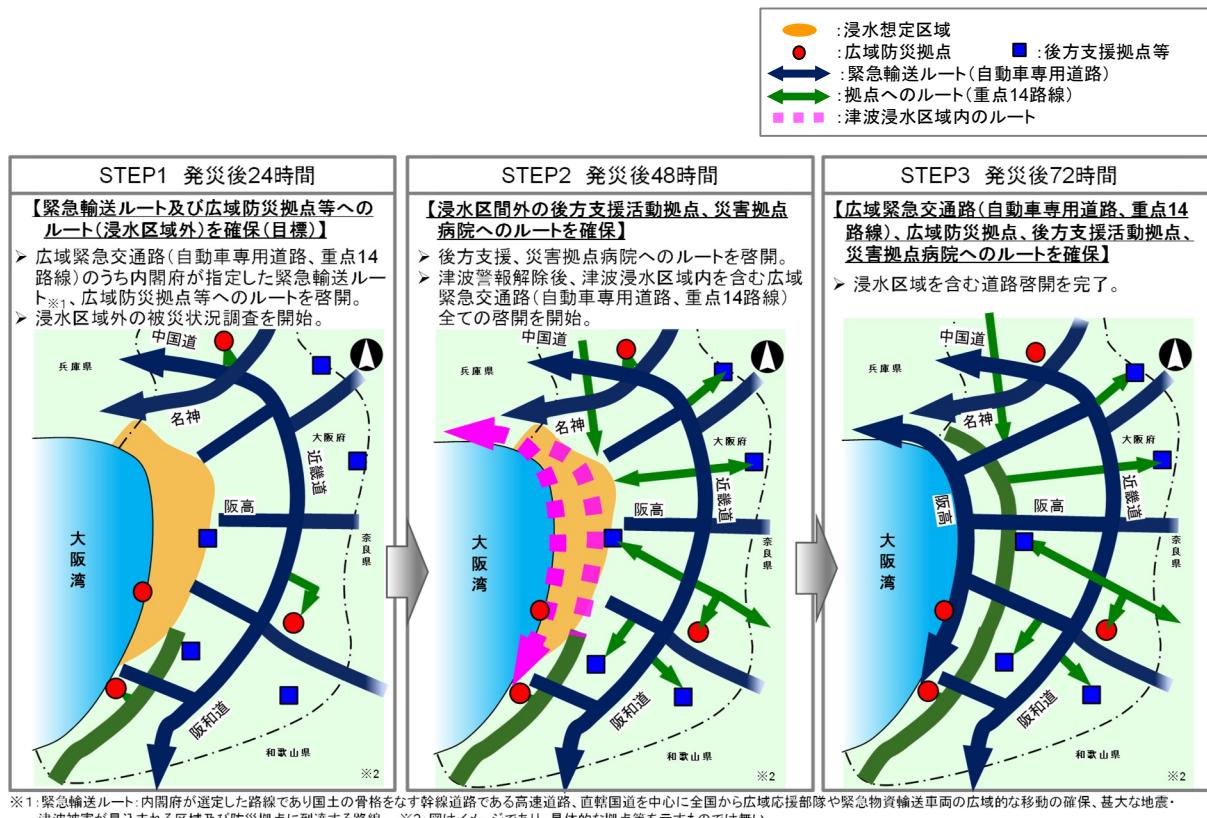


図 3-15 道路啓開の目標

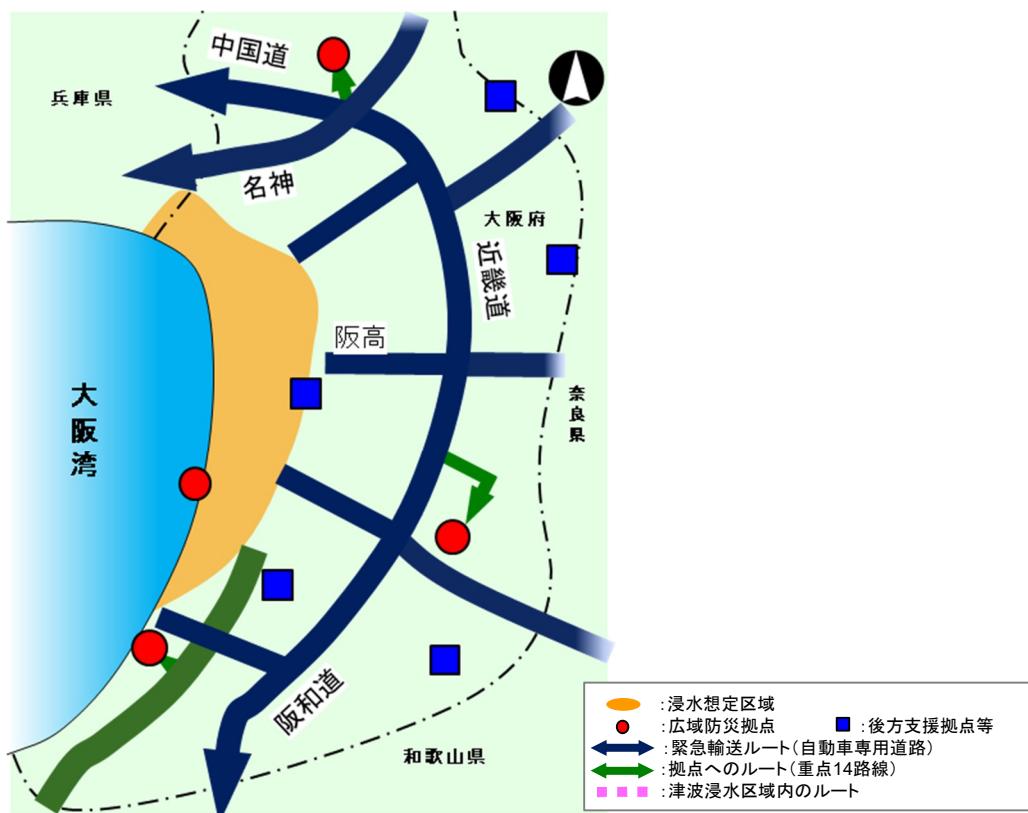
【府県境の道路啓開】

府県境を跨ぐルートについては、広域的な移動を確保するために道路啓開の目標の整合を図る必要がある。

兵庫県と接続する「中国自動車道」および「国道 171 号」は上記 STEP2 に該当するが、兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画（案）の目標と整合を図り、目標設定を「STEP1（発災後 24 時間以内）」とする。

(1) STEP1 発災後 24 時間以内概ね完了目標

- ・ 広域緊急交通路（自動車専用道路、重点 14 路線）のうち緊急輸送ルート及び広域防災拠点へのルート（津波浸水区域外）を確保。
- ・ 関係機関、災害協定業者と密接に連携した被災状況把握と情報共有。
- ・ 被災状況に応じた道路啓開の優先順位の決定と、災害協定業者との連携による迅速な道路啓開作業の準備、及び浸水区域外の道路啓開。



※図はイメージであり、詳細なルートや具体的な拠点等を示すものでは無い

図 3-16 STEP1 啓開イメージ

【府県境の道路啓開】

府県境を跨ぐルートについては、広域的な移動を確保するために道路啓開の目標の整合を図る必要がある。

兵庫県と接続する「中国自動車道」および「国道 171 号」は上記 STEP2 に該当するが、兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画（案）の目標と整合を図り、目標設定を「STEP1（発災後 24 時間以内）」とする。

(2) STEP2 発災後 48 時間以内概ね完了目標

- ・浸水区域外の広域緊急交通路（自動車専用道路、重点 14 路線）、後方支援活動拠点、災害拠点病院、特定診療災害医療センター及び製油所・油槽所を結ぶルートを確保。
- ・救援・救助活動の主要拠点となる後方支援活動拠点、災害拠点病院、特定診療災害医療センター及び製油所・油槽所へのルートを開設。
- ・津波浸水区域は、津波警報解除（東日本大震災では発災から約 30 時間後に解除）まで浸水区域手前で待機。
- ・津波警報解除後から浸水区域の道路開設に順次着手。

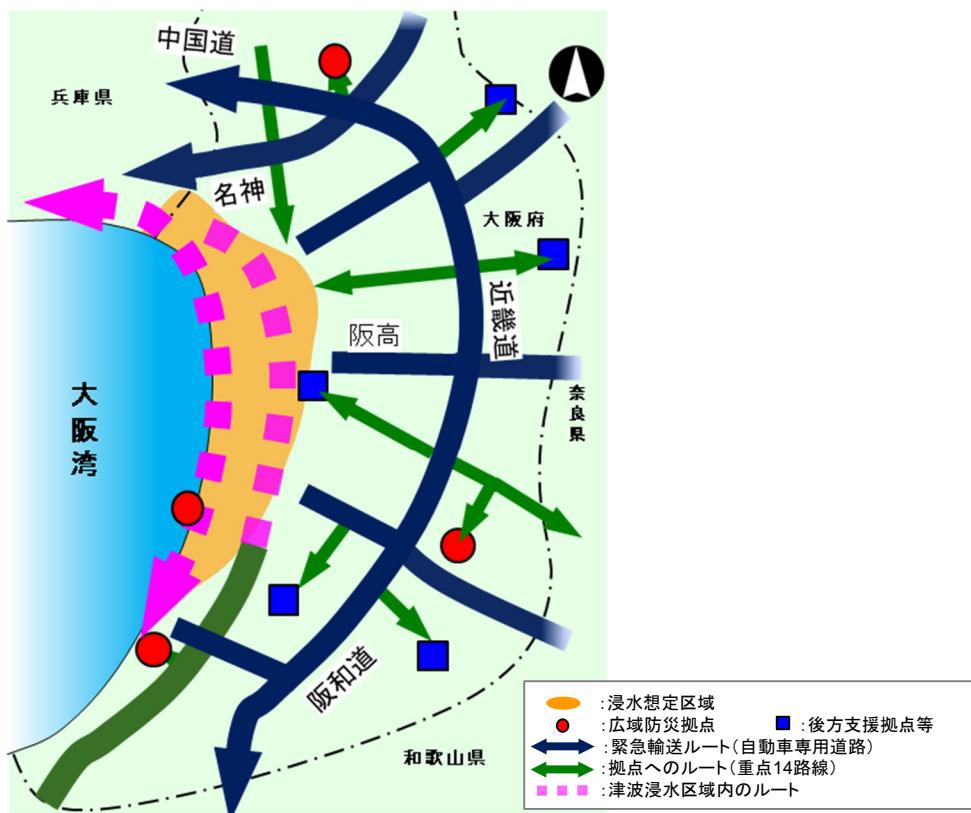


図 3-17 STEP2 啓開イメージ

【府県境の道路開設】

府県境を跨ぐルートについては、広域的な移動を確保するために道路開設の目標の整合がある。

兵庫県と接続する「中国自動車道」および「国道 171 号」は上記 STEP2 に該当するが、兵庫県阪神淡路地域道路開設計画（案）の目標と整合を図り、目標設定を「STEP1（発災後 24 時間以内）」とする。

(3) STEP3 発災後 72 時間以内概ね完了目標

- ・ 広域緊急交通路（自動車専用道路、重点 14 路線）、広域防災拠点、後方支援活動拠点、災害拠点病院、特定診療災害医療センター及び製油所・油槽所へのルートを全て確保。
- ・ 浸水区域を含む道路啓開を完了。



※図はイメージであり、詳細なルートや具体的な拠点等を示すものでは無い

図 3-18 STEP3 啓開イメージ

4 道路啓開の実施

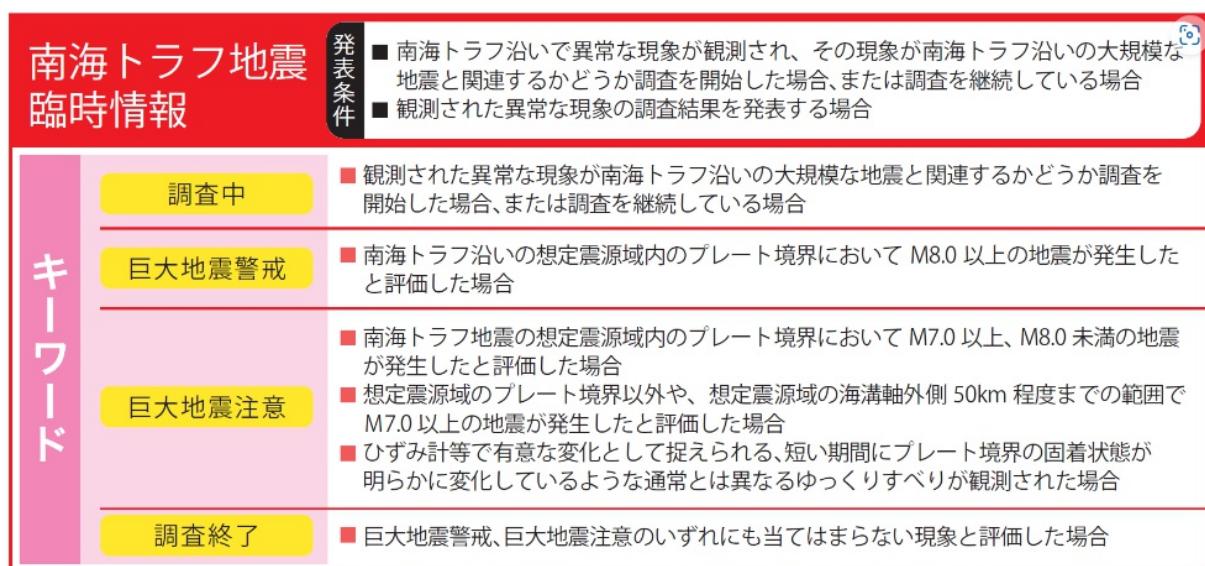
4.1 発災時の行動計画

大阪府域において震度6弱以上の震度が観測された場合、または大津波警報が発表された場合、本計画を運用し道路啓開活動を行う。

なお、南海トラフ地震の震源域にて、前兆となる地震が発生した場合、気象庁により「南海トラフ地震臨時情報」が発表されることが想定される。

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ地震（本震）の発生が相対的に高まっていると評価された場合に発表され、南海トラフ沿いの地域に対し、地震や津波に対する備えを呼びかけるものである。

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合は、前兆となる地震の震源を問わず、4.1.1のチェックリストを参照し、南海トラフ地震（本震）時の対応等を事前に確認することで、万一の対応に備える。



出典：内閣府防災情報「南海トラフ地震臨時情報が発表されたら！」（2024年11月11日閲覧）
URL <https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/rinji/index3.html>

図 4-1 南海トラフ地震臨時情報の概要

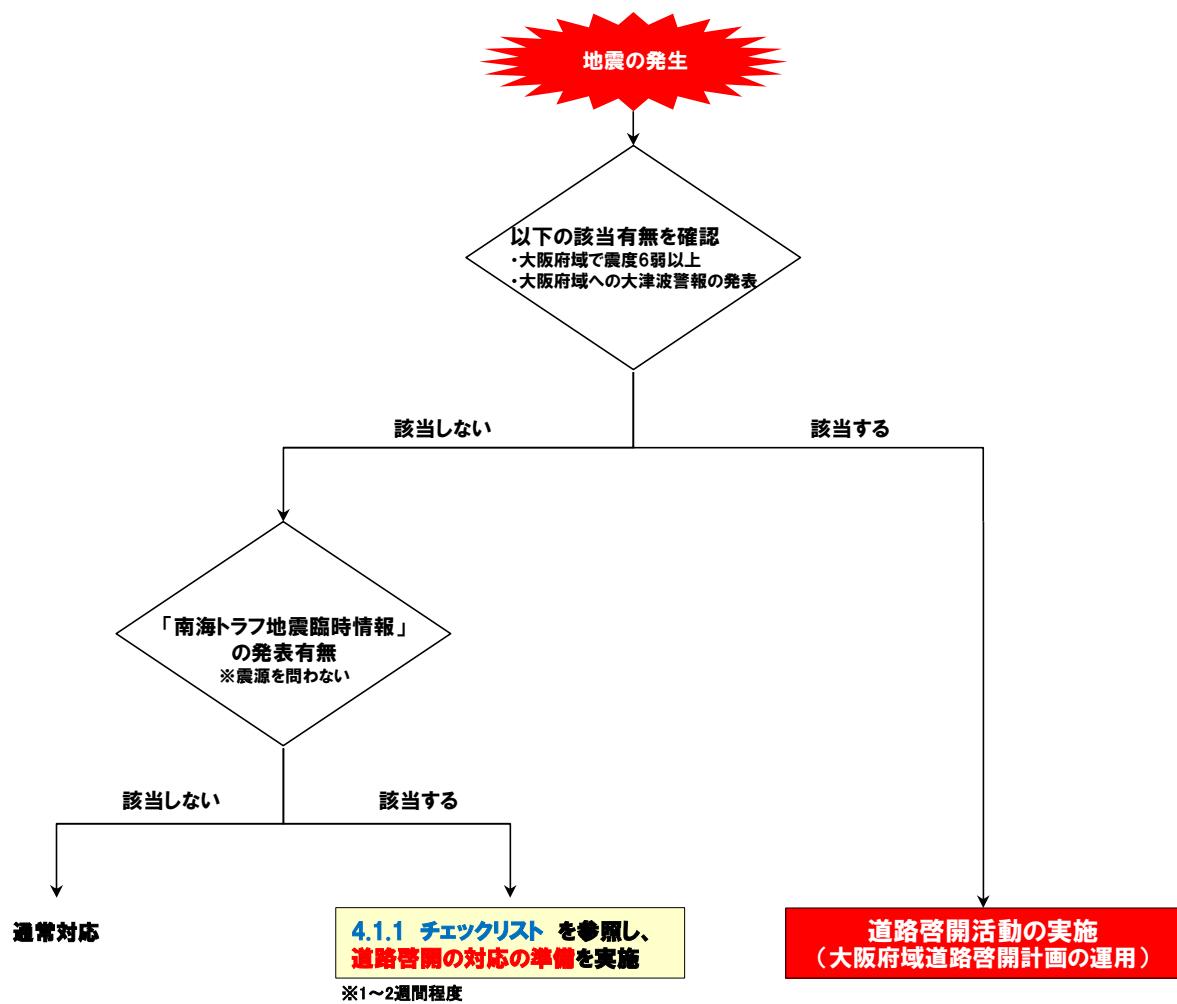


図 4-2 大規模地震発生時の発表情報に基づく道路啓開活動のフロー

4.1.1 チェックリスト(南海トラフ地震臨時情報発表時の確認事項)

「南海トラフ地震臨時情報」（以下、「臨時情報」と称す。）が発表された場合、その後1～2週間程度、大規模な地震の発生への備えが必要となる。

震源を問わず、臨時情報が発表された場合は、以下のチェックリストを参照の上、実際の対応時に必要となる情報や連絡先、対応事項等を事前に確認し、万一の対応に備える。

■全機関の確認事項（チェック項目）

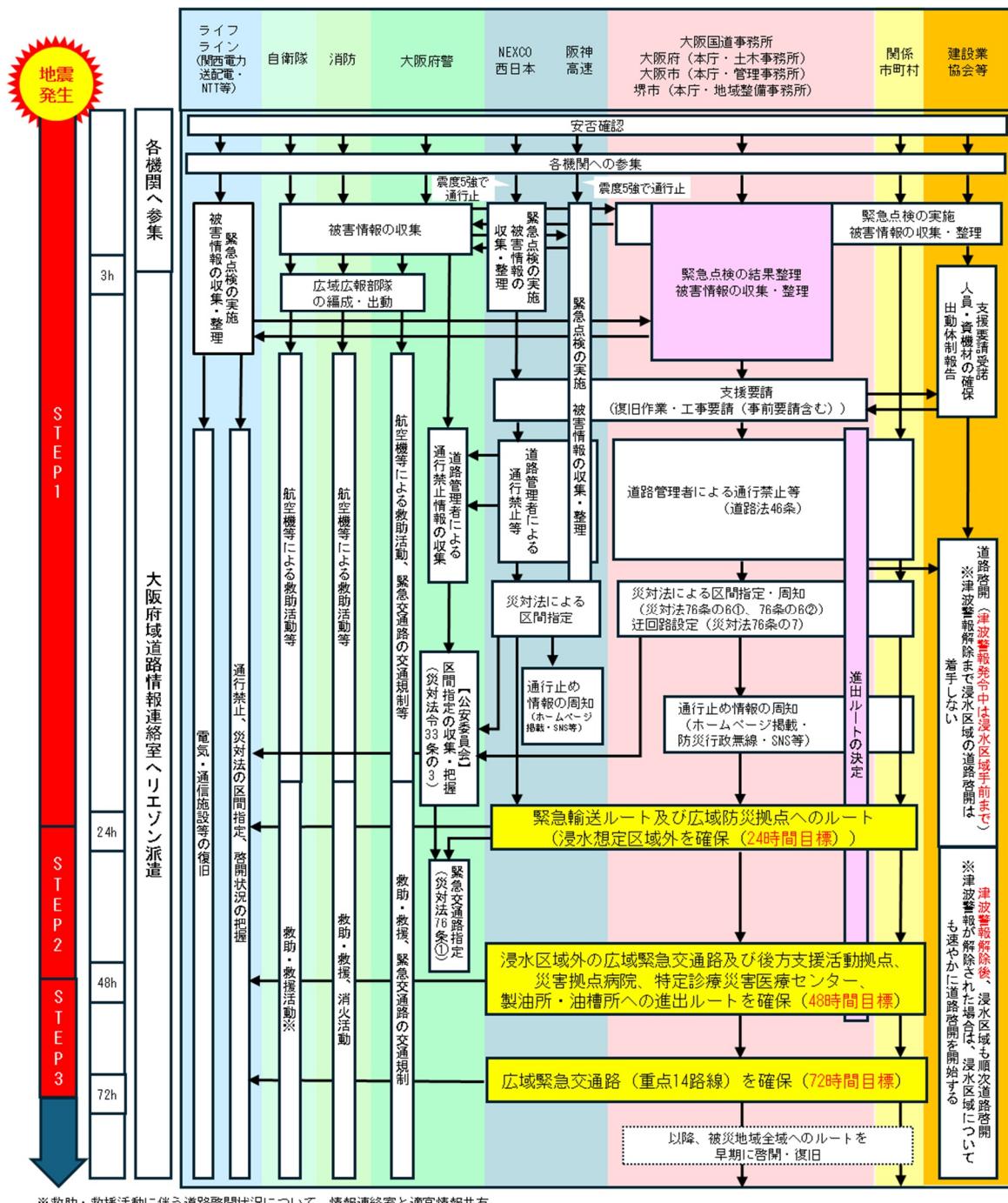
- 道路啓開計画の発動基準
- 道路啓開対応に係るタイムライン
- 情報共有システム（J A C I C クラウド）操作方法
- 津波浸水想定範囲
- 道路啓開活動の実施に向けた体制の構築準備

■道路管理者・啓開業者の確認事項（チェック項目）

- 啓開ルート（対象路線、自機関の担当割付区間）
- 道路啓開対応に係るタイムライン
- 参集拠点
- 緊急通行車両の確認申出又は規制除外車両の事前届け出状況
- 啓開作業の実施手順・内容

4.1.2 タイムライン

道路啓開の実施において、各関係機関は発災時からの経過時間に応じた行動を示したタイムライン（図 4-3）に基づいて迅速に行動、調整、連絡等を行い、24、48、72 時間以内に設定した各進出ルートの道路啓開を概ね完了することを目標とする。なお、タイムラインを基本としつつも、実際の災害の状況に応じて臨機の対応を行うものとする。さらに、本タイムラインに基づいた訓練等の実施により課題を抽出し、改善を図っていくものとする。



※タイムライン：災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画

図 4-3 タイムライン

4.1.3 災害協定の発動

現地調査の発動タイミングについて、協定では「震度6弱以上の地震が発生した場合は資機材の確保・準備を行う。調査は道路管理者からの要請があった場合を基本とするが、連絡不通の場合は要請を待たず調査を行う」こととなっている。

ただし、平日昼間、平日夜間、休日昼間、休日夜間の連絡方法や、誰が誰に連絡するかについて等、細部の運用は今後も継続して検討することとする。

4.1.4 道路管理者と建設業団体(啓開担当業者)の行動計画

実際に道路管理者と道路啓開作業を行う啓開担当業者の行動計画を図4-4に示す。

発災前は、協議会等での最新情報の周知や共有、建設業団体への身分証の交付、啓開計画に基づく啓開訓練等（連絡系統確認やロールプレイング訓練等）を実施し、準備しておく。

発災後は、速やかに災害協定に基づき調査・啓開の要請を行うものとする。なお、必要な情報は隨時共有し、状況により不足する資機材の調達も要請する。

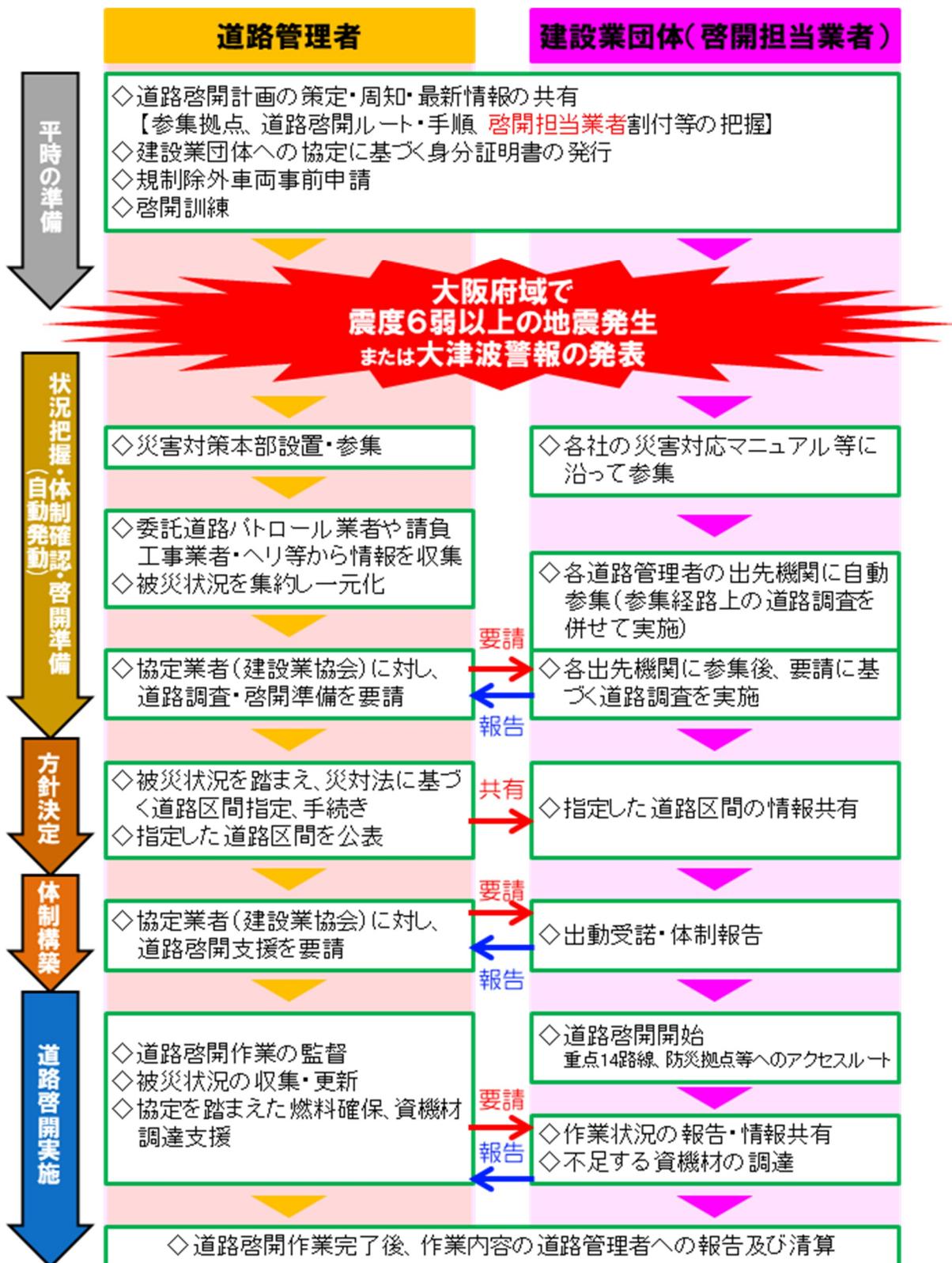


図 4-4 道路管理者と開通担当業者の行動計画

4.1.5 参集拠点

発災直後から連絡・指示が確実に行えるよう、啓開担当業者の参集拠点は担当道路の管理者（指示者）が参集する担当出先機関（大阪国道事務所出張所、大阪府土木事務所、大阪市工営所、堺市整備事務所）とする。

管理担当が異なる複数区間を担当する業者（表 4-1 の丸数字がついた業者）は、各区間の管理を担当する参集拠点にそれぞれ担当者が分散して参集するものとする。

表 4-1 早期の施設機能確保による重点 14 路線の啓開担当業者（メイン担当のみ掲載）

参集拠点 （）内は大津波警報発令時	業者	参集拠点 （）内は大津波警報発令時	業者
高槻維持出張所	安積建設	枚方土木事務所	ガイアート③
	大成ロテック①		世紀東急工業④
	大林道路①		大有建設
	日本道路①		日本道路②
	明清建設		NIPPO②
西大阪維持出張所 (大阪国道事務所)	奥村組	八尾土木事務所	佐藤渡辺②
	三井住友建設		東亜道路工業
	森組		富田林土木事務所
	淺沼組①		大成ロテック②
	竹中土木		鳳土木事務所
	南海辰村建設		常盤工業
	佐藤渡辺①		旭工建②
	前田道路①		岸和田土木事務所
	旭工建①		鹿島道路②
南大阪維持出張所	三井住建道路		福田道路②
	鹿島道路①		清水建設
	鉄建建設		西松建設②
	東洋建設*		森本組
	福田道路①		大林組
	NIPPO①		津守工営所 (上之宮出張所)
	ハンシン建設		村本建設
北大阪維持出張所	西松建設①		安藤・間
	青木あすなろ		熊谷組
	錢高組		大豊建設
	大成建設①		鴻池組
	ガイアート①		浅沼組②
	フジタ		戸田建設
	世紀東急工業①		大鉄工業
	大林道路②		長谷工コーポレーション
	北川HT		飛島建設
池田土木事務所	世紀東急工業②	野田工営所 (中浜工営所)	鹿島建設
	前田道路②		西武建設
	大林道路③		大成建設②
茨木土木事務所	ガイアート②		前田建設工業
	昭建		東急建設
	世紀東急工業③		西部地域整備事務所
			堺建協①
			北部地域整備事務所
			堺建協②
			南部地域整備事務所
			堺建協③

・青字業者＝大阪建設業協会所属

・緑字業者＝堺建設業協会所属

・黒字業者＝日本道路建設業協会所属

*東洋建設は、日本埋立浚渫協会にも所属
丸数字は同一業者が複数拠点に分散参集

4.2 情報収集・指示・連絡手段

4.2.1 情報の一括集約、発信

関係機関で構成した情報一元化窓口“大阪府域道路情報連絡室”を大阪府庁別館4階道路室内に設置、各機関から職員を派遣し、情報集約・共有を図り啓開ルート（通行可能ルート）を選定、集約した情報を各機関に伝達するとともに実作業の指示を行う。なお、大阪府域道路情報連絡室の設置基準は本計画の運用基準と同様とし、基準を満たす場合に自動設置するものとする。

作業に当たって細部の調整は、各機関と啓開担当業者で行うものとし、各機関がそれぞれの上部組織（各機関の災害対策本部）に同じ情報を伝達するよう留意する。

なお、情報共有方法については、「情報共有システム」などを活用し、WEB会議（オンライン）等で関係者間の情報共有を行う。

また、大阪府域道路情報連絡室で整理された情報は、本省・本局で実施されている、インフラ・ライフラインの早期復旧に向けた連絡調整会議と、適宜共有・連携を行う。

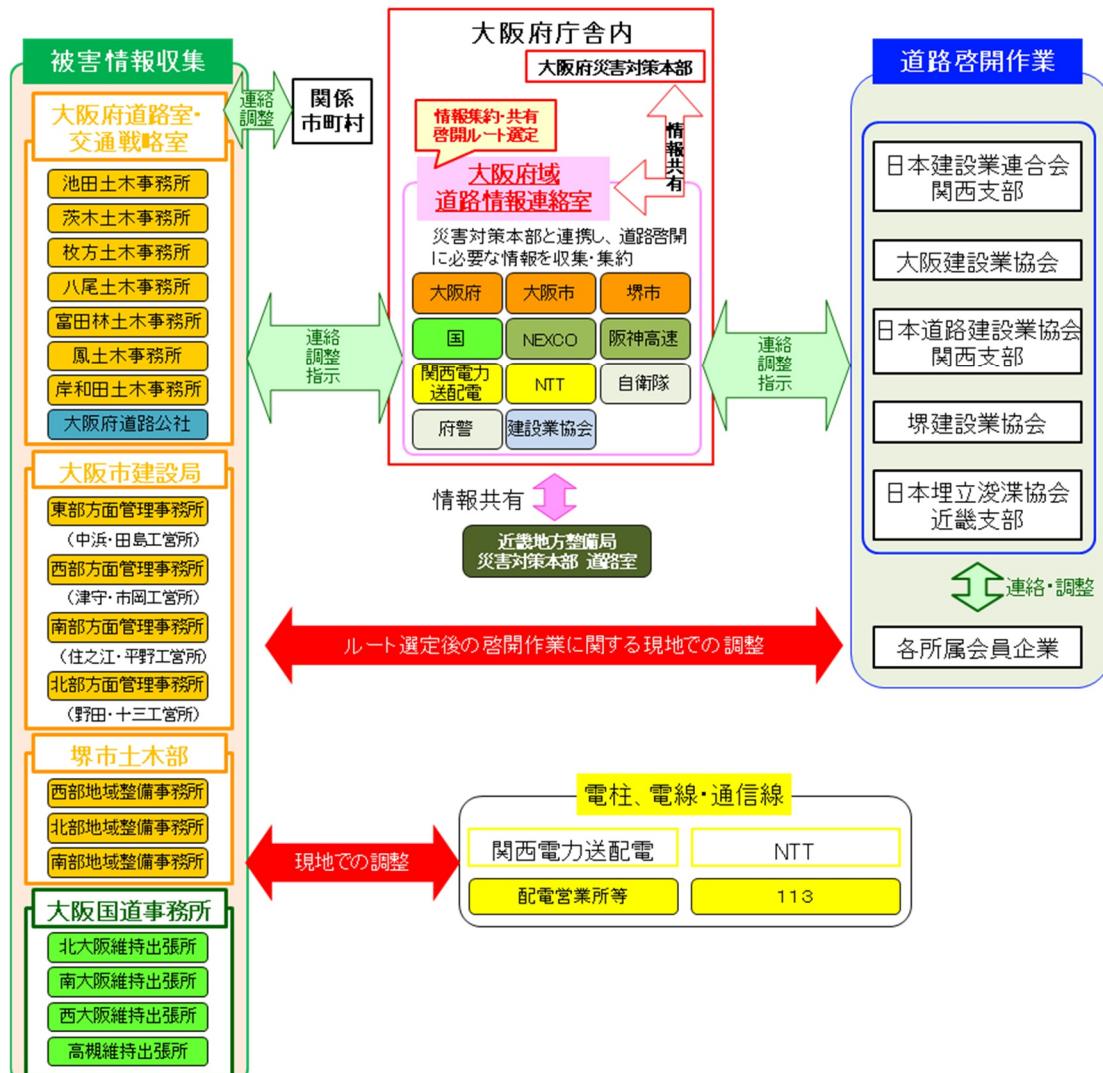


図 4-5 情報集約・共有系統

4.2.2 情報収集

被害状況の収集方法手段について、現状で利用可能な以下の手段を用いることとする。

- 情報共有システム（J A C I C クラウド）*
- 参集途上調査
- パトロール、協定業者による調査
- ヘリコプター、ドローン（UAV）、衛星画像による上空からの調査
- CCTV（カメラ）の情報
- バイク隊（バイクや電動マウンテンバイク）による調査
- 報道、SNSからの情報

今後も有用な手段が開発等された場合は、隨時更新する。

なお、近畿地方整備局では、情報収集の手段として、Ku-SAT 等の衛星通信の活用、ITS スポットや可搬型路側機等による ETC2.0 の活用、AIweb カメラ、衛星データ、民間カーナビ情報等の活用を今後検討する。

*情報共有システム（J A C I C クラウド）は、発災直後の被害状況や人員・資機材情報等の様々な情報を集約・一元化して、地図上に可視化することで、効率的に被害状況等を把握し、円滑な災害対応を支援するツール



図 4-6 被害情報の収集手段例

4.2.3 緊急点検の報告方法と内容

啓閉担当業者は、道路啓閉対象路線に対して緊急点検を行い、主に目視による通行の可否確認後、調査した区間と通行不可能状態の箇所を隨時、電話、電子メール、J A C I C クラウド、FAX等、可能な手段を用い、道路管理者に状況を報告する。全区間調査完了後もその旨を報告する。なお、通信不可の場合は連絡員による口頭による直接報告も考えられる。

“通行不可能状態”について報告する内容は、対象路線、異常箇所の位置、被災状況（啓閉による通行の可否）、迂回路の有無とする。

① 電話による報告文例 [啓閉後通行可のケース]

○○建設 ○○です。
国道○○号の○○交差点～○○交差点は調査完了。××交差点から□□交差点間にについては、建物の外壁が崩れ現在通行不可能ですが、啓閉が可能です。他道路は建物倒壊により通行不能です。

[啓閉・通行不可・迂回路ありのケース]

○○建設 ○○です。
国道○○号の○○交差点～○○交差点は調査完了。国道○○号の○○市内○○交差点から□□交差点間にについては、○○橋落橋により現在通行不可能です。
なお、隣接する△△橋を迂回すれば、当該区間を通過することが可能です。

② 電子メールによる報告文例 [啓閉・通行不能・迂回路ありのケース]

題名:【被災状況】国道○○号（○○市）

本文:調査済区間：××交差点～○○交差点

異常箇所：○○交差点～□□交差点（○○駅の西側）

通行可否：啓閉・通行不能

被災状況：○○橋の落橋

その他：△△橋迂回により当該区間の通過可能

報告者：○○建設 ○○□○90-○○○○-○○○○

添付:被災状況写真.jpg

③ JACIC クラウドによる報告文例 [啓閉・通行不能・迂回路ありのケース]

内容:○○建設○○です。

調査済区間：××交差点～○○交差点

異常箇所：○○交差点～□□交差点（○○駅の西側）

通行可否：啓閉・通行不能

被災状況：○○橋の落橋

現場写真と合わせてマップに反映しています。

図 4-7 緊急点検の報告文例（電話及び電子メール、J A C I C クラウドの場合）

④ 電子メール (PC)・FAXによる報告文例

道路緊急点検シート(案)			
点検者		点検日時	年 月 日 時 分
路線名		異常箇所	(地先名・交差点名) ～ (目標物、目印など)
被災程度	<input type="checkbox"/> 啓開後通行可 <input type="checkbox"/> 啓開・通行不能(迂回路あり) <input type="checkbox"/> 啓開・通行不能(迂回路なし)		
被災状況	<input type="checkbox"/> 落橋 <input type="checkbox"/> 傾斜 <input type="checkbox"/> 段差 <input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 落下物・放置車両等障害物 <input type="checkbox"/> 跨道橋等の落下 <input type="checkbox"/> 崖崩れ <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 浸水 <input type="checkbox"/> その他() 概要:		
位置図(※該当する箇所を○で示す)		その他付図(詳細図)等があれば添付してください。	

図 4-8 緊急点検の報告文例（電子メール (PC) ・ FAXの場合）

4.2.4 啓開作業の情報伝達の流れ

道路情報連絡室開設前においても、連絡・調整・指示が確実に実施できる仕組みを構築しておく必要がある。

連絡室開設までは、各道路管理者（収集拠点）と建設業協会間で、調査・啓開に関する連絡・調整・指示する。連絡室開設後は、各道路管理者は連絡室に情報を伝達し、各道路管理者間で情報を共有化する。

道路の被災状況の把握は、各道路管理者が委託している工事請負業者等の道路パトロール（維持作業）を基本とする。大規模災害で委託業者のみでは状況が把握出来ない場合、協定を結んでいる建設業協会へ調査を要請するが、啓開担当業者は、震度6弱以上又は大津波警報が発表された場合には収集拠点へ自動収集する（収集時は、経路上の道路調査を併せて実施）。

また、調査・啓開中に要救助者や遺体を発見した場合、警察、消防に連絡する。

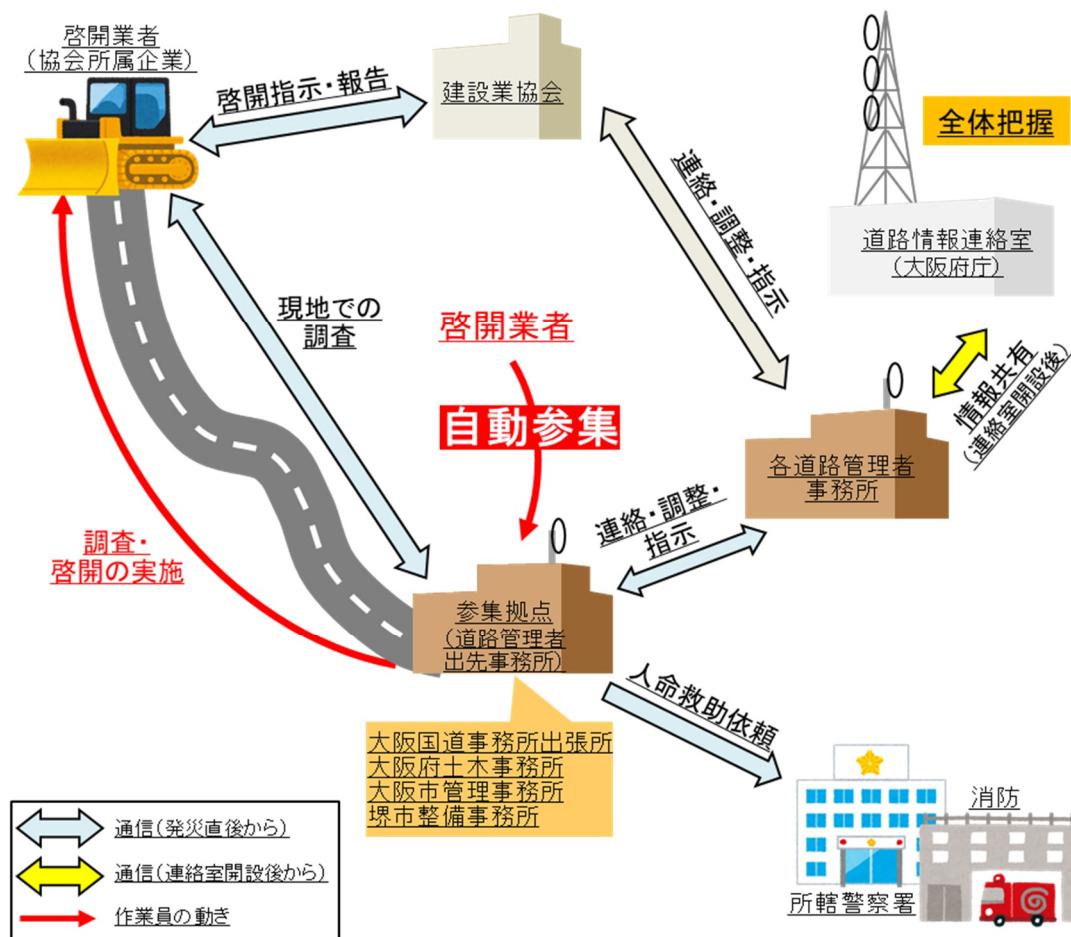


図 4-9 啓開作業の情報伝達の流れ（通信可能な場合）

通信途絶の場合においても、調査・啓開作業状況を確実に共有する仕組みを構築しておく必要がある。

通信不可能であっても、周辺の状況やマスコミ報道等から大規模災害が発生していると判断される場合、啓開業者は、建設業協会からの連絡を待たずして参集拠点へ集合する。

通信が回復するまでは、作業員は定期的に参集拠点に集合し、道路管理者への作業状況報告、作業引継ぎを実施する。また、参集拠点で共有した情報は、道路管理者が専用回線や国土交通省が保有する衛星通信設備（衛星通信車、K-λ無線機）等にて連絡室へ伝達し、通信復旧後、連絡室から建設業協会に情報を伝達するものとする。

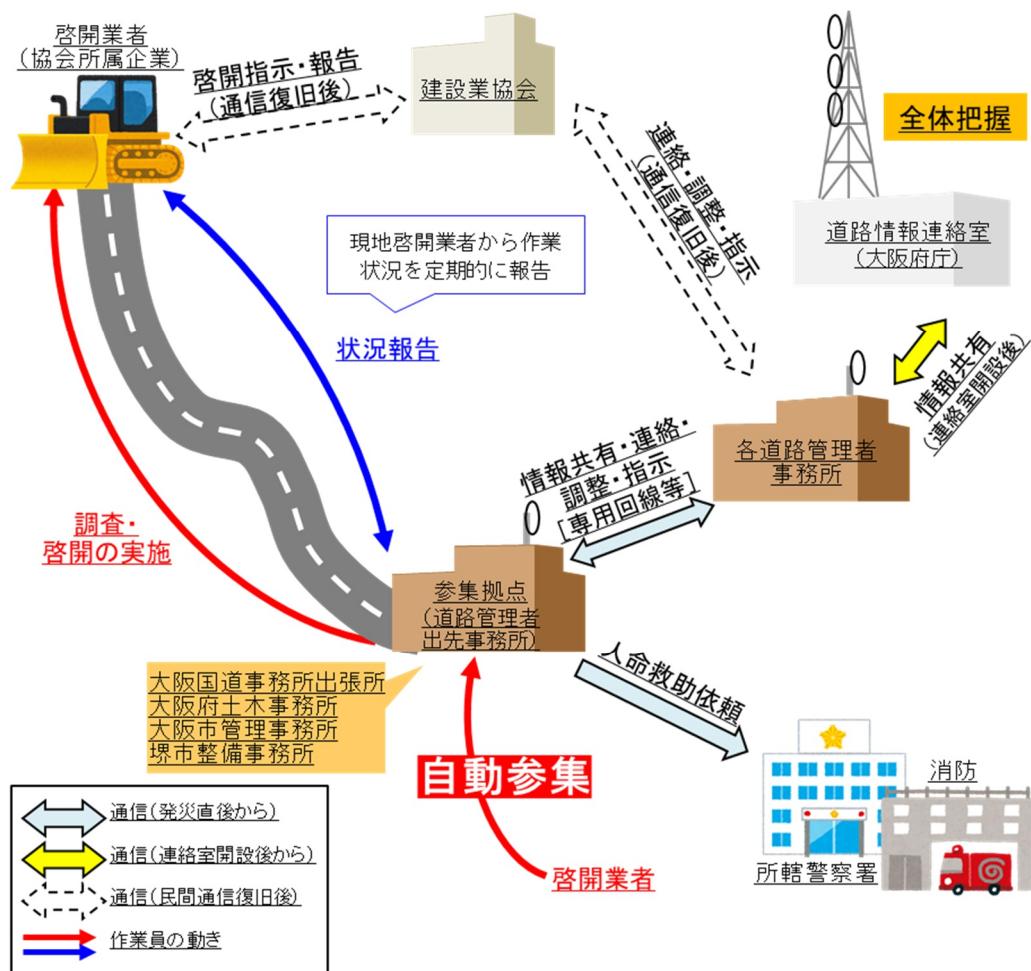


図 4-10 啓開作業の情報伝達の流れ（通信途絶の場合）

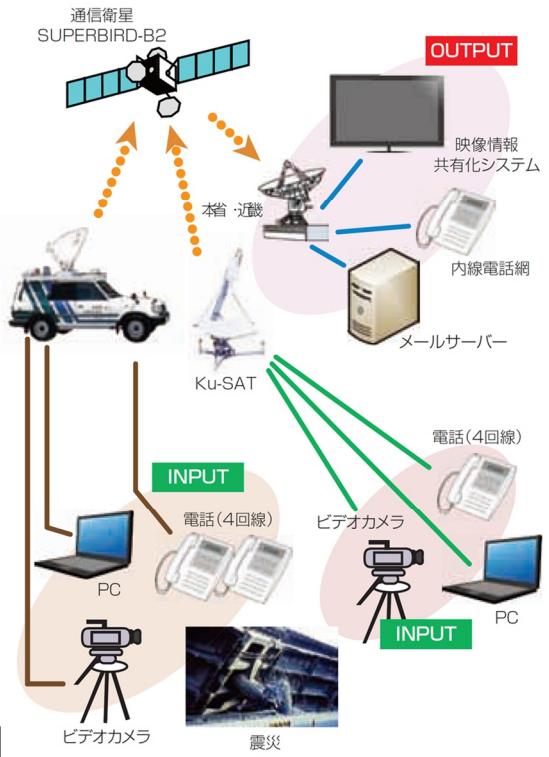


01-10267



10-03095

衛星通信車システムの概要



出典：国土交通省 近畿地方整備局「緊急時に活躍する災害対策用機械」（平成 28 年度版）

図 4-11 國土交通省の衛星通信設備（例：衛星通信車）

4.3 各種手続き

既存の計画・マニュアル、既往災害事例を基に道路啓開活動に必要な手続きを以下に整理する。

4.3.1 緊急通行車両又は規制除外車両の届出

啓開実施者は、あらかじめ緊急通行車両の確認申出又は規制除外車両の事前届出を行う。

災害対策基本法の第七十六条の六第1項に基づく交通規制（緊急交通路の指定）を行った場合に、早期に緊急交通路を通行して被災地に向かい、災害応急対策に従事するために、事前準備として大阪府内に使用の本拠の位置を有する車両は緊急通行車両の確認申出、規制除外車両の事前届出を行う。

ここで「緊急通行車両」とは、災害対策基本法等に規定する災害応急対策に従事する車両で、指定行政機関等が保有・調達する車両又は指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等の車両を指す。災害発生前に、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受けることで、緊急交通路の通行が可能となる。

啓開業者が行う届出は「規制除外車両」の事前届出となり、規制除外車両とは、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時等に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により緊急交通路の通行を認めることになる車両を指す。緊急通行車両とならないもののうち、建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送車両が該当する。事前届出を行い、あらかじめ審査を受けておくことにより、災害発生時における標章と証明書の交付までの所要時間を短縮することが可能となる。

なお、資機材倉庫等の関係で他府県にあるものは、その府県への届出を行う。

※ 確認申出および事前届出は警察署（交通規制係）又は警察本部（交通規制課）の窓口で行う。

また、事前届出は警察庁ホームページを通じて届出先警察署等へオンラインによる届出が可能である。

登録(車両)番号 緊急 有効期限 年月日	<p>別記様式第2号</p> <p>（ ）第 号</p> <p>災 害 応急対策用 原子力災害 応急対策用 國 民 保 護 指 援 用</p> <p>規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 書</p> <p>年 月 日</p> <p>大阪府公安委員会 槆</p> <p>届出者住所 (都道府県) 氏名</p> <p>番 号 標 し る 番 号</p> <p>車両の用途(緊急 輸送等の旨記入 する場合は、輸送人 員又は品名)</p> <p>車 両 の 使 用 者</p> <p>住 所</p> <p>() 月 番</p> <p>氏名又は 名称</p> <p>活動地域</p> <p>(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を詳 明する書類を添付の上、警察本部又は警察署に提出してください。</p> <p>備考 用紙の大きさは、日本版面規格A4面4面とする。</p> <p>（注） 1. 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃警戒等における国民のための情報に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出書類を管轄の警察本部、警察署、交通規制所等に提出して所要の手続を受けてください。 2. 稽けた内容に変更が生じたときは届出済証を喪失し、滅失し、汚損し、破壊した場合には、届出を行った警察本部又は警察署に届出再交付を行ってください。 3. 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。 (1) 規制除外車両が廃棄となったとき。 (2) 規制除外車両が譲り受けられたとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。</p>
---	--

出典：緊急通行車両及び緊急輸送車両の標章と証明書の交付手続きに関する通知（大阪府警察HP、令和5年8月）（左）
道路交通法等に基づく各種申請及び届出様式（大阪府警察HP）（右）

図 4-12 緊急通行車両標章（左）及び規制除外車両事前届出書（右）

4.3.2 身分証明書の発行

放置車両の撤去に備え、啓開実施者に対し車両移動の身分証明書の発行を行う。

災害対策基本法の第七十六条の六に基づき、民間事業者が放置車両の撤去を円滑に行うため、道路管理者から委託を受けていることを明示する書面（身分証明書）を交付する。

なお、道路管理者が車両等の移動を行う場合には、災対法による権限を行使することとなるため、道路管理者の身分証明書を携行し対応する。

【施行通知】

1. 災害時における車両の移動等について（法第七十六条の六関係）

（3）移動命令の伝達や車両の移動等を道路管理者の名義において行うことについて

（略）

この際、改正法に基づく車両の移動等は、公権力の行使であり、現場での円滑な対応のため、委託業者等行政職員以外の民間事業者に行わせる場合には、道路管理者から委託を受けていること（権限を有する道路管理者の意思であること）を明示する書面を手交しておくことと。

（略）

第 災〇-〇 号	
身 分 証 明 書	
会社名：〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社	
住 所：〇〇市〇〇〇〇〇〇	
上記の者は、災害対策基本法第76条の6の措置を行うことを委託した者であることを証明する。	
業務の名称：〇〇〇〇〇〇〇〇	
有効期間：平成〇年〇月〇日	
発 行 日：平成〇年〇月〇日	
発 行 者：国土交通省〇〇整備局	
〇〇〇国道事務所長	印

出典：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き
平成29年12月 改訂版 国土交通省道路局

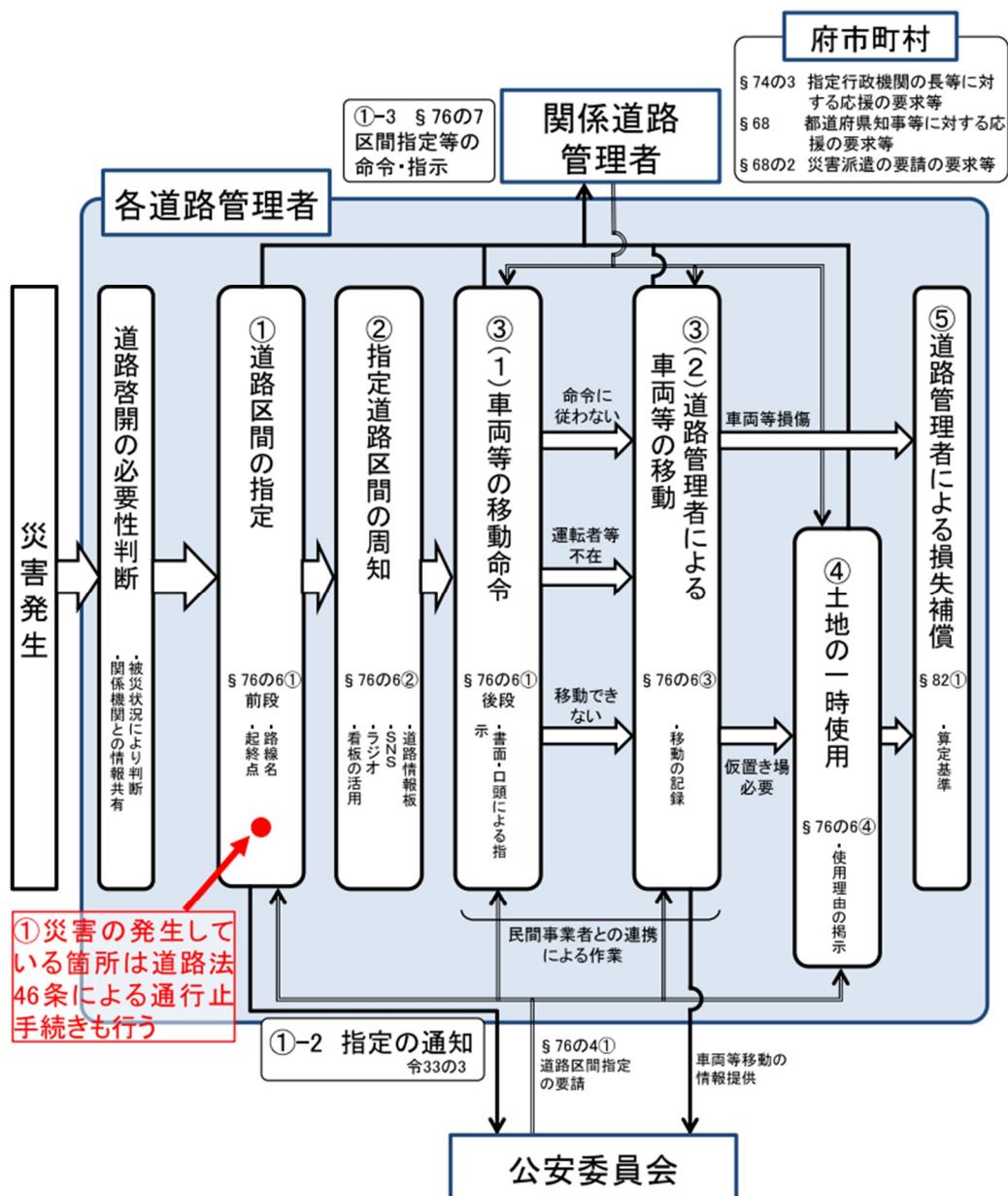
図 4-13 災対法に基づく車両移動のための身分証明書（例）

4.4 道路啓開活動

4.4.1 災害対策基本法に基づく道路啓開及び車両等移動の流れ

平成 26 年 11 月 21 日に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、迅速な道路啓開に向けた措置として放置車両対策等の強化を図るための措置が盛り込まれた。これにより、大規模な災害発生時に、図 4-14 の流れに示す手続きを経て道路管理者が放置車両・立ち往生車両の移動・撤去を行うことが可能となった。

これに基づき、車両移動を含む道路啓開が発災後迅速に進められるよう、準備を進めておくことが重要である。



出典：国土交通省道路局「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」
(平成 26 年 11 月) に一部加筆

図 4-14 災害対策基本法に基づく道路啓開、車両等の移動の流れ

(1) 道路区間指定、区間指定の命令・指示

各道路管理者は災害対策基本法第七十六条の六第1項に基づき管理する道路の「区間の指定」を行う。

道路管理者は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができる。また、これらの指定及び命令については道路管理者のみの判断で行うことができるものとしている。

道路区間の具体的な指定方法については、指定すべき道路の区間の起終点を示すことによって行うほか、一定の区域内の当該道路管理者が管理する道路の区間を包括的に指定する等の指定も可能である。指定に当たっては、道路の状況等を勘案し、指定が必要となる（車両の移動等の措置が必要となる）区間が不足なく含まれるよう留意して行うことが望ましい。

表 4-2 道路管理者と管理道路

道路区間の指定		道路管理者			
		国	大阪府	指定都市 (大阪市・堺市)	市町村 (指定都市以外)
管理する道路	国道（指定区間） 臨港道路※ ※臨港道路は、震度6強以上もしくは大津波警報発令時の場合は直轄管理（国）とする。	○			
	国道（指定区間外） 主要地方道 府道		○		
	国道（指定区間外） 主要地方道 府道 市道			○	
	市町村道				○

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6第1項の規定に基づき、下記の道路区間を（指定・廃止）する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省

〇〇地方整備局長

(各区間指定の場合)

路線名	区 間		延長 (m)	備考
国道〇号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	新規
国道〇号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	継続
国道〇号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	廃止

(区域としての指定の場合)

路線名	区 間	延長 (m)	備考
国道〇号	国道298号から東京都心に向けての区間	〇〇〇〇	新規
国道〇号		〇〇〇〇	新規

出典：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き
平成29年12月 改訂版 国土交通省道路局

図 4-15 道路区間指定・区域指定及び解除様式

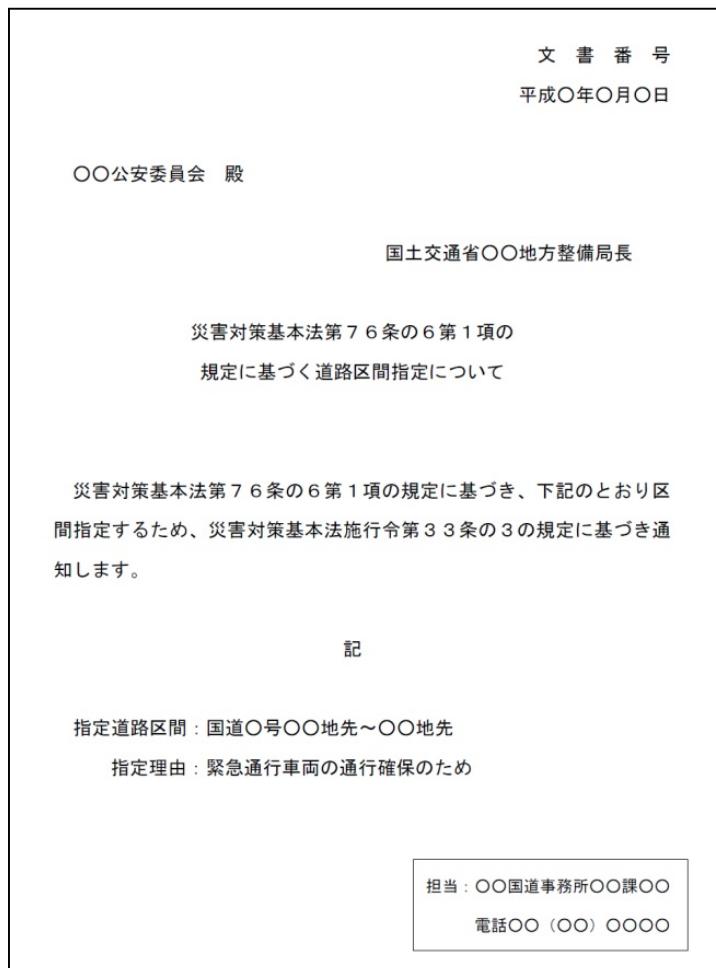
(2) 公安委員会への指定の通知

災害対策基本法第七十六条の六第1項に基づき「区間の指定」を行う場合は公安委員会へ通知する。

災害対策基本法施行令第33条の3において、道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合においては、あらかじめ、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならない。

道路区間の指定に緊急を要するものの、通信手段がないことで指定前に通知することが困難な場合、あらかじめ、当該都道府県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。

なお、通知の方法については、原則として、書面で行うこととするが、緊急を要する場合においては、口頭で行うこととしても差し支えない。ただし、口頭で通知を行ったときは、事後において、速やかに書面を送付する。



出典：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き
平成29年12月改訂版 国土交通省道路局

図 4-16 道路区間指定・区域指定様式（例： 整備局 ⇒ 公安委員会）

(3) 道路法 46 条による“通行の禁止又は制限”

各道路管理者は災害が発生している箇所は災害対策基本法第七十六条の六第1項に基づき管理する道路の「区間の指定」を行うと同時に“道路法 46 条による「通行の禁止又は制限」”を行う。

災害の発生している箇所は道路法 46 条による通行止めの手続きを行う。

道路管理者は道路法 46 条に基づく通行止措置を行う場合は、府公安委員会の意見を聴かなければならない。

ただし、緊急を要するためやむを得ない場合は、事後において、速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。

この場合、まず口頭で連絡を行い、後に書面で通知を行う。

(4) 道路区域指定の周知

各道路管理者は災害対策基本法第七十六条の六第2項に基づき「指定道路区間の周知」を行う。

災対法に基づく道路区間指定を行った場合は、当該指定道路区間内の道路利用者に対し、指定内容を周知することになるが、具体的な周知方法は以下のものを想定している。

- 道路情報板、SNS 等による情報提供
- 日本道路交通情報センター（ラジオ等）を利用した情報提供
- 当該指定道路区間に立て看板を掲出
- ホームページ（おおさか防災ネット、日本道路交通情報センター（JARTIC）等）、記者発表 等

必ずしも上記の方法すべてを実施できなくてもよいが、あらかじめ情報提供の内容や掲示等の周知方法について準備しておく必要がある。

また、当該指定道路区間内の道路利用者全てに確実に周知することは必要とされていないが、周知の行き届かなかった者に対しては、移動命令等を行う際に当該道路が指定されていることを説明する。

立て看板は、指定道路区間の起終点に設置するほか、通行車両の多い交差点等、適宜設置するものとし、道路啓開作業にあわせて設置する。

<文案例>

例1) 国道〇〇号〇〇～〇〇間 放置車両移動作業中。

例2) 国道〇〇号〇〇～〇〇間 緊急車両の通行確保のため放置車両移動中。

図 4-17 道路情報板の文例

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成〇年〇月〇日
国土交通省〇〇地方整備局

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、国道〇〇～〇〇間に区間指定し、放置車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します

〇〇災害のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の道路区間を指定します。当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。

路線名	指定する道路区間
国道〇号	〇〇県〇〇市〇〇～〇〇 〇〇県〇〇市〇〇～〇〇
国道〇号	〇〇県〇〇市〇〇～〇〇
国道〇号	〇〇県〇〇市内の全区間

（問い合わせ先）
国土交通省〇〇地方整備局〇〇国道事務所 〇〇、〇〇
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

近畿地方整備局 道路部
@mlit_kinki_road

フォローする

緊急車両の通行を確保するため、8号福井県あわら市牛ノ谷地先～福井県福井市和田2丁目地先間の通行止め区間を延伸し、放置車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します。

■区間
あわら市牛ノ谷地先～福井市和田2丁目地先（約24km）

拡張対応基本法(第6136号山岸第223号)
第76条の6第1項の規定に基づく発令

21:06 - 2018年2月6日

(2018年福井豪雪時の事例)

図 4-18 記者発表（左）及びSNS（X（旧Twitter））（右）の例

表 4-3 通行止め情報を発信している主なSNS等

機関名	SNS・HP名	アカウント名
大阪国道事務所	X(旧Twitter)	@mlit_daikoku
大阪府道路環境課	HP 大阪府が管理する道路の通行規制情報 https://www.pref.osaka.lg.jp/o130070/dorokankyo/tsuukoudome/index.html	
大阪府大阪府道路公社	X(旧Twitter)	@osakadourokosya
大阪市危機管理室	X(旧Twitter)	@kikikan_osaka
堺市危機管理室	X(旧Twitter)	@sakai_saigai
堺市建設局	LINE	@sakaikensetu
阪神高速道路（株）	X(旧Twitter) LINE Facebook HP はしひ Go! (PC版・スマートフォン版)	@hex_info @hanshin-exp @hanshin.exp @hanshin.go!
西日本高速道路（株）	X(旧Twitter) Facebook	@w_nexco_kansai @w.nexco



写真 4-1 立て看板の例

(5) 車両等の移動

1) 路上車両の撤去<車両等移動命令>

車両等の移動については、「運転者等への移動命令」、「道路管理者自らによる移動」のいずれかにより対応することとなる。

国や府市の職員が車両等の移動を行う場合には、災対法による権限を行使することとなるため、それぞれの身分証明書を携行し、対応するものとする。また、国、府市から委託された民間事業者においても、身分証明書を携行するものとする。

道路啓開作業の支障となる車両の運転者等に対して、道路管理者の職員等は、災対法に基づく措置であることを説明した上で、車両等の移動先を指示し、車両等を移動させるものとする。

数多くの運転者等に同時に命令を伝える必要がある場合には、拡声器等で各運転者に同時に聞こえるようにするとともに、自治体が用意した運転者向け避難所で呼びかける等の工夫を行うことが必要である。

なお、書面の提示により命令することのほか、口頭での命令も可能であり、現場の状況に応じて適宜判断する。

現場での車両等の移動は、指定道路区間を指定した後に実施することとなるが、周知と同時に実施することは差し支えない。

道路啓開により確保する幅員及び車線は、被災地の人口や周辺状況等に応じて判断することになる。

例えば、東日本大震災では、緊急措置として、まずは救命救急のためのルートとして1車線分の道路啓開を実施し、その後、順次必要な幅員を確保している。

【車両移動命令を行う際の発言例】

- ・ ○○（道路管理者名）の○○です。
(○○（道路管理者名）から委託を受けている○○株式会社の○○です。)
- ・ この道路は、災害対策基本法第七十六条の六の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。
- ・ 緊急通行車両の通行のため、速やかに指定道路区間以外に移動するか車両を左側路肩に移動して下さい。
- ・ 移動を行わない場合は、当方により移動を行いますので、車両から離れて下さい。

平成〇年〇月〇日

運転者各位

国土交通省〇〇地方整備局長

災害対策基本法第76条の6第1項の

規定に基づく移動命令について

この道路は、災害のため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の通り、緊急車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。

緊急車両の通行のため、速やかに指定道路区間以外に移動するか車両を左側に移動してください。

記

指定理由：緊急通行車両の通行確保のため

指定道路区間：〇〇～〇〇

担当：〇〇国道事務所〇〇課〇〇

電話〇〇（〇〇）〇〇〇〇

出典：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き
平成29年12月 改訂版 国土交通省道路局

図 4-19 車両移動命令文章の例

2) 路上車両の撤去<管理者による移動>

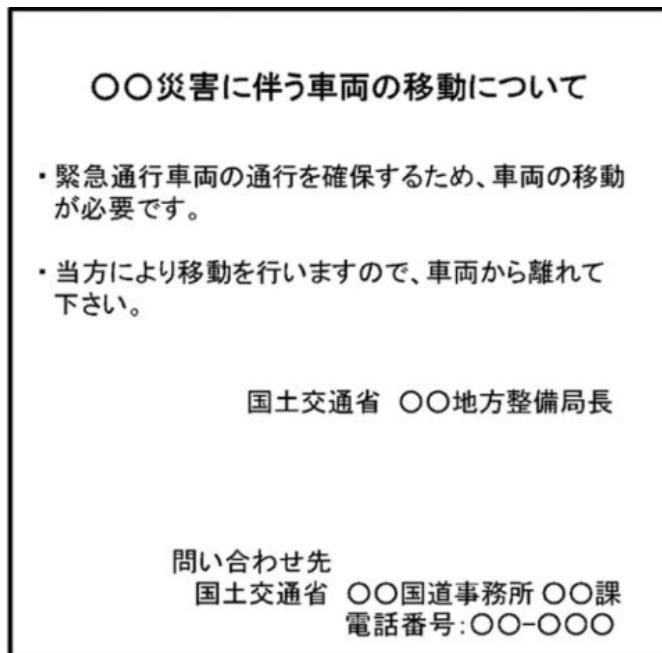
道路管理者自ら行う車両等の移動については、災害対策基本法七十六条の六第3項では、3つのケースを想定している。

- 一 第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合
- 二 道路管理者等が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合
- 三 道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

一の場合、運転者等は、車両等又はその近傍により、命令は受けることができるが、本人の意思等により当該車両等の移動に応じない場合のほか、移動に応じる意思はあっても、タイヤのパンクや燃料切れ等により直ちには移動に応じられない場合等が考えられる。

繰り返し、移動命令等を伝えても移動を行わない、もしくは直ちに移動を行うことができない場合は、法第七十六条の六に基づき、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知するとともに、車両等への移動理由の掲示等、所定の手続きを行い、移動を行うものとする。

その際の通知の方法については、書面によることが望ましいが、時間がないときには口頭によるもののみでも差し支えない。



出典：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き
平成29年12月 改訂版 国土交通省道路局

図 4-20 運転者等に車両等の移動を行う旨を文書にて通知を行う場合の様式例

二の場合、運転者等が何らかの事情により、車両等から離れており、運転者等によって車両等の移動ができない場合等が考えられる。

運転者等が近傍にいる可能性もあるため、拡声器等で呼びかけを継続するが、車両等への移動理由の掲示等、所定の手続きを行い、移動を行うものとする。

三の場合、事故等により運転ができない状態の場合等、道路管理者による移動がやむを得ない場合、車両等が連坦し、幅員方向にも車両等の待避の余地がない場合等、運転者等が車両等にいても移動ができない場合等が考えられる。

その場合は、法第七十六条の六に基づき、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知するとともに、車両への移動理由の掲示等、所定の手続きを行い、移動を行うものとする。

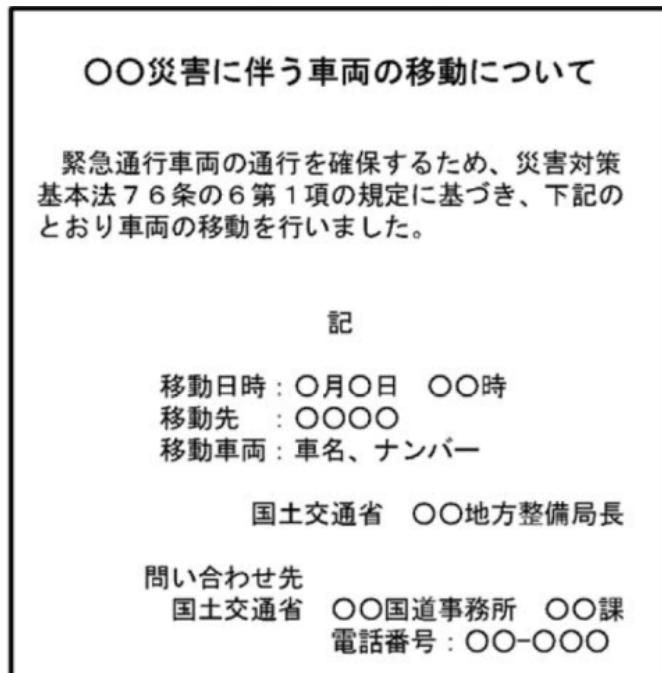
道路管理者が自ら車両等を移動する場合には、移動後のトラブルを回避するため、移動の前後の状態を写真等により確実に記録するものとする。移動が必要な車両等が多数存在し、記録に時間を要し作業に支障に及ぼす場合等は、重機のキャビンに取り付けたビデオ等で車両移動作業等を記録する等、効率的な方法にて行うものとする。

車両移動記録票	
措置実施場所	国道〇〇号〇〇区〇〇町〇丁目地先
対象車両	車名、ナンバー
運転手の有無	不在
移動日時	〇月〇日〇時
移動内容	道路内路肩に移動、沿線民地に移動、一時保管場所（〇〇） に移動（使用重機：除雪ドーザ）
破損状況 (破損の有無)	前部 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 : ●● 後部 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 : 後方バンパーへこみ 左側面 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 : ●● 右側面 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 : ●●
その他	作業者（〇〇建設）
状況写真	
移動前	※前部、後部、左側面、右側面は、写真により撮影すること。 また、事前に傷や破損した箇所がある場合は、追加で撮影しておくこと。
移動後	※移動前と同じ方向より撮影すること。 事前に傷や破損した箇所がある場合は、追加で撮影しておくこと。 また、移動時に傷や破損した箇所がある場合は、追加で撮影しておくこと。
記入者	〇〇国道事務所 〇〇〇〇

出典：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き
平成29年12月 改訂版 国土交通省道路局

図 4-21 車両等の移動記録票例

また、一定距離以上（原則として 50 メートル以上）車両等を移動させた場合または道路外へ移動した場合は、道路の縁石や防護柵、視線誘導標等にも掲示するものとする。



出典：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き
平成 29 年 12 月 改訂版 国土交通省道路局

図 4-22 移動した車両等の移動理由及び移動した道路管理者名の掲示例

なお、道路管理者が自ら車両移動させた費用は、道路管理者の負担とする。但し、念書等により、運転者の同意がある場合は、この限りではない。

(6) 車両等の移動のために必要な土地の一時使用

道路管理者は、車両の移動命令及び車両の移動の措置をとる際、道路敷地内に移動スペースがない場合や周辺に公有地等が無い等、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地（駐車場、空き地、田畠等）を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができるものとした。

この場合において、道路管理者は、周辺の公用地の有無を確認するとともに、一時使用をしようとする土地の状況等に鑑みて、個人の財産の毀損、周辺環境への影響等、当該土地の一時使用による損失や影響が最小限となるよう、使用する土地を選択し、その使用期間についても、できるだけ短期間とすべきである。

その際、土地の所有者が容易に見つからないなどにより同意等なく土地を使用することも可能であるが、その場合には土地の使用・処分の理由、使用した道路管理者（連絡先含む）を掲示しておく。また、土地の一時使用等により個人の財産の侵害となった場合には損失補償を行うこととなるため、可能な範囲で、土地の使用や障害物の処分の状態を写真等により記録しておくことにより、事後に混乱のないよう努める。

なお、道路管理者が車両等の移動を行う場合には、災対法による権限を行使することとなるため、道路管理者の身分証明書を携行し、対応するものとする。また、道路管理者から委託された民間事業者においても、身分証明書を携行する。

〇〇災害に伴う土地の一時的使用について																							
緊急通行車両の通行を確保するための放置車両の移動に伴い、災害対策基本法76条の6第1項の規定に基づき、この土地を一時的に使用しております。																							
記																							
利用開始時：〇月〇日 〇〇時 利用目的：放置車両の保管																							
国土交通省 〇〇地方整備局長																							
問い合わせ先 国土交通省 〇〇国道事務所 〇〇課 電話番号：〇〇-〇〇〇																							
土地の一時使用記録票																							
<table border="1"><tr><td>措置実施場所</td><td>国道〇〇号〇〇区〇〇町〇丁目地先</td></tr><tr><td>使用開始日時</td><td>〇月〇日〇時</td></tr><tr><td>使用目的</td><td>〇〇災害における移動車両の仮置き</td></tr><tr><td>土地所有者（権利者）</td><td>調査中</td></tr><tr><td>現在の用途</td><td>貯木場跡</td></tr><tr><td>作業実施者</td><td>〇〇建設</td></tr><tr><td>連絡先</td><td>国土交通省〇〇国道事務所 TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</td></tr><tr><td>状況写真</td><td></td></tr><tr><td>使用前</td><td></td></tr><tr><td>使用後</td><td></td></tr><tr><td>記入者</td><td>〇〇建設（株） 〇〇〇〇</td></tr></table>		措置実施場所	国道〇〇号〇〇区〇〇町〇丁目地先	使用開始日時	〇月〇日〇時	使用目的	〇〇災害における移動車両の仮置き	土地所有者（権利者）	調査中	現在の用途	貯木場跡	作業実施者	〇〇建設	連絡先	国土交通省〇〇国道事務所 TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	状況写真		使用前		使用後		記入者	〇〇建設（株） 〇〇〇〇
措置実施場所	国道〇〇号〇〇区〇〇町〇丁目地先																						
使用開始日時	〇月〇日〇時																						
使用目的	〇〇災害における移動車両の仮置き																						
土地所有者（権利者）	調査中																						
現在の用途	貯木場跡																						
作業実施者	〇〇建設																						
連絡先	国土交通省〇〇国道事務所 TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇																						
状況写真																							
使用前																							
使用後																							
記入者	〇〇建設（株） 〇〇〇〇																						

出典：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き
平成29年12月 改訂版 国土交通省道路局

図 4-23 土地の一時使用にかかる様式



(被災した車両約 71,000 台を仮置き場に移動)

出典：震災伝承館ホームページ

写真 4-2 東日本大震災における被災車両等の仮置きの例（平成 26 年 11 月）

(7) 損失補償

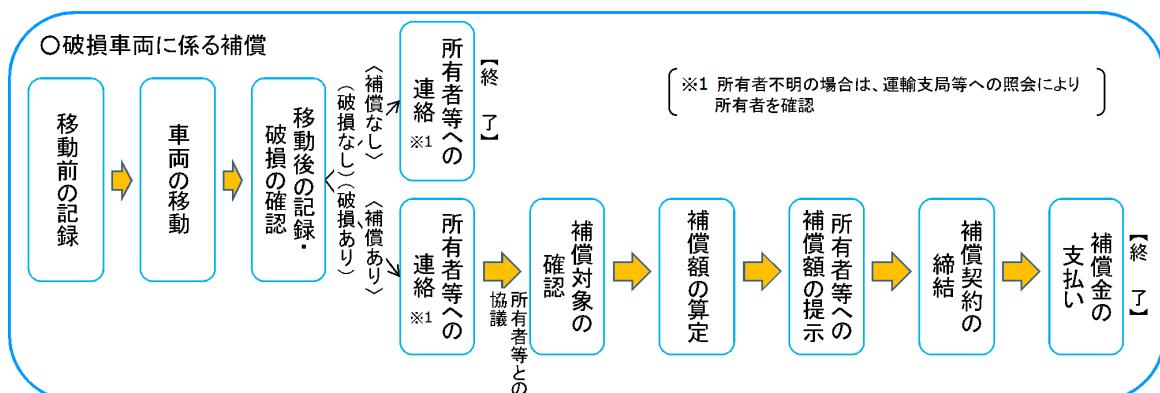
車両の破損前後の記録を踏まえた上で、交通事故損害額算定基準（財日弁連交通事故相談センター）等に基づき補償額を算定するものとする。なお、車両保険でカバーされる車両を破損した場合であっても、保険会社から請求がない限り、車両所有者に対して補償金を支払うことで差し支えない。

全損車両の取扱いは以下のとおりとする。

- ・ 車両が修理不能又は修理費が時価額を上回るいわゆる全損となった場合には、原則として、破損直前の交換価格と破損車両の処分金額との差額（買替差額）を補償額とする。
- ・ 破損車両が全損状態であるにもかかわらず、交換価格を超えて修理費額の補償を求められても破損車両の買替差額による補償額の範囲で認めるのが裁判例の傾向である。

部分破損車両の取扱いは以下のとおりとする。

- ・ 車両を部分破損した場合には、原則として、修理相当額を補償額とする。
- ・ ただし、修理が相当な場合であっても、修理を行った後も当該車両の価格低下が認められるときは評価損が認められるので、補償の対象とする。

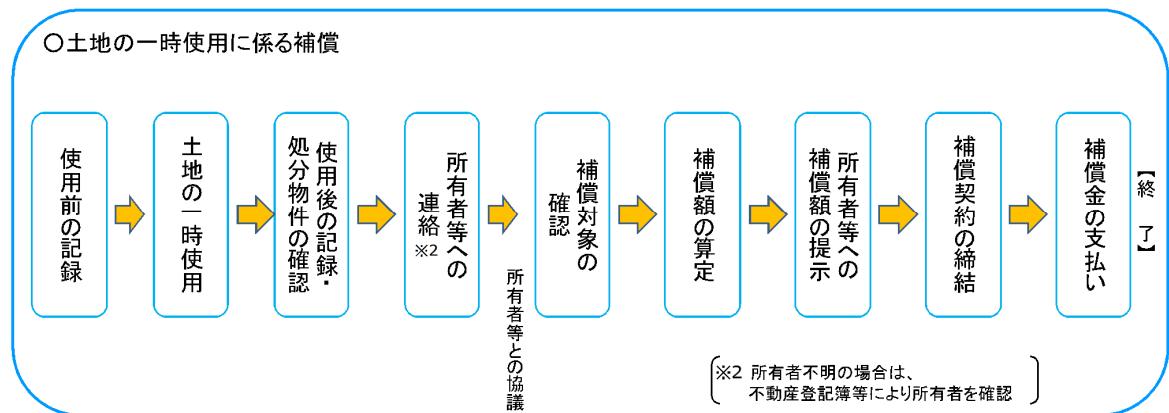


出典：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き
平成29年12月 改訂版 国土交通省道路局

図 4-24 破損車両に係る補償

また、土地の一時使用に係る補償額の算定基準は以下のとおりである。

- ・ 土地の一時使用前後の記録を踏まえた上で、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令第 76 号）に基づき補償額を算定するものとする。
- ・ 使用する土地に対しては、正常な地代又は借賃をもって補償するものとする（基準第 25 条等）。

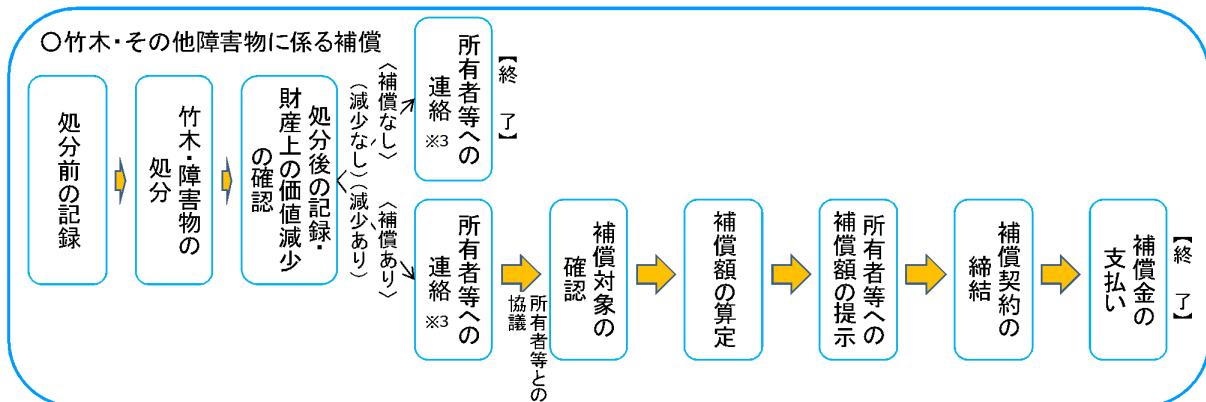


出典：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き
平成 29 年 12 月 改訂版 国土交通省道路局

図 4-25 土地の一時使用に係る補償

竹木等の処分に係る補償額の算定については以下のとおりである。

- ・ 竹木又は障害物を処分する場合は、当該処分と相当因果関係にある財産上の価値の減少を補償するものとする。



出典：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き
平成 29 年 12 月 改訂版 国土交通省道路局

図 4-26 竹木・その他障害物に係る補償

4.4.2 放置車両以外の障害物の対応

(1) 貴重品等

道路啓開作業中に貴重品等を発見した場合は警察に届ける。

道路啓開作業中に発見した拾得物は場所、時間等を記録しておき、1日分の取得物をまとめて、最寄りの警察署または交番に提出する。

なお現場で拾得した貴重品は、金額等の多少に関わらず、発見したもの全てを遺失物として扱うことを基本とする。

(2) 危険物（ガスを含む）

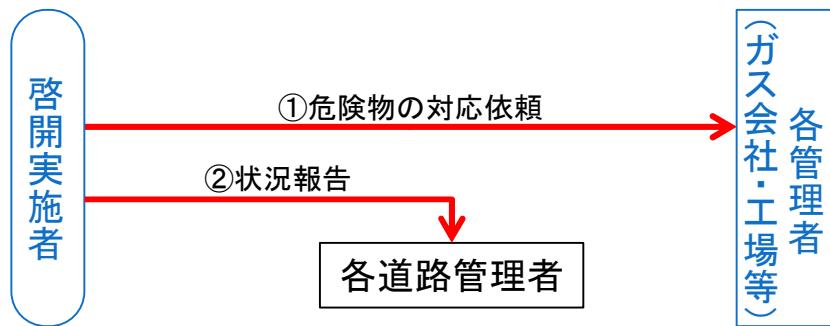
啓開実施者は、瓦礫内に爆発性・引火性の物体がまぎれている可能性があり、爆発や有毒ガス発生のおそれもあるため、撤去にあたっては慎重に作業を行う。

道路啓開作業時に異臭（刺激臭、芳香臭等）を感じた場合には直ちに作業を中断、隔離距離をとり、異臭元となる管理者もしくは各消防（局）本部に連絡を行う。

道路啓開作業中に危険物を発見、またガス等の異臭を感じた場合は、ただちに作業を中断し、以下の手順で対応することを基本とする。

- ① 異臭の原因である管理者が分かる場合は各管理者へ、分からない場合は各消防（局）本部に連絡をする。
- ② 各道路管理者へ状況報告を行う。
- ③ 各管理者および各消防（局）本部が現場に駆けつけるまで、離れて通行規制を行う。
- ④ 安全性が確認されて、問題ないことが判明した段階で作業を再開する。

【異臭の原因である管理者が分かる場合】



【異臭の原因である管理者が分からぬ場合】



図 4-27 危険物の対応

(3) 地下埋設物（水道施設・下水道施設）

道路啓開作業中に水道施設・下水道施設の異常を発見した際には、各道路管理者へ連絡する。

道路管理者はライフライン事業者（広域水道企業団・各市町村）への連絡を行う。

道路啓開作業中に、水道や下水に異常が発生し、路面に変状が見られる場合は、各道路管理者へ連絡する。

道路管理者へ連絡した場合は、その後の措置（いつ対応される等）について追って連絡する。

水道、下水管理者が対応にあたるまでは、第三者への危険を防止するよう、バリケードで囲う等の措置を行う。

想定される異常は、水の漏水、道路路面の陥没、液状化によるマンホールの突出である。

- 水の漏水 : 大阪府広域水道企業団・水道局、各市町村が現場措置。
- 道路路面の陥没 : 立ち入らないようにバリケード等で囲む。
- マンホールの突出 : バリケード等で囲む、土のう等で段差解消。

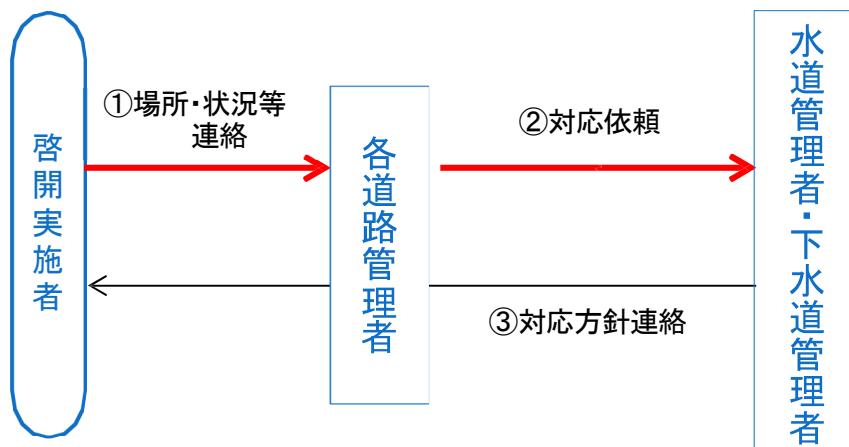


図 4-28 地下埋設物の対応

(4) 電柱及び電線、通信線

緊急交通路状に電柱の倒壊や折損、傾斜により啓開出来ない区間がある場合は、各道路管理者へ連絡する。

道路啓開作業中に、電柱及び電線、通信線の異常により啓開が困難となる場合は、各道路管理者に連絡して、異常箇所、状況を伝える。

電力線については、電線が切れていても通電している場合があり、危険なため触らず道路管理者へ連絡する。

通信線については、垂れ下がっていても通信線として機能している場合があるため、触らず道路管理者へ連絡する。

いずれにせよ、電柱倒壊、線の垂れ下がり等により啓開出来ない区間がある場合は、道路管理者へ連絡する。

各道路管理者は占用物件台帳等確認し、関西電力送配電、NTTの113番などへ連絡し、その後、各道路管理者は関西電力送配電、NTTなどからの対応方針を各啓開業者へ連絡する。

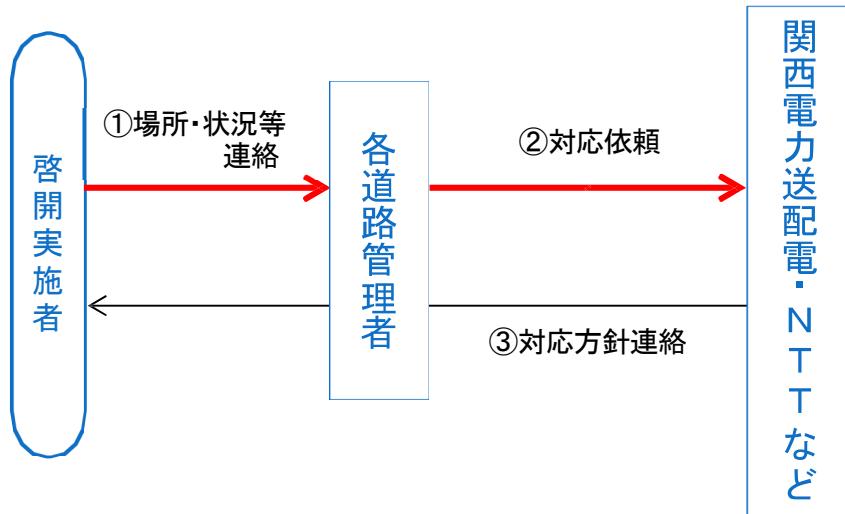


図 4-29 電柱及び電線、通信線の対応

<参考>既往災害時の被災状況・対応等（電力）

（参考）能登の配電線の被害状況の事例

2

<出典：北陸電力送配電ホームページ>

被害状況の事例（電柱の傾斜・折損・混線）



（参考）支援の様子

7

・高压線に接触した樹木の除去や傾いた電柱の復旧作業等を行っています。（関西電力送配電株式会社提供）



出典：電気事業連合会 送配電網協議会「令和6年能登半島地震に伴う復旧に向けた電力各社による応援派遣の状況について」（2024年1月30日）

図 4-30 能登半島地震時の電力設備等の被害状況・対応

<参考>既往災害時の被災状況・対応等（通信）

令和6年能登半島地震

1月1日に石川県能登地方で発生した地震(最大震度7)により能登半島付近では大規模な停電に加え、土砂崩れ等による道路寸断が多数発生し、立ち入り困難地域が多数発生しました。それに伴い通信においても固定、モバイル問わず通話やインターネットサービスを提供する通信設備に多大な被害を受けました。それらに対し通信設備の電力維持、衛星通信・船上基地局の活用などによる通信サービスの復旧を進め、重要通信や被災地域の通信確保、被災者支援に努めました。



ポータブル衛星による
災害時用公衆電話の提供



ヘリコプターによる輸送・空撮



移動基地局車の電源確保



船上基地局の運用

平成28年（2016年）熊本地震

2016年4月、熊本県熊本地方に2度にわたる震度7の地震が発生しました。

NTTグループでは、発災後すぐに、重要通信の確保および通信サービスの復旧にあたるとともに、特設公衆電話や無料Wi-Fi、充電サービス等を提供し、避難所支援を実施しました。



阿蘇大橋の崩落により損傷した
管路



道路崩落により切断された中継
光ケーブル



広域支援を実施する災害復旧班



無料Wi-Fiと充電サービスの提供



避難所での御用聞き巡回



エリアの救済を行っている衛星移動
基地局車

出典：日本電信電話株式会社ホームページ「復旧活動」（令和6年11月11日閲覧）

URL : <https://group.ntt.jp/disaster/report/activity.html>

図 4-31 既往災害における通信設備等の被害状況・対応

4.4.3 踏切遮断時の対応

踏切道改良促進法の一部改正に伴い、踏切道において長時間の遮断が発生し、救急救命活動等に大きな支障が生じる事態を防止するため、災害時に踏切道を開放するまでの手順、関係機関への連絡体制等をあらかじめ策定する。

踏切遮断が発生した際は、策定した連絡体制に基づき、優先開放に向けた措置を実施する。

なお、早期の踏切開放が困難な場合は、踏切横断を必要としない迂回ルートを設定する。

表 4-4 優先開放対象の踏切一覧

令和 6 年 6 月末時点

No	鉄道事業者	線名	踏切名	道路管理者	路線名	備考
1	西日本旅客鉄道	学研都市線	磐船街道	大阪府	国道 168 号	地域緊急交通路
2		学研都市線	中野	四條畷市	市道中野 1 号線	地域緊急交通路
3		学研都市線	南野	大阪府	府道大東四條畷線	地域緊急交通路
4		阪和線	久米田南一	岸和田市	市道西之内小松里線	地域緊急交通路
5		阪和線	久米田南二	岸和田市	市道久米田東西線	地域緊急交通路
6		阪和線	久米田北三	大阪府	府道田治米忠岡線	地域緊急交通路
7		阪和線	高石街道	高石市	市道取石中央線	地域緊急交通路
8		阪和線	新家南一	大阪府	府道 30 号大阪和泉泉南線	重点 14 路線
9		阪和線	第二新家	大阪府	府道信太高石線	地域緊急交通路
10		阪和線	長滝南一	大阪府	府道日根野羽倉崎線	地域緊急交通路
11		阪和線	和泉橋本北一	大阪府	府道水間和泉橋本停車場線	地域緊急交通路
12		大和路線	渋川	八尾市	市道竜華第 166 号	地域緊急交通路
13		梅田貨物線	浄正橋	大阪市	府道大阪伊丹線	
14		北方連絡線	池田街道西	大阪市	国道 176 号	
15	京阪電鉄	京阪本線	三和	大阪府	府道八尾枚方線 (21 号線)	地域緊急交通路
16		交野線	交野 2 号	交野市	市道私部青山線	地域緊急交通路
17	阪急電鉄	京都線	一小川	大阪市	市道東淀川区第 841 号線	
18		京都線	千里丘	大阪府	府道沢良宜東千里丘停車場線	地域緊急交通路
19		京都線	産業道路	摂津市	市道千里丘三島線	地域緊急交通路
20		京都線	正音寺	大阪府	府道正雀停車場線	地域緊急交通路
21		京都線	坪井	摂津市	市道坪井味舌線	地域緊急交通路
22		千里線	国次	大阪市	市道東淀川区第 841 号線	
23		千里線	支線神崎川北	吹田市	市道中の島川岸線	地域緊急交通路
24		千里線	吹田街道	大阪府	府道豊中吹田線	地域緊急交通路
25		箕面線	平尾	大阪府	府道箕面池田線	地域緊急交通路
26		箕面線	箕面学校裏	箕面市	市道中央線	地域緊急交通路
27	阪堺電気軌道	阪堺線	細井川 1-2 号	大阪市	国道 479 号	広域緊急交通路
28		阪堺線	東湊 2-1 号	堺市	府道 34 号堺狹山線	広域緊急交通路
29		阪堺線	南霞町 1 号	大阪市	市道今宮平野線	広域緊急交通路
30	阪神電気鉄道	阪神なんば線	福駅東	大阪市	市道福町浜町線	
31	水間鉄道	水間線	海塚 1 号	貝塚市	市道小瀬神前線	地域緊急交通路
32		水間線	海塚 2 号	貝塚市	市道畠中堀線	地域緊急交通路
33		水間線	海塚 3 号	貝塚市	市道鳥羽畠中線	地域緊急交通路
34		水間線	海塚 9 号	大阪府	府道 30 号大阪和泉泉南線	重点 14 路線
35		水間線	森 2 号	貝塚市	市道三ツ松白地線	地域緊急交通路
36		水間線	石才 2 号	大阪府	府道岸和田牛滝山貝塚線	地域緊急交通路
37		水間線	名越 2 号	貝塚市	市道名越千石莊線	地域緊急交通路
38		水間線	名越 8 号	貝塚市	市道森阿間ヶ瀧線	地域緊急交通路
39	南海電気鉄道	高野線	住吉東 4 号	大阪市	国道 479 号	広域緊急交通路
40		高野線	沢ノ町 4 号	大阪市	府道 30 号大阪和泉泉南線	重点 14 路線
41		南海本線	石津川 8 号	堺市	市道浜寺諏訪森船尾線	地域緊急交通路

(下線) 重点 14 路線上に位置する踏切

(赤字) アクセスルート上に位置する踏切

出典：「大阪府地域防災計画 関連資料集（令和 6 年 6 月修正）（大阪府）」を編集

4.4.4 保有資機材

道路啓開作業に必要な資機材について、建設業協会の協力を得て、道路啓開担当業者の自社保有資機材を調査した結果、自社保有は少数であることが確認された。そのため、災害発生時、必要な資機材は、啓開担当業者自らが近隣現場、リース会社、協力会社等より確保するとともに、各社の防災計画等に記載し、日頃より準備を行うこととする。

それでもなお不足する場合、近畿地方整備局・府政令市・高速道路会社・一般社団法人日本建設業連合会関西支部が締結する包括協定※により、資機材の調達を行うものとする。

※ 災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書（平成 29 年 2 月 20 日）

また、資機材の配分については、被災状況及び路線の優先度により優先箇所を判断する。

判断の目安としては、緊急輸送ネットワークとしてのつながりが確保できず、かつ迂回する路線がない場合、資機材配分の優先度が高い箇所とする。

また、浸水域については、他部局の状況（新たな浸水を防止する為の止水対策やポンプ場・ポンプ車等による内水排水対策の検討）把握が必要な為、別途検討とした。

優先度 1 内閣府の緊急輸送ルート

- ・阪神高速 15 号堺線 堀 IC 以南の国道 26 号
- ・近畿道長原 IC 及び西名阪道藤井寺 IC から八尾空港への府道及び市道 等

優先度 2 広域緊急交通路（重点 14 路線）

優先度 3 拠点へのアクセスルート

資機材配分なし

- ・1 車線でも通行できる場合
- ・通行出来ないが、迂回路が確保でき緊急輸送ネットワークが確保できる場合

別途検討

- ・浸水している場合

図 4-32 資機材配分の優先順

4.4.5 道路啓開作業の実施

(1) 人員・資機材の確保

災害時に迅速に啓開作業を行うため、災害現場に投入できる人員と資機材（規格含む）を把握する。自社の保有量で不足する場合は、協力会社等からの調達も考慮する。

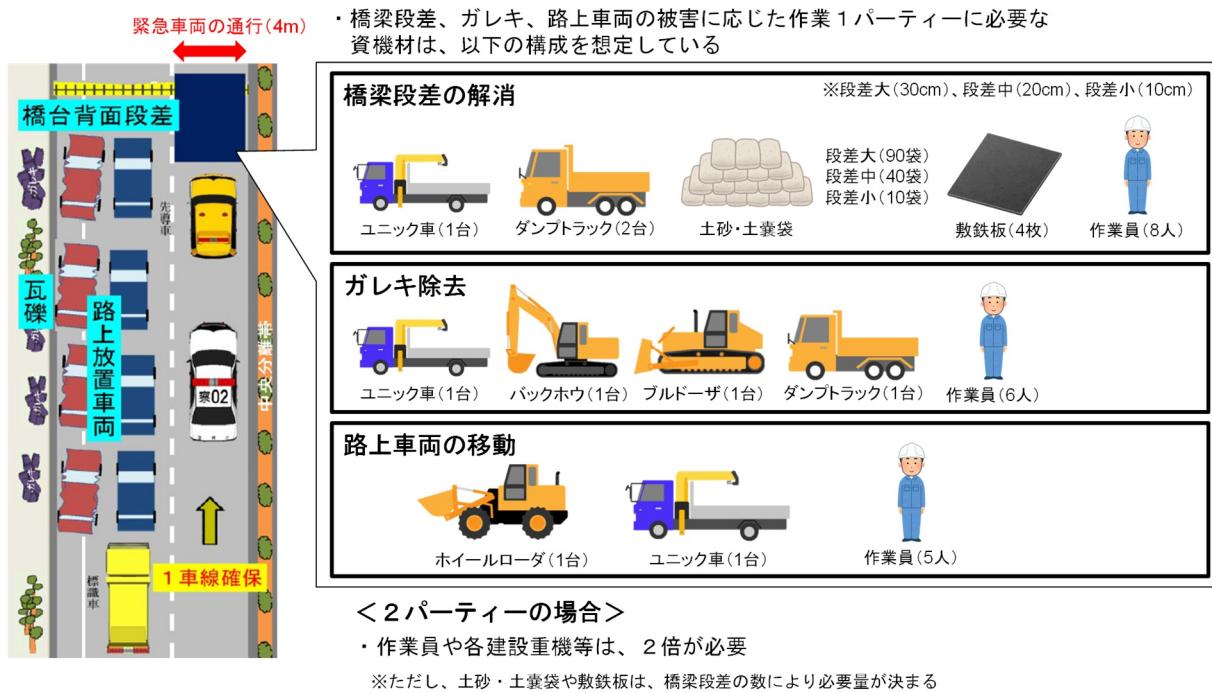


図 4-33 必要資機材（パーティー構成）

(2) 生存者、遺体発見時の対応

1) 生存者発見時の対応

道路啓開作業を行う際には、災害廃棄物に埋もれている負傷者や生死不明者に遭遇する可能性があることを十分に留意して、消防の同行を依頼するとともに、慎重に行うものとする。

消防の同行がない場合において、生存者を発見した際には、消防への連絡を行い救急搬送の手配を進める。

また、生死不明の場合の対応については、消防に判断を委ねる。

2) 遺体発見時の対応

道路啓開作業を行う際には、災害廃棄物に埋もれている負傷者や遺体に遭遇する可能性があることを十分に留意して、慎重に行うものとする。

遺体を発見した際には、通報が基本であるため、先ずは最寄りの警察署や交番に連絡し、「発見場所」「発見日時」「発見者」「遺体の状態」について報告を行い、発見した状態のまま触れずにおくこと。なお、発見した遺体は毛布等で目隠しなどを施し、警察等の指示を待つ。

(3) 大阪府域道路啓開運用マニュアルの周知

道路啓開の場面で活用することができる「大阪府域道路啓開運用マニュアル（案）」を周知する。

道路啓開運用マニュアルは、道路啓開に関する具体的な実施内容等を示している。

- 放置車両の移動
- 電柱の倒壊、瓦礫処理
- 橋梁段差の解消
- 燃料の確保方策（燃料関連施設カルテ） 等

大阪府域道路啓開運用マニュアル (案)



令和5年3月

図 4-34 大阪府域道路啓開運用マニュアル（表紙）

3. 道路啓開の作業手順

本運用マニュアルについて、各作業手順の基本的な構成を下記に解説する。

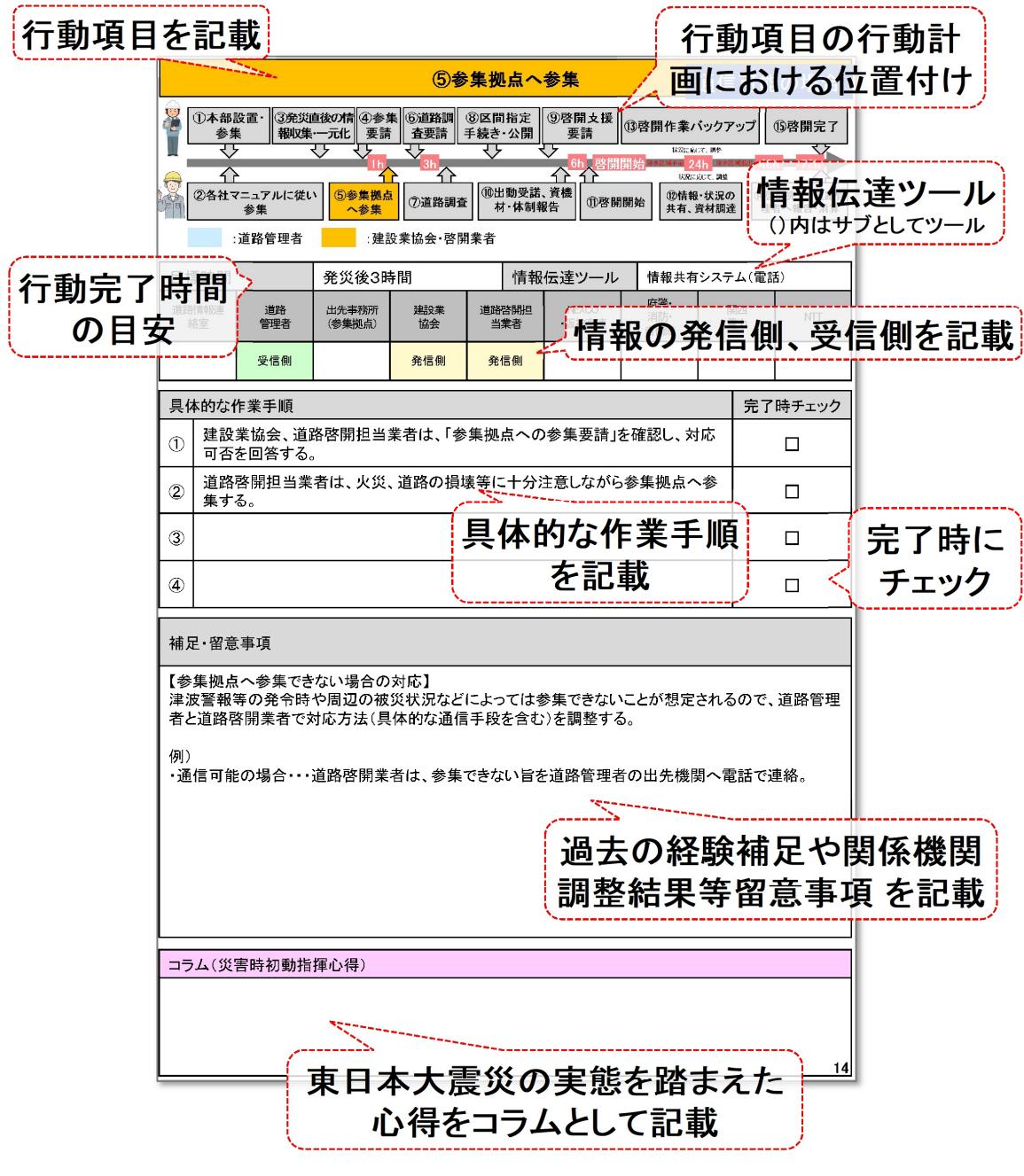


図 4-35 大阪府域道路啓開運用マニュアル（案）（例）

4.5 道路啓開の詳細

4.5.1 啓開ルート

(1) 広域緊急交通路（重点 14 路線）等から拠点へのアクセスルートの順位判定

ひとつの拠点に対し広域緊急交通路（重点 14 路線）もしくは高速道路のインターチェンジからのアクセスルートが複数設定されている場合、各アクセスルートについて、各管理者等から提供頂いた資料等をもとに、「橋梁被害」の状況のほか、「瓦礫」、「車両」、「斜面崩壊」を含めた啓開時間を簡易的に算定し、啓開時間が短い順にアクセスルートの啓開の優先順位を設定した。

また、被害が甚大で、その拠点へのアクセスルートの全てが通行困難と想定される場合、代替ルートを設定した。

なお、実際は重点 14 路線の被害状況等現状に即して、優先順位は臨機応変に検討する。

◀ 簡易判定方法 ▶

- 1) ルート上の橋梁被害が「倒壊」、「落橋」の場合は、アクセスルートとして適用困難
- 2) ルート上の橋梁被害が「段差(大)、(中)、(小)」の場合は、適用可能
- 3) 通行可能なアクセスルートについて、「橋梁段差」、「瓦礫」、「車両」、「斜面崩壊」の啓開時間を算出し、トータルの啓開時間が短くなる経路から優先順位を設定

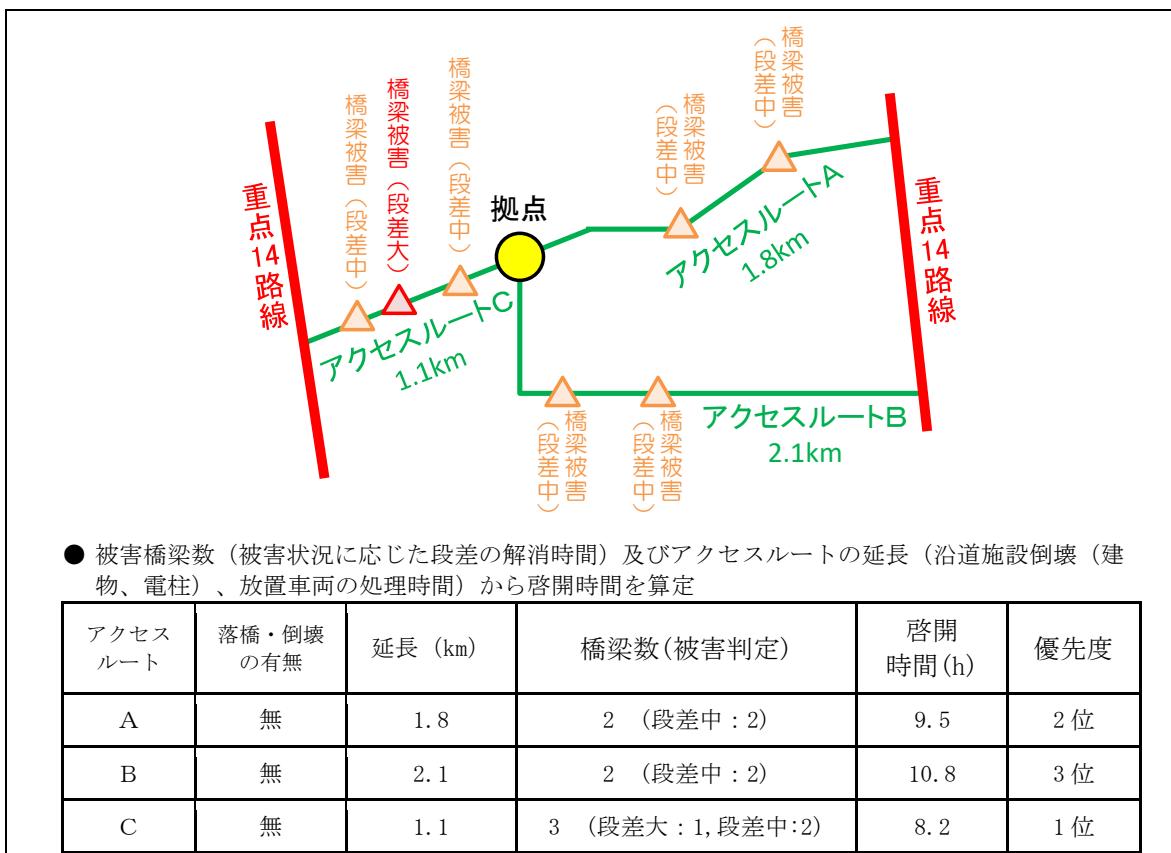
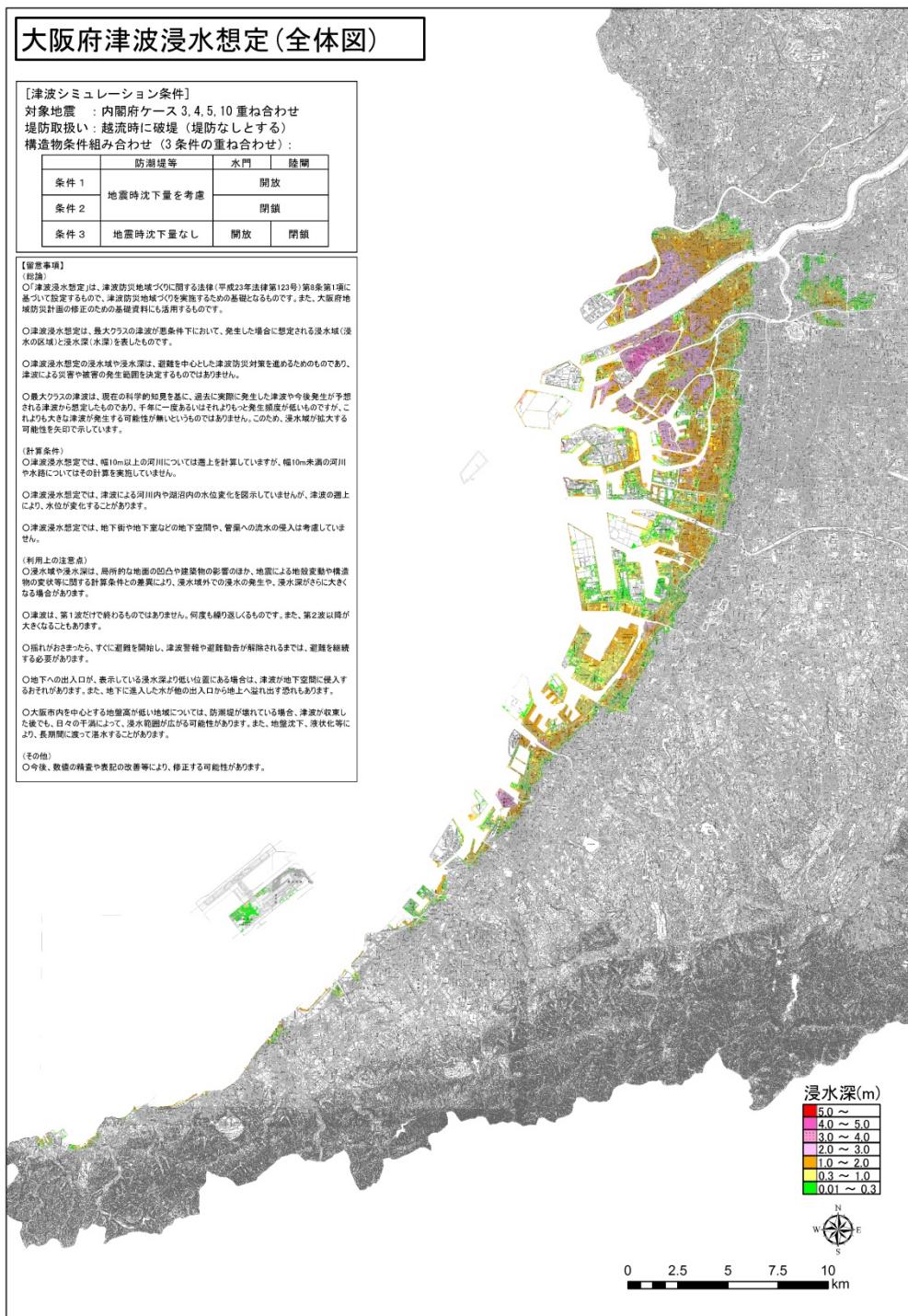


図 4-36 アクセスルートの順位設定イメージ

(2) 長期浸水箇所の路線の啓開作業

図 4-37 に示す津波による浸水想定箇所における啓開作業は津波警報解除後とする。

津波警報解除以降も浸水している長期浸水箇所への進出については、「大阪府南海トラフ巨大地震対策等検討部会」で公表されている浸水範囲をもとに、今後、大型土のうやコルゲートパイプ等を使用した通行ルートの確保、他の部局とも調整を図り排水ポンプ車設置箇所や、ポンプ場への啓開等を検討する。



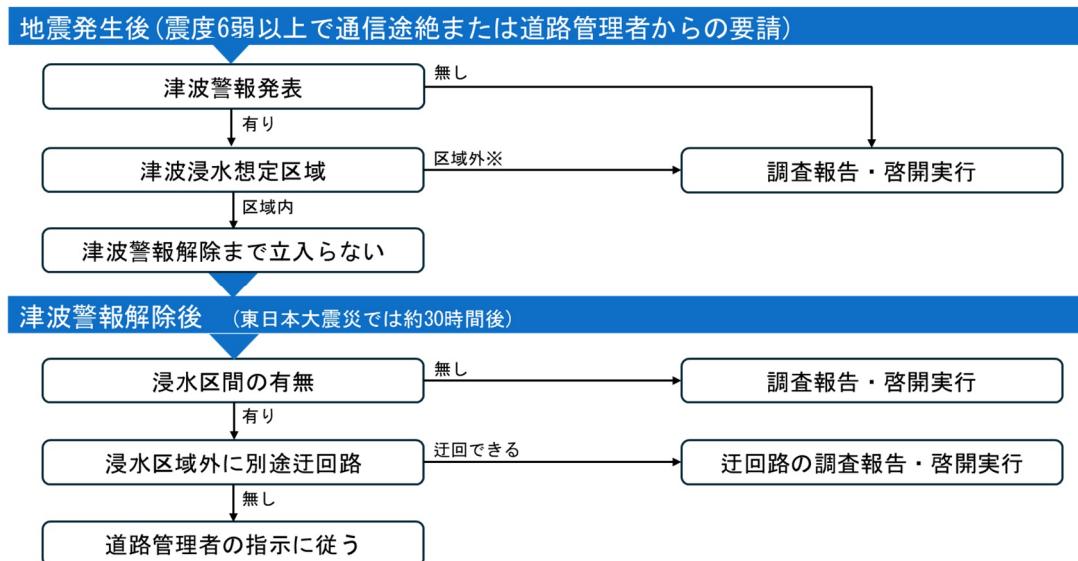
出典：大阪府津波浸水想定（大阪府南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会）

図 4-37 大阪府津波浸水想定図（再掲）

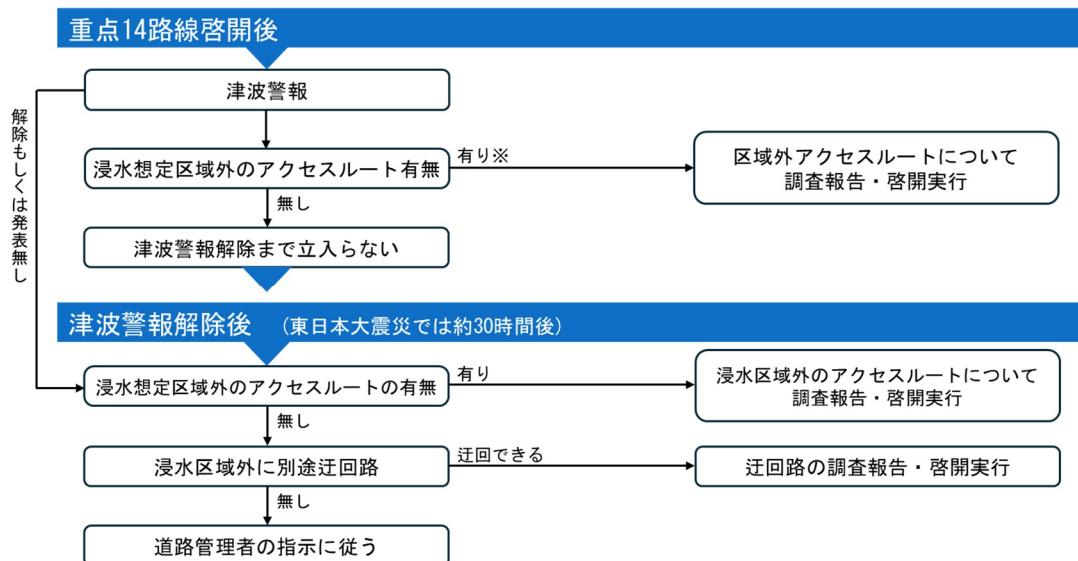
津波浸水想定区域における具体的な道路啓開の手順は図 4-38 に示すとおり、地震発生後、津波警報が発表されて無ければ、広域緊急交通路（重点 14 路線）や拠点へのアクセスルートの全区域調査を実施し、被害があれば啓開を行うが、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域を除く区域の調査、啓開を行う。

津波警報解除後、実際に浸水しなかった区域は調査・啓開を行い、浸水区域は、迂回ができる路線の調査・啓開を行う。迂回できる路線もない場合は道路管理者の指示に従う。

■重点 14 路線



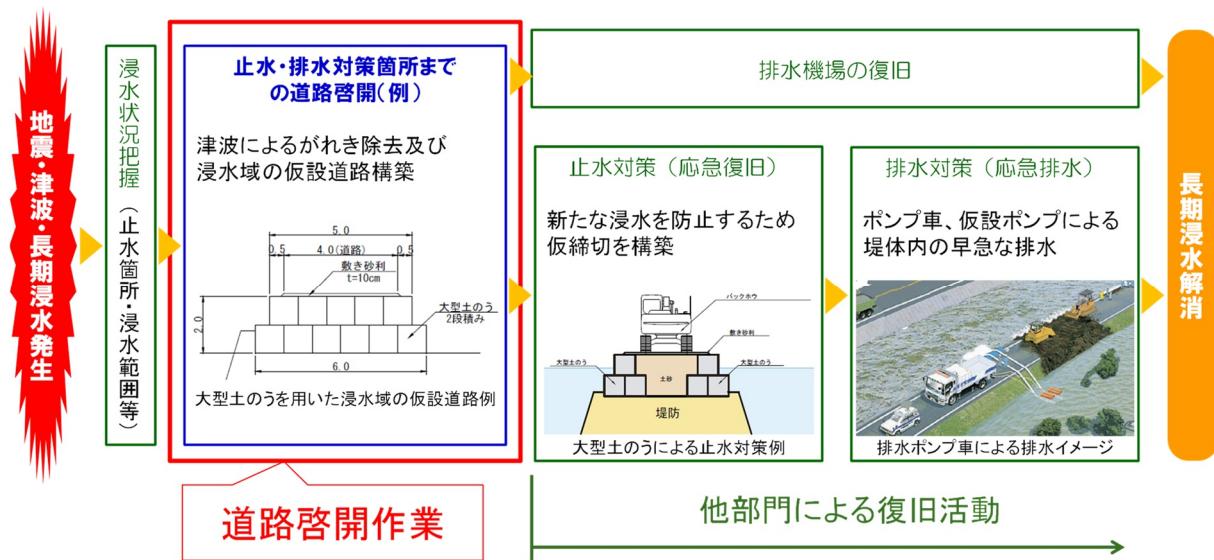
■拠点へのアクセスルート



※ 津波想定区域外であっても各自で情報収集を行い、沿岸部には近づかないなど身を守る行動を取る事。

図 4-38 浸水想定区域における道路啓開手順

浸水している区域における道路啓開については、基本的に道路管理者の指示によるものとするが、今後、他地域における啓開計画等を参考に、津波浸水後に自然排水が困難な啓開路線の進出方法の検討、止水・排水作業を見据えたアクセス路線の調整を実施する。



出典：「南海地震長期浸水対策検討結果」（平成 25 年 3 月 高知県）に加筆

図 4-39 淹水域の止水・排水作業の流れ（例）

4.5.2 啓開担当業者の担当区間

重点14路線及び拠点までのアクセスルートについて、建設業協会などの協力を得て、各業者の啓開担当区間を下表のとおり設定している。

担当業者は重点14路線を啓開し、引き続き拠点までのアクセスルートも啓開する。（※緊急交通路等で迂回路が必要な場合はその路線も含む）

なお、基本的に啓開担当業者（メイン）が啓開作業を行うが、サブの啓開作業の開始は、以下の考え方で判断することとする。

○当該区間の啓開担当業者（メイン）が道路啓開を実施できない場合（人員・資機材の不足等）

表 4-5 重点14路線啓開担当業者一覧（国道）

重点14路線啓開担当業者一覧

路線名	区間	業者No	啓開担当業者（メイン）	業者No	啓開担当業者（サブ）	所属	参集拠点 〔〕内は大津波警報発令時
国道1号	枚方市	40	安積建設	48	世紀東急工業	道建協	(国)高槻維持出張所
	守口市	43	ガイアート	58	前田道路	道建協	
	旭区・城東区	15	錢高組	18	大豊建設	大建協	
	城東区・都島区・北区	28	西松建設	16	大成建設	大建協	
国道2号	北区・福島区	1	青木あすなろ	30	ハニシン建設	大建協	(国)北大阪維持出張所
	福島区	30	ハニシン建設	1	青木あすなろ	大建協	
	西淀川区	16	大成建設	28	西松建設	大建協	
国道25号	柏原市	58	前田道路	41	大林道路	道建協	(国)西大阪維持出張所 【大阪国道事務所】
	八尾市	46	佐藤渡辺	41	大林道路	道建協	
	平野区	2	浅沼組	4	今西組	大建協	
	東住吉区・阿倍野区・天王寺区・浪速区	7	奥村組	2	浅沼組	大建協	
	浪速区	35	森組	33	三井住友建設	大建協	
	中央区・北区	17	大鉄工業	12	三和建設	大建協	
	浪速区・西成区	19	竹中土木	25	飛島建設	大建協	
国道26号	住之江区	27	南海辰村建設	3	安藤・間	大建協	(国)西大阪維持出張所 【大阪国道事務所】
	堺市西区	23	東洋建設	5	岩出建設	大建協	
	堺市堺区	21	鉄建建設	31	久本組	大建協	
	高石市	59	三井住建道路	38	NIPPO	道建協	
	泉大津市	38	NIPPO	56	福田道路	道建協	
	忠岡町・岸和田市	56	福田道路	44	鹿島道路	道建協	
	貝塚市・泉佐野市・田尻町	44	鹿島道路	41	大林道路	道建協	
	泉南市	39	旭工建	44	鹿島道路	道建協	
	阪南市・岬町	39	旭工建			道建協	
	此花区・西淀川区	33	三井住友建設	9	熊谷組	大建協	
国道43号							(国)西大阪維持出張所 【大阪国道事務所】
国道163号	四條畷市	41	大林道路	50	大有建設	道建協	(国)北大阪維持出張所
	寝屋川市・門真市	45	北川IHT	41	大林道路	道建協	
	守口市	57	フジタ	58	前田道路	道建協	
	鶴見区・旭区	15	錢高組	18	大豊建設	大建協	
国道170号	枚方市・寝屋川市	55	日本道路	54	戸田道路	道建協	(府)枚方土木事務所
	大東市	50	大有建設	45	北川IHT	道建協	
国道171号	島本町	60	明清建設	49	大成ロテック	道建協	(国)高槻維持出張所
	高槻市	49	大成ロテック	60	明清建設	道建協	
	茨木市	49	大成ロテック	48	世紀東急工業	道建協	
	豊中市・池田市	41	大林道路	48	世紀東急工業	道建協	
	池田市	58	前田道路	41	大林道路	道建協	
国道176号	豊中市	41	大林道路	58	前田道路	道建協	(国)高槻維持出張所
	淀川区	14	西武建設	11	コーナン建設	大建協	
	北区	25	飛島建設	36	森本組	大建協	
	東大阪市	52	東亜道路工業	45	北川IHT	道建協	
国道308号	東成区	6	大林組	25	飛島建設	大建協	(大)田島工営所
国道310号	堺市堺区	37	堺建設			堺建設	(堺)西部地域整備事務所
国道423号	箕面市・豊中市・吹田市	48	世紀東急工業	41	大林道路	道建協	(府)池田土木事務所
	淀川区・北区	8	鹿島建設	32	前田建設工業	大建協	(大)十三工営所 【(大)中浜工営所】
国道479号	吹田市	48	世紀東急工業	43	ガイアート	道建協	(府)茨木土木事務所

所属欄：道＝日本道路建設業協会、大＝大阪建設業協会、堺＝堺建設業協会

参集拠点：(国)＝国土交通省、(府)＝大阪府、(大)＝大阪市、(堺)＝堺市

※東洋建設は、日本埋立浚渫協会にも所属

表 4-6 重点 14 路線啓開担当業者一覧（府道・大阪市道）

重点14路線啓開担当業者一覧							
路線名	区間	業者No	啓開担当業者(メイン)	業者No	啓開担当業者(サブ)	所属	
(主)大阪中央環状線 (府道2号)	池田市・豊中市	41	大林道路	48	世紀東急工業	道建協 (府) 池田土木事務所	
	吹田市・茨木市	47	昭建	48	世紀東急工業	道建協 (府) 茨木土木事務所	
	摂津市・守口市・門真市・大東市	48	世紀東急工業	45	北川HT	道建協 (府) 枚方土木事務所	
	鶴見区	13	清水建設	24	戸田建設	大建協 (大) 中浜工営所	
	平野区	2	浅沼組	4	今西組	大建協 (大) 平野工営所	
	東大阪市	38	NIPPO	52	東亜道路工業	道建協 (府) 八尾土木事務所	
	八尾市	46	佐藤渡辺	38	NIPPO	道建協 (府) 八尾土木事務所	
	松原市	49	大成ロテック	46	佐藤渡辺	道建協 (府) 富田林土木事務所	
	堺市北区	37	堺建協			堺建協 (堺) 北部地域整備事務所	
	堺市堺区	37	堺建協			堺建協 (堺) 西部地域整備事務所	
(主)大阪生駒線(府道8号)	大東市	50	大有建設	45	北川HT	道建協 (府) 枚方土木事務所	
	鶴見区・城東区	13	清水建設	24	戸田建設	大建協 (大) 中浜工営所	
(主)大阪池田線(府道10号)	西淀川区	16	大成建設	28	西松建設	大建協 (大) 十三工営所 【(大) 中浜工営所】	
	淀川区	22	東急建設	17	大鉄工業	大建協 (大) 十三工営所 【(大) 中浜工営所】	
	豊中市・池田市	41	大林道路	48	世紀東急工業	道建協 (府) 池田土木事務所	
(主)京都守口線(府道13号)	寝屋川市	50	大有建設	43	ガイアート	道建協 (府) 枚方土木事務所	
	守口市	43	ガイアート	58	前田道路	道建協 (府) 枚方土木事務所	
(主)大阪高槻京都線 (府道14号)	東淀川区	32	前田建設工業	8	鹿島建設	大建協 (大) 十三工営所 【(大) 中浜工営所】	
	北区	24	戸田建設	13	清水建設	大建協 (大) 野田工営所 【(大) 中浜工営所】	
	茨木市・吹田市・摂津市	43	ガイアート	48	世紀東急工業	道建協 (府) 茨木土木事務所	
	吹田市	48	世紀東急工業	43	ガイアート	道建協 (府) 茨木土木事務所	
(主)大阪和泉泉南線 (府道30号)	中央区	9	熊谷組	6	大林組	大建協 (大) 市岡工営所 【(大) 上之宮出張所】	
	天王寺区	36	森本組	10	鴻池組	大建協 (大) 田島工営所	
	阿倍野区・住吉区	10	鴻池組	26	中道組	大建協 (大) 平野工営所	
	堺市堺区・西区	37	堺建協			堺建協 (堺) 西部地域整備事務所	
	高石市・和泉市	53	常盤工業	59	三井住建道路	道建協 (府) 鳳土木事務所	
	岸和田市・貝塚市	56	福田道路	44	鹿島道路	道建協 (府) 岸和田土木事務所	
	泉佐野市・泉南市	44	鹿島道路	39	旭工建	道建協 (府) 岸和田土木事務所	
	堺市堺区(北堺警察署前交差点の側道部分)	37	堺建協			堺建協 (堺) 西部地域整備事務所	
	(主)泉佐野岩出線(府道63号)	泉南市	39	旭工建	41	大林道路	道建協 (府) 岸和田土木事務所
	(一)恵美須南森町線 (府道102号)	北区	24	戸田建設	13	清水建設	大建協 (大) 野田工営所 【(大) 中浜工営所】
(主)築港深江線(大阪市道)	中央区	18	大豊建設	24	戸田建設	大建協 (大) 市岡工営所 【(大) 上之宮出張所】	
	中央区・東成区	6	大林組	25	飛島建設	大建協 (大) 田島工営所	
	浪速区	34	村本建設	7	奥村組	大建協 (大) 津守工営所 【(大) 上之宮出張所】	
(主)南北線(大阪市道)	西区・北区	3	安藤・間	15	錢高組	大建協 (大) 市岡工営所 【(大) 上之宮出張所】	
	(主)福島桜島線(大阪市道)	福島区・此花区	29	長谷エコーポレーション	19	竹中土木	大建協 (大) 野田工営所 【(大) 中浜工営所】

所属欄：道＝日本道路建設業協会、大＝大阪建設業協会、堺＝堺建設業協会

参集拠点：(国)＝国土交通省、(府)＝大阪府、(大)＝大阪市、(堺)＝堺市

表 4-7 拠点アクセスルート啓閉担当業者一覧

拠点 No	拠点		業者 No	啓閉業者名（メイン）	業者 No	啓閉業者名（サブ）	所属
1	堺泉北港堺2区（臨港道路）※1	直轄管理時	23	東洋建設	61	五洋建設	埋
		管理者管理時			62	東亜建設工業	
	堺泉北港堺2区（堺市道）		37	堺建協			堺
2	大阪北部		48	世紀東急工業	41	大林道路	道
3	大阪中部（八尾空港周辺）	大阪市外	46	佐藤渡辺	52	東亜道路工業	道
		大阪市内	2	浅沼組	4	今西組	大
4	大阪南部（りんくうタウン）		39	旭工建	44	鹿島道路	道
5	日本万国博覧会記念公園		48	世紀東急工業	41	大林道路	道
6	服部緑地		52	東亜道路工業	41	大林道路	道
7	大阪城公園		6	大林組	25	飛島建設	大
8	鶴見緑地	大阪市外	54	戸田道路	50	大有建設	道
		大阪市内	13	清水建設	24	戸田建設	大
9	長居公園		10	鴻池組	26	中道組	大
10	寝屋川公園		41	大林道路	50	大有建設	道
11	久宝寺緑地		46	佐藤渡辺	52	東亜道路工業	道
12	山田池公園		55	日本道路	40	安積建設	道
13	大泉緑地				—		
14	錦織公園	堺市内	37	堺建協			堺
		大阪府（堺市外）	53	常盤工業	43	ガイアート	道
15	蜻蛉池公園		44	鹿島道路	56	福田道路	道
16	下里運動公園		53	常盤工業	43	ガイアート	道
17	急性期・総合医療センター				—		
18	大阪市立総合医療センター		24	戸田建設	13	清水建設	大
19	国立大阪医療センター		6	大林組	25	飛島建設	大
20	大阪赤十字病院		9	熊谷組	6	大林組	大
21	大阪公立大学医学部付属病院		36	森本組	10	鴻池組	大
22	(社法) 済生会千里病院		47	昭建	41	大林道路	道
23	大阪大学医学部付属病院		47	昭建	41	大林道路	
24	大阪医科大学付属病院		49	大成ロテック	47	昭建	道
25	関西医科大学付属病院		55	日本道路	40	安積建設	道
26	関西医科大学総合医療センター		41	大林道路	45	北川HT	道
27	大阪府立中河内救命救急センター				—		
28	市立東大阪医療センター				—		
29	近畿大学医学部付属病院	堺市内	37	堺建協			堺
		大阪府（堺市外）	53	常盤工業	43	ガイアート	道
30	堺市立総合医療センター		37	堺建協			堺
31	りんくう総合医療センター		39	旭工建	44	鹿島道路	道
32	大阪警察病院		7	奥村組	2	浅沼組	大
33	多根総合病院	北西側	29	長谷工コーポレーション	20	竹中土木	大
		東側	3	安藤・間	15	錢高組	大
34	岸和田徳洲会病院		56	福田道路	58	前田道路	道
35	大阪国際がんセンター		6	大林組	25	飛島建設	大
36	大阪精神医療センター		55	日本道路	40	安積建設	道
37	大阪はびきの医療センター		58	前田道路	51	津田建設	道
38	大阪母子医療センター	堺市内	37	堺建協			堺
		大阪府（堺市外）	44	鹿島道路	56	福田道路	道
39	出光岸和田油槽所		49	大成ロテック	56	福田道路	道
40	JXTG堺製油所		37	堺建協			堺
41	コスモ堺製油所		37	堺建協			堺

所属欄：道=日本道路建設業協会、大=大阪建設業協会、堺=堺建設業協会、埋=日本埋立浚渫協会

『業者 No』～『所属』欄が「—」の拠点は、重点 14 路線沿道に立地しているため、

啓閉するアクセスルートが存在しない拠点

※1 臨港道路は、震度 6 強以上もしくは大津波警報発令時の場合は直轄管理（国）、震度 6 弱以下の場合は管理者管理とする。

【雪害編】

5 雪害における道路啓開について

5.1 雪害における道路啓開の考え方

中央防災会議による令和6年6月の防災基本計画の修正により、国は関係機関と連携して、道路の障害物除去（路面変状の補修、迂回路の整備、火山噴出物の除去、除雪を含む）に関する計画等を作成することとしている。本計画雪害編では、各道路管理者等の雪寒期対応（降積雪・融雪・凍結防止対応等）について、構成機関間の共通認識を図ることを目的に、各機関が個別に作成する既存計画の概要等を整理する。

したがって、本雪害編は、雪寒期の対応について、構成機関に対し新たな対応を求めるものは無い。また、各機関の既存計画における対応等を妨げるものでは無い。

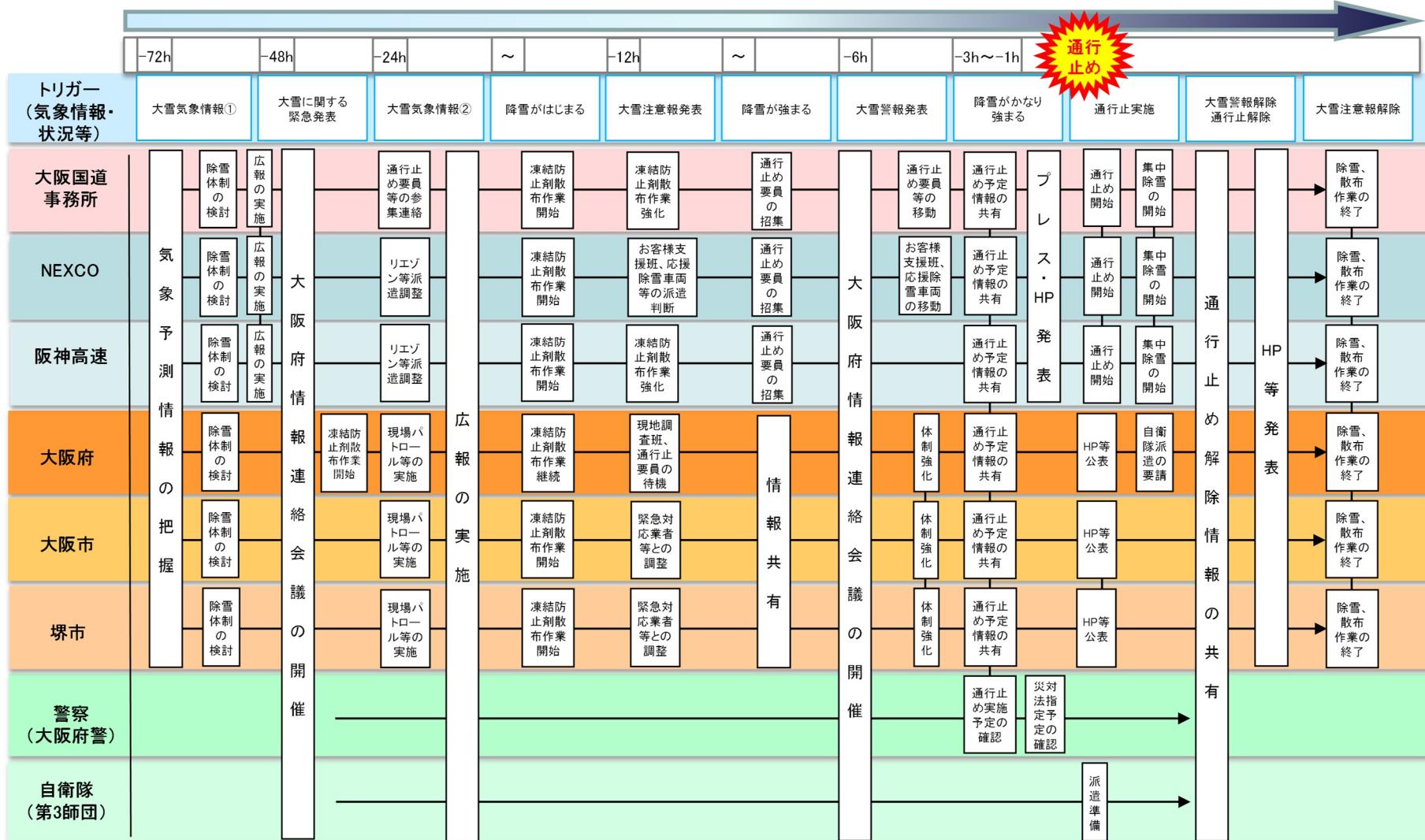
雪寒期の対応に関する各機関の詳細・具体的な対応については、従前どおり、それぞれの機関が定める個別の計画等に準拠するものとする。

5.2 雪害時における連絡体制(雪害時におけるタイムライン)

大阪府情報連絡会議で作成する「大阪府内 大雪時タイムライン（令和4年12月26日更新）」について、概要を図 5-1 に示す。

雪害発生のおそれが想定される場合において、図 5-1 のタイムラインに基づき迅速に行動、調整、連絡等を行い、降積雪・路面凍結等に備えた体制構築・対応を実施する。

対応時は、タイムラインを基本としつつ、実際の災害の状況に応じて臨機の対応を行うものとする。



※大阪府内 大雪時タイムライン（令和4年12月26日更新）に基づき作成

図 5-1 大阪府内 大雪時タイムライン（案）

5.3 啓開作業(除雪作業等)

各道路管理者は、関係機関（除雪業者等）と連携して、凍結・降積雪の状況に応じた効率的な啓開作業（凍結防止、除雪作業等）を実施し、主要道路の交通を確保する。

各道路管理者は、各自で策定する「災害対策本部運営計画（雪害対策編）」、「雪寒対応計画」等で定める基準等に基づき対応を実施する。

表 5-1 主な機関の大雪時の道路啓開（除雪）に関する計画等

No	路線名称	計画等
1	大阪国道事務所	災害対策部運営計画【雪害対策編】
2	大阪府	雪寒対応要領 等
3	西日本高速道路株式会社	雪氷対策実施マニュアル（大阪高速道路事務所等）
4	阪神高速道路株式会社	雪氷対策実施マニュアル
5	大阪府道路公社	雪氷対策業務要領、 雪氷対策業務実施細目（箕面有料道路）

表 5-2 大雪時の体制及び基準（大阪国道事務所の場合）

機関名	体制及び基準			
	注意体制	注意体制強化	警戒体制	非常体制
大阪国道事務所	<u>【発令基準】</u> ①凍結等に関する情報により、凍結防止等の作業が予想される場合。 ②対策部長が必要と判断した場合。	<u>【発令基準】</u> ①風雪注意報・大雪注意報等が発表され、対策部長が必要と判断した場合。 ②対策部長が必要と判断した場合。	<u>【発令基準】</u> ①大雪警報が発表され、対策部長が必要と判断した場合。 ②路面凍結等により通行規制を行う必要がある場合。 ③対策部長が必要と判断した場合。	<u>【発令基準】</u> ①重大な事故等が発生し、交通が途絶した場合。 ②路面凍結等により通行止めが発生した場合、又は緊急事態が予想される場合。 ③対策部長が必要と判断した場合。

5.4 乗員保護の取組

平成30年2月の大雪や令和3年1月の大雪では、国、都道府県、市町村、高速道路会社が管理する道路において、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生（数百台規模の立ち往生の発生等）した。

自動車の開放に長時間要すると見込まれる場合（開放に24時間以上を要すると見込まれる場合等）に、自動車の乗員保護の取組として、道路管理者、都道府県（防災部局等）と連携した支援が実施されている（図5-2参照）。

大阪府域では、大規模なスタック等を伴う大雪はこれまでのところ発生していないものの、万一の際には、他の道路管理者や国・府・市町村の防災部局等と連携し対応を行うことが求められる。そのため、必要な対応や役割分担を明確にし、平時から乗員保護に向けた取り組みを進めるための連携強化に務める必要がある。

乗員保護における道路管理者の主な役割は、関係機関と連携し、車両の滞留状況等に関する情報を把握・共有、物資の確保を実施することである。

また、近畿地方整備局における乗員保護対応として、乗員保護班が派遣され、乗員の健康状態の把握や食料等を提供予定である。

3. 乗員保護の取り組み

- ▶ 平成30年2月の大雪（福井豪雪）や令和3年1月の大雪等において、除雪作業や滞留車両の排出等による交通確保に加え、国、県、地元自治体、および自衛隊が連携し、食料・水等の配布やホテルへの一時避難などの乗員保護に関する取り組みを実施。

○乗員保護の取り組み事例

国道8号（福井県）における大雪に伴う渋滞

資料1

国道8号の渋滞状況
(福井県坂井市 R3.1.10 9:20頃)

△金沢方面 時系列

日付	時間	内容
1月7日		断続的な渋滞発生
1月9日	23:25	福井IC～福井北IC通行止め開始
1月10日	05:00	北野交差点付近にてスタック車両発生 渋滞が徐々に悪化
	10:10	福井北IC～加賀IC通行止め開始
	14:00	新保交差点にて、あわら市 による支援物資配布開始
	19:00	災対法指定（あわら市牛ノ谷～鯖江市 宮前 L=39km）
	20:00	新保交差点～玄女南交差点間通行止め、 集中除雪開始
		玄女南交差点前行き約15.5km渋滞
1月11日	15:00	玄女南交差点から約15.5km渋滞 (今回最大)
	16:30	玄女南交差点～高柳交差点集中除雪 へりによる渋滞状況確認
	20:50	通行止め解除

△米原方面 時系列

日付	時間	内容
1月7日		断続的な渋滞発生
1月9日	11:40	福井IC～丸岡IC通行止め開始
	19:32	新保交差点にてスタック車両発生 上安田交差点にてスタック車両発生 渋滞が徐々に悪化
1月10日	10:00	丸岡IC～加賀IC通行止め開始
	19:00	災対法指定（あわら市牛ノ谷～鯖江市 宮前 L=39km）
	20:00	石川県境～玄女南交差点間通行止め 集中除雪開始
1月11日	16:20	石川県境～新保交差点～福井県境 通行止め解除
	20:50	玄女南交差点前行き約4km渋滞 (今回最大)

事務所職員による物資支援状況
(福井市 R3.1.11)

一時避難の意向確認

災害対策法に基づく道路の指定区間
牛ノ谷交差点から鯖江市宮前まで

出典: 福井県集中降雪を踏まえた対応について(国土交通省ホームページ)、令和3年12月記者発表資料(国土交通省ホームページ)

4

図5-2 (参考) 近畿地方整備局管内における乗員保護の取組

【火山編】

6 火山災害における道路啓開について

6.1 火山災害における道路啓開の考え方

中央防災会議による令和6年6月の防災基本計画の修正により、国は関係機関と連携して、道路の障害物除去（路面変状の補修、迂回路の整備、火山噴出物の除去、除雪を含む）に関する計画等を作成することとしている（再掲）。

一方、大阪府は内閣府が定める「火山災害警戒地域」（表 6-1）に位置付けられていないことから、火山災害については、本計画での検討対象外とする。

表 6-1 火山災害警戒地域

火 山 災 害 警 戒 地 域							(令和6年8月1日現在)	
火山名	都道県	市町村	市町村数	火山名	都道県	市町村	市町村数	
アトサヌブリ	北海道	清里町、弟子屈町	2	浅間山	群馬県	長野原町、嬬恋村	6	
越阿寒岳	北海道	釧路市、足寄町、白糠町	3		長野県	小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町		
大雪山	北海道	上川町、東川町、美瑛町	3	新潟焼山	新潟県	糸魚川市、妙高市	3	
十勝岳	北海道	富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、新得町	6		長野県	小谷村		
樽前山	北海道	吉小牧市、千歳市、白老町	3	弥陀ヶ原	富山県	富山市、上市町、立山村	3	
俱多楽	北海道	登別市、白老町	2		長野県	松本市		
有珠山	北海道	伊達市、壮瞥町、洞爺湖町	3	焼岳	岐阜県	高山市	2	
北海道駒ヶ岳	北海道	七飯町、鹿部町、森町	3		長野県	松本市		
恵山	北海道	函館市	1	乗鞍岳	岐阜県	高山市	2	
岩木山	青森県	弘前市、鶴ヶ沢町、西目屋村、藤崎町、板柳町、鶴田町	6		長野県	上松町、王滝村、木曾町		
八甲田山	青森県	青森市、十和田市	2	御嶽山	岐阜県	高山市、下呂市	5	
十和田	青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、七戸町、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村	30		石川県	白山市		
		岩手県			岐阜県	白川村		
		秋田駒ヶ岳			神奈川県	相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町	27	
		秋田県			山梨県	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町		
		秋田県			静岡県	静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町		
		秋田焼山			箱根山	神奈川県	箱根町	
		岩手山			伊豆東部火山群	静海市、伊東市、伊豆市	3	
		岩手県			伊豆大島	東京都	大島町	
		秋田駒ヶ岳			新島	東京都	利島村、新島村、神津島村	
		秋田県			神津島	東京都	新島村、神津島村	
栗駒山	鳥海山	秋田県	2		三宅島	東京都	三宅村	
		秋田県			八丈島	東京都	八丈町	
		岩手県			青ヶ島	東京都	青ヶ島村	
		宮城県			鶴見岳・伽藍岳	別府市、宇佐市、由布市、日出町	4	
		秋田県			九重山	大分県	竹田市、由布市、九重町	
		山形県			阿蘇山	熊本県	阿蘇市、高森市、南阿蘇村	
吾妻山	福島県	山形県	3	雲仙岳	長崎県	島原市、雲仙市、南島原市	3	
		米沢市			宮崎県	都城市、小林市、えびの市、高原町	6	
		福島市、猪苗代町			鹿児島県	霧島市、湧水町		
		福島県		桜島	鹿児島県	霧島市、垂水市	2	
		福島市、郡山市、二本松市、木宮市、大玉村、猪苗代町			薩摩硫黄島	鹿児島県		
磐梯山	那須岳	福島県	6		口永良部島	鹿児島県	屋久島町	
		会津若松市、喜多方市、北塙原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村			中之島	鹿児島県	十島村	
		福島県			諭訪之瀬島	鹿児島県	十島村	
		下郷町、西郷村	【合計】50火山 23 都道県 179市町村					
日光白根山	群馬県	栃木県	7	延べ203				
		日光市						
		沼田市、片品村						
草津白根山	群馬県	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町	5					
		高山村						

出典：火山災害警戒地域（内閣府）

7 今後の取り組み

本計画では、南海トラフ地震等の大規模災害に際し、関係機関との情報共有・必要な調整のもと、各道路管理者が道路啓開を迅速に進めるための基本的考え方、具体的方法や役割分担等についてまとめた。

しかしながら、本計画はあくまで現在想定される1つの仮定のもとに作成したものであること、実際の災害時の具体的なオペレーションについては更に詳細な検討が必要であることから、実際の災害の様相に合わせ、本計画を基本としつつも臨機応変な対応が求められる。

従って、現在の備えだけでは十分ではないことを肝に命じ、計画の実効性をさらに担保していくために、今後とも本協議会を活用し、連携・協力体制を構築するとともに、以下の事項について継続的に取り組むこととする。

7.1 継続的な課題

(1) 啓開ルート計画

- 新たな拠点、浸水箇所への進出
⇒河川部局等、他機関の検討事項確認のうえ、必要であれば協議等を行い検討
(新たな拠点例)：排水ポンプ場、港湾施設
- 地域防災計画更新時にそれを踏まえた時点修正

(2) 情報収集・連絡・連携

- 一本化窓口（大阪府域道路情報連絡室）と各機関との情報伝達方法の調整、リエゾン派遣についての関係機関協議
- 訓練を踏まえた「情報共有システム」の改良

(3) 啓開作業計画

- 不足分資機材調達について、建設業団体の協力や包括協定での調達に加え、リース業協会等の協力について検討
- 災害発生の時間帯（平日・休日・昼間・夜間）による啓開担当業者との連絡方法や調査開始基準の検討
- 瓦礫仮置き場等の調整

(4) 本計画の実効性向上

- 直下型地震（上町断層帯等）の特性を踏まえた被害想定や啓開ルートの検討
- 新技術の導入の促進
- 訓練内容及び参加者に応じた訓練の実施
- 道路啓開の取組に関する周知広報の徹底

7.2 今後の予定

(1) 2025年（令和7年）以降

- 大阪府域道路啓開計画（案）の時点修正

⇒残っている課題について検討

- ・情報連絡体制、資機材の状況、他機関（港湾・河川等）の計画の確認

⇒啓開計画の時点修正（地域防災計画の更新や上記検討結果を踏まえたもの）

- 協議会・幹事会の継続開催

- 啓開訓練の開催（情報伝達訓練、現場での啓開作業・車両移動訓練（倒壊電柱の撤去訓練を含む））

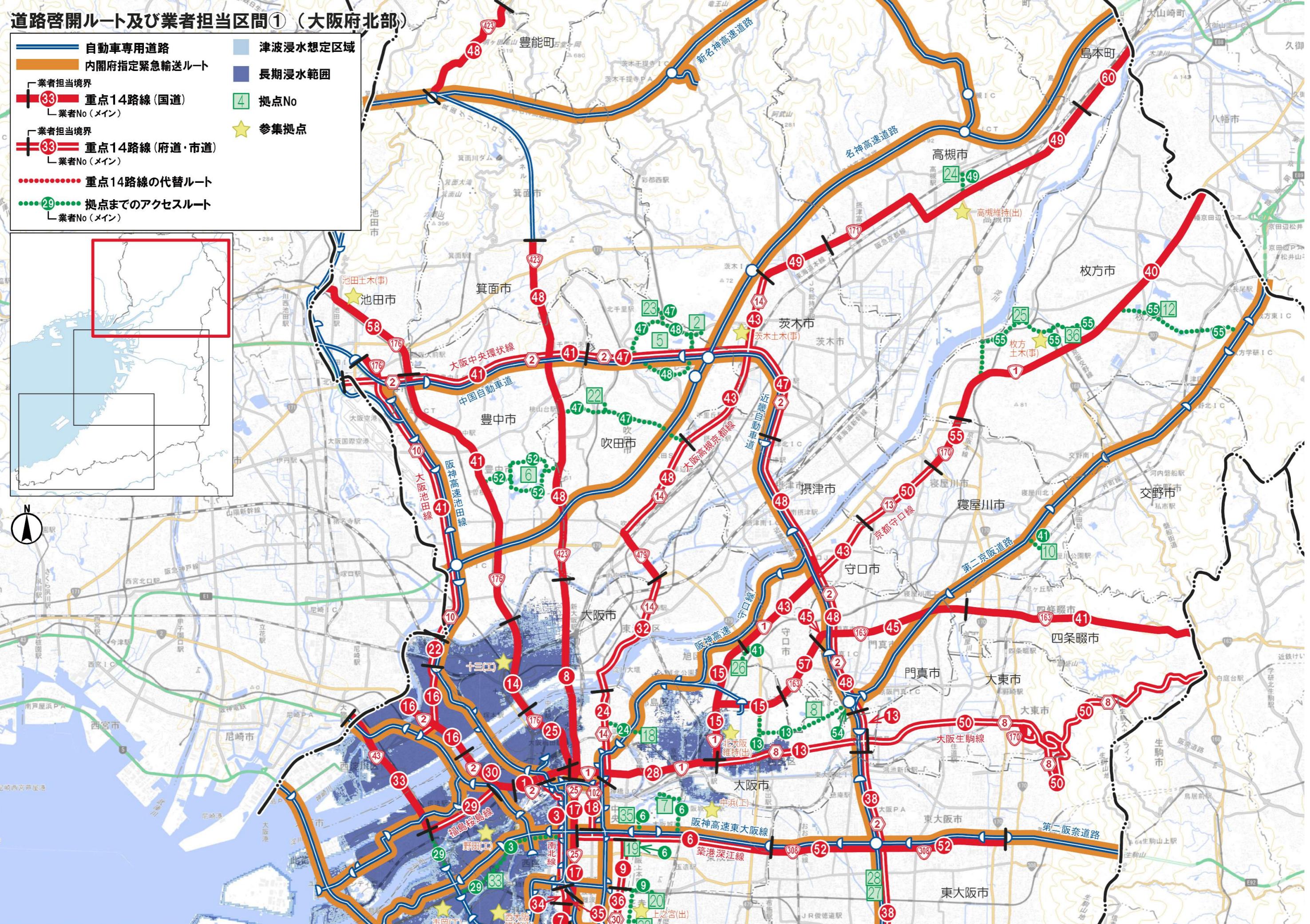


写真 7-1 災害対策基本法に伴う道路啓開訓練（平成31年2月6日開催）

8 卷末資料

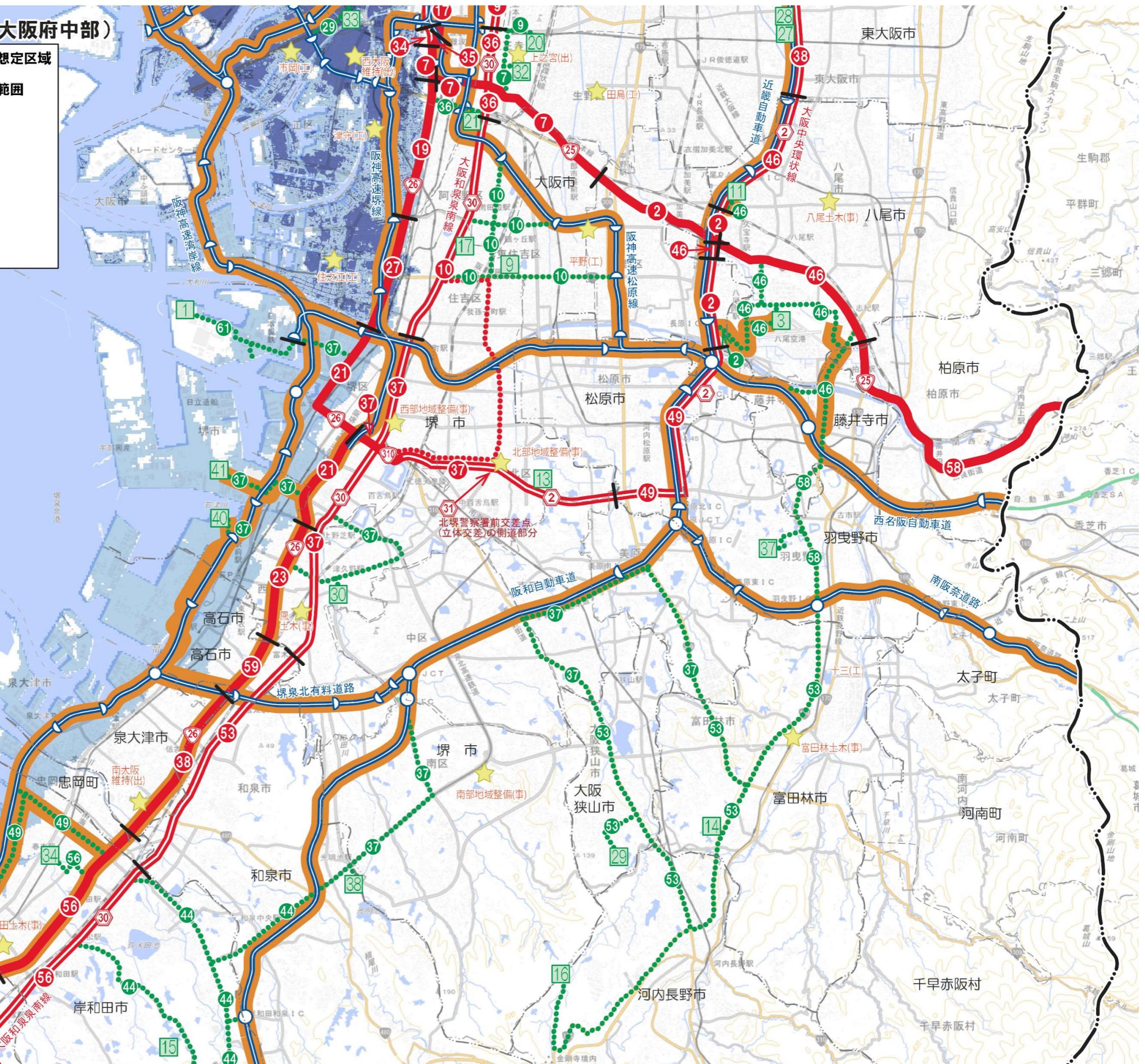
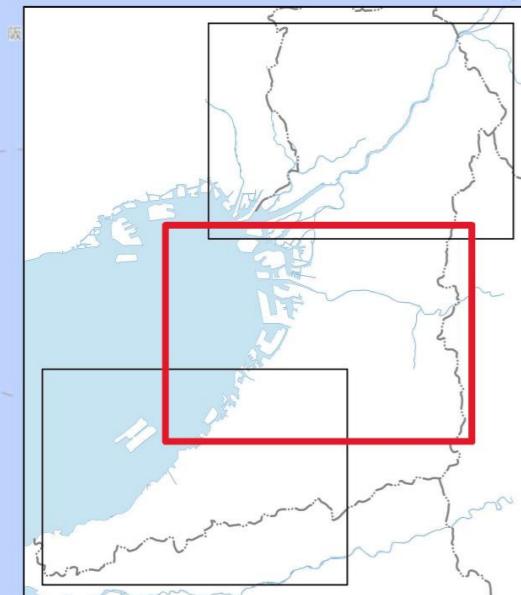
卷末資料目次

卷末 1 道路啓開ルート及び業者担当区間	卷末 1-1
卷末 2 重点 14 路線啓開担当業者一覧	卷末 2-1
卷末 3 抛点アクセスルート啓開担当業者一覧	卷末 3-1
卷末 4 啓開業者別啓開担当重点 14 路線及び抛点アクセスルート一覧	卷末 4-1
卷末 5 各抛点へのアクセスルート詳細図	卷末 5-1
卷末 6 大阪府津波浸水想定図（出典：大阪府南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会）	卷末 6-1
卷末 7 災害協定一覧	卷末 7-1
卷末 8 関連法令集（抜粋）	卷末 8-1
卷末 9 様式集	卷末 9-1
卷末 10 大阪府域道路啓開協議会・幹事会名簿	卷末 10-1



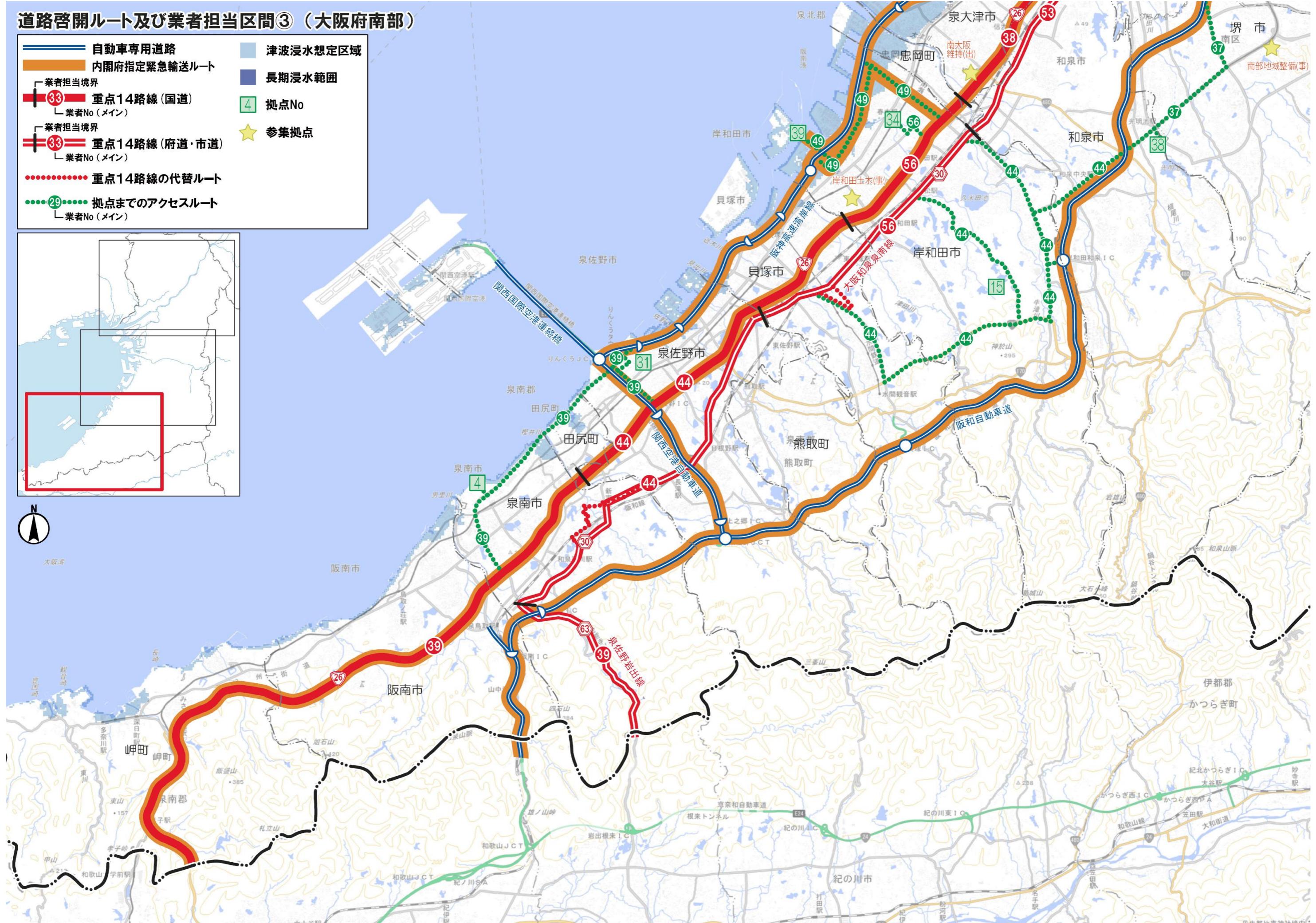
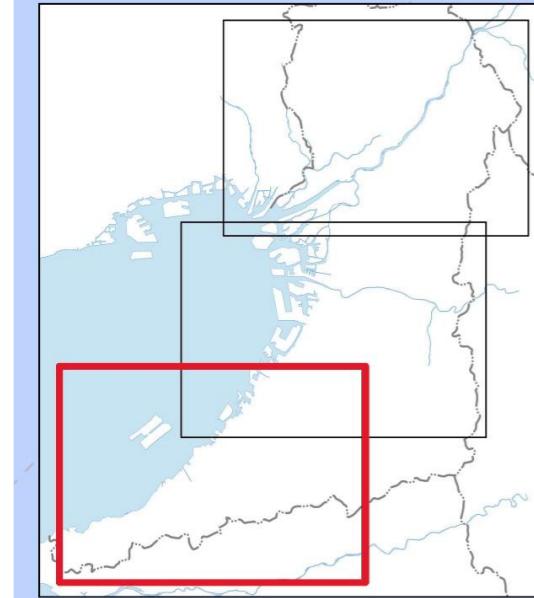
道路啓開ルート及び業者担当区間②（大阪府中部）

- 自動車専用道路
- 津波浸水想定区域
- 内閣府指定緊急輸送ルート
- 長期浸水範囲
- 拠点No
- ★ 参集拠点
- 業者担当境界
- 重点14路線（国道）
—— 業者No（メイン）
- 業者担当境界
- 重点14路線（府道・市道）
—— 業者No（メイン）
- 重点14路線の代替ルート
- 拠点までのアクセスルート
—— 業者No（メイン）

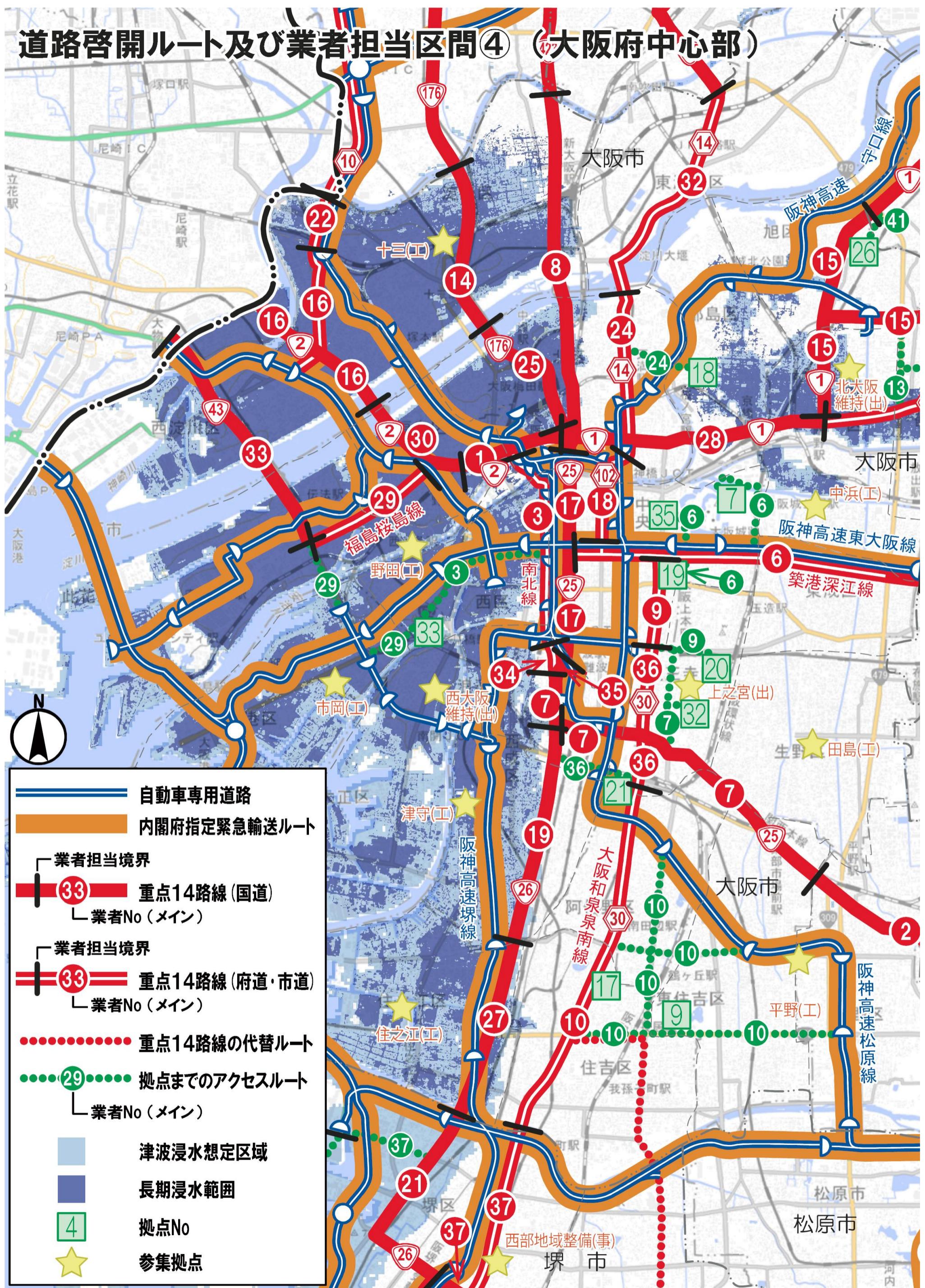


道路啓開ルート及び業者担当区間③（大阪府南部）

- 自動車専用道路
- 内閣府指定緊急輸送ルート
- 業者担当境界
- 33 重点14路線（国道）
 - └ 業者No（メイン）
- 業者担当境界
- 33 重点14路線（府道・市道）
 - └ 業者No（メイン）
- 重点14路線の代替ルート
- 拠点までのアクセスルート
 - └ 業者No（メイン）



道路啓開ルート及び業者担当区間④(大阪府中心部)



重点14路線啓開担当業者一覧

路線名	区間	業者No	啓開担当業者(メイン)	業者No	啓開担当業者(サブ)	所属	参集拠点 【】内は大津波警報発令時
国道1号	枚方市	40	安積建設	48	世紀東急工業	道建協	(国)高槻維持出張所
	守口市	43	ガイアート	58	前田道路	道建協	
	旭区・城東区	15	錢高組	18	大豊建設	大建協	(国)北大阪維持出張所
	城東区・都島区・北区	28	西松建設	16	大成建設	大建協	
国道2号	北区・福島区	1	青木あすなろ	30	ハンシン建設	大建協	
	福島区	30	ハンシン建設	1	青木あすなろ	大建協	(国)北大阪維持出張所
	西淀川区	16	大成建設	28	西松建設	大建協	
国道25号	柏原市	58	前田道路	41	大林道路	道建協	
	八尾市	46	佐藤渡辺	41	大林道路	道建協	(国)西大阪維持出張所 【大阪国道事務所】
	平野区	2	浅沼組	4	今西組	大建協	
	東住吉区・阿倍野区・天王寺区・浪速区	7	奥村組	2	浅沼組	大建協	
	浪速区	35	森組	33	三井住友建設	大建協	
	中央区・北区	17	大鉄工業	12	三和建設	大建協	(大)野田工営所 【(大)中浜工営所】
国道26号	浪速区・西成区	19	竹中土木	25	飛島建設	大建協	(国)西大阪維持出張所 【大阪国道事務所】
	住之江区	27	南海辰村建設	3	安藤・間	大建協	
	堺市西区	23	東洋建設	5	岩出建設	大建協	
	堺市堺区	21	鉄建建設	31	久本組	大建協	
	高石市	59	三井住建道路	38	NIPPO	道建協	
	泉大津市	38	NIPPO	56	福田道路	道建協	
	忠岡町・岸和田市	56	福田道路	44	鹿島道路	道建協	
	貝塚市・泉佐野市・田尻町	44	鹿島道路	41	大林道路	道建協	
	泉南市	39	旭工建	44	鹿島道路	道建協	
	阪南市・岬町	39	旭工建			道建協	
国道43号	此花区・西淀川区	33	三井住友建設	9	熊谷組	大建協	(国)西大阪維持出張所 【大阪国道事務所】
国道163号	四條畷市	41	大林道路	50	大有建設	道建協	
	寝屋川市・門真市	45	北川IHT	41	大林道路	道建協	(国)北大阪維持出張所
	守口市	57	フジタ	58	前田道路	道建協	
	鶴見区・旭区	15	錢高組	18	大豊建設	大建協	
国道170号	枚方市・寝屋川市	55	日本道路	54	戸田道路	道建協	(府)枚方土木事務所
	大東市	50	大有建設	45	北川IHT	道建協	
国道171号	島本町	60	明清建設	49	大成ロテック	道建協	
	高槻市	49	大成ロテック	60	明清建設	道建協	(国)高槻維持出張所
	茨木市	49	大成ロテック	48	世紀東急工業	道建協	
	豊中市・池田市	41	大林道路	48	世紀東急工業	道建協	
国道176号	池田市	58	前田道路	41	大林道路	道建協	(府)池田土木事務所
	豊中市	41	大林道路	58	前田道路	道建協	(国)高槻維持出張所
	淀川区	14	西武建設	11	コーナン建設	大建協	(大)十三工営所 【(大)中浜工営所】
	北区	25	飛島建設	36	森本組	大建協	(大)野田工営所 【(大)中浜工営所】
国道308号	東大阪市	52	東亜道路工業	45	北川IHT	道建協	(府)八尾土木事務所
	東成区	6	大林組	25	飛島建設	大建協	(大)田島工営所
国道310号	堺市堺区	37	堺建協			堺建協	(堺)西部地域整備事務所
国道423号	箕面市・豊中市・吹田市	48	世紀東急工業	41	大林道路	道建協	(府)池田土木事務所
	淀川区・北区	8	鹿島建設	32	前田建設工業	大建協	(大)十三工営所 【(大)中浜工営所】
国道479号	吹田市	48	世紀東急工業	43	ガイアート	道建協	(府)茨木土木事務所
(主)大阪中央環状線 (府道2号)	池田市・豊中市	41	大林道路	48	世紀東急工業	道建協	(府)池田土木事務所
	吹田市・茨木市	47	昭建	48	世紀東急工業	道建協	(府)茨木土木事務所
	摂津市・守口市・門真市・大東市	48	世紀東急工業	45	北川IHT	道建協	(府)枚方土木事務所
	鶴見区	13	清水建設	24	戸田建設	大建協	(大)中浜工営所
	平野区	2	浅沼組	4	今西組	大建協	(大)平野工営所
	東大阪市	38	NIPPO	52	東亜道路工業	道建協	(府)八尾土木事務所
	八尾市	46	佐藤渡辺	38	NIPPO	道建協	
	松原市	49	大成ロテック	46	佐藤渡辺	道建協	(府)富田林土木事務所
	堺市北区	37	堺建協			堺建協	(堺)北部地域整備事務所
	堺市堺区	37	堺建協			堺建協	(堺)西部地域整備事務所
(主)大阪生駒線(府道8号)	大東市	50	大有建設	45	北川IHT	道建協	(府)枚方土木事務所
	鶴見区・城東区	13	清水建設	24	戸田建設	大建協	(大)中浜工営所
(主)大阪池田線(府道10号)	西淀川区	16	大成建設	28	西松建設	大建協	(大)十三工営所 【(大)中浜工営所】
	淀川区	22	東急建設	17	大鉄工業	大建協	(大)十三工営所 【(大)中浜工営所】
	豊中市・池田市	41	大林道路	48	世紀東急工業	道建協	(府)池田土木事務所
(主)京都守口線(府道13号)	寝屋川市	50	大有建設	43	ガイアート	道建協	(府)枚方土木事務所
	守口市	43	ガイアート	58	前田道路	道建協	
(主)大阪高槻京都線 (府道14号)	東淀川区	32	前田建設工業	8	鹿島建設	大建協	(大)十三工営所 【(大)中浜工営所】
	北区	24	戸田建設	13	清水建設	大建協	(大)野田工営所 【(大)中浜工営所】
	茨木市・吹田市・摂津市	43	ガイアート	48	世紀東急工業	道建協	(府)茨木土木事務所
	吹田市	48	世紀東急工業	43	ガイアート	道建協	
(主)大阪和泉泉南線 (府道30号)	中央区	9	熊谷組	6	大林組	大建協	(大)市岡工営所 【(大)上之宮出張所】
	天王寺区	36	森本組	10	鴻池組	大建協	(大)田島工営所
	阿倍野区・住吉区	10	鴻池組	26	中道組	大建協	(大)平野工営所
	堺市堺区・西区	37	堺建協			堺建協	(堺)西部地域整備事務所
	高石市・和泉市	53	常盤工業	59	三井住建道路	道建協	(府)鳳土木事務所
	岸和田市・貝塚市	56	福田道路	44	鹿島道路	道建協	(府)岸和田土木事務所
	泉佐野市・泉南市	44	鹿島道路	39	旭工建	道建協	
	(主)堺羽曳野線(府道31号)	堺市堺区(北堺警察署前交差点の側道部分)	37	堺建協		堺建協	(堺)西部地域整備事務所
(主)泉佐野岩出線(府道63号)	泉南市	39	旭工建	41	大林道路	道建協	(大)野田工営所 【(大)中浜工営所】
	北区	24	戸田建設	13	清水建設	大建協	(大)市岡工営所 【(大)上之宮出張所】
(一)恵美須南森町線 (府道102号)	中央区	18	大豊建設	24	戸田建設	大建協	(大)市岡工営所 【(大)上之宮出張所】
	(主)築港深江線(大阪市道)	中央区・東成区	6	大林組	25	飛島建設	大建協
(主)南北線(大阪市道)	浪速区	34	村本建設	7	奥村組	大建協	(大)津守工営所 【(大)上之宮出張所】
	西区・北区	3	安藤・間	15	錢高組	大建協	(大)市岡工営所 【(大)上之宮出張所】
(主)福島桜島線(大阪市道)	福島区・此花区	29	長谷工コーポレーション	19	竹中土木	大建協	(大)野田工営所 【(大)中浜工営所】

※東洋建設は、日本埋立浚渫協会にも所属

拠点アクセスルート啓開担当業者一覧

拠点No	拠点		業者No	啓開担当業者(メイン)	業者No	啓開担当業者(サブ)	所属
1	堺泉北港堺2区(臨港道路) ^{※1}	直轄管理時	23	東洋建設	61 62	五洋建設 東亞建設工業	埋浚協
		管理者管理時					
	堺泉北港堺2区(堺市道)		37	堺建協			堺建協
2	大阪北部		48	世紀東急工業	41	大林道路	道建協
3	大阪中部(八尾空港周辺)	大阪市外	46	佐藤渡辺	52	東亞道路工業	道建協
		大阪市内	2	浅沼組	4	今西組	大建協
4	大阪南部(りんくうタウン)		39	旭工建	44	鹿島道路	道建協
5	日本万国博覧会記念公園		48	世紀東急工業	41	大林道路	道建協
6	服部緑地		52	東亞道路工業	41	大林道路	道建協
7	大阪城公園		6	大林組	25	飛島建設	大建協
8	鶴見緑地	大阪市外	54	戸田道路	50	大有建設	道建協
		大阪市内	13	清水建設	24	戸田建設	大建協
9	長居公園		10	鴻池組	26	中道組	大建協
10	寝屋川公園		41	大林道路	50	大有建設	道建協
11	久宝寺緑地		46	佐藤渡辺	52	東亞道路工業	道建協
12	山田池公園		55	日本道路	40	安積建設	道建協
13	大泉緑地		—	—	—	—	—
14	錦織公園	堺市内	37	堺建協			堺建協
		大阪府(堺市外)	53	常盤工業	43	ガイアート	道建協
15	蜻蛉池公園		44	鹿島道路	56	福田道路	道建協
16	下里運動公園		53	常盤工業	43	ガイアート	道建協
17	急性期・総合医療センター		—	—	—	—	—
18	大阪市立総合医療センター		24	戸田建設	13	清水建設	大建協
19	国立大阪医療センター		6	大林組	25	飛島建設	大建協
20	大阪赤十字病院		9	熊谷組	6	大林組	大建協
21	大阪公立大学医学部附属病院		36	森本組	10	鴻池組	大建協
22	(社法)済生会千里病院		47	昭建	41	大林道路	道建協
23	大阪大学医学部附属病院		47	昭建	41	大林道路	道建協
24	大阪医科大学附属病院		49	大成口テック	47	昭建	道建協
25	関西医科大学附属病院		55	日本道路	40	安積建設	道建協
26	関西医科大学総合医療センター		41	大林道路	45	北川IHT	道建協
27	大阪府立中河内救命救急センター		—	—	—	—	—
28	市立東大阪医療センター		—	—	—	—	—
29	近畿大学医学部附属病院	堺市内	37	堺建協			堺建協
		大阪府(堺市外)	53	常盤工業	43	ガイアート	道建協
30	堺市立総合医療センター		37	堺建協			堺建協
31	りんくう総合医療センター		39	旭工建	44	鹿島道路	道建協
32	大阪警察病院		7	奥村組	2	浅沼組	大建協
33	多根総合病院	北西側ルート	29	長谷工コーポレーション	19	竹中土木	大建協
		東側ルート	3	安藤・間	15	錢高組	大建協
34	岸和田徳洲会病院		56	福田道路	58	前田道路	道建協
35	大阪国際がんセンター		6	大林組	25	飛島建設	大建協
36	大阪精神医療センター		55	日本道路	40	安積建設	道建協
37	大阪はびきの医療センター		58	前田道路	51	津田建設	道建協
38	大阪母子医療センター	堺市内	37	堺建協			堺建協
		大阪府(堺市外)	44	鹿島道路	56	福田道路	道建協
39	出光岸和田油槽所		49	大成口テック	56	福田道路	道建協
40	JXTG堺製油所		37	堺建協			堺建協
41	コスモ堺製油所		37	堺建協			堺建協

業者No、担当業者名及び所属が「—」の拠点は、重点14路線沿道に立地しているため、啓開するアクセスルートが存在しない拠点

※1臨港道路は、震度6強以上もしくは大津波警報発令時の場合は直轄管理(国)、震度6弱以下の場合は管理者管理とする。

啓開担当業者別重点14路線及び拠点アクセスルート一覧

業者No	啓開担当業者	所属	種類	役割	拠点No	路線名・拠点名	区間	参集拠点(※) 【】内は大津波警報発令時
1	青木あすなろ	大建協	14路線	メイン		国道2号	北区・福島区 福島区	(国)北大阪維持出張所
2	浅沼組	大建協	14路線	メイン		国道25号 (主)大阪中央環状線(府道2号)	平野区 平野区	(国)西大阪維持出張所 【大阪国道事務所】 (大)平野工営所
				サブ		国道25号	東住吉区・阿倍野区・天王寺区・浪速区	(国)西大阪維持出張所
			拠点	メイン	3	大阪中部(八尾空港周辺)[大阪市内]		
				サブ	32	大阪警察病院		
3	安藤・間	大建協	14路線	メイン		(主)南北線(大阪市道)	西区・北区	(大)市岡工営所 【(大)上之宮出張所】
				サブ		国道26号	住之江区	(国)西大阪維持出張所 【大阪国道事務所】
			拠点	メイン	33	多根総合病院[東側ルート]		
4	今西組	大建協	14路線	サブ		国道25号 (主)大阪中央環状線(府道2号)	平野区 平野区	(国)西大阪維持出張所 【大阪国道事務所】 (大)平野工営所
				拠点	サブ	3	大阪中部(八尾空港周辺)[大阪市内]	
5	岩出建設	大建協		サブ		国道26号	堺市西区	(国)南大阪維持出張所
6	大林組	大建協	14路線	メイン		国道308号 (主)築港深江線(大阪市道)	東成区 中央区・東成区	(大)田島工営所
				サブ		(主)大阪和泉泉南線(府道30号)	中央区	(大)市岡工営所 【(大)上之宮出張所】
			拠点	メイン	7	大阪城公園		
				サブ	18	国立大阪医療センター		
					35	大阪国際がんセンター		
				サブ	19	大阪赤十字病院		
7	奥村組	大建協	14路線	メイン		国道25号	東住吉区・阿倍野区・天王寺区・浪速区	(国)西大阪維持出張所 【大阪国道事務所】
				サブ		(主)南北線(大阪市道)	浪速区	(大)津守工営所 【(大)上之宮出張所】
			拠点	メイン	32	大阪警察病院		
8	鹿島建設	大建協	14路線	メイン		国道423号	淀川区・北区	(大)十三工営所 【(大)中浜工営所】
				サブ		(主)大阪高槻京都線(府道14号)	東淀川区	
9	熊谷組	大建協	14路線	メイン		(主)大阪和泉泉南線(府道30号)	中央区	(大)市岡工営所 【(大)上之宮出張所】
				サブ		国道43号	此花区・西淀川区	(国)西大阪維持出張所 【大阪国道事務所】
			拠点	メイン	19	大阪赤十字病院		
10	鴻池組	大建協	14路線	メイン		(主)大阪和泉泉南線(府道30号)	阿倍野区・住吉区 天王寺区	(大)平野工営所 【大)田島工営所】
				サブ		長居公園		
			拠点	メイン	9	大阪公立大学医学部附属病院		
11	コーナン建設	大建協	14路線	サブ		国道176号	淀川区	(大)十三工営所 【(大)中浜工営所】
12	三和建設	大建協	14路線	サブ		国道25号	中央区・北区	(大)野田工営所 【(大)中浜工営所】
13	清水建設	大建協	14路線	メイン		(主)大阪中央環状線(府道2号) (主)大阪生駒線(府道8号)	鶴見区 鶴見区・城東区	(大)中浜工営所
				サブ		(主)大阪高槻京都線(府道14号) (一)恵美須南森町線(府道102号)	北区 北区	(大)野田工営所 【(大)中浜工営所】
			拠点	メイン	8	鶴見緑地[大阪市内]		
				サブ	17	大阪市立総合医療センター		
14	西武建設	大建協	14路線	メイン		国道176号	淀川区	(大)十三工営所 【(大)中浜工営所】
15	錢高組	大建協	14路線	メイン		国道1号 国道163号	旭区・城東区 鶴見区・旭区	(国)北大阪維持出張所
				サブ		(主)南北線(大阪市道)	西区・北区	(大)市岡工営所 【(大)上之宮出張所】
			拠点	サブ	33	多根総合病院[東側ルート]		
16	大成建設	大建協	14路線	メイン		国道2号	西淀川区	(国)北大阪維持出張所
				サブ		(主)大阪池田線(府道10号)	西淀川区	(大)十三工営所 【(大)中浜工営所】
			サブ			国道1号	城東区・都島区・北区	(国)北大阪維持出張所
17	大鉄工業	大建協	14路線	メイン		国道25号	中央区・北区	(大)野田工営所 【(大)中浜工営所】
				サブ		(主)大阪池田線(府道10号)	淀川区	(大)十三工営所 【(大)中浜工営所】
18	大豊建設	大建協	14路線	メイン		(一)恵美須南森町線(府道102号)	中央区	(大)市岡工営所 【(大)上之宮出張所】
				サブ		国道1号	旭区・城東区	(国)北大阪維持出張所
			サブ			国道163号	鶴見区・旭区	
19	竹中土木	大建協	14路線	メイン		国道26号	浪速区・西成区	(国)西大阪維持出張所 【大阪国道事務所】
				サブ		(主)福島桜島線(大阪市道)	福島区・此花区	(大)野田工営所 【(大)中浜工営所】
			サブ		33	多根総合病院[北西側ルート]		
21	鉄建建設	大建協	14路線	メイン		国道26号	堺市堺区	(国)南大阪維持出張所
22	東急建設	大建協	14路線	メイン		(主)大阪池田線(府道10号)	淀川区	(大)十三工営所 【(大)中浜工営所】
23	東洋建設	大建協	14路線	メイン		国道26号	堺市西区	(国)南大阪維持出張所
		埋没協	拠点	メイン	1	堺泉北港堺2区(臨港道路)		(国)南大阪維持出張所
24	戸田建設	大建協	14路線	メイン		(主)大阪高槻京都線(府道14号) (一)恵美須南森町線(府道102号)	北区 北区	(大)野田工営所 【(大)中浜工営所】
				サブ		(主)大阪中央環状線(府道2号)	鶴見区	(大)中浜工営所
			サブ			(主)大阪生駒線(府道8号)	鶴見区・城東区	(大)市岡工営所 【(大)上之宮出張所】
			拠点	メイン	17	大阪市立総合医療センター		
				サブ	8	鶴見緑地[大阪市内]		
25	飛島建設	大建協	14路線	メイン		国道176号	北区	(大)野田工営所 【(大)中浜工営所】
				サブ		国道26号	浪速区・西成区	(国)西大阪維持出張所 【大阪国道事務所】
			サブ			国道308号	東成区	(大)田島工営所
			拠点	サブ	7	大阪城公園		
				サブ	18	国立大阪医療センター		
			サブ		35	大阪国際がんセンター		
26	中道組	大建協	14路線	サブ		(主)大阪和泉泉南線(府道30号)	阿倍野区・住吉区	(大)平野工営所
			拠点	サブ	9	長居公園		
27	南海辰村建設	大建協	14路線	メイン		国道26号	住之江区	(国)西大阪維持出張所 【大阪国道事務所】
28	西松建設	大建協	14路線	メイン		国道1号	城東区・都島区・北区	(国)北大阪維持出張所
				サブ		国道2号	西淀川区	(大)十三工営所 【(大)中浜工営所】
			サブ			(主)大阪池田線(府道10号)	西淀川区	(大)野田工営所 【(大)中浜工営所】
29	長谷工コーポレーション	大建協	14路線	メイン		(主)福島桜島線(大阪市道)	福島区・此花区	(大)野田工営所 【(大)中浜工営所】
				拠点	メイン	33	多根総合病院[北西側ルート]	
30	ハンシン建設	大建協	14路線	メイン		国道2号	福島区 北区・福島区	(国)北大阪維持出張所
				サブ		国道26号	堺市堺区	(国)南大阪維持出張所
31	久本組	大建協	14路線	メイン		(主)大阪高槻京都線(府道14号)	東淀川区	(大)十三工営所 【(大)中浜工営所】
32	前田建設工業	大建協	14路線	メイン		国道423号	淀川区・北区	(大)中浜工営所

啓開担当業者別重点14路線及び拠点アクセスルート一覧

業者No	啓開担当業者	所属	種類	役割	拠点No	路線名・拠点名	区間	参考拠点(※) 【】内は大津波警報発令時
33	三井住友建設	大建協	14路線	メイン		国道43号	此花区・西淀川区	(国)西大阪維持出張所 【大阪国道事務所】
34	村本建設			サブ		国道25号	浪速区	
35	森組	大建協	14路線	メイン		(主)南北線(大阪市道)	浪速区	(大)津守工営所 【(大)上之宮出張所】 (国)西大阪維持出張所 【大阪国道事務所】
36	森本組			サブ		国道25号	浪速区	
		大建協	14路線	メイン		(主)大阪と泉南線(府道30号)	天王寺区	(大)田島工営所
				サブ		国道176号	北区	(大)野田工営所 【(大)中浜工営所】
37	堺建協	堺建協	14路線	メイン		国道310号	堺市堺区	(堺)西部地域整備事務所
						(主)堺羽曳野線(府道31号)	堺市堺区(北堺警察署前交差点の側道部分)	
						(主)大阪と泉南線(府道30号)	堺市堺区・西区	
						(主)大阪中央環状線(府道2号)	堺市堺区 堺市北区	(堺)北部地域整備事務所
			拠点	1	20	大阪公立大学医学部附属病院		
						国道310号	堺市堺区	(堺)西部地域整備事務所
						(主)堺羽曳野線(府道31号)	堺市堺区(北堺警察署前交差点の側道部分)	
						(主)大阪と泉南線(府道30号)	堺市堺区・西区	
						(主)大阪中央環状線(府道2号)	堺市堺区 堺市北区	(堺)北部地域整備事務所
					14	堺泉北港2区(堺市道)		
					29	錦織公園[堺市内]		
					30	学校法人近畿大学医学部附属病院[堺市内]		
38	NIPPO	道建協	14路線	サブ	38	堺市立総合医療センター		
					40	大阪母子医療センター[堺市内]		(堺)南部地域整備事務所
					41	JXTG堺製油所		
						コスマ堺製油所		
39	旭工建	道建協	14路線	メイン		国道26号	泉大津市	(国)南大阪維持出張所
						(主)大阪中央環状線(府道2号)	東大阪市	(府)八尾土木事務所
				サブ		国道26号	高石市	(国)南大阪維持出張所
						(主)大阪中央環状線(府道2号)	八尾市	(府)八尾土木事務所
40	安積建設	道建協	14路線	メイン		国道26号	泉南市・阪南市・岬町	(国)南大阪維持出張所
						(主)泉佐野岩出線(府道63号)	泉南市	(府)岸和田土木事務所
				サブ		(主)大阪と泉南線(府道30号)	泉佐野市・泉南市	
					4	大阪南部(りんくうタウン)		
			拠点	サブ	31	りんくう総合医療センター		
41	大林道路	道建協	14路線	メイン		国道1号	枚方市	(国)高槻維持出張所
						山田池公園		
						関西医科大学付属病院		
						大阪精神医療センター		
						国道1号	四條畷市	(国)北大阪維持出張所
				サブ		国道171号	豊中市・池田市	(国)高槻維持出張所
						国道176号	豊中市	
						(主)大阪中央環状線(府道2号)	池田市・豊中市	(府)池田土木事務所
						(主)大阪池田線(府道10号)	豊中市・池田市	
						国道25号	柏原市・八尾市	(国)西大阪維持出張所 【大阪国道事務所】
						国道26号	貝塚市・泉佐野市・田尻町	(国)南大阪維持出張所
			拠点	メイン		国道163号	寝屋川市・門真市	(国)北大阪維持出張所
						寝屋川市・門真市		
						国道176号	池田市	(府)池田土木事務所
						国道423号	箕面市・豊中市・吹田市	
						(主)泉佐野岩出線(府道63号)	泉南市	(府)岸和田土木事務所
				サブ	10	寝屋川公園		
					26	関西医科大学総合医療センター		
43	ガイアート	道建協	14路線	サブ	2	大阪北部		
					5	日本万国博覧会記念公園		
					6	服部緑地		
					21	(社法)済生会千里病院		
					22	大阪大学医学部付属病院		
			拠点	サブ		国道1号	守口市	(国)高槻維持出張所
						(主)京都守口線(府道13号)	守口市	(府)枚方土木事務所
44	鹿島道路	道建協	14路線	サブ		(主)大阪高槻京都線(府道14号)	茨木市・吹田市・摂津市	(府)茨木土木事務所
						国道479号	吹田市	(府)茨木土木事務所
						(主)京都守口線(府道13号)	寝屋川市	(府)枚方土木事務所
						(主)大阪高槻京都線(府道14号)	吹田市	(府)茨木土木事務所
			拠点	サブ	14	錦織公園[大阪府(堺市外)]		
					16	下里運動公園		
					29	近畿大学医学部付属病院[大阪府(堺市外)]		
45	北川IHT	道建協	14路線	サブ		国道26号	貝塚市・泉佐野市・田尻町	(国)南大阪維持出張所
						(主)大阪と泉南線(府道30号)	泉佐野市・泉南市	(府)岸和田土木事務所
						国道26号	忠岡町・岸和田市・泉南市	(国)南大阪維持出張所
						(主)大阪と泉南線(府道30号)	岸和田市・貝塚市	(府)岸和田土木事務所
			拠点	サブ	15	蜻蛉池公園		
					38	大阪母子医療センター[大阪府(堺市外)]		
					4	大阪南部(りんくうタウン)		
46	佐藤渡辺	道建協	14路線	サブ	31	りんくう総合医療センター		
						国道163号	寝屋川市・門真市	(国)北大阪維持出張所
						国道170号	大東市	(府)枚方土木事務所
						国道308号	東大阪市	(府)八尾土木事務所
			拠点	サブ		(主)大阪中央環状線(府道2号)	摂津市・守口市・門真市・大東市	(府)枚方土木事務所
						(主)大阪生駒線(府道8号)	大東市	
					26	関西医科大学総合医療センター		
47	昭建	道建協	14路線	サブ		国道25号	八尾市	(国)西大阪維持出張所 【大阪国道事務所】
						(主)大阪中央環状線(府道2号)	八尾市	(府)八尾土木事務所
						(主)大阪中央環状線(府道2号)	松原市	(府)富田林土木事務

啓開担当業者別重点14路線及び拠点アクセスルート一覧

業者No	啓開担当業者	所属	種類	役割	拠点No	路線名・拠点名	区間	参考拠点(※) 【】内は大津波警報発令時
49	大成ロテック	道建協	14路線	メイン		国道171号	高槻市・茨木市	(国)高槻維持出張所
						(主)大阪中央環状線(府道2号)	松原市	(府)富田林土木事務所
				サブ		国道171号	島本町	(国)高槻維持出張所
			拠点	メイン	24	大阪医科大学付属病院		
					39	出光岸和田油槽所		
						国道170号	大東市	
50	大有建設	道建協	14路線	メイン		(主)京都守口線(府道13号)	寝屋川市	(府)枚方土木事務所
						(主)大阪生駒線(府道8号)	大東市	
				サブ		国道163号	四條畷市	(国)北大阪維持出張所
			拠点	サブ	8	鶴見緑地[大阪市外]		
					10	寝屋川公園		
				サブ	37	大阪はびきの医療センター		
51	津田建設	道建協	14路線	メイン		国道308号	東大阪市	
						(主)大阪中央環状線(府道2号)	東大阪市	(府)八尾土木事務所
				サブ	6	服部緑地		
			拠点	サブ	3	大阪中部(八尾空港周辺)[大阪市外]		
					11	久宝寺緑地		
				サブ		(主)大阪和泉泉南線(府道30号)	高石市・和泉市	(府)鳳土木事務所
52	東亜道路工業	道建協	14路線	メイン		錦織公園[大阪府(堺市外)]		
					14	下里運動公園		
				サブ	16	近畿大学医学部付属病院[大阪府(堺市外)]		
			拠点	サブ	29			
				サブ				
				サブ				
54	戸田道路	道建協	14路線	サブ		国道170号	枚方市・寝屋川市	(府)枚方土木事務所
				拠点	メイン	8	鶴見緑地[大阪市外]	
55	日本道路	道建協	14路線	メイン		国道170号	枚方市・寝屋川市	(府)枚方土木事務所
					12	山田池公園		
				サブ	25	関西医科大学付属病院		
			拠点	サブ	36	大阪精神医療センター		
				サブ		国道26号	忠岡町・岸和田市	(国)南大阪維持出張所
				サブ		(主)大阪和泉泉南線(府道30号)	岸和田市・貝塚市	(府)岸和田土木事務所
56	福田道路	道建協	14路線	メイン		国道26号	泉大津市	(国)南大阪維持出張所
					34	岸和田徳洲会病院		
				サブ	15	蜻蛉池公園		
			拠点	サブ	38	大阪母子医療センター[大阪府(堺市外)]		
					39	出光岸和田油槽所		
				サブ		国道163号	守口市	(国)北大阪維持出張所
57	フジタ	道建協	14路線	メイン		国道25号	柏原市	(国)西大阪維持出張所 【大阪国道事務所】
						国道176号	池田市	(府)池田土木事務所
				サブ		国道1号	守口市	(国)高槻維持出張所
			拠点	サブ		国道163号	守口市	(国)北大阪維持出張所
						国道176号	豊中市	(国)高槻維持出張所
				サブ		(主)京都守口線(府道13号)	守口市	(府)枚方土木事務所
58	前田道路	道建協	14路線	メイン		37	大阪はびきの医療センター	
					34	岸和田徳洲会病院		
				サブ		国道26号	高石市	(国)南大阪維持出張所
			拠点	サブ		(主)大阪和泉泉南線(府道30号)	高石市・和泉市	(府)鳳土木事務所
						国道171号	島本町	(国)高槻維持出張所
				サブ		国道171号	高槻市	(国)高槻維持出張所
59	三井住建道路	道建協	14路線	サブ		1	堺泉北港堺2区(臨港道路)	(国)南大阪維持出張所
60	明清建設	道建協	14路線	サブ		1	堺泉北港堺2区(臨港道路)	(国)高槻維持出張所
61	五洋建設	埋浚協	拠点	サブ				
62	東亜建設工業	埋浚協	拠点	サブ				

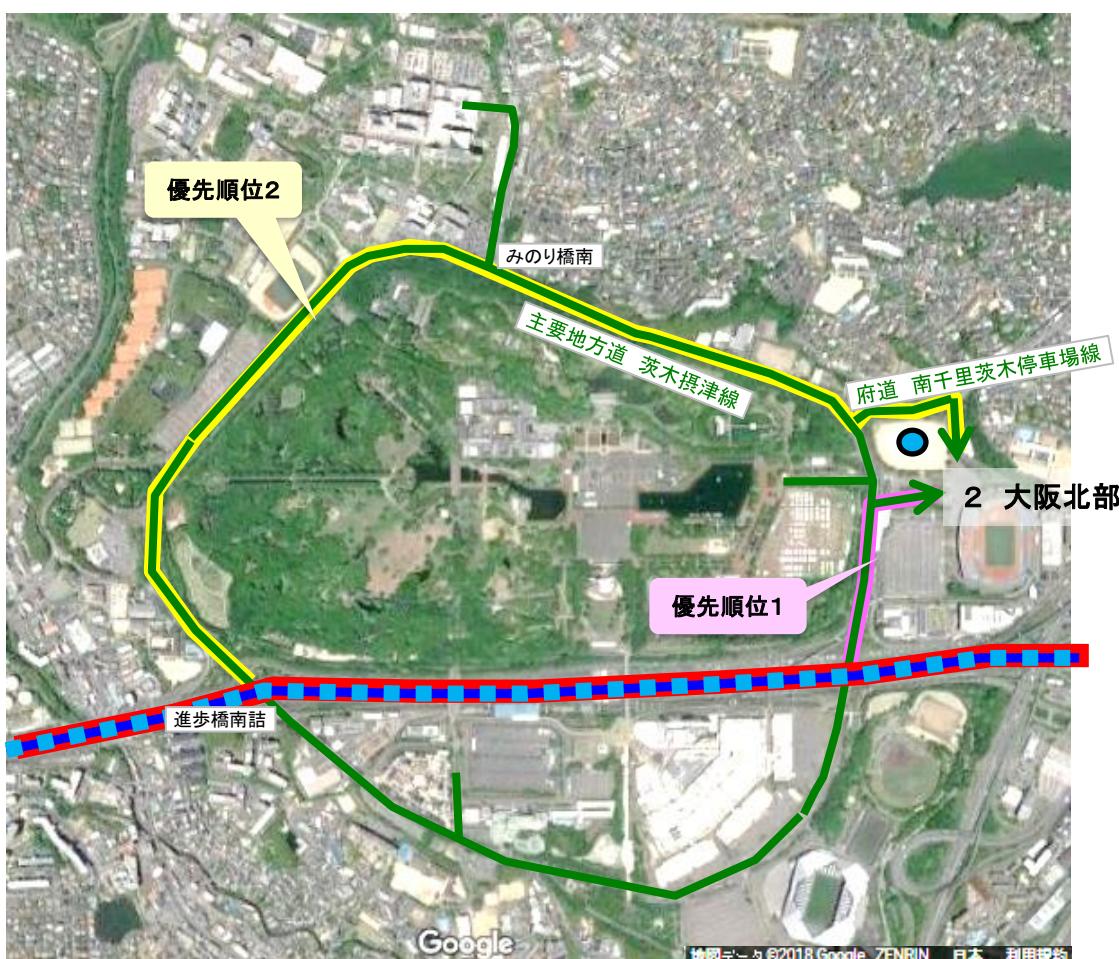
拠点No. 1 堺泉北港堺2区

拠点分類 基幹的広域防災拠点

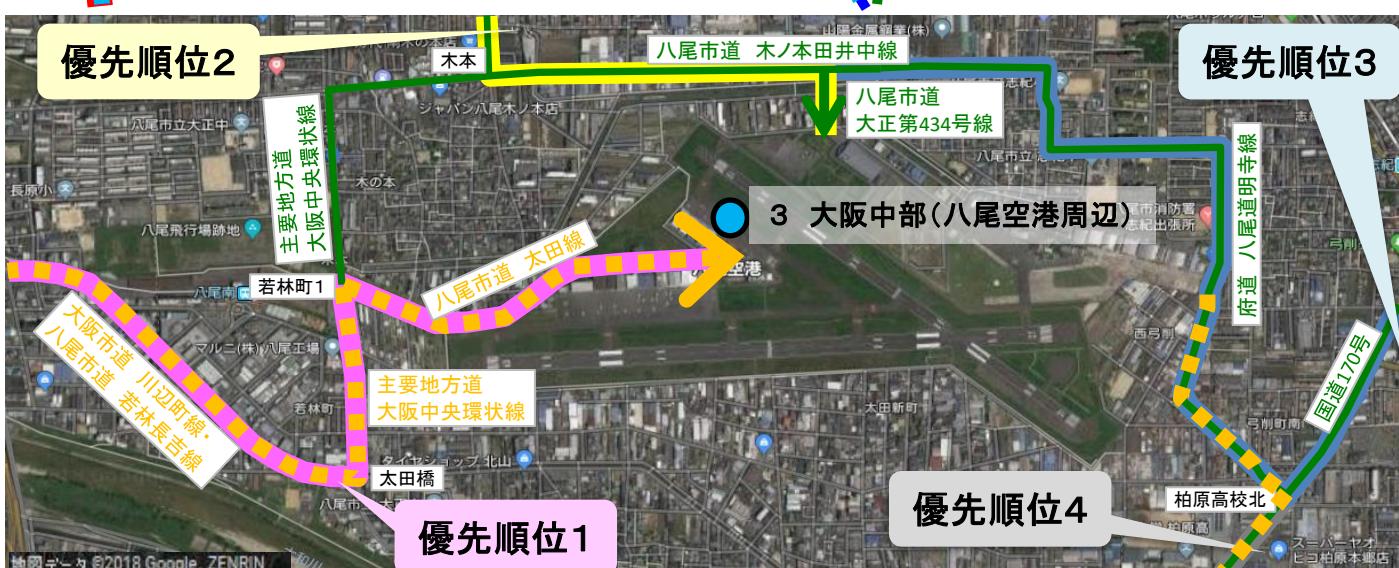
啓開担当業者	臨港道路	業者No. 23	東洋建設(メイン)	埋浚協	業者No. 61 62	五洋建設(サブ) 東亜建設工業(サブ)	埋浚協
	堺市道	業者No. 37	堺建協	堺建協	業者No. 一	一	一



啓開担当 業者	メイン	業者No. 48	世紀東急工業	道建協
	サブ	業者No. 41	大林道路	



拠点No. 3 大阪中部(八尾空港周辺)				拠点分類	広域防災拠点		
啓開担当業者	メイン	業者No. 46	佐藤渡辺(大阪市外)	道建協	業者No. 2	浅沼組(大阪市内)	大建協
	サブ	業者No. 52	東亜道路工業(大阪市外)	道建協	業者No. 4	今西組(大阪市内)	大建協



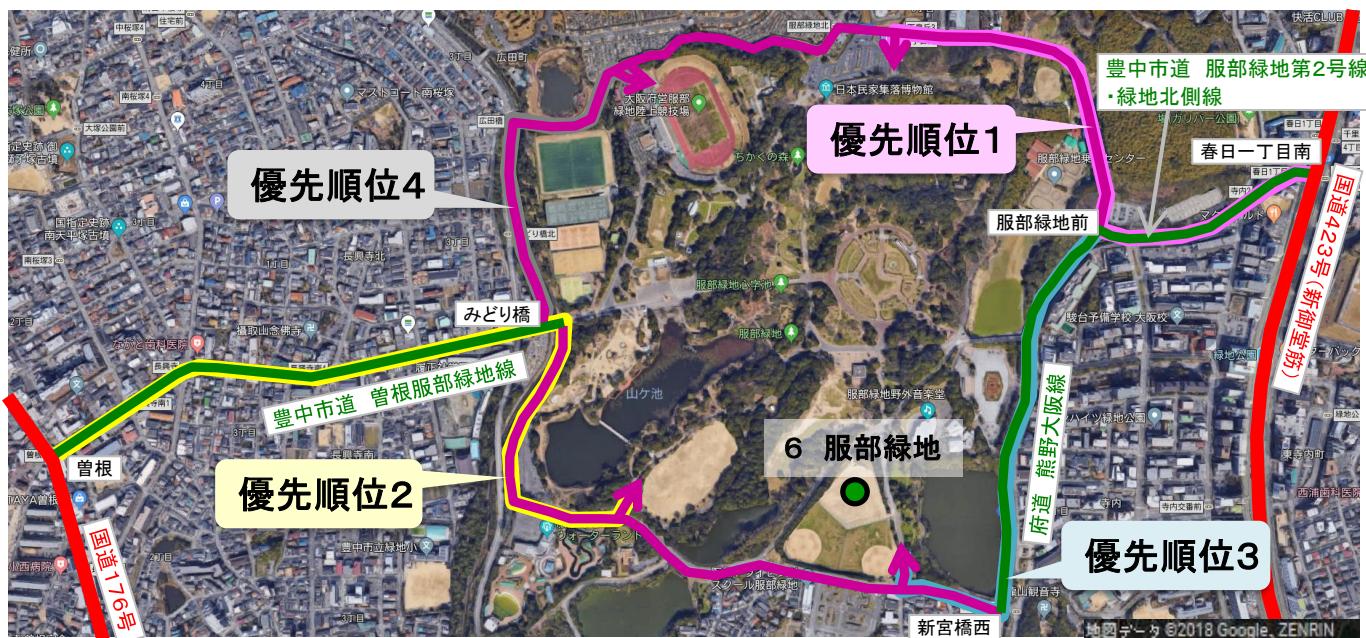
啓開担当業者	メイン	業者No. 39 旭工建	道建協
	サブ	業者No. 44 鹿島道路	



啓開担当 業者	メイン	業者No. 48	世紀東急工業	道建協
	サブ	業者No. 41	大林道路	



啓開担当 業者	メイン	業者No. 52 東亜道路工業	道建協
	サブ	業者No. 41 大林道路	



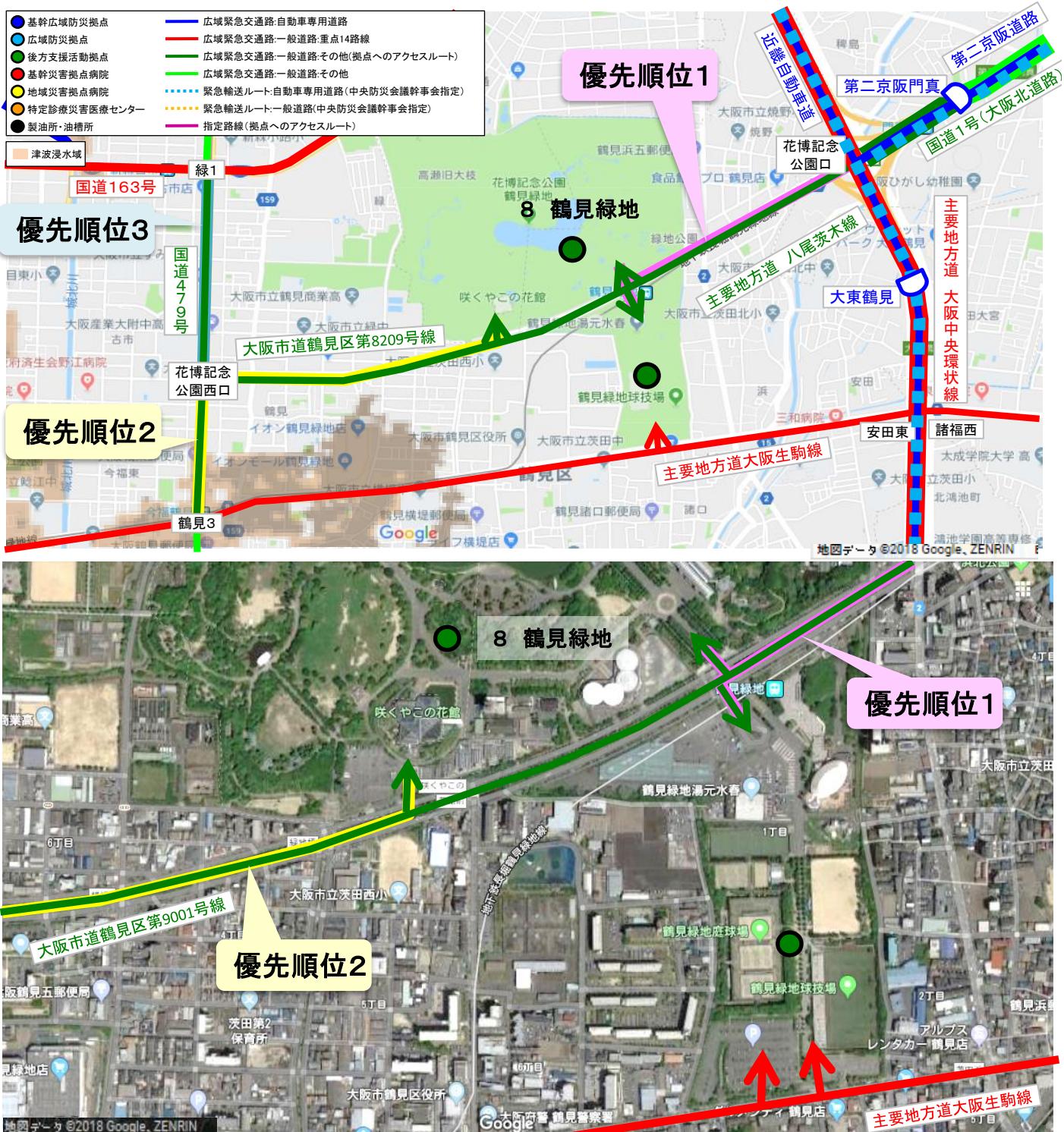
啓開担当 業者	メイン	業者No. 6	大林組	大建協
	サブ	業者No. 25	飛島建設	大建協



拠点No. 8 鶴見緑地

拠点分類 後方支援活動拠点

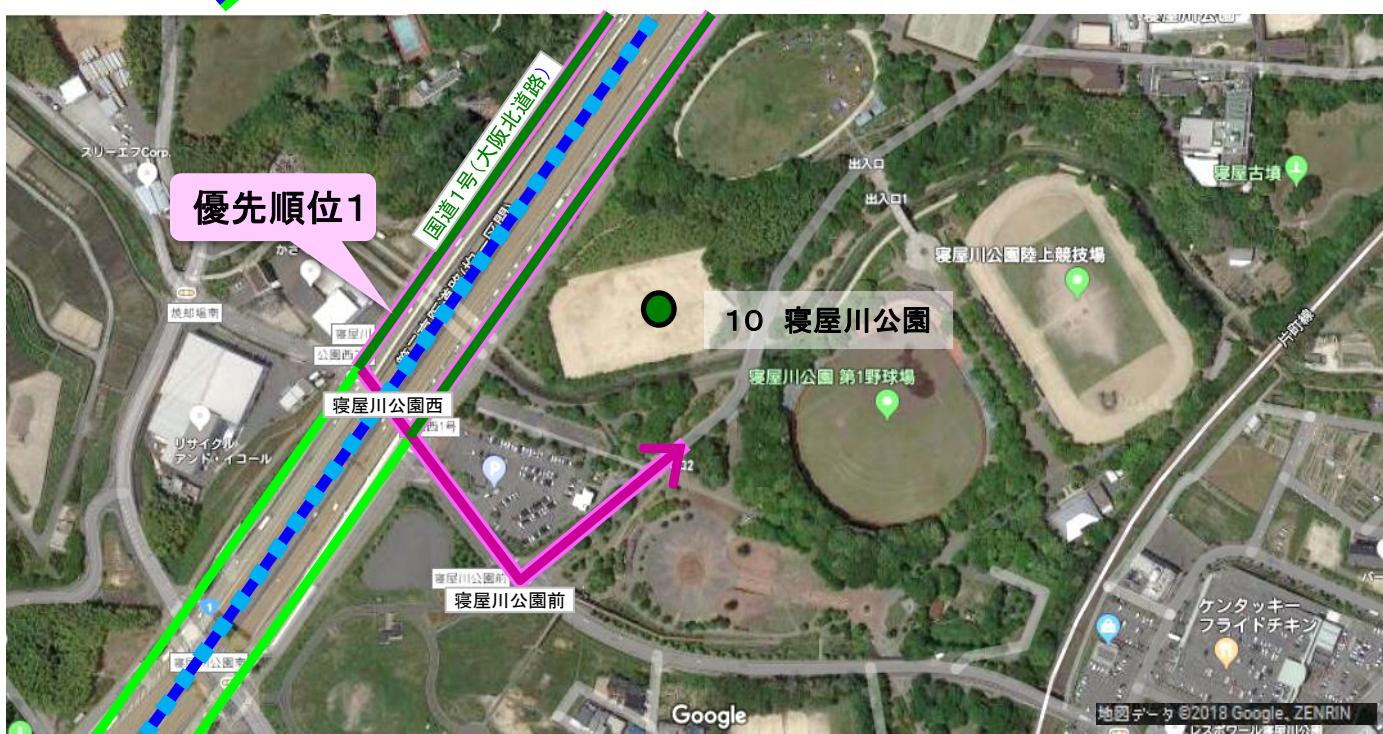
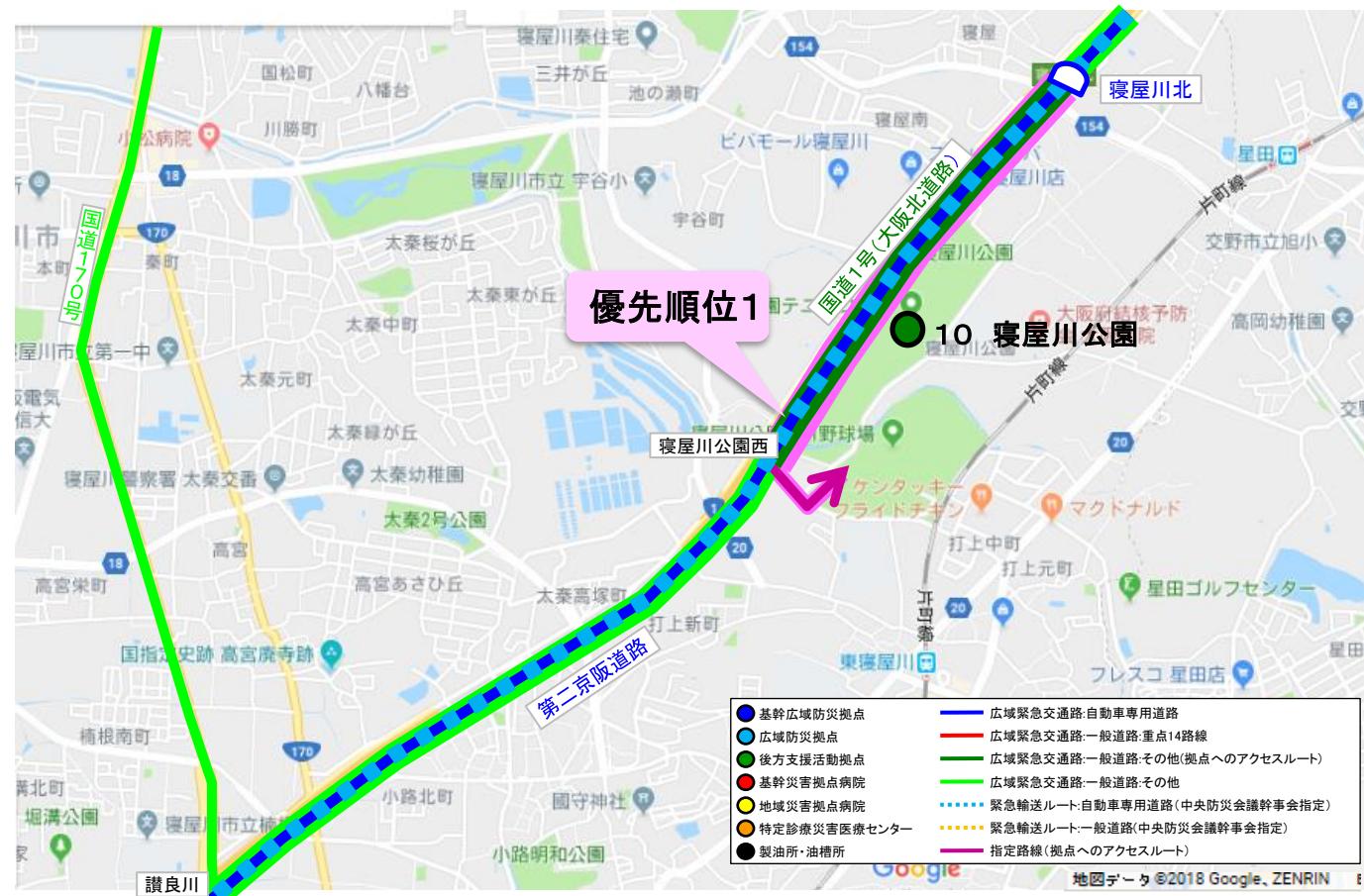
啓開担当業者	メイン サブ	業者No. 54 業者No. 50	戸田道路(大阪市外) 大有建設(大阪市外)	道建協	業者No. 13 業者No. 24	清水建設(大阪市内) 戸田建設(大阪市内)	大建協 大建協
--------	-----------	----------------------	--------------------------	-----	----------------------	--------------------------	------------



啓開担当業者	メイン サブ	業者No. 10 鴻池組	業者No. 26 中道組	大建協
				大建協



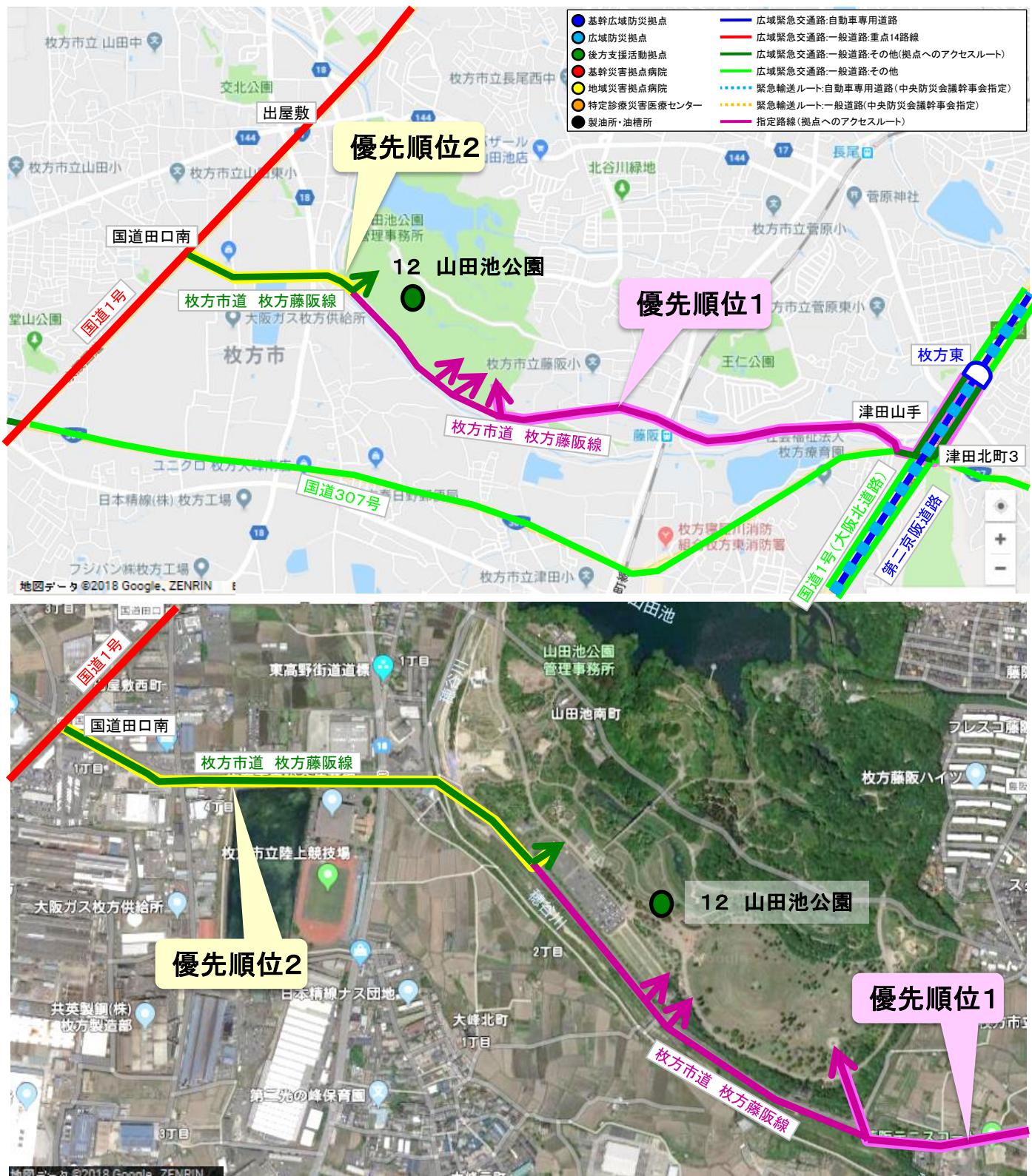
啓開担当 業者	メイン	業者No. 41	大林道路	道建協
	サブ	業者No. 50	大有建設	道建協



啓開担当 業者	メイン	業者No. 46 佐藤渡辺	道建協
	サブ	業者No. 52 東亜道路工業	



啓開担当 業者	メイン	業者No. 55	日本道路	道建協
	サブ	業者No. 40	安積建設	道建協



拠点No. 13 大泉緑地

拠点分類 後方支援活動拠点

啓開担当業者	メイン	業者No. —	—	—
	サブ	業者No. —	—	



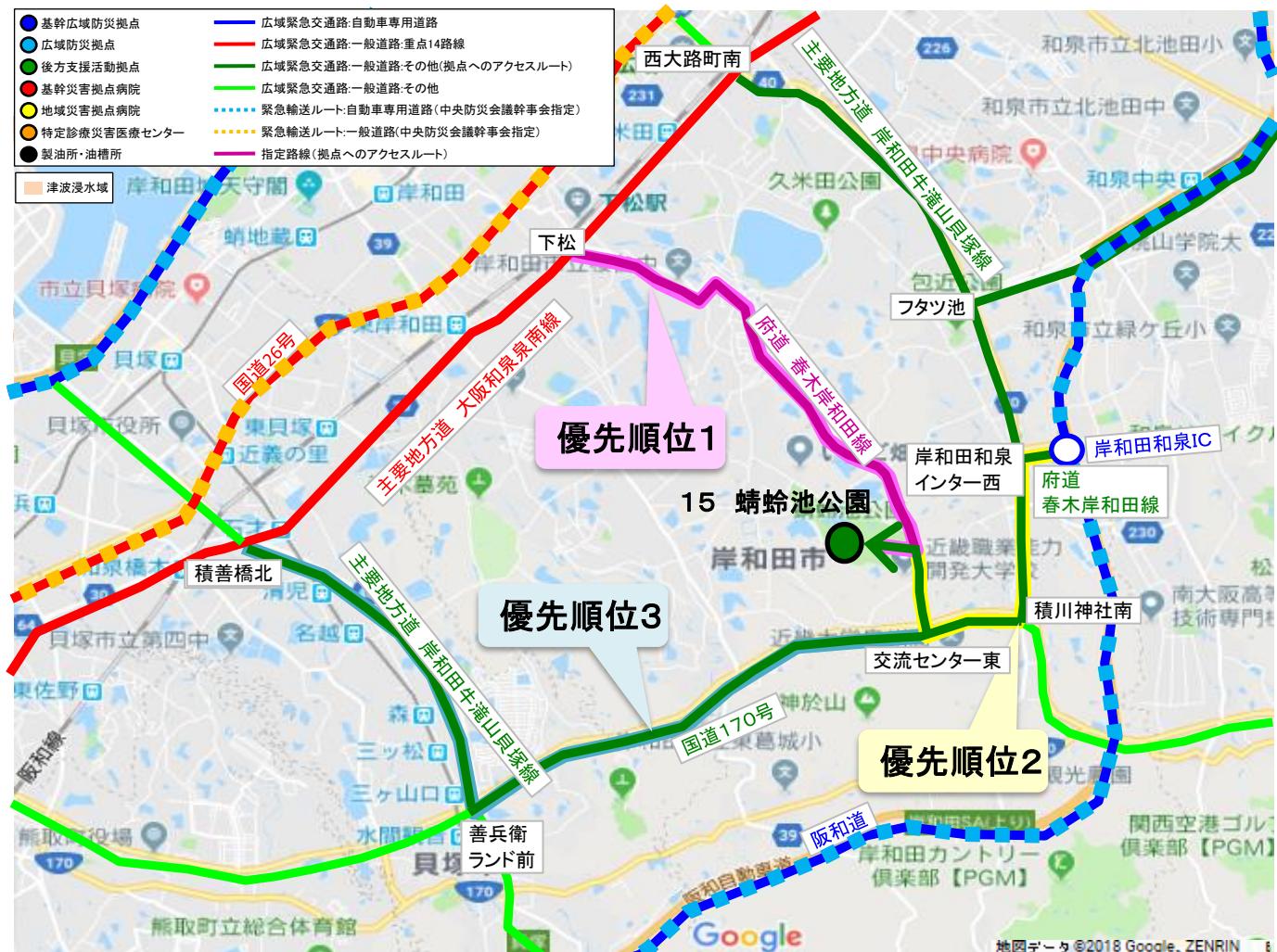
拠点No. 14 錦織公園

拠点分類 後方支援活動拠点

啓開担当業者	メイン	業者No. 53 常盤工業(堺市外)	道建協	業者No. 37 堀建協(堺市内)	堺建協
	サブ	業者No. 43 ガイアート(堺市外)	道建協	業者No. 一	一



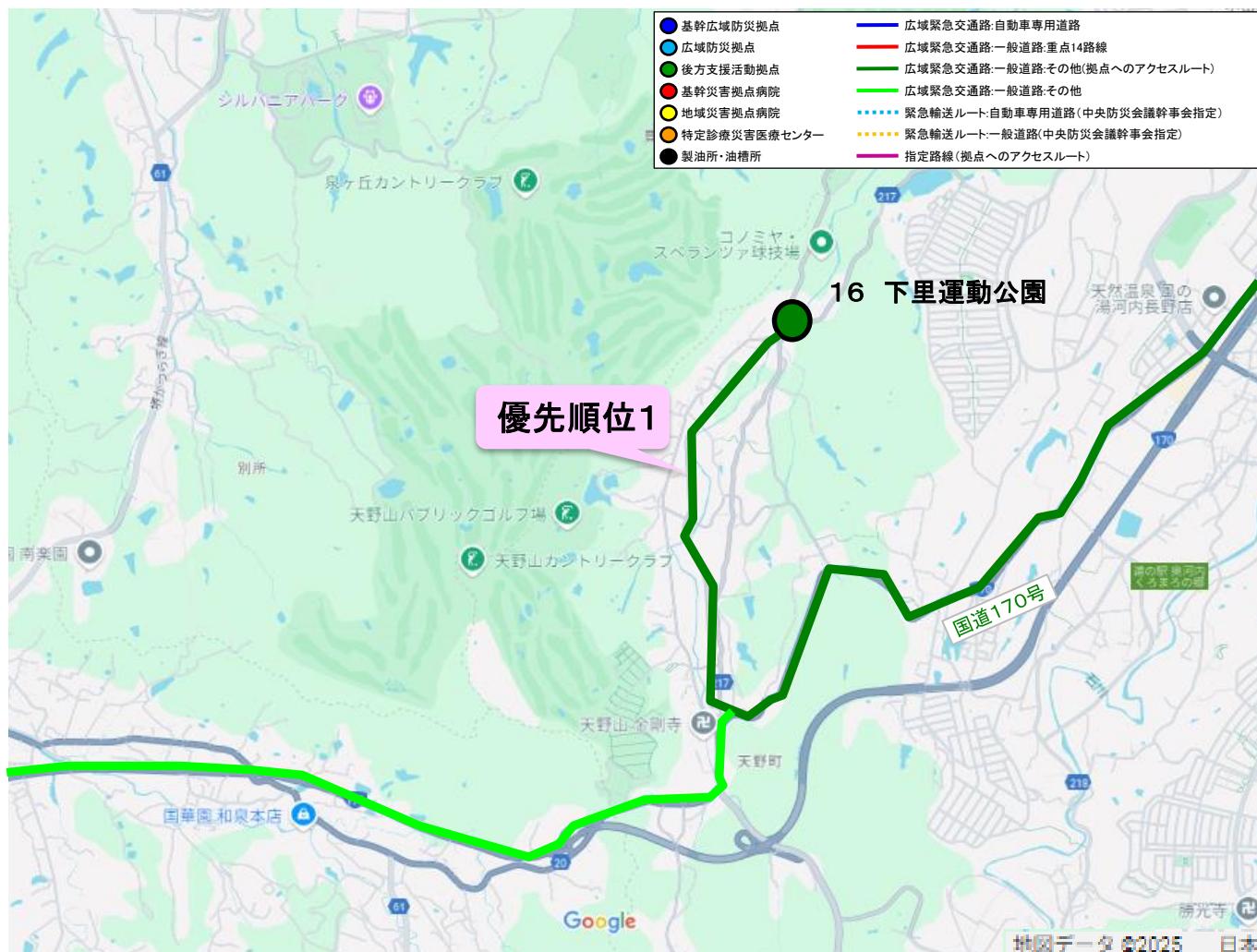
啓開担当業者	メイン	業者No. 44 鹿島道路	道建協
	サブ	業者No. 56 福田道路	



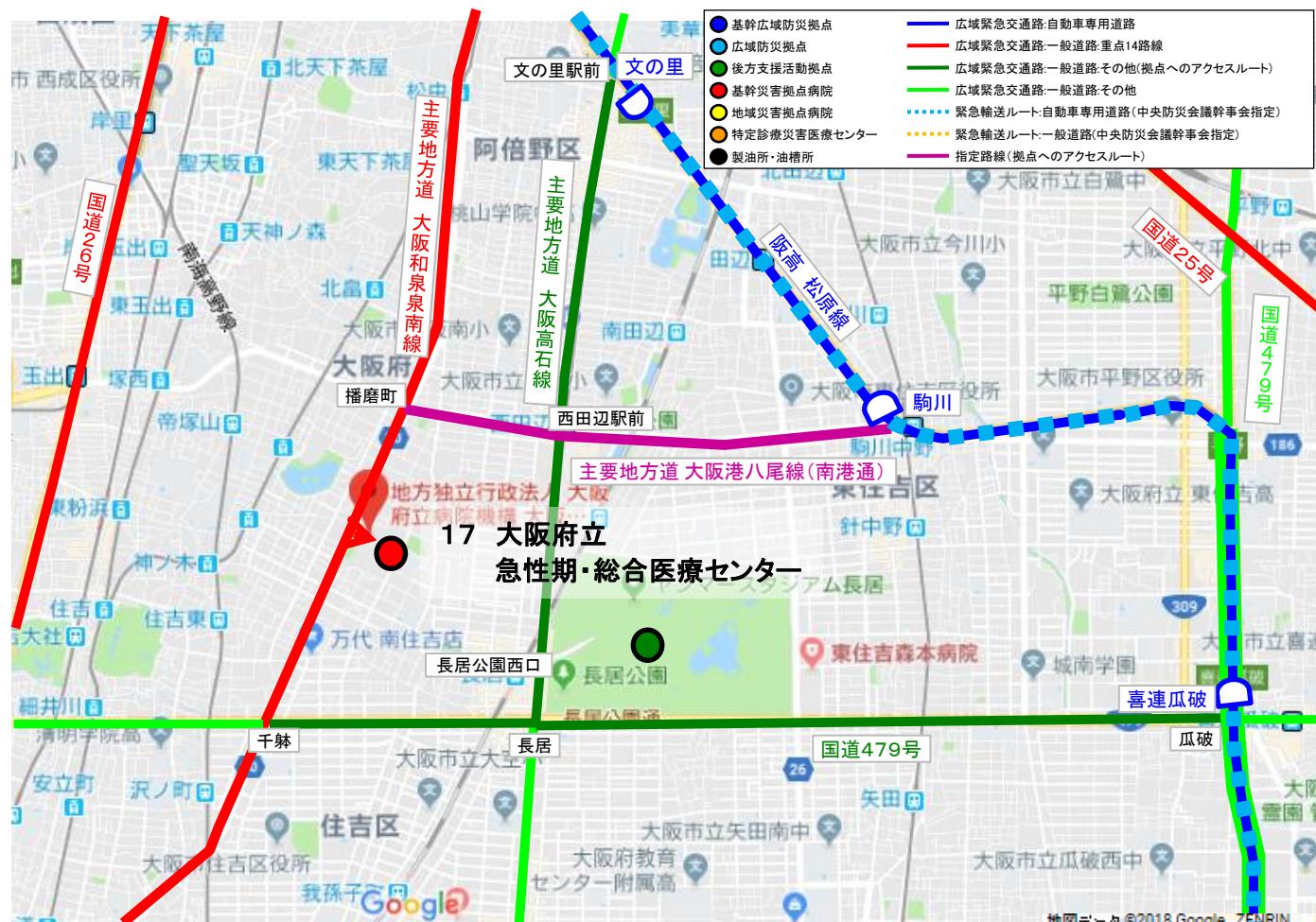
拠点No. 16 下里運動公園

拠点分類 後方支援活動拠点

啓開担当 業者	メイン	業者No. 53	常盤工業	道建協
	サブ	業者No. 43	ガイアート	



啓開担当業者	メイン	業者No. —	—	—
	サブ	業者No. —	—	



啓開担当業者	メイン	業者No. 24 戸田建設	大建協
	サブ	業者No. 13 清水建設	



拠点No. 19 独立行政法人国立病院機構大阪医療センター				拠点分類	地域災害拠点病院
啓開担当 業者	メイン サブ	業者No. 6 業者No. 25	大林組 飛島建設		大建協 大建協



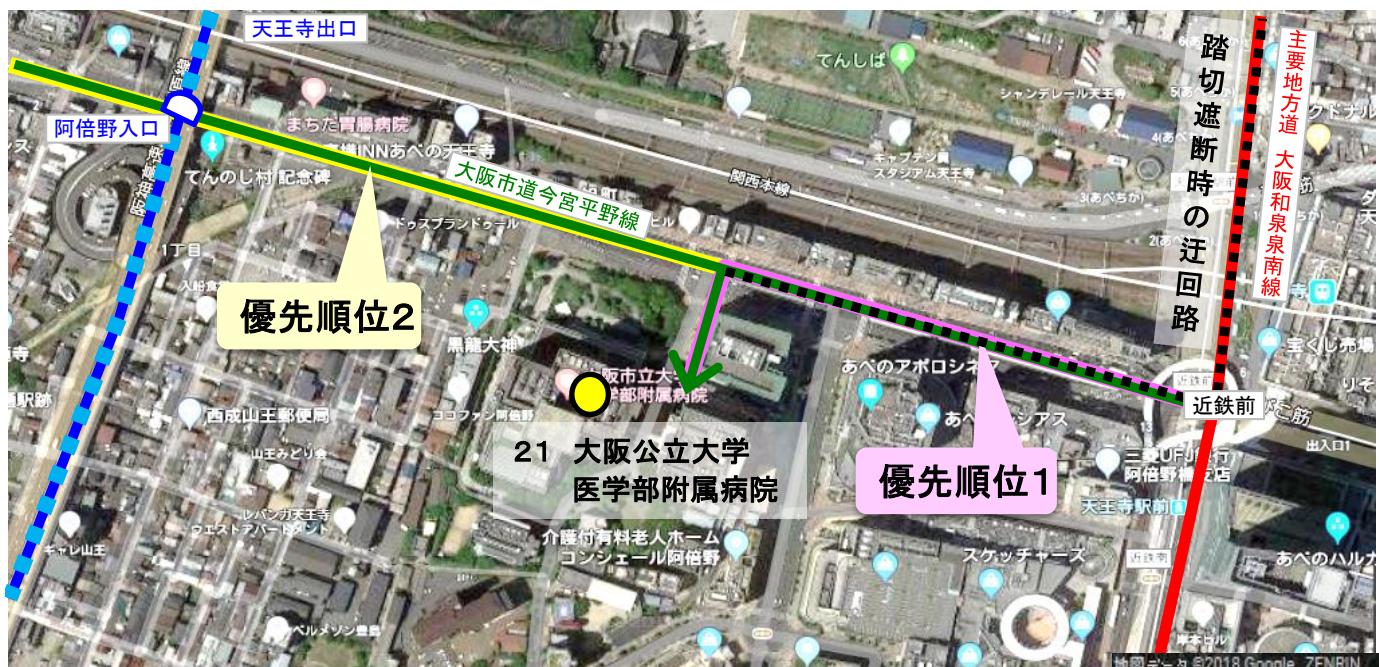
拠点No. 20 大阪赤十字病院

拠点分類 地域災害拠点病院

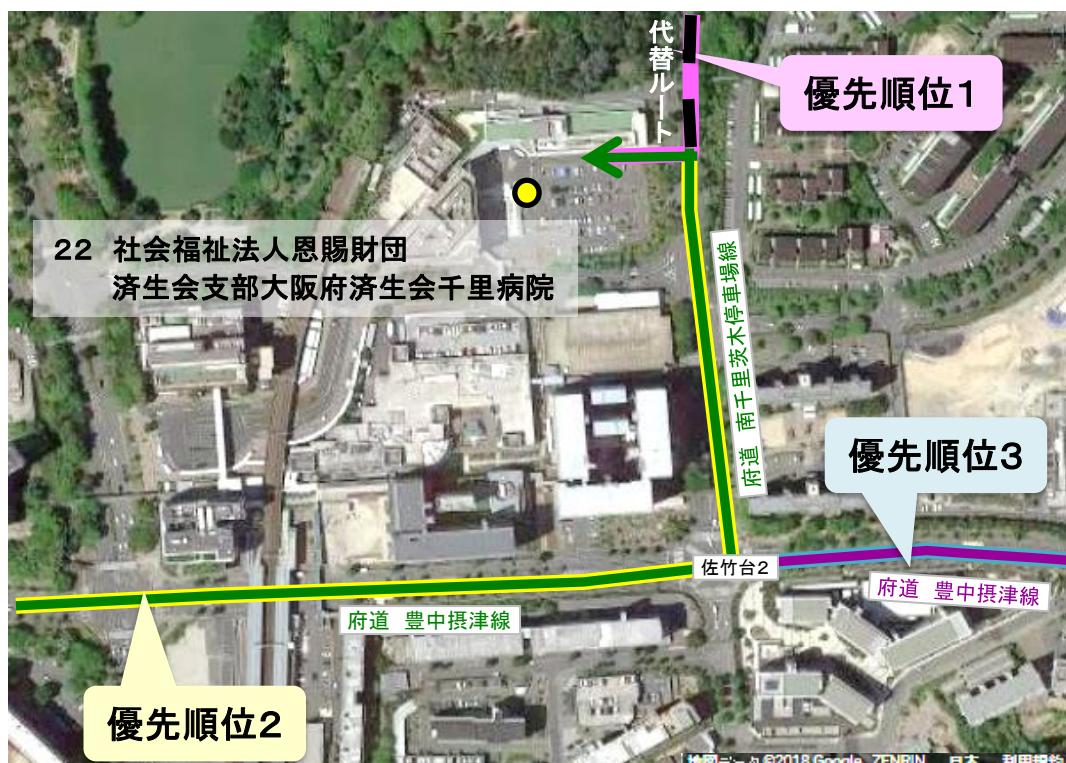
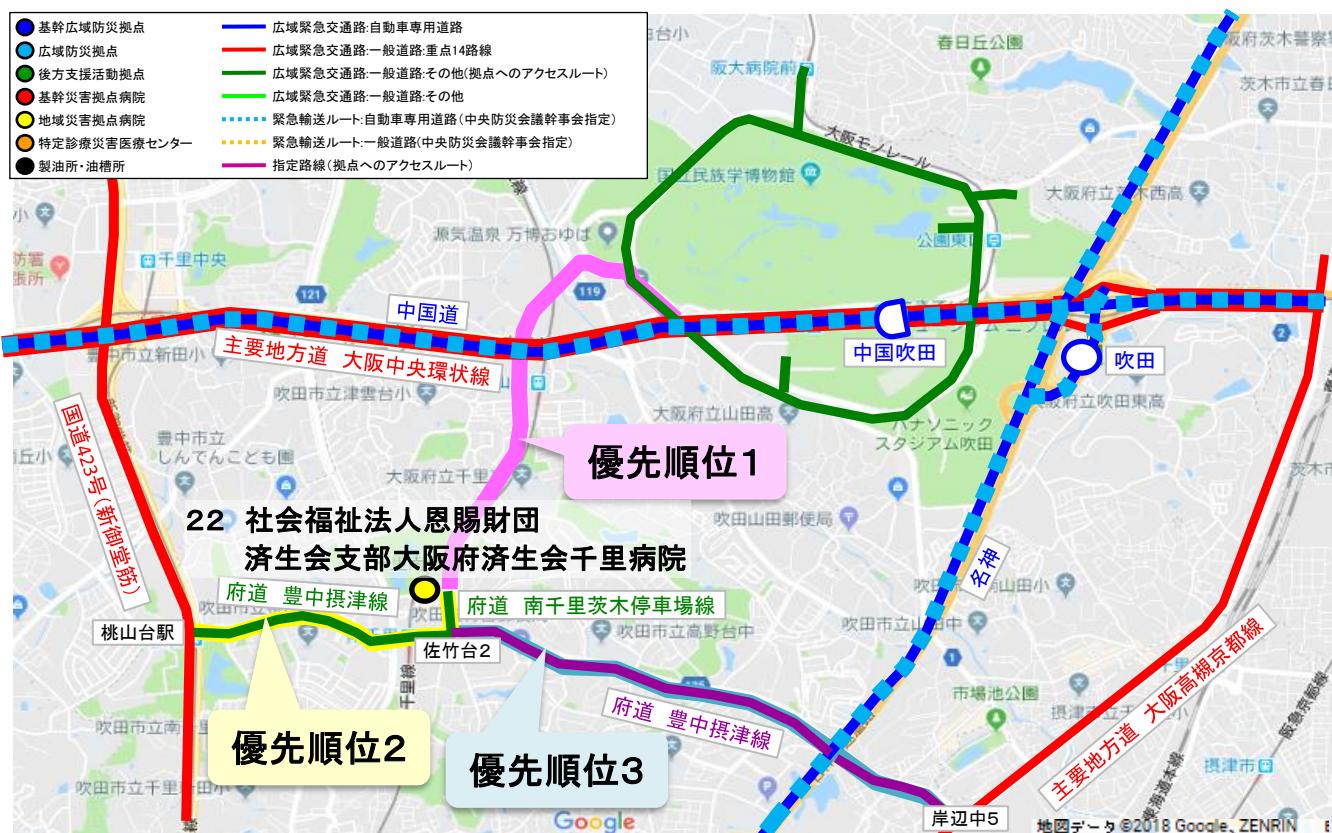
啓開担当業者	メイン	業者No. 9	熊谷組	大建協
	サブ	業者No. 6	大林組	



啓開担当業者	メイン	業者No. 36 森本組	大建協
	サブ	業者No. 10 鴻池組	



啓開担当業者	メイン	業者No. 47 昭建	道建協
	サブ	業者No. 41 大林道路	



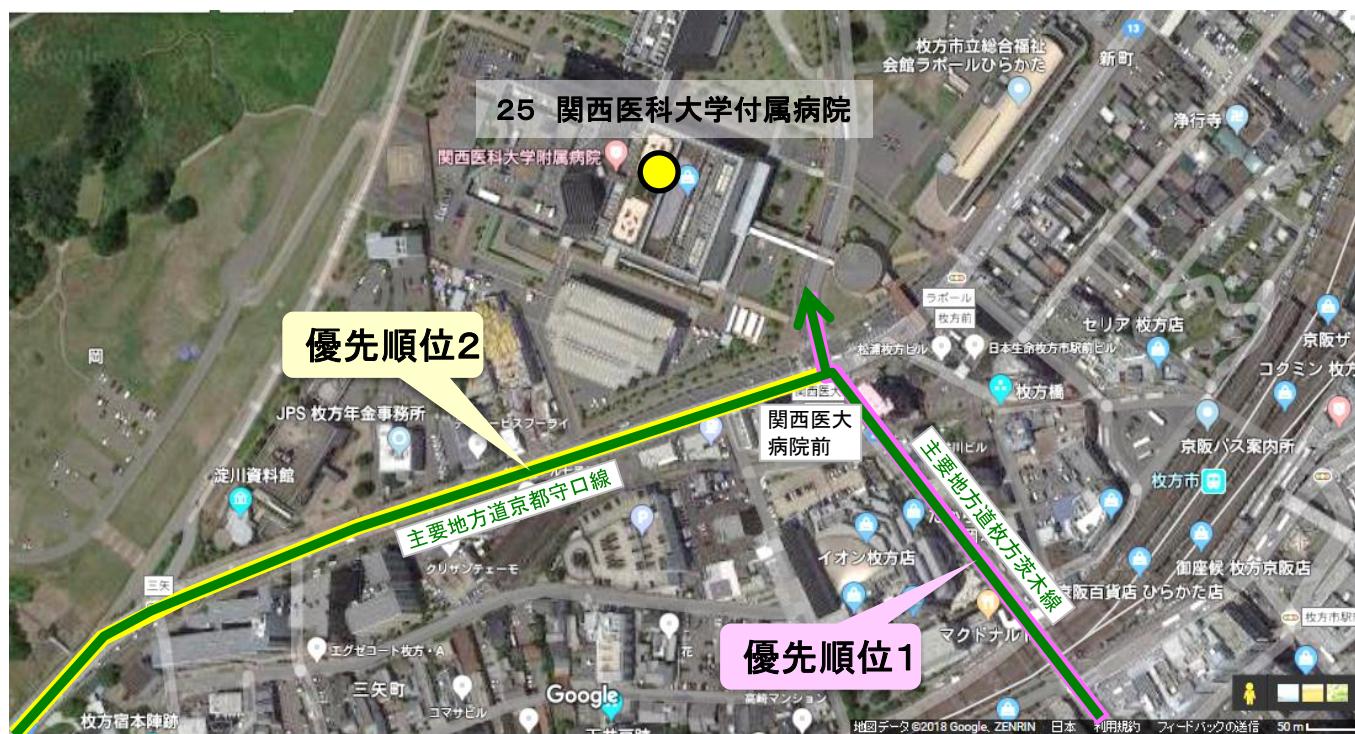
啓開担当 業者	メイン	業者No. 47 昭建	道建協
	サブ	業者No. 41 大林道路	



啓開担当 業者	メイン	業者No. 49	大成ロテック	道建協
	サブ	業者No. 47	昭建	



啓開担当業者	メイン	業者No. 55	日本道路	道建協
	サブ	業者No. 40	安積建設	



啓開担当業者	メイン	業者No. 41	大林道路	道建協
	サブ	業者No. 45	北川HT	



拠点No. 27 大阪府立中河内救命救急センター

拠点分類 地域災害拠点病院

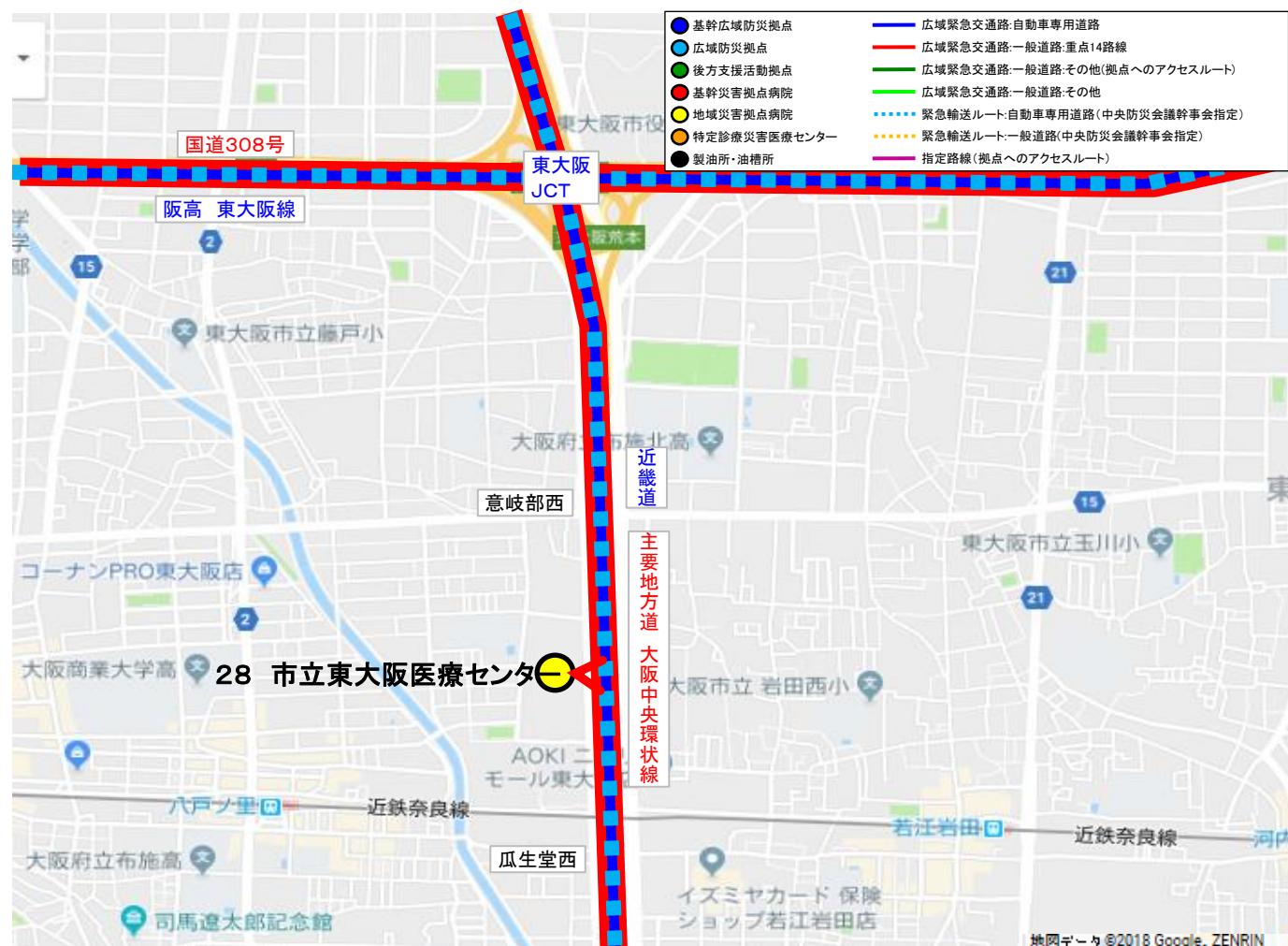
啓開担当業者	メイン	業者No. —	—	—
	サブ	業者No. —	—	



拠点No. 28 市立東大阪医療センター

拠点分類 地域災害拠点病院

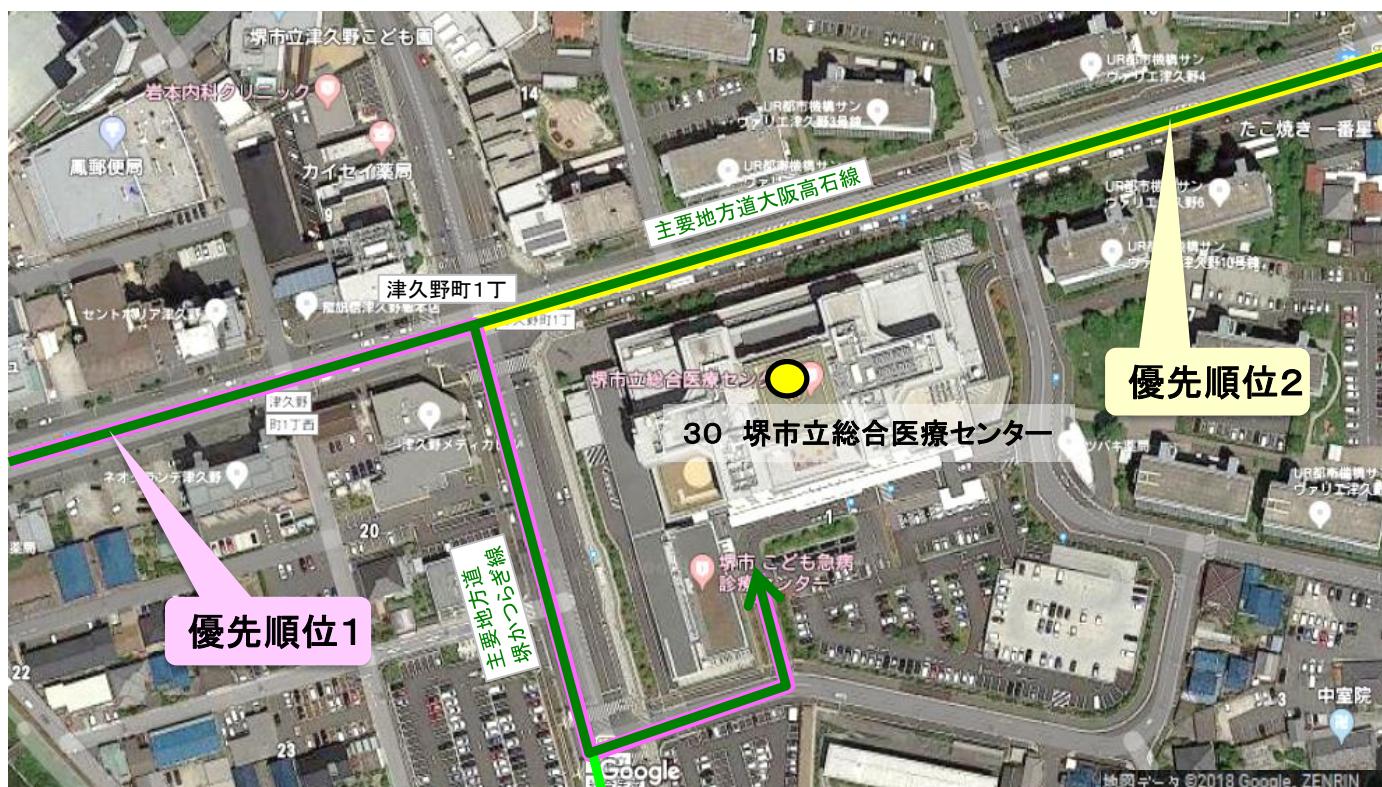
啓開担当業者	メイン	業者No. —	—	—
	サブ	業者No. —	—	



啓開担当業者	メイン	業者No. 53 常盤工業(堺市外)	道建協	業者No. 37 堺建協(堺市内)	堺建協
	サブ	業者No. 43 ガイアート(堺市外)	道建協	業者No. 一	一



啓開担当業者	メイン	業者No. 37	堺建協	堺建協
	サブ	業者No. 一	—	



啓開担当 業者	メイン	業者No. 39 旭工建	道建協
	サブ	業者No. 44 鹿島道路	



地図データ ©2018 Google, ZENRIN



地図データ ©2018 Google, ZENRIN

拠点No. 32 大阪警察病院

拠点分類 地域災害拠点病院

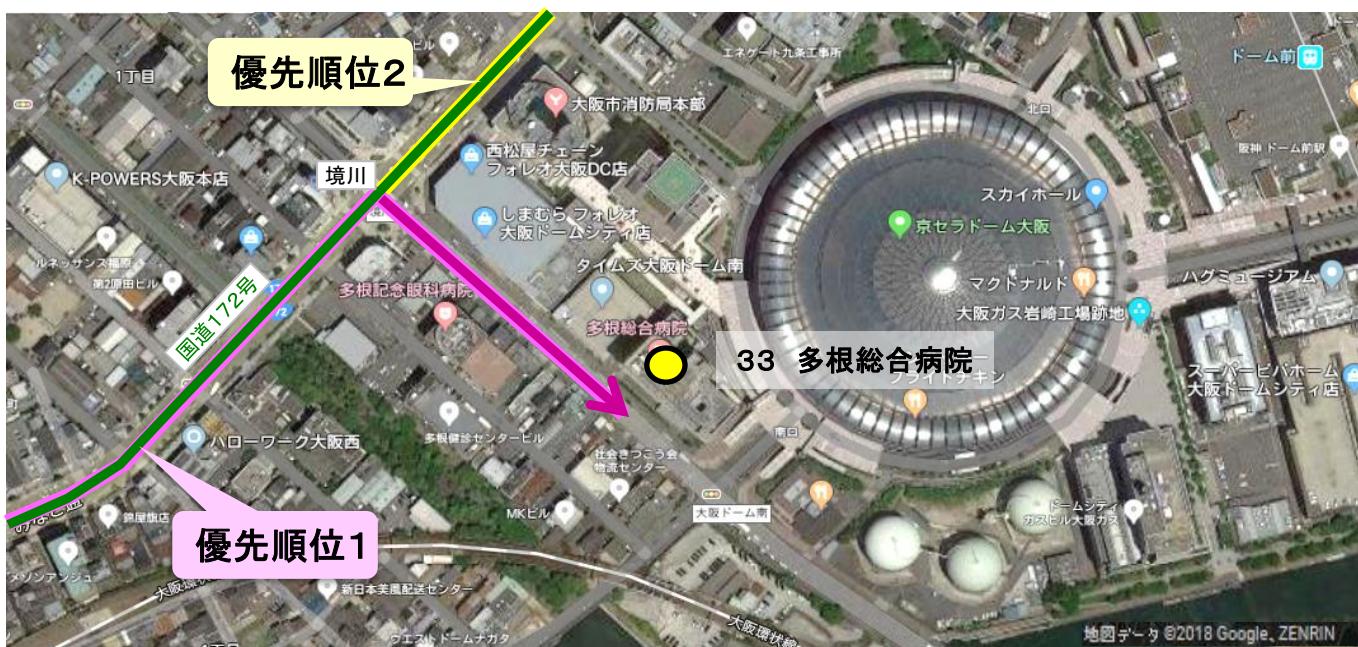
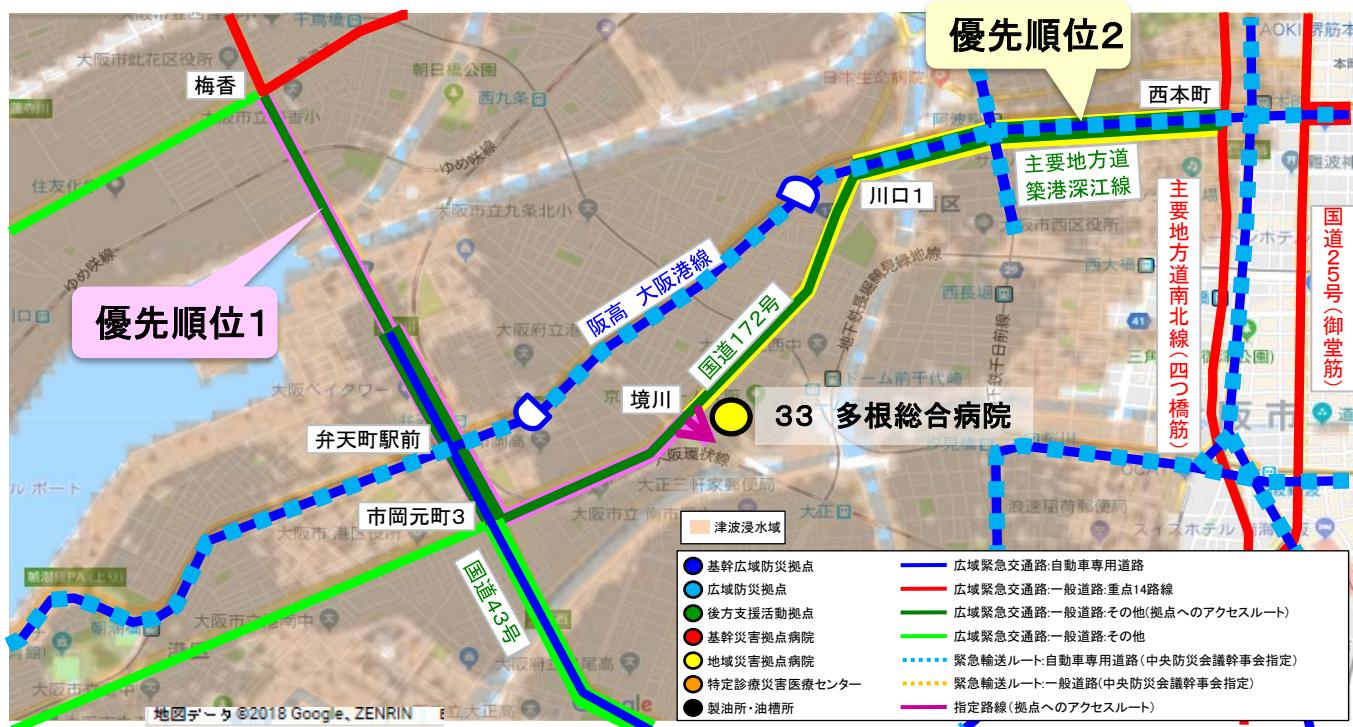
啓開担当業者	メイン	業者No. 7	奥村組	大建協
	サブ	業者No. 2	浅沼組	大建協



拠点No. 33 多根総合病院

拠点分類 地域災害拠点病院

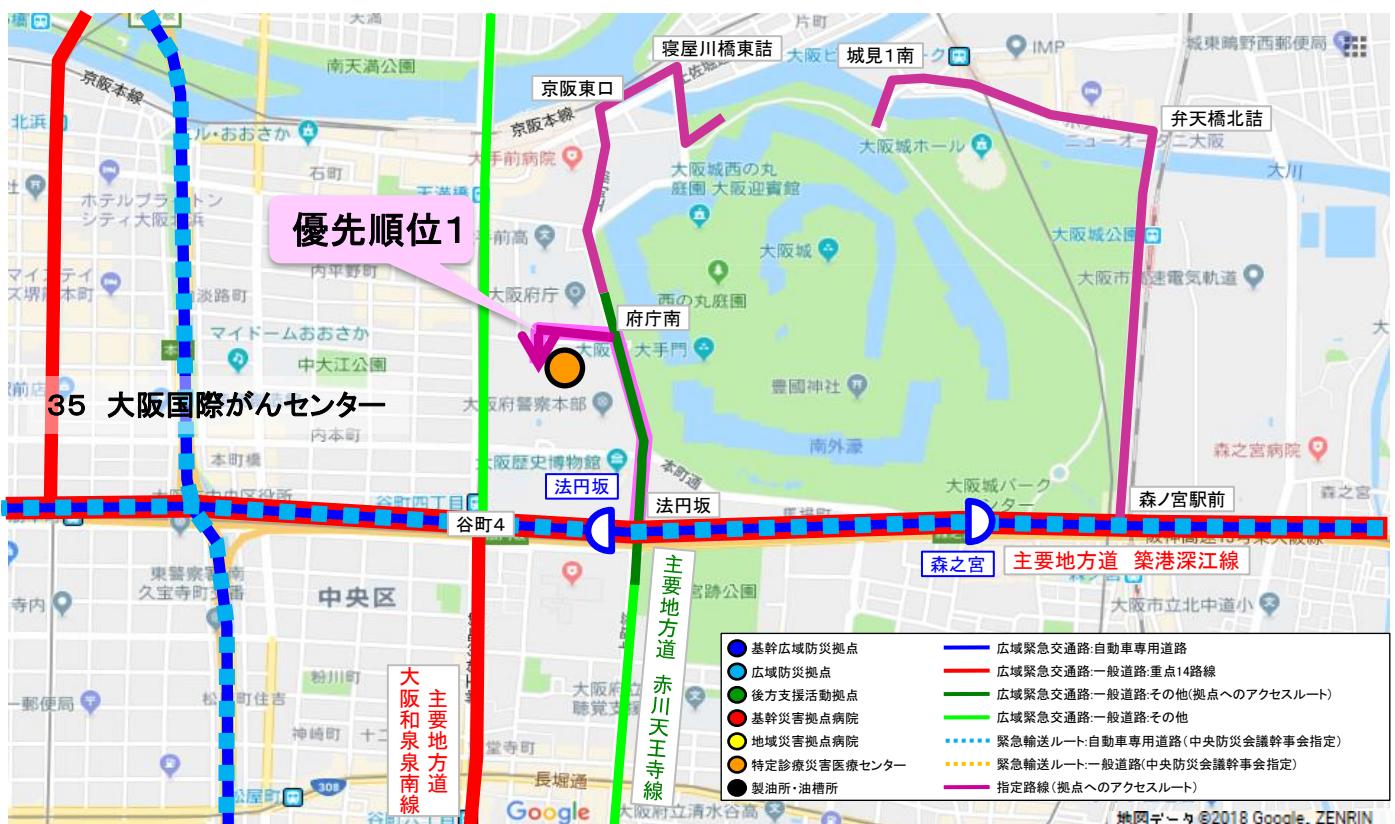
啓開担当業者	メイン サブ	業者No. 29 業者No. 19	長谷エコーポレーション(北西側) 竹中土木(北西側)	大建協 大建協	業者No. 3 業者No. 15	安藤・間(東側) 錢高組(東側)	大建協 大建協
--------	-----------	----------------------	-------------------------------	------------	---------------------	---------------------	------------



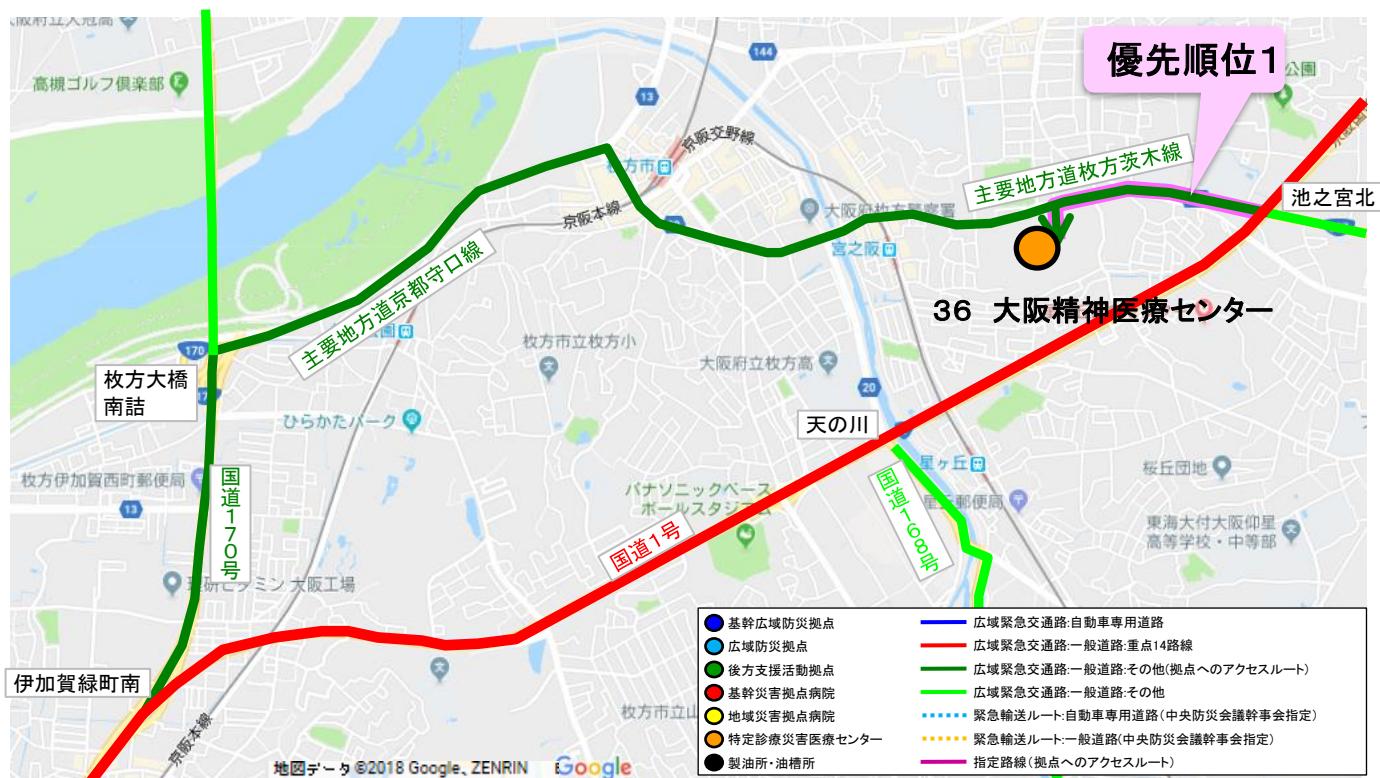
啓開担当業者	メイン	業者No. 56 福田道路	道建協
	サブ	業者No. 58 前田道路	



啓開担当 業者	メイン	業者No. 6	大林組	大建協
	サブ	業者No. 25	飛島建設	大建協



啓開担当業者	メイン	業者No. 55	日本道路	道建協
	サブ	業者No. 40	安積建設	



啓開担当業者	メイン	業者No. 58	前田道路	道建協
	サブ	業者No. 51	津田建設	



啓開担当業者	メイン	業者No. 37	堺建協(堺市内)	堺建協	業者No. 44	鹿島道路(堺市外)	道建協
	サブ	業者No. 一	—	—	業者No. 56	福田道路(堺市外)	道建協



啓開担当 業者	メイン	業者No. 49	大成ロテック	道建協
	サブ	業者No. 56	福田道路	



啓開担当業者	メイン	業者No. 37	堺建協	堺建協
	サブ	業者No. —	—	



啓開担当業者	メイン	業者No. 37	堺建協	堺建協 —
	サブ	業者No. —	—	



大阪府津波浸水想定(全体図)

[津波シミュレーション条件]

対象地震：内閣府ケース3, 4, 5, 10重ね合わせ

堤防取扱い：越流時に破堤(堤防なしとする)

構造物条件組み合わせ(3条件の重ね合わせ)：

	防潮堤等	水門	陸閘
条件1	地盤沈下量を考慮	開放	
条件2		閉鎖	
条件3	地盤沈下量なし	開放	閉鎖

【留意事項】

(総論)

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース3, 4, 5, 10の4つのモデルを選定しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域(浸水の区域)と浸水深(水深)を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。

○津波浸水想定の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。

(計算条件)

○津波浸水想定にあたってはシミュレーションを実施する際の条件設定の制約から、予測結果には限界があります。

- ・津波浸水想定では、幅10m以上の河川については遡上を計算していますが、幅10m未満の河川や水路についてはその計算を実施していません。
- ・津波浸水想定では、津波による河川内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上により、水位が変化することがあります。
- ・河川内の水位については、平水流量または、台風期の朔望平均高潮位としているため、洪水時に津波が発生した場合などは、今回設定した以外の場所から溢水する場合もあります。
- ・津波浸水想定では、地盤面を基準にどれだけ浸水しているかを表示しているため、この図面には地下街や地下鉄などの地下空間、管渠等への流水の浸入やその影響は考慮していません。

(利用上の注意点)

○浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地殻変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外での浸水の発生や、浸水深がさらに大きくなる場合があります。

○地形図は最新のものを使用しておりますが、現在の地形と異なる場合もあります。

○津波は、第1波だけで終わるものではありません。何度も繰り返しくるもので、また、第2波以降が大きくなることもあります。

○揺れがおさまったら、すぐに避難を開始し、津波警報や避難勧告が解除されるまでは、避難を継続する必要があります。

○地下への出入口をはじめ、地下につながっているビルの階段、エレベーター、換気口などが、表示している浸水深より低い位置にある場合、津波がありとあらゆるところを伝て地下空間に浸入する恐れがあります。また、地下に浸入した水が他の出入口から地上へ溢れ出す恐れもあります。

○大阪市内を中心とする地盤高が低い地域については、防潮堤が壊れている場合、津波が収束した後でも、日々の干満によって、浸水範囲が広がる可能性があります。また、地盤沈下、液状化等により、長期間に渡って湛水することがあります。

○津波浸水想定はハザードマップではありません。確実な避難のためには今後市町で作成されるハザードマップを活用してください。

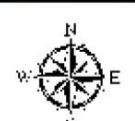
(その他)

○今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。



浸水深(m)

5.0 ~
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3



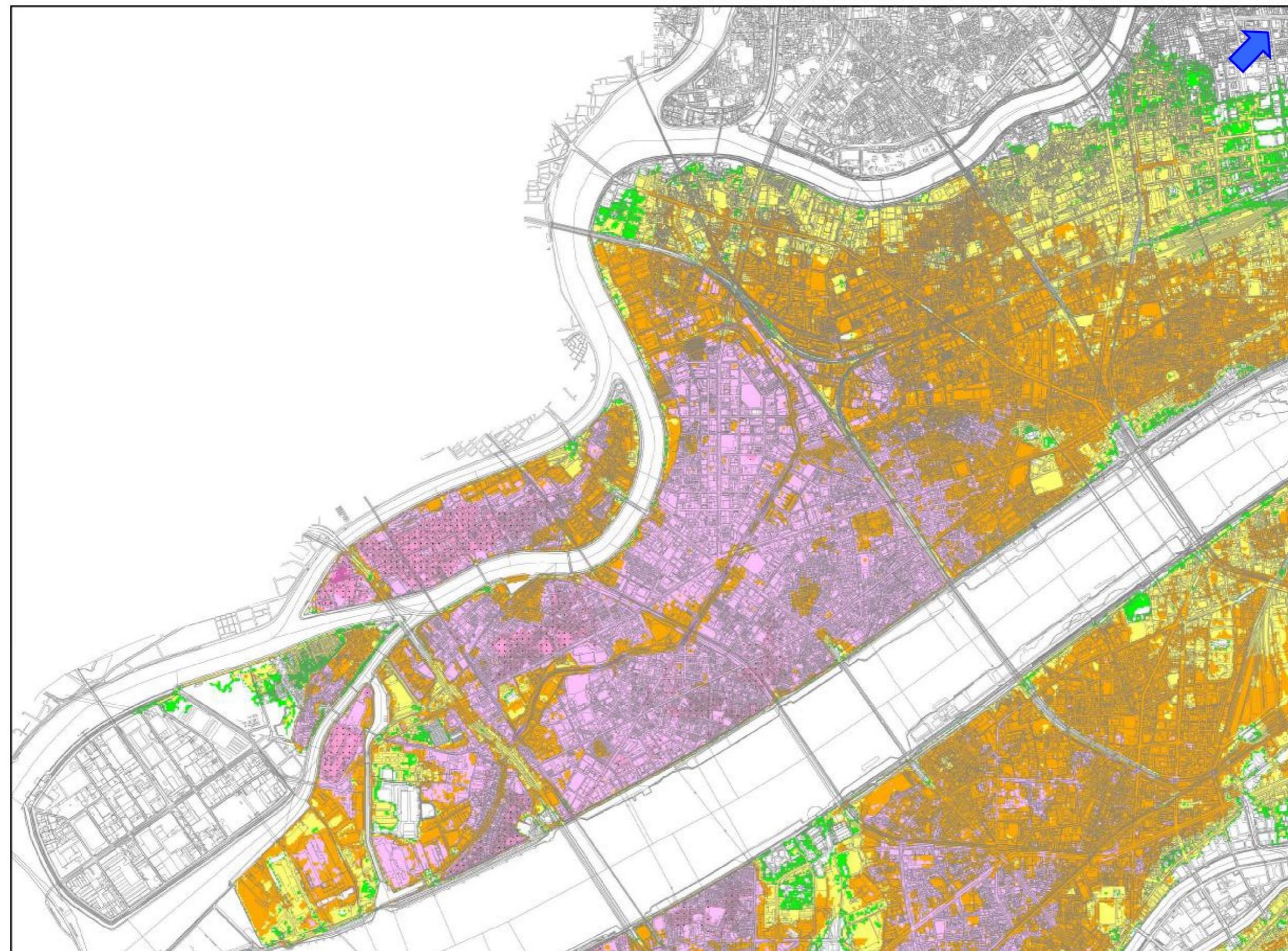
0 2.5 5 7.5 10 km

大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 1 /16



浸水深(m)	
5.0 ~	
4.0 ~ 5.0	
3.0 ~ 4.0	
2.0 ~ 3.0	
1.0 ~ 2.0	
0.3 ~ 1.0	
0.01 ~ 0.3	



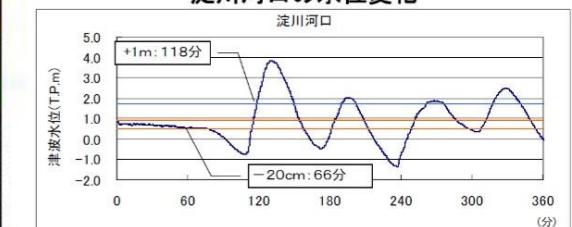
0 0.5 1 1.5 2 km 1:25,000

【津波シミュレーション条件】
対象地震：内閣府ケース3,4,5,10重ね合わせ
堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）
構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

	防潮堤等	水門	陸閘
条件1	地震時沈下量を考慮	開放	
条件2		閉鎖	
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

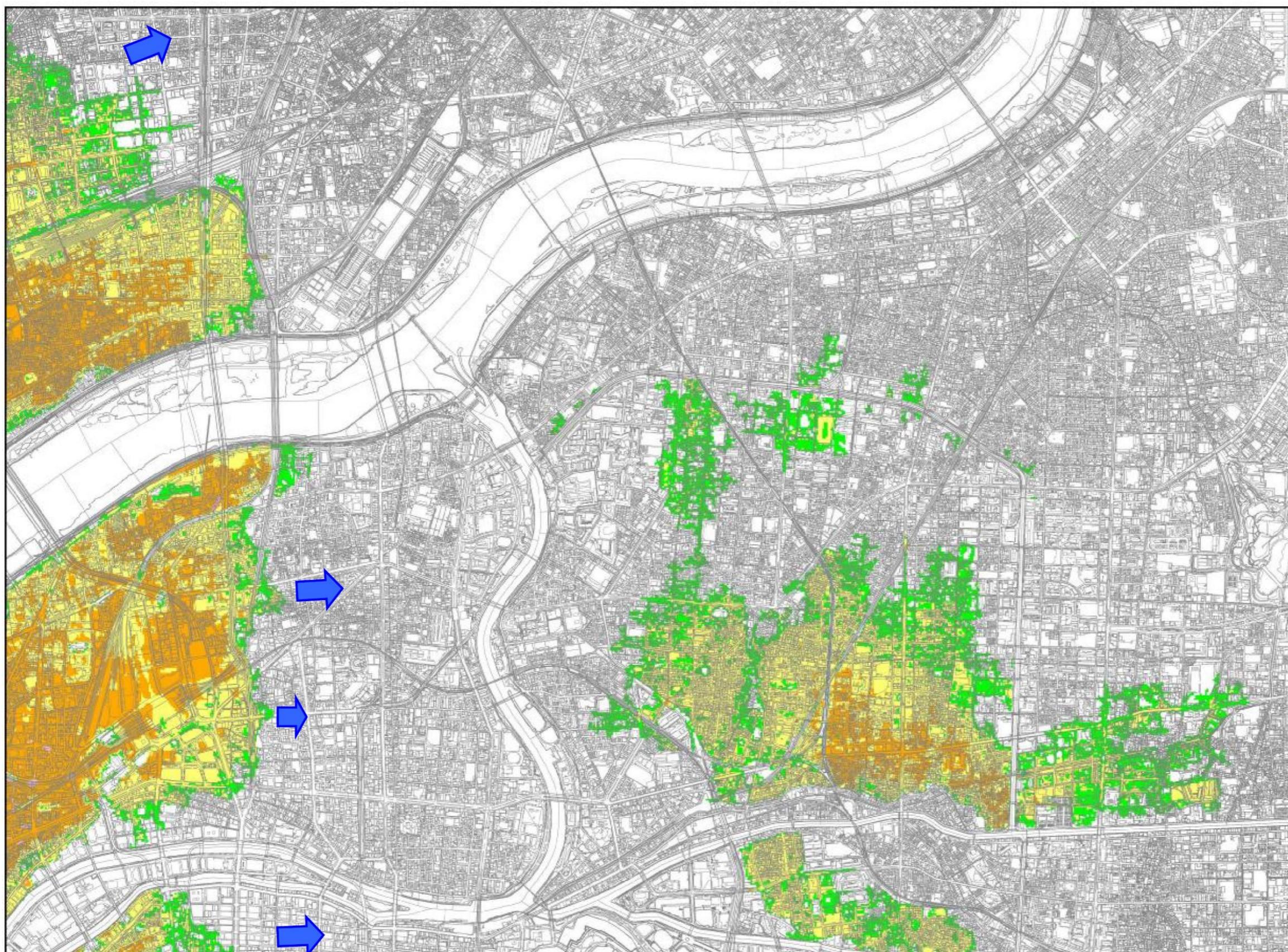
- 【留意事項】
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース3,4,5,10の4つのモデルを選定しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
 - 津波浸水想定の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が高いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
 - 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。
- ※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

淀川河口の水位変化



大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 2 /16



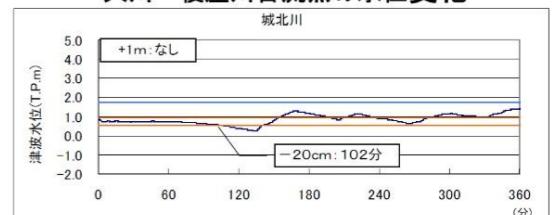
0 0.5 1 1.5 2 km 1:25,000

【津波シミュレーション条件】
対象地震：内閣府ケース3,4,5,10重ね合わせ
堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）
構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

	防潮堤等	水門	陸閘
条件1	地震時沈下量を考慮	開放	
条件2		閉鎖	
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

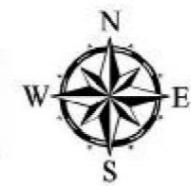
- 【留意事項】
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース3,4,5,10の4つのモデルを選定しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
 - 津波浸水想定の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
 - 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。
- ※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

大川・寝屋川合流点の水位変化



大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 3 /16



浸水深(m)	
5.0 ~	
4.0 ~ 5.0	
3.0 ~ 4.0	
2.0 ~ 3.0	
1.0 ~ 2.0	
0.3 ~ 1.0	
0.01 ~ 0.3	



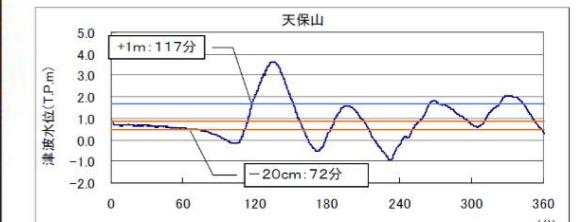
【津波シミュレーション条件】
対象地震：内閣府ケース 3, 4, 5, 10 重ね合わせ
堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）
構造物条件組み合わせ（3 条件の重ね合わせ）：

	防潮堤等	水門	陸閘
条件 1	地震時沈下量を考慮	開放	
条件 2		閉鎖	
条件 3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した 11 のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース 3, 4, 5, 10 の 4 つのモデルを選定しました。これら 4 ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた 3 つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- 津波浸水想定の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的見識を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。

※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

天保山の水位変化



0 0.5 1 1.5 2 km 1:25,000

大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 4 /16



浸水深(m)

5.0 ~
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3



【津波シミュレーション条件】

対象地震：内閣府ケース3, 4, 5, 10重ね合わせ
堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）
構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

	防潮堤等	水門	陸閘
条件1	地震時沈下量を考慮	開放	
条件2		閉鎖	
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

【留意事項】

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース3, 4, 5, 10の4つのモデルを選定しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。

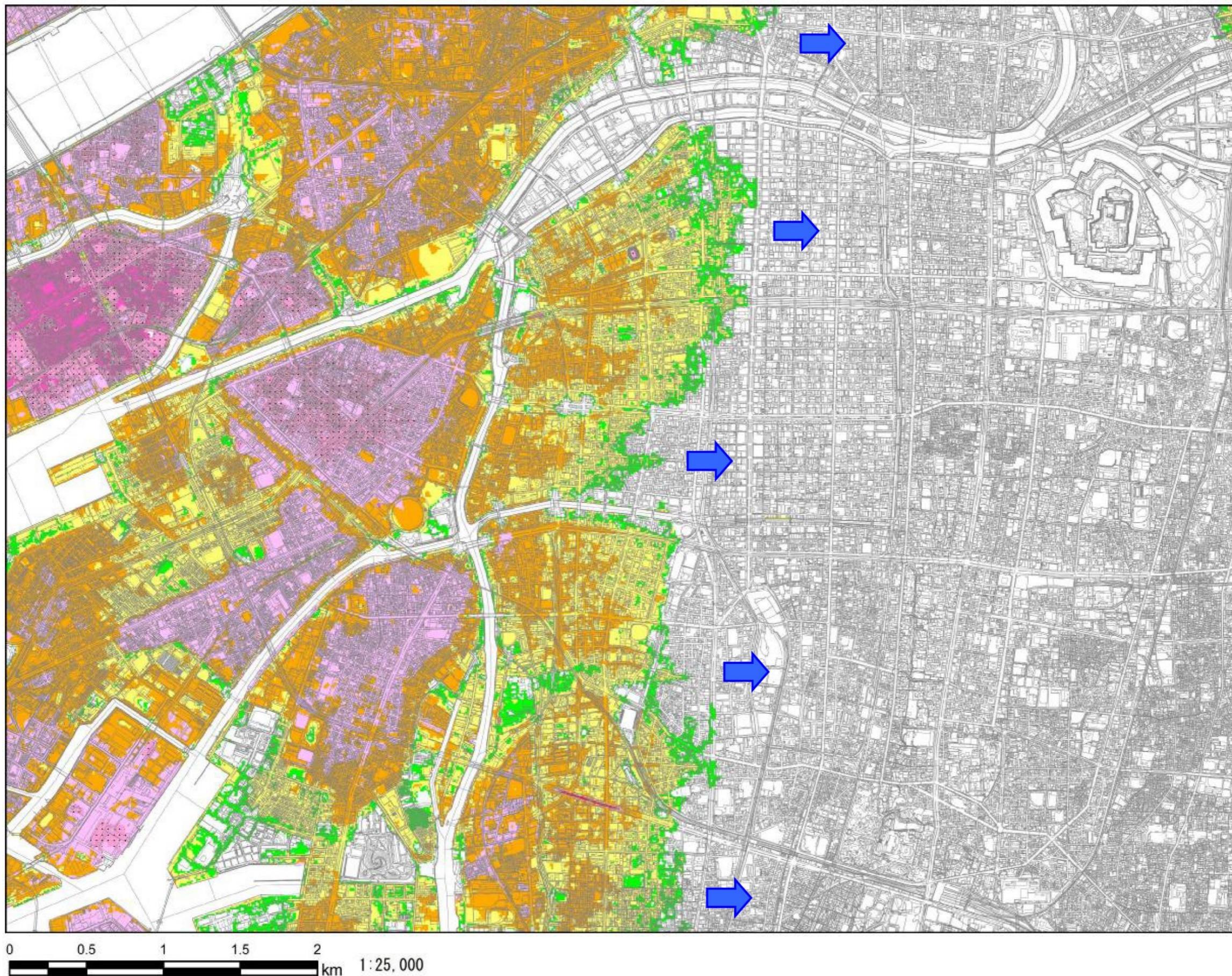
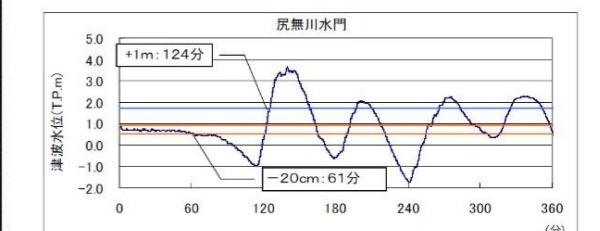
○津波浸水想定の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。

○今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。

※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

尻無川水門の水位変化



大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 5 /16



浸水深(m)	
5.0 ~	
4.0 ~ 5.0	
3.0 ~ 4.0	
2.0 ~ 3.0	
1.0 ~ 2.0	
0.3 ~ 1.0	
0.01 ~ 0.3	

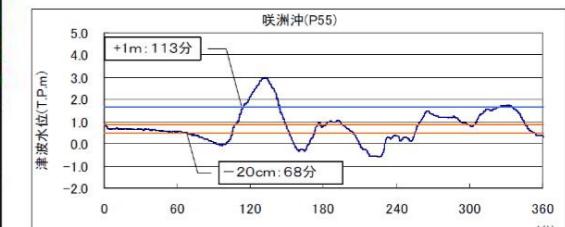


【津波シミュレーション条件】
対象地震：内閣府ケース3,4,5,10重ね合わせ
堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）
構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

	防潮堤等	水門	陸閘
条件1	地震時沈下量を考慮	開放	
条件2		閉鎖	
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

- 【留意事項】
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース3,4,5,10の4つのモデルを選定しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
 - 津波浸水想定の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的見解を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が高いのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
 - 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。
 - ※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

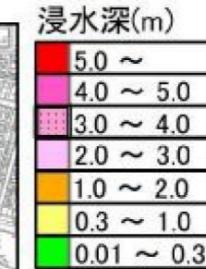
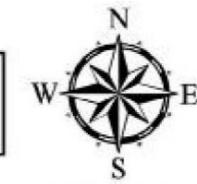
咲洲沖の水位変化



0 0.5 1 1.5 2 km 1:25,000

大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 6 /16

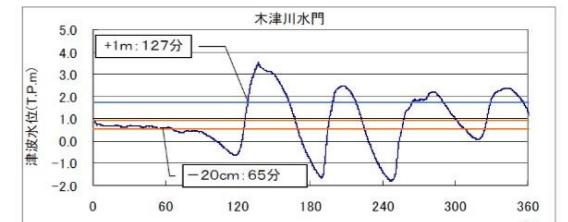


【津波シミュレーション条件】
対象地震：内閣府ケース3,4,5,10重ね合わせ
堤防取扱い：越流時に破堤(堤防なしとする)
構造物条件組み合わせ(3条件の重ね合わせ)：

	防潮堤等	水門	陸閘
条件1	地震時沈下量を考慮	開放	
条件2		閉鎖	
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

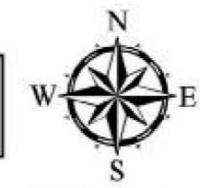
- 【留意事項】
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース3,4,5,10の4つのモデルを選定しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域(浸水の区域)と浸水深(水深)を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
 - 津波浸水想定の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的見解を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
 - 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。
 - その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

木津川水門の水位変化



大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 7 / 16



浸水深(m)	
5.0 ~	5.0
4.0 ~ 5.0	4.0
3.0 ~ 4.0	3.0
2.0 ~ 3.0	2.0
1.0 ~ 2.0	1.0
0.3 ~ 1.0	0.3
0.01 ~ 0.3	0.01



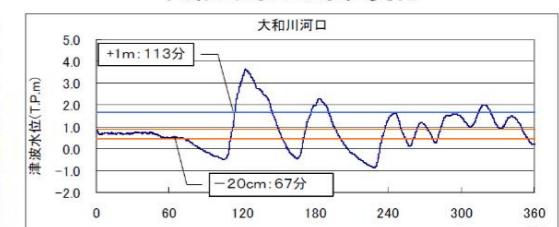
【津波シミュレーション条件】
対象地震：内閣府ケース3,4,5,10重ね合わせ
堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）
構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

	防潮堤等	水門	陸閘
条件1	地震時沈下量を考慮	開放	開放
条件2		閉鎖	閉鎖
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース3,4,5,10の4つのモデルを選定しました。
これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したもののです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- 津波浸水想定の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。

※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

大和川河口の水位変化



0 0.5 1 1.5 2 km 1:25,000

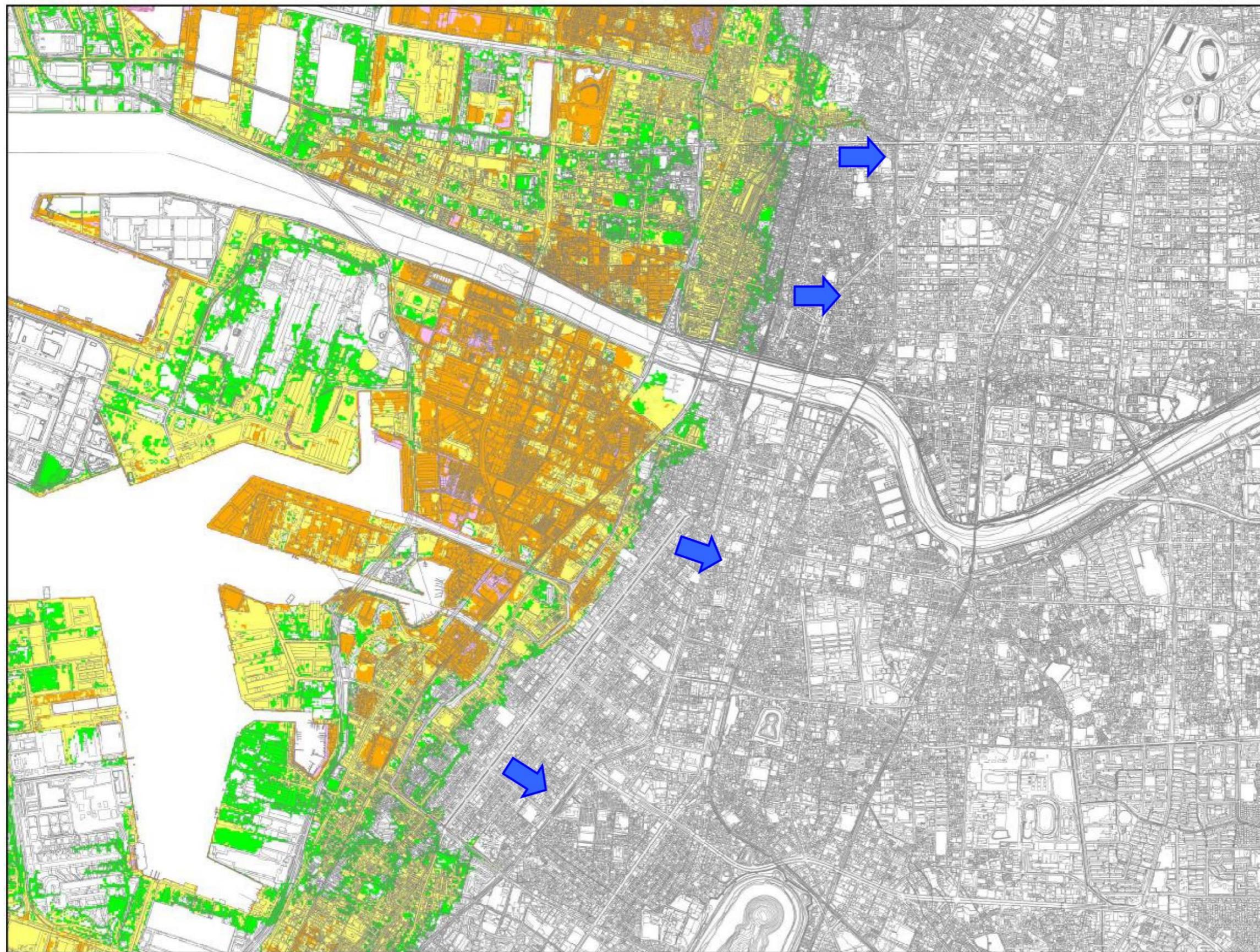
大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 8 /16



浸水深(m)

5.0 ~
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3



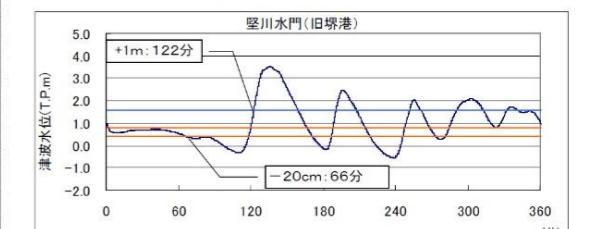
0 0.5 1 1.5 2 km 1:25,000

【津波シミュレーション条件】
対象地震：内閣府ケース3,4,5,10重ね合わせ
堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）
構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

	防潮堤等	水門	陸閘
条件1		開放	
条件2	地震時沈下量を考慮	閉鎖	
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

- 【留意事項】
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース3,4,5,10の4つのモデルを選定しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
 - 津波浸水想定の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
 - 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。
- ※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

堺旧港の水位変化



大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 9 / 16



浸水深(m)

5.0 ~
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3



【津波シミュレーション条件】

対象地震：内閣府ケース 3, 4, 5, 10 重ね合わせ
堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）
構造物条件組み合わせ（3 条件の重ね合わせ）：

	防潮堤等	水門	陸閘
条件 1	地震時沈下量を考慮	開放	
条件 2		閉鎖	
条件 3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

【留意事項】

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した 11 のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース 3, 4, 5, 10 の 4 つのモデルを選定しました。

これら 4 ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の閉開状況に応じた 3 つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。

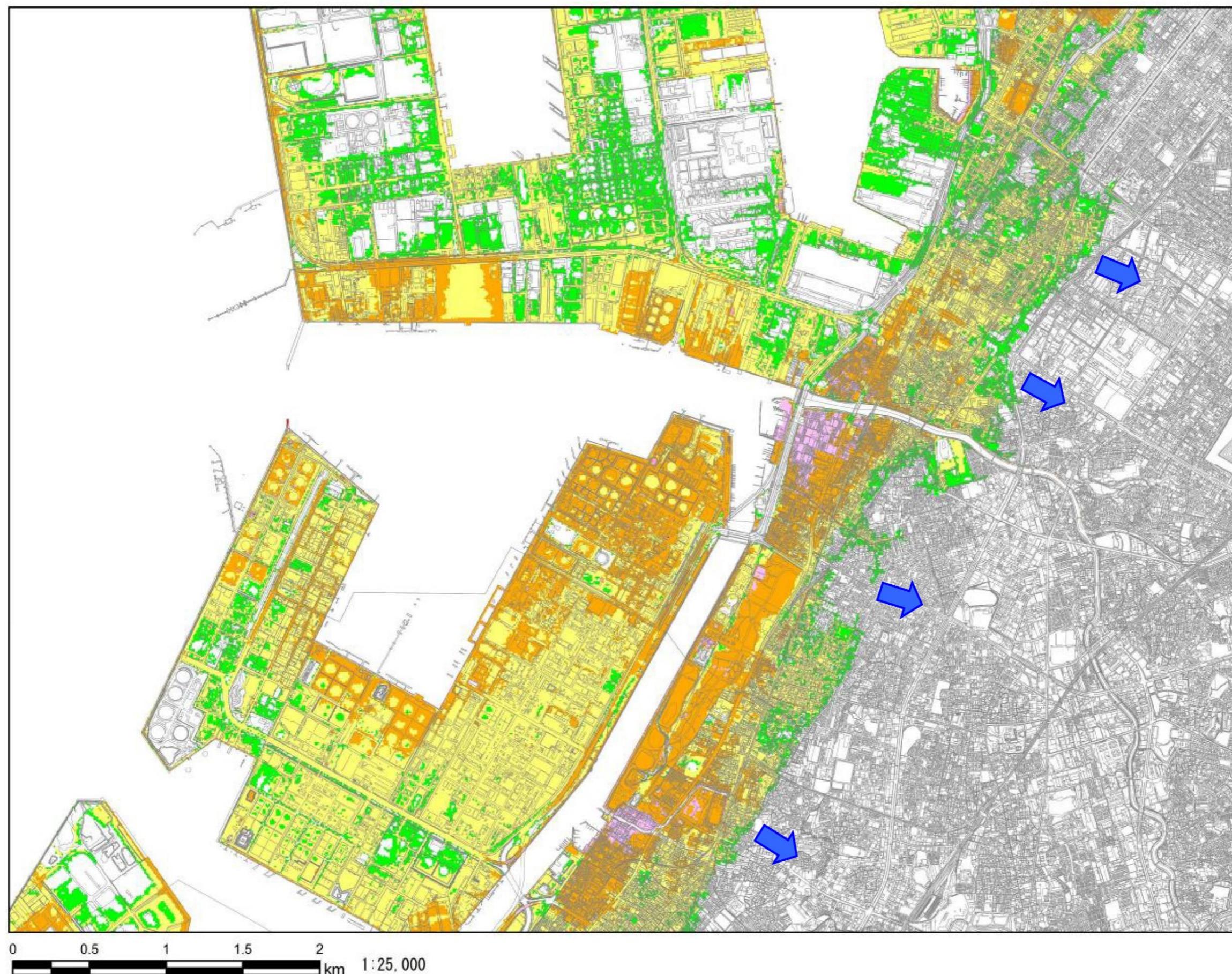
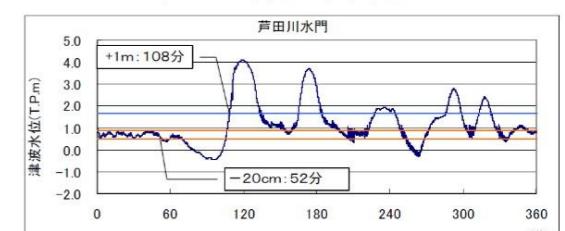
○津波浸水想定の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。

○今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。

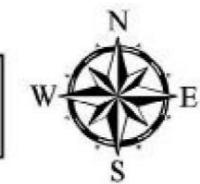
※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

芦田川水門の水位変化



大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 10 / 16



浸水深(m)

5.0 ~
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3

【津波シミュレーション条件】

対象地震：内閣府ケース 3, 4, 5, 10 重ね合わせ
堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）
構造物条件組み合わせ（3 条件の重ね合わせ）：

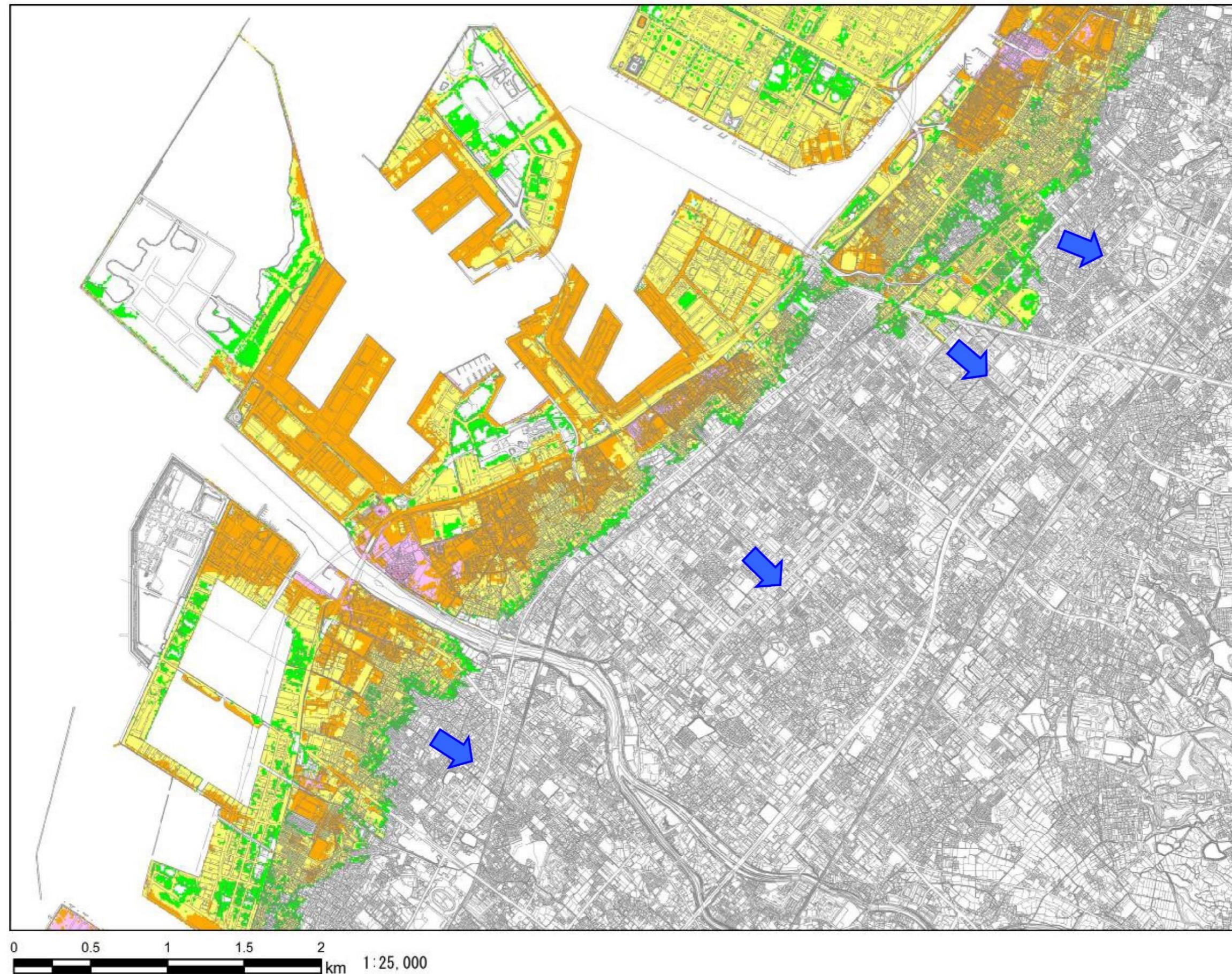
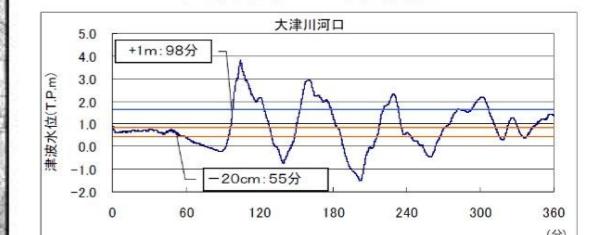
	防潮堤等	水門	陸閘
条件 1		開放	
条件 2	地震時沈下量を考慮		閉鎖
条件 3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した 11 のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース 3, 4, 5, 10 の 4 つのモデルを選定しました。これら 4 ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた 3 つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- 津波浸水想定の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。

※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

大津川河口の水位変化



大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 11 / 16



浸水深(m)

5.0 ~
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3



【津波シミュレーション条件】

対象地震：内閣府ケース3,4,5,10重ね合わせ
堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）
構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

	防潮堤等	水門	陸閘
条件1		開放	
地震時沈下量を考慮			閉鎖
条件2			
地震時沈下量なし	開放	開放	閉鎖
条件3			

【留意事項】

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース3,4,5,10の4つのモデルを選定しました。

これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（浸水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。

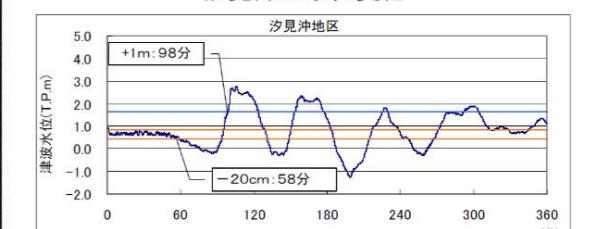
○津波浸水想定の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。

○今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。

※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

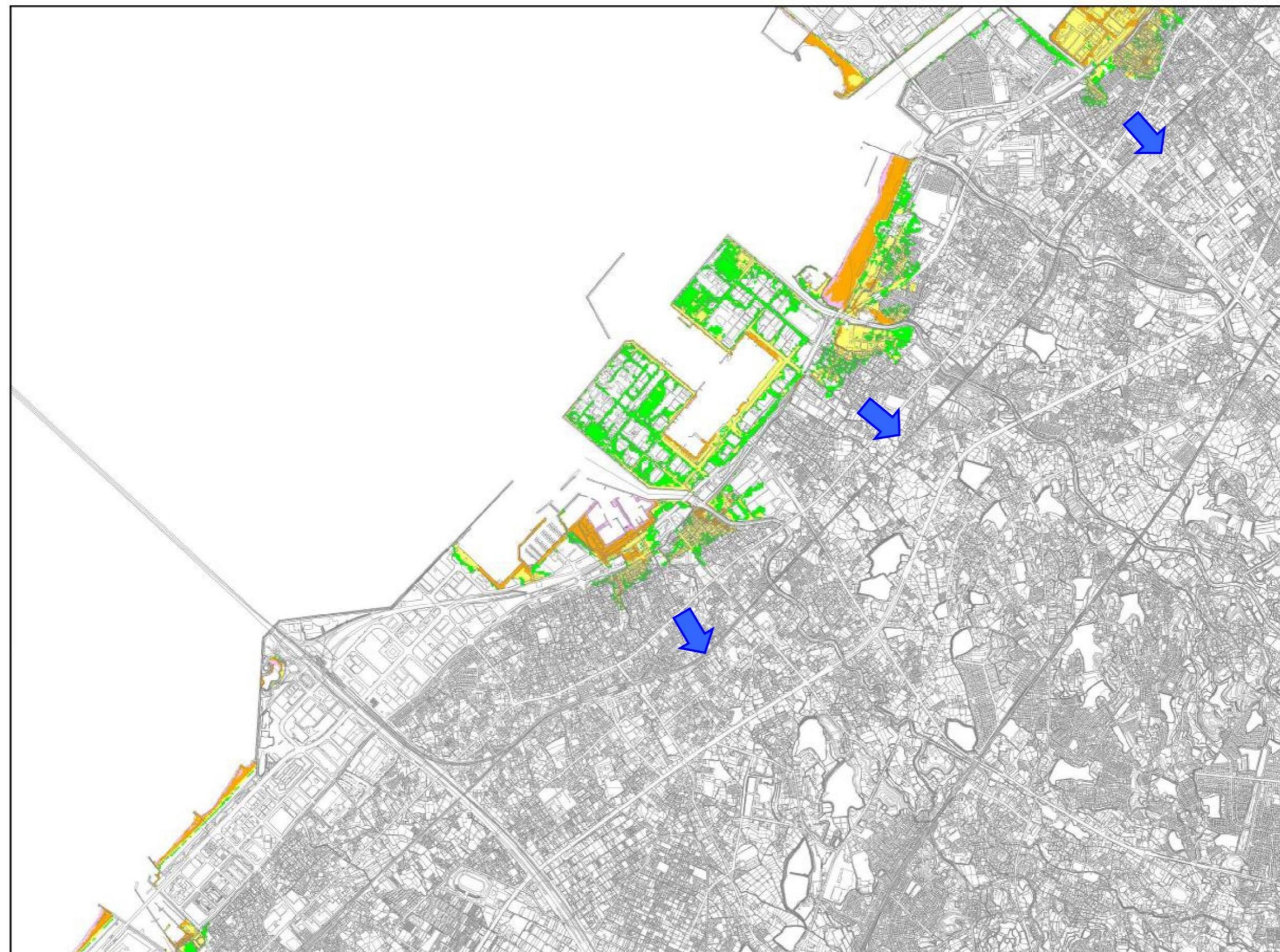
汐見沖の水位変化



0 0.5 1 1.5 2 km 1:25,000

大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 12 / 16

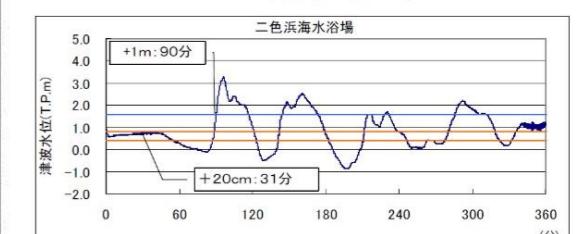


【津波シミュレーション条件】
対象地震：内閣府ケース3,4,5,10重ね合わせ
堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）
構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

	防潮堤等	水門	陸閘
条件1	地震時沈下量を考慮	開放	
条件2		閉鎖	
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

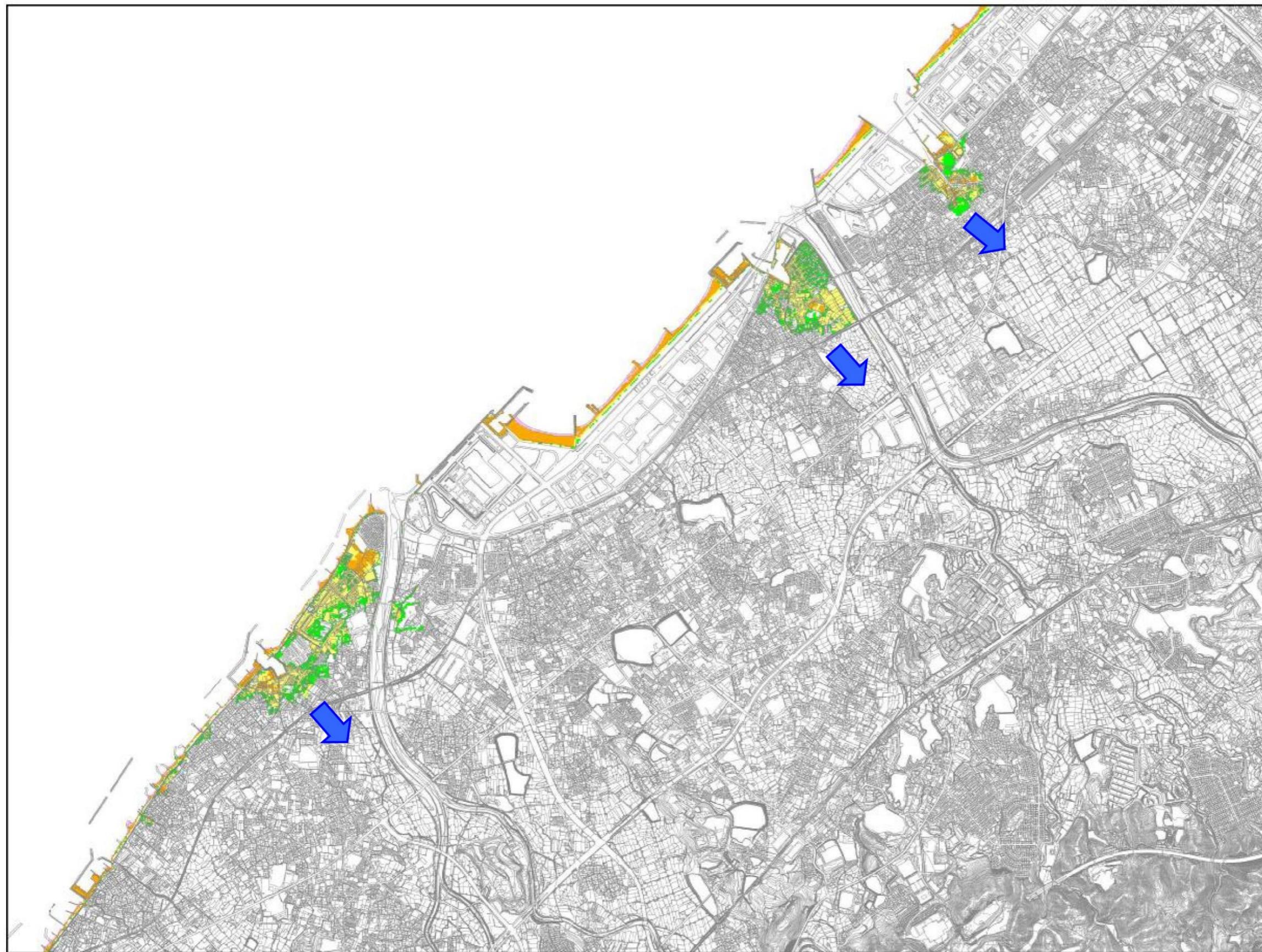
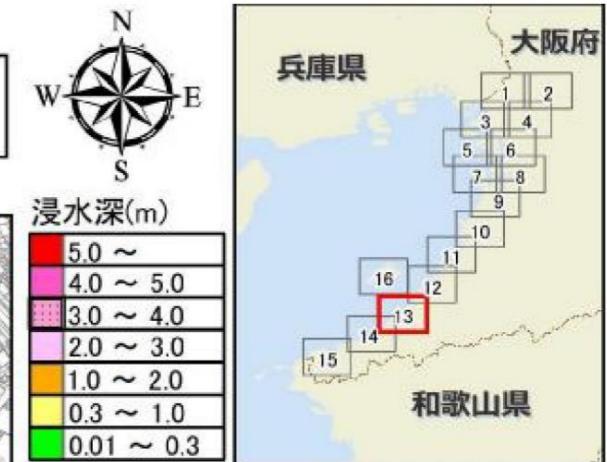
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース3,4,5,10の4つのモデルを選定しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
 - 津波浸水想定の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が高いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
 - 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。
- ※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

二色浜海水浴場の水位変化



大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 13/16



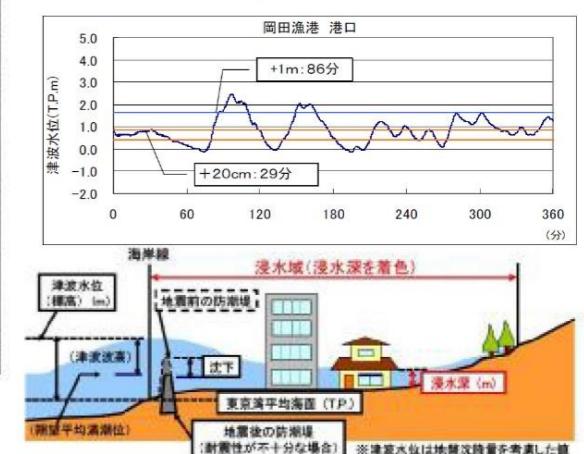
0 0.5 1 1.5 2 km 1:25,000

【津波シミュレーション条件】
対象地震：内閣府ケース3,4,5,10重ね合わせ
堤防取扱い：越流時に破堤(堤防なしとする)
構造物条件組み合わせ(3条件の重ね合わせ)：

	防潮堤等	水門	陸閘
条件1		開放	
条件2	地震時沈下量を考慮		閉鎖
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

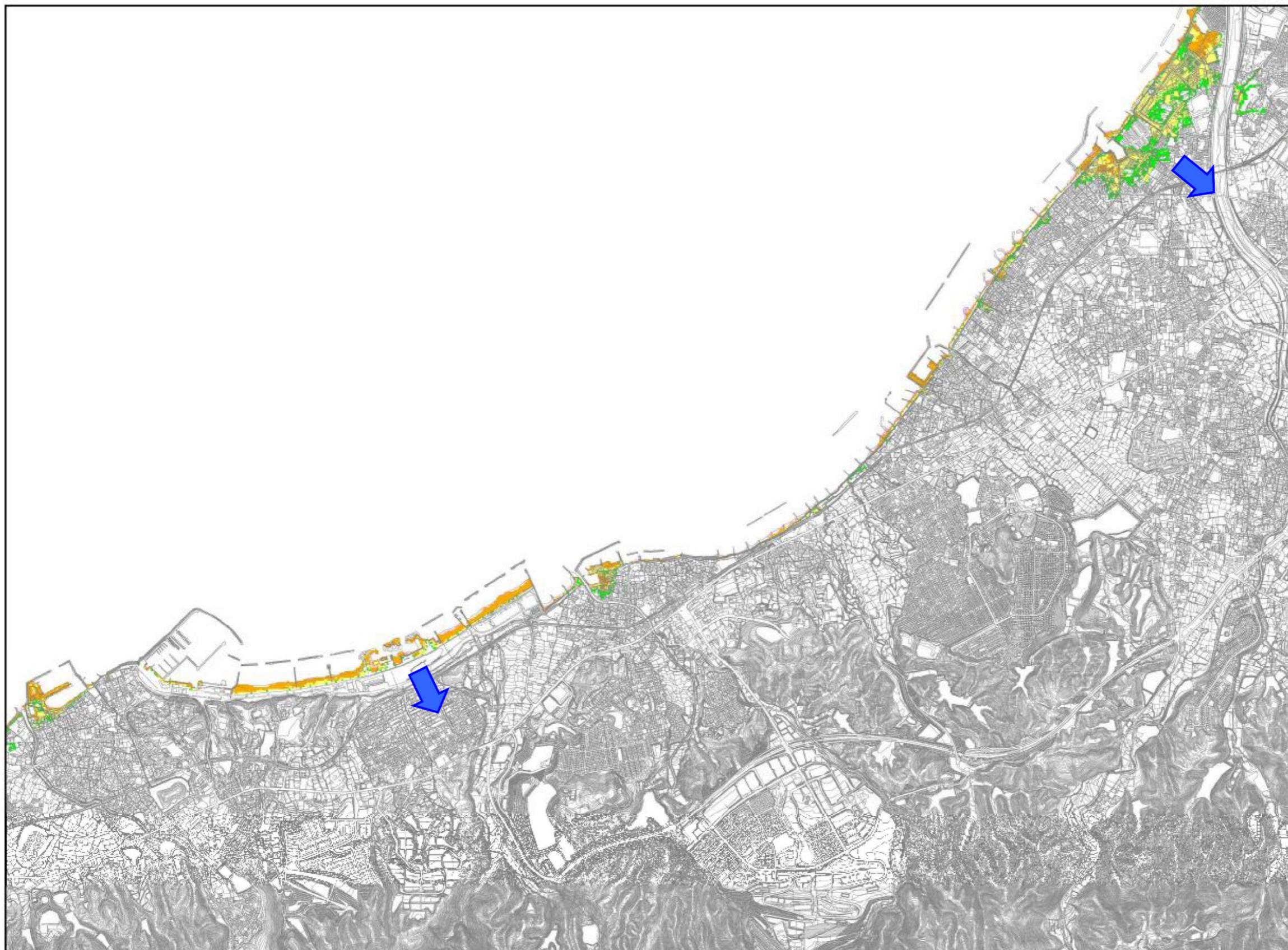
- 【留意事項】**
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース3,4,5,10の4つのモデルを選定しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域(浸水の区域)と浸水深(水深)を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
 - 津波浸水想定の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
 - 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。
- *その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

岡田漁港の水位変化



大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 14/16



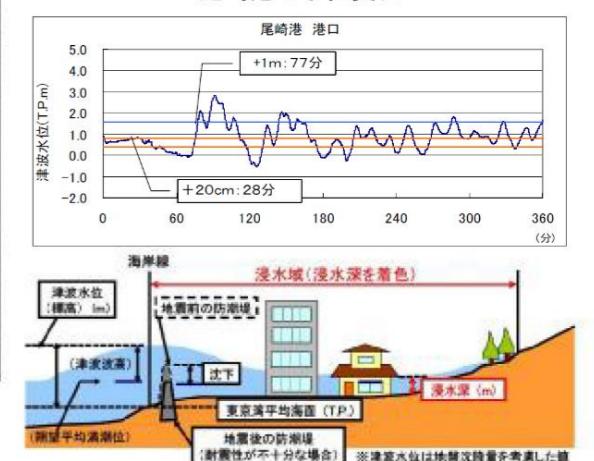
0 0.5 1 1.5 2 km 1:25,000

【津波シミュレーション条件】

対象地震	内閣府ケース 3, 4, 5, 10 重ね合わせ		
堤防取扱い	越流時に破堤 (堤防なしとする)		
構造物条件組み合わせ (3 条件の重ね合わせ)			
	防潮堤等	水門	陸閘
条件 1	地震時沈下量を考慮	開放	
条件 2		閉鎖	
条件 3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

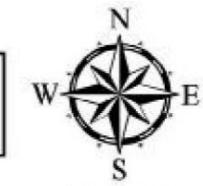
- 【留意事項】**
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した 11 のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース 3, 4, 5, 10 の 4 つのモデルを選定しました。これら 4 ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた 3 つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
 - 津波浸水想定の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
 - 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。
- ※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

尾崎港の水位変化



大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 15/16



浸水深(m)

5.0 ~
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3



【津波シミュレーション条件】

対象地震 : 内閣府ケース 3, 4, 5, 10 重ね合わせ
堤防取扱い : 越流時に破堤(堤防なしとする)
構造物条件組み合わせ(3条件の重ね合わせ) :

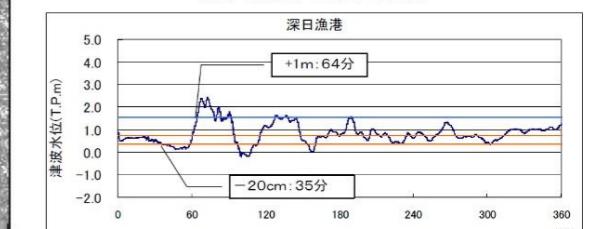
	防潮堤等	水門	陸閘
条件 1	地震時沈下量を考慮	開放	
条件 2		閉鎖	
条件 3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース3, 4, 5, 10の4つのモデルを選定しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域(浸水の区域)と浸水深(水深)を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- 津波浸水想定の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。

※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

深日漁港の水位変化



0 0.5 1 1.5 2 km 1:25,000

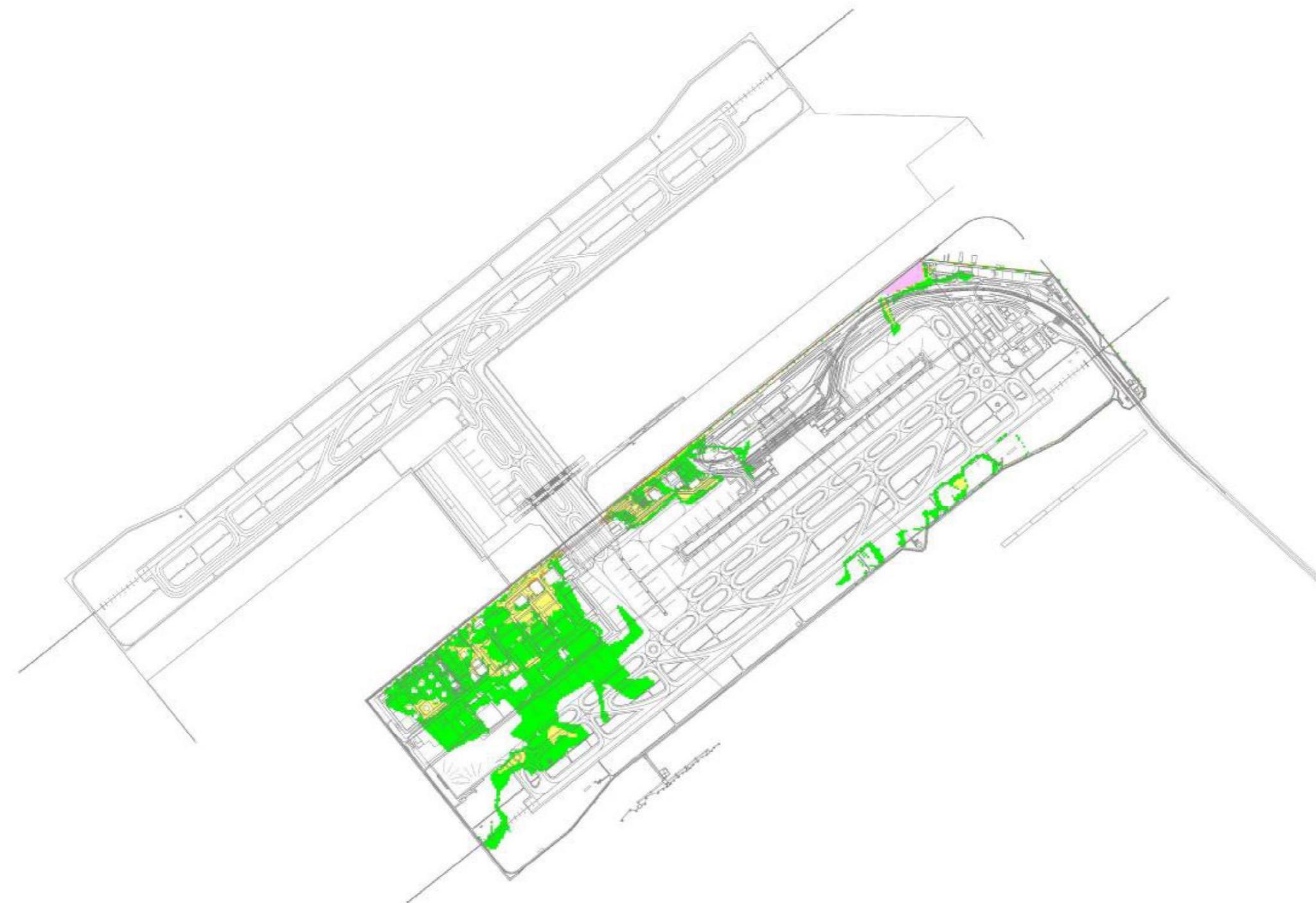
大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 16 / 16



浸水深(m)

5.0 ~
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3



0 0.5 1 1.5 2 km 1:25,000

【津波シミュレーション条件】

対象地震：内閣府ケース 3, 4, 5, 10 重ね合わせ
堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）
構造物条件組み合わせ（3 条件の重ね合わせ）：

	防潮堤等	水門	陸閘
条件 1		開放	
地震時沈下量を考慮		閉鎖	
条件 2			
地震時沈下量なし	開放	閉鎖	
条件 3			

【留意事項】

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した 11 のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース 3, 4, 5, 10 の 4 つのモデルを選定しました。これら 4 ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた 3 つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。

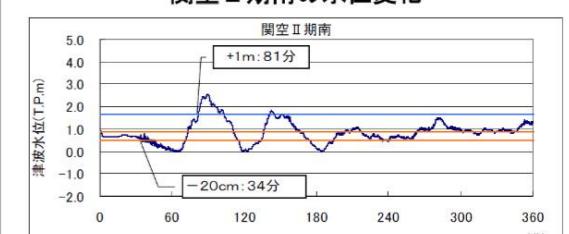
○津波浸水想定の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。

○今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。

※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

関空 II 期南の水位変化



災害協定一覧

協定名	締結年	関係機関
災害時等における近畿地方整備局大阪国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書	平成28年1月6日	国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所長 一般社団法人 日本建設業連合会 関西支部長
災害時等における近畿地方整備局大阪国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する細目協定書	平成28年1月6日	国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所長 一般社団法人 大阪建設業協会 会長
災害時等における近畿地方整備局大阪国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する細目協定書	平成28年1月7日	国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所長 一般社団法人 日本道路建設業協会関西支部 支部長
国土交通省近畿地方整備局港湾空港部管轄区域における災害時の応急対策業務に関する協定書	令和3年2月22日	国土交通省 近畿地方整備副局長 一般社団法人 日本埋立浚渫協会 近畿支部 支部長 一般社団法人 日本海上起重技術協会 近畿支部 支部長 近畿港湾空港建設協会連合会
災害時における近畿地方整備局淀川河川事務所、猪名川河川事務所、大和川河川事務所、大阪国道事務所、浪速国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策に関する協定書	令和5年1月25日	近畿地方整備局 淀川河川事務所長 近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 近畿地方整備局 大和川河川事務所長 近畿地方整備局 大阪国道事務所長 近畿地方整備局 浪速国道事務所長 一般社団法人 大阪府測量設計業協会 会長
地震災害時等における大阪府管理道路等の応急対策業務に関する協定	平成11年3月31日	大阪府 都市整備部長 一般社団法人 日本建設業連合会 関西支部長
地震災害時等における大阪府管理道路等の応急対策業務に関する協定	平成13年3月28日	大阪府 都市整備部長 一般社団法人 日本道路建設業協会 関西支部長
災害時における応援協力に関する協定	平成23年3月23日	大阪府知事 一般社団法人 大阪建設業協会 会長
災害時における応援協力に関する協定	平成23年3月23日	大阪府知事 一般社団法人 大阪府中小建設業協会 会長
災害時における応援協力に関する協定	令和3年1月25日	大阪府知事 大阪府道路維持メンテナンス協会
災害時の道路啓開に関する協定書	平成21年5月26日	大阪府知事 一般社団法人 日本自動車連盟 関西本部大阪支部長
災害時の道路啓開に関する協定書	平成21年9月1日	大阪府知事 一般社団法人 全国ロードサービス協会 代表理事
災害時の道路啓開に関する協定書	令和6年8月26日	大阪府知事 エース協同組合 理事長
「災害時における応援復旧対策の協力に関する協定」の細目協定書	平成28年2月5日	大阪市 建設局長 一般社団法人 日本建設業連合会 関西支部長
「災害時における応援復旧対策の協力に関する協定」の細目協定書	平成28年2月5日	大阪市 建設局長 一般社団法人 大阪建設業協会 会長
大規模災害時における応急対策業務に関する協定細目	平成27年3月	堺市 堀市長 一般社団法人 堀建設業協会 会長
災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書	平成29年2月20日	国土交通省 近畿地方整備局長 福井県知事 滋賀県知事 京都府知事 大阪府知事 兵庫県知事 奈良県知事 和歌山県知事 京都市長 大阪市長 堺市長 神戸市長 独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社長 中日本高速道路株式会社 名古屋支社長 中日本高速道路株式会社 金沢支社長 西日本高速道路株式会社 関西支社長 阪神高速道路株式会社 代表取締役社長 本州四国連絡高速道路株式会社 代表取締役社長 一般社団法人 日本建設業連合会 関西支部長
災害時における応急救助用資機材等の供給協力に関する協定書	平成18年1月12日	大阪府知事 大阪建設機械リース協同組合 理事長
災害時における道路啓開作業及び停電復旧作業の連携に関する協定書	令和6年4月25日	国土交通省 近畿地方整備局長 関西電力送配電株式会社 代表取締役社長

関連法令集（抜粋）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

第68条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

（都道府県の応急措置）

第70条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。

2 都道府県の委員会又は委員は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施しなければならない。

3 第1項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようとするため必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。この場合において、応急措置の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応急措置の実施を拒んではならない。

（指定行政機関の長等に対する応援の要求等）

第74条の4 第70条第3項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

（災害時における交通の規制等）

第76条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようとするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 前項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条第4項及び第76条の3第1項において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

第76条の4 都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、第76条の6第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

2 前項の「道路管理者等」とは、道路管理者（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）、港湾管理者（港湾法第2条第1項に規定する港湾管理者をいい、同条第5項第4号の道路（同条第6項の規定により同号の道路とみなされたものを含む。）を管理している者に限る。第76条の7第2項において同じ。）又は漁港管理者（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第25条の規定により決定された地方公共団体をいい、同法第3条第2号イの道路（同法第66条第1項又は第3項の規定により同号イの道路とみなされたものを含む。）を管理している者に限る。第76条の7第3項において同じ。）をいう。

3 会社管理高速道路（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社（第76条の6第6項及び第7項において「会社」という。）が同法第4条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいう。）をいう。第76条の6において同じ。）の区間について第1項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下この項において「機構」という。）」と、「第76条の6第1項」とあるのは「第76条の6第5項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わって機構が行う同条第1項」とする。

4 公社管理道路（地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。以下同じ。）が道路整備特別措置法第14条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第15条第1項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路をいう。第76条の6第8項及び第9項において同じ。）の区間について第1項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社（第4項に規定する地方道路公社をいう。以下この項において同じ。）」と、「第76条の6第1項」とあるのは「第76条の6第8項の規定により公社管理道路の道路管理者に代わって地方道路公社が行う同条第1項」とする。

(災害時における車両の移動等)

第76条の6 第76条の4第2項に規定する道路管理者等(以下この条において「道路管理者等」という。)は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者(第3項第3号において「車両等の占有者等」という。)に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間(以下この項において「指定道路区間」という。)内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。
- 3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第1項の規定による措置をとることができ。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
 - 一 第1項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合
 - 二 道路管理者等が、第1項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合
 - 三 道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第1項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合
- 4 道路管理者等は、第1項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。
- 5 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)は、会社管理高速道路の道路管理者に代わって、第1項から前項までの規定による権限を行うものとする。
- 6 機構は、前項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わってその権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。
- 7 機構は、第5項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わって行う権限に係る事務の一部を会社に委託しようとするときは、その委託する事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかなければならない。
- 8 地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わって、第1項から第4項までの規定による権限を行うものとする。
- 9 第5項の規定により機構が会社管理高速道路の道路管理者に代わって行う権限は、道路整備特別措置法第25条第1項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。前項の規定により地方道路公社が公社管理道路の道路管理者に代わって行う権限についても、同様とする。

第76条の7 国土交通大臣は道路法第13条第1項に規定する指定区間外の国道(同法第3条第2号に掲げる一般国道をいう。)、都道府県道(同法第3条第3号に掲げる都道府県道をいう。)及び市町村道(同法第3条第4号に掲げる市町村道をいう。以下この条において同じ。)に関し、都道府県知事は地方自治法第252条の19第1項に規定する指

定都市の市道以外の市町村道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、前条第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

- 2 國土交通大臣は、港湾管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該港湾管理者に対し、前条第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

第76条の8 第76条の6に規定する道路管理者である國土交通大臣の権限及びに前条第一項及び第二項に規定する國土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(損失補償等)

第82条 国又は地方公共団体(港湾局を含む)は、第64条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)、同条第7項において同条第1項の場合について準用する第63条第2項、第71条、第76条の3第2項後段(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)、第76条の6第3項後段若しくは第4項又は第78条第1項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 機構又は地方道路公社は、第76条の6第5項又は第8項の規定により同条第3項後段又は第4項の規定による処分が行われたときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）（抄）

（災害時における交通規制の手続き等）

第32条の2 法第76条第1項の政令で定める車両は、次に掲げるもの（第2号に掲げる車両にあつては、次条第4項の規定により当該車両についての同条第1項の確認に係る標章が掲示されているものに限る。）とする。

- 1 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車
- 2 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（前号に該当するものを除く。）

第33条 都道府県知事又は公安委員会は、前条第2号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであるとの確認を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第50条第2項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前においても行うことができる。
- 3 第1項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。
- 4 前項の標章を掲示するときは、当該車両の前面の見やすい箇所にこれをしたものとし、同項の証明書を当該車両に備え付けるものとする。

（災害時における車両の移動等の手続等）

第33条の3 道路管理者は、法第76条の6第1項の規定により道路の区間を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該公安委員会に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。

- 2 法第76条の6第1項の規定による命令は、書面又は口頭とするものとする。

第33条の4 法第76条の7第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の指示、同条第2項の規定による国土交通大臣の指示又は同条第3項の規定による農林水産大臣の指示は、広域の見地から緊急通行車両の通行を確保すべき道路について関係道路管理者等による法第76条の6第1項の規定による指定が行われていないことその他関係道路管理者等による同項の規定による指定若しくは命令若しくは同条第3項若しくは第4項の規定による措置（以下この条において「指定等」という。）が適切に行われていないか、又は適切でない指定等が行われようとしているため、災害応急対策が的確かつ円滑に行われていないとき、又は行われないおそれがあるときに行うものとする。

第33条の5 法第76条の6第1項から第4項までに規定する道路管理者である国土交通大臣の権限及び法第76条の7第1項及び第2項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。ただし、同条第1項及び第2項に規定する権限は、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 2 第33条の3第1項に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

災害対策基本法の一部を改正する法律について（施行通知）

平成26年11月21日付け
国道政第62号 国道国防第153号 国道高第220号
国土交通省道路局長から各地方整備局長、北海道開発局長、
沖縄総合事務局長あて

第一 法改正の背景等

今般の法改正は、首都直下地震等大規模災害発生時には、道路の被災等により深刻な交通渋滞や大量の放置車両の発生が懸念されること、また、大雪時にも車両の通行が困難となることにより、立ち往生車両や放置車両が発生する可能性も懸念されることから、放置車両対策等の強化を図るものである。

（参考）想定される事態について

① 首都直下地震発生時に想定される事態

- ・首都直下地震においては、都区部の全域において震度6以上の強い揺れが発生し、全壊・焼失家屋数が最大で61万棟、死者数が23,000人に及ぶものと想定（平成25年12月中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ「首都直下地震の被害想定と対策について」より）され、早期の救命・救助活動の実施が、人的被害の抑制に大きく貢献することとなる。
- ・発災数時間後からは、鉄道の運行停止に伴う道路交通への負荷の増大、首都高速道路等の通行規制による輸送容量の低下、都心部における建物倒壊による道路閉塞等が相まって、深刻な交通渋滞、放置車両の発生が懸念される。これにより、道路啓開作業が停滞した場合、救命・救助活動を担う自衛隊や、被災地外の自治体からの緊急消防援助隊等の現場への到達が遅れ、被害の拡大につながるおそれが高い。

② 大雪時に想定される事態

- ・平成26年2月14日～16日に発生した大雪においては、山梨県を中心に、約1,600台（直轄国道のみ）の立ち往生車両等が発生し、大規模な道路交通の途絶が発生した。その際、一部の車両について、ドライバーと連絡がとれない等により移動できない車両が発生したり、身動きが取れない立ち往生車両が多数生じたりし、それらの車両が支障となることで除雪作業が停滞する状況が発生した。
- ・当該車両については、所有者が車両に戻ってきたことから、結果的には自走による移動の指示を行うことで除雪作業を再開したが、仮に、大雪により、放置された車両の台数が多数に上り、更なる除雪作業の停滞が生じるような場合には、孤立集落・通院困難者の発生等による被害が拡大する危険性がある。

なお、大雪が予想されるときには、立ち往生車両の発生を抑制するための早めの通行止めや関係道路管理者が調整して除雪優先区間の設定等を行うとともに、大雪に備えあらかじめチェーンの装着等の準備をすることを呼びかけるなど、適切な対応を図られたい。

第二 改正法の趣旨及び主な内容

1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

（1）趣旨

災害が発生した場合に、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間すら確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあることから、道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等に関する権限を付与することとしたものである。ここでいう「その他の物件」とは、車両から落下した積載物などを主に想定しているが、車両とともに緊急通行車両の通行の妨害となっているものは今回の措置の対象となり得るものである。なお、倒壊した建物などの瓦礫については、道路法第42条に基づく通常の維持管理行為でも除去可能である。

車両の移動等を行うに当たっては、被災地域外から被災現場までのルートを適切に確保するため、各道路管理者が連携して道路啓開を行うことが必要であり、関係する地方公共団体、高速道路会社等の道路管理者とは、平時より具体的な対応方針の作成や道路啓開が想定される道路の現況調査の実施、合同防災訓練の実施等により、緊密に連携を図るとともに、発災時においても、情報を共有し、十分に連携して臨機応変に対応されたい。また、都道府県公安委員会や緊急通行車両の運行管理者等関係する機関と必要な調整を行うものとする。

なお、被災地域の道路管理者が車両の移動等を行おうとする場合には、当該道路管理者のみの人員や資機材では対応しがたいことから、民間事業者による応援・協力体制など、発災時に関係者で連携して速やかな道路啓開が行われる体制を構築されたい。

（2）内容

① 道路区間の指定及び車両等の占有者等への移動命令について（第1項）

道路管理者は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができるものとした。また、これらの指定及び命令については道路管理者のみの判断で行うことができるものとしている。

具体的な車両等の占有者等に対する命令の内容としては、車両その他の物件について、

- ・道路の左側や歩道への移動
- ・車間を詰めること（空いたスペースへの車両の移動）
- ・沿道の空地、駐車場への移動
- ・車両から落下した積載物の車両への再積載

等を想定しており、これにより、緊急通行車両の通行を確保するため最低限一車線の通行を確保することを想定している。なお、命令は書面の提示又は口頭で行うものである。道路区間の具体的な指定方法については、指定すべき道路の区間の起終点を示すことによって行うほか、一定の区域内の当該道路管理者が管理する道路の区間を包括的に指定する等の指定も可能なものである。指定に当たっては、道路の状況等を勘案し、指定が必要となる（車両の移動等の措置が必要となる）区間が不足なく含まれるよう留意

して行うことが望ましい。

また、令第33条の3において、道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合においては、あらかじめ、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならないものとし、緊急を要する場合（道路区間の指定に緊急を要するものの、通信手段がないことで指定前に通知することが困難な場合を含む。）で、あらかじめ、当該都道府県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならないものとした。なお、通知の方法については、原則として、書面で行うこととするが、緊急を要する場合においては、口頭で行うこととしても差し支えない。ただし、口頭で通知を行ったときは、事後において、速やかに書面を送付することとされたい。

② 指定道路区間の周知について（第2項）

道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならないものとした。なお、周知の方法については、災害時であることに鑑みて、道路情報板、ラジオ等を活用して行うことを想定しており、指定道路区間内に在る者に対して、個々に伝達することを要するものではない。

③ 道路管理者自らが行う車両の移動等について（第3項）

以下に掲げる場合において、道路管理者は、自ら①の措置をとることができるものとした。

- 一 ①の措置をとることを命ぜられた車両等の占有者等が、当該措置をとらない場合（車両等の占有者等が命令に従わない場合や、命令はしたものタイヤのパンクや燃料切れ等により直ちに措置をとることができない場合を想定）
- 二 道路管理者が、①の命令の相手方が現場にいないために①の措置をとることを命ずることができない場合（放置車両の場合を想定）
- 三 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に①の措置をとらせることができないと認めて①の命令をしないこととした場合（走行空間が全くなく、外形上、車両等の占有者等による移動が不可能であることが自明である場合等を想定）

また、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができるものとした。この「やむを得ない限度の破損」とは、災害時の状況に応じて判断されるべきものであるが、車両の移動等に複数の方法がある場合に、緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ最も破損の度合いが低いものを選択した結果、生じる破損のことである。例えば、ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを一部割ることや、車両を重機で持ち上げる際にすり傷やバンパーのへこみを生じさせる場合などを想定しているが、移動スペースが全くなくやむを得ない場合には車両を段積みすることで車両を変形させることも許容されるものである。その際、車両等の占有者等が不在のため道路管理者が車両の移動等を行った場合（上記二の場合）には移動の内容を掲示しておくこと、また、車両等を破損した場合には損失補償を行うこととなるため、可能な範囲で、移動の前後の状態を写真等により記録しておくことにより、事後に混乱のないよう努められたい。

なお、上記措置の実施に当たっては、道路管理者は、災害応急対策に重要な役割を果たすライフライン施設や電気通信設備等の重要な施設、設備、工作物等は、その機能を失わせないため、極力損傷しないよう十分に配慮するものとする。

また、各種交通対策が的確に行われるためには、都道府県公安委員会として、道路交通に関する情報を把握する必要があるほか、上記措置により移動した車両等の占有者等が盗難に遭ったものと考え、警察に被害申告する可能性があること等から、道路管理

者は、自ら車両の移動等を行った場合は、当該地域を管轄する警察署長（当該措置を高速道路において行った場合は、当該高速道路を管轄する高速道路交通警察隊長。以下同じ。）に対して、別途通知等で定めるところにより、適切に当該措置を記録した情報の提供を行うものとする。

④ 車両の移動等のために必要な土地の一時使用等について（第4項）

道路管理者は、①及び③の措置をとるため、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができるものとした。この場合において、道路管理者は、周辺の公用地の有無を確認するとともに、一時使用をしようとする土地の状況等に鑑みて、私人の財産の毀損、周辺環境への影響等、当該土地の一時使用による損失や影響が最小限となるよう、使用する土地を選択し、その使用期間についても、できるだけ短期間とすべきこととなる。その際、土地の所有者が容易に見つからないなどにより同意等なく土地を使用する場合には使用理由を掲示しておくこと、また、土地の一時使用等により私人の財産の侵害となった場合には損失補償を行うこととなるため、可能な範囲で、土地の使用や障害物の処分の状態を写真等により記録しておくことにより、事後に混乱のないよう努められたい。なお、必要な限度における竹木その他の障害物の処分を行うに当たっては、道路管理者は、保安林の立木を伐採した場合などに森林法で定められている事後の届出について災害応急対策の終了後に速やかに対応するなど、関連する規定を遵守し、十分に留意して行うものとする。

⑤ 会社管理高速道路における機構の権限代行について

（第5項、第6項、第7項及び第9項）

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、会社管理高速道路の道路管理者に代わって、①から④までの権限を行うものとした。

この場合において、機構は、会社管理高速道路の道路管理者に代わって①から④までの権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を高速道路株式会社（以下「会社」という。）に通知しなければならないものとした。なお、当該権限代行については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとした。

また、①から④までの権限に係る事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、機構は、当該事務の一部を会社に委託しようとするときは、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかなければならぬものとした。

⑥ 公社管理道路における地方道路公社の権限代行について（第8項及び第9項）

地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わって、①から④までの権限を行うものとした。なお、当該権限代行については、道路整備特別措置法第25条第1項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとした。

（3）移動命令の伝達や車両の移動等を道路管理者の名義において行うことについて

（2）①の指定道路区間における車両等の占有者等への移動命令の伝達（法第76条の6第1項）や、（2）③の車両の移動等（法第76条の6第3項）及び（2）④の車両の移動等のために必要な土地の一時使用等（法第76条の6第4項）については、道路管理者の名義と責任のもとに、実際には、主として道路管理者の職員や道路管理者から委託を受けた民間事業者が行うことが想定される。なお、法第76条の6第3項では、「道路管理者は、『自ら』第一項の規定による措置をとることができる。」とあるが、これは、道路管理者のみが車両の移動等の物理的行為を行うという意味ではなく、命令の相手方となりうる車両等の占有者等に「代わって」行うという意味であることを申し添

える。また、道路管理者から協力・応援の要請を受けた他の道路管理者（例えば、国や都道府県の道路管理者が、被災市町村の道路管理者の応援を行う）が車両の移動等を行う場合も想定される。さらに、災害派遣活動を行っている自衛隊が、関係法令に基づき、その活動のために車両の移動等を行うといった場合も想定されうる。さらには、消防活動を行っている部隊等が、その活動のためにやむを得ず車両の移動等を行うといった場合も想定されうる。

道路管理者においては、現場での混乱を防ぐため、これらの道路管理者以外の主体との間で、改正法に基づく車両の移動等を行うことについての役割と責任の分担等について、民間事業者と協定を締結する、関係者が参加した協議会において策定する事前計画において明示する等の方法により、平時から、道路管理者から要請を受け、又は道路管理者の了解を得て指定道路区間ににおいて行われる改正法に基づく車両の移動等は道路管理者の責任において行われる行為であることを明確にし、これを関係者間で共有されたい。また、災害時においては、通信が途絶することも想定されるため、車両の移動等を行うこととなる道路管理者以外の主体との間の連絡体制についても整備しておくこととされたい。なお、災害時においては、道路管理者から他の道路管理者への協力・応援要請など、行政間の要請は、電話による口頭要請など迅速に行うことができる方法で差し支えない。

この際、改正法に基づく車両の移動等は、公権力の行使であり、現場での円滑な対応のため、委託業者等行政職員以外の民間事業者に行わせる場合には、道路管理者から委託を受けていること（権限を有する道路管理者の意思であること）を明示する書面を手交しておくこととされたい。

また、道路管理者以外の者が道路管理者から要請を受け、又は道路管理者の了解を得て行われる改正法に基づく車両の移動等の措置をとった場合には、当該措置をとった者は道路管理者にその内容を報告するものとし、報告を受けた道路管理者は、その報告内容について、警察署長に対して、適切に情報の提供を行うものとする。

2. 都道府県公安委員会からの要請について（法第76条の4関係）

（1）趣旨

都道府県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を行うことができる。したがって、当該規制と道路管理者による道路啓開との連携を確保するため、都道府県公安委員会から道路管理者に対して、1の権限の行使について要請することができる規定を設けることとした。

（2）内容

① 都道府県公安委員会から道路管理者への要請について（第1項）

都道府県公安委員会は、法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間ににおいて、1（2）①の指定をし、若しくは命令をし、又は1（2）③及び④の措置をとるべきことを要請することができるものとした。

都道府県公安委員会から要請を受けた道路管理者は、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断されたい。なお、要請を受けて行う措置に係る費用は道路管理者の負担となる。

② 都道府県公安委員会から機構等への要請について（第2項及び第3項）

都道府県公安委員会は、法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときであって、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間が会社管理高速道路又は公社管理道路であるときは、それぞれ機構又は地方道路公社に対し、当該道路の区間ににおいて、1(2)①の指定をし、若しくは命令をし、又は1(2)③及び④の措置をとるべきことを要請することができるものとした。

都道府県公安委員会から要請を受けた地方道路公社は、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断されたい。なお、要請を受けて行う措置に係る費用は地方道路公社の負担となる。

3. 国土交通大臣又は都道府県知事からの指示について（法第76条の7関係）

(1) 趣旨

緊急通行車両の通行を確保するためには、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のネットワークで被災現場までのルートを確保することが必要である。このため、道路管理者が1の措置を行うに当たって、被災現場までのルート全体を広域的に俯瞰して、必要な道路啓開が行われるよう、国土交通大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県知事は指定都市以外の市町村に対し、必要な指示を行うことができることとする規定を設けることとした。

なお、市町村から都道府県に対し、また、都道府県から国に対し、道路啓開を要請しようとする場合については、災害対策基本法において、今回の改正による車両の移動等に限らず、災害対策応急対策全般について、被災市町村から都道府県に対し、また、被災都道府県から国に対し、災害応急対策の実施を要請することができ、国及び都道府県は正当な理由がない限り実施を拒んではならないとする規定（第68条、第74条の3）があり、こうした規定を必要に応じて活用しつつ、各道路管理者において対応されたい。

(2) 内容

国土交通大臣は指定区間外の国道、都道府県道及び市町村道に関し、都道府県知事は指定都市の市道以外の市町村道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認めるときは、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、1(2)①の指定をし、若しくは命令をし、又は1(2)③及び④の措置をとるべきことを指示することができるものとした。具体的には、広域的な観点からみると、車両の移動等が必要にもかかわらず、情報の不足等により作業が遅れる箇所が発生した場合に、当該箇所の車両の移動等を行うよう指示する場合が想定される。

この場合、指示を受けた都道府県や市町村が、人員や資機材の関係などで、当該指示を履行したいときは、国や都道府県など指示の内容を履行する能力のある者に対して速やかに車両移動に対する支援を要請することが想定されるため、可能な範囲で実施するなど適切に対応するものとする。その際、車両の移動等に係る費用は原則として要請した道路管理者の負担となる。

なお、公社管理道路において上記の必要があると認められる場合においては、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第39条に基づき、地方道路公社に対し、国土交通大臣又は地方道路公社の設立団体の長によって、上記同様の監督命令をすることができることとされている。

4. 損失補償について（法第82条関係）

（1）趣旨

1（2）③及び④の措置によって、特定の私人が経済上の損失を被ることが想定されるため、これを正当に補償するため、災害対策基本法の損失補償に関する規定に所要の改正を行うものとした。この場合に行う損失補償は、車両の移動等や、土地の一時使用など、1（2）③及び④の措置により生じた損失に対する補償である。例えば、ロックやサイドブレーキを外すために割ったガラスの修理代、また、擦り傷やバンパーのへこみ、車両の変形の修理代など、車両の移動等に際し生じた損失の修理に要する費用を想定している。

（2）内容

① 国又は地方公共団体の損失補償について（第1項）

1の措置をとった道路の道路管理者である国又は地方公共団体は、1（2）③及び④の措置により通常生ずべき損失を補償しなければならないものとした。

② 機構又は地方道路公社の損失補償について（第2項）

会社管理高速道路又は公社管理道路において機構又は地方道路公社が1（2）③及び④の措置をとったことにより通常生ずべき損失については、それぞれ機構又は地方道路公社がその損失を補償しなければならないものとした。

5. 施行期日

改正法の施行期日は、公布の日（平成26年11月21日）である。

災害対策基本法の一部を改正する政令について（概要）

内閣府政策統括官（防災担当）

1. 改正の背景

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 76 条第 1 項の規定により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（以下「災害発生時等」という。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

上記の緊急通行車両のうち、政令で定めるもの（災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）については、当該車両に該当することの確認を受けることとされており、その確認は災害発生時等においてのみ行うこととされている。

今般、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、当該確認については災害発生時等より前に行うことを可能とする。このため、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号。以下「災対法施行令」という。）等について改正する必要がある。

2. 改正の概要

災害応急対策を実施することとされている指定行政機関等の車両については、災害発生時等の前においても災対法施行令に基づく確認を行うこととする。

3. 施行日

令和 5 年 9 月 1 日（金）

災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令について（概要）

内閣府政策統括官（防災担当）

1. 改正の背景

災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号。以下「災対法施行令」という。）に基づく確認の申出の手続について、現状、各知事・公安委員会によって必要な書類等の一部が異なっている。今般、上記確認を的確かつ円滑に行えるようにするとともに、申出者の利便性の向上を図るため、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）において、必要な書類や手続を定めることとする。さらに、災対法施行令第 33 条第 3 項に基づき、緊急通行車両は標章を掲示し、証明書を備え付けることとしているが、今般の災対法施行令の改正を踏まえ、緊急通行車両の円滑な通行を確保し、かつ、証明書の有効性及び正確性を担保する観点から、様式について変更する必要がある。

2. 改正内容

災対法施行令に基づく確認に係る申出書及び添付書類について規定するほか、標章及び証明書の書換え交付、再交付及び返納等について規定する。

3. 施行日

令和 5 年 9 月 1 日（金）

※災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令の施行日と同日

道路法（昭和27年6月10日法律第180号）（抄）

（国道の維持、修繕その他の管理）

第13条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

（道路の区域の決定及び供用の開始等）

第18条 第12条、第13条第1項若しくは第3項、第15条、第16条又は前条第1項から第3項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所（以下「道路管理者の事務所」という。）において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

（通行の禁止又は制限）

第46条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

- 一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合
 - 二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合
- 2 道路監理員（第71条第4項の規定により道路管理者が命じた道路監理員をいう。）は、前項第1号に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。
- 3 道路管理者は、水底トンネル（水底トンネルに類するトンネルで国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。）の構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため、政令で定めるところにより、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

（長時間放置された車両の移動等）

第67条の2 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事又は除雪その他の道路の維持の施行のため緊急やむを得ない必要がある場合においては、道路に長時間放置された車両について、現場に当該車両の運転をする者その他当該車両の管理について責任がある者がいないときに限り、当該車両が放置されている場所からの距離が50メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる。この場合において、当該車両が放置されている場所からの距離が50メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないときは、自動車駐車場、空地、この項前段に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所に当該車両を移動することができる。

- 2 道路管理者は、前項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する警察署長の意見を聴かなければならない。
- 3 道路管理者は、第1項後段の規定により車両を移動したときは、当該車両を保管しなければならない。この場合において、道路管理者は、車両の保管の場所の形状、管理の態様等に応じ、当該車両に係る盜難等の事故の発生を防止するため、道路管理者が当該車両を保管している旨の表示、車輪止め装置の取付けその他の必要な措置を講じなければならない。
- 4 道路管理者は、前項の規定により車両を保管したときは、当該車両の所有者又は使用者（以下この条において「所有者等」という。）に対し、保管を始めた日時及び保管の場所を告知し、その他当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。
- 5 道路管理者は、車両が放置されていた場所における道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事が完了し、又は除雪その他の道路の維持の施行が終了した場合その他第3項の規定による保管を継続する必要がなくなった場合においては、遅滞なく、同項の規定により保管した車両を当該車両が放置されていた場所又はその周辺の場所に移動しなければならない。

（非常災害時における土地の一時使用等）

- 第68条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。
- 2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。

道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）（抄）

（公安委員会の交通規制）

第4条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

（警察署長等への委任）

第5条 公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第1項に規定する歩行者等又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができる。

（警察官等の交通規制）

第6条 警察官又は第104条の4第1項に規定する交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、手信号その他の信号（以下「手信号等」という。）により交通整理を行なうことができる。この場合において、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等をすることができる。

4 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

踏切道改良促進法（昭和36年11月7日法律第195号）（抄）

（災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定）

- 第13条 国土交通大臣は、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図る必要性、踏切道を通過する列車の運行の状況、踏切道の周辺における鉄道と道路との交差の状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、踏切道災害時管理基準（災害時において鉄道事業者及び道路管理者がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領の作成、当該措置に関する訓練の実施その他の災害が発生した場合における踏切道の適確な管理のために必要な事項に関する国土交通省令で定める基準をいう。次項、次条第二項及び第十五条第二項において同じ。）に適合する管理の方法を定めることが必要と認められるものを指定するものとする。
- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する踏切道であつて前項の国土交通省令で定める基準に該当するもののうち、踏切道災害時管理基準に適合する管理の方法を定めることが必要と認められる踏切道について、同項の規定による指定をすべき旨を国土交通大臣に申し出ることができる。
- 3 第三条第四項、第七項及び第八項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあり、及び同条第七項中「第三項又は第五項」とあるのは「第十三条第二項」と、同条第八項中「関係市町村長（第五項の規定による申出があつた場合においては、当該関係市町村長及び当該申出をした市町村長）」とあるのは「関係市町村長」と読み替えるものとする。

様式集

様式集リスト

様式	様式名称
①	道路区間の指定・廃止(決裁)
②	道路区間の指定・廃止(事務所への通知)
③	道路区間指定の周知(公安委員会)
④	指定道路区間の周知(廃止)(公安委員会)
⑤	指定道路区間の周知(指定)(記者発表)
⑥	道路区間指定の周知(廃止)(記者発表)
⑦	指定道路区間の周知(立て看板)
⑧	移動命令の書面の作成
⑨	民間事業者の身分証明書
⑩	運転者への移動理由の掲示
⑪	移動した際の移動理由の掲示
⑫	車両移動記録票
⑬	土地の一時使用の掲示
⑭	土地の一時使用の記録票
⑮	地方公共団体への指示

様式①

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6第1項の規定に基づき、下記の道路区間を（指定・廃止）する。

令和〇年〇月〇日

国土交通省

〇〇地方整備局長

(各区間指定の場合)

路線名	区 間		延長 (m)	備考
国道〇号	〇〇府〇〇市	〇〇府〇〇市	〇〇〇〇	新規
	〇〇町〇〇地先から	〇〇町〇〇地先まで		
国道〇号	〇〇府〇〇市	〇〇府〇〇市	〇〇〇〇	継続
	〇〇町〇〇地先から	〇〇町〇〇地先まで		
国道〇号	〇〇府〇〇市	〇〇府〇〇市	〇〇〇〇	廃止
	〇〇町〇〇地先から	〇〇町〇〇地先まで		

(区域としての指定の場合)

路線名	区 間	延長 (m)	備考
国道〇号	国道〇〇号から〇〇市に向かう区間	〇〇〇〇	新規
		〇〇〇〇	新規

事務連絡
令和〇年〇月〇日

〇〇事務所長 殿

〇〇地方整備局長

災害対策基本法に基づく道路区間の指定等について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6第1項の規定に基づき、下記の道路区間を（指定・廃止）するので通知する。

記

路線名	区間		延長 (m)	備考
国道〇号	〇〇府〇〇市 〇〇町〇〇地先から	〇〇府〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	新規
国道〇号	〇〇府〇〇市 〇〇町〇〇地先から	〇〇府〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	継続
国道〇号	〇〇府〇〇市 〇〇町〇〇地先から	〇〇府〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	廃止

文 書 番 号

令和〇年〇月〇日

〇〇公安委員会 殿

国土交通省〇〇地方整備局長

災害対策基本法第76条の6第1項の
規定に基づく道路区間指定について

災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり区間指定するため、災害対策基本法施行令第33条の3の規定に基づき通知します。

記

指定道路区間：国道〇号〇〇地先～〇〇地先

指定理由：緊急通行車両の通行確保のため

担当：〇〇国道事務所〇〇課〇〇

電話〇〇（〇〇）〇〇〇〇

文 書 番 号
令和〇年〇月〇日

〇〇公安委員会 殿

国土交通省〇〇地方整備局長

災害対策基本法第76条の6第1項の
規定に基づく指定道路区間廃止について

災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、区間指定してい
た下記の区間は、令和●年●月●日に廃止したので、災害対策基本法施
行令第33条の3の規定に基づき通知します。

記

指定道路区間：国道〇号〇〇地先～〇〇地先

担当：〇〇国道事務所〇〇課〇〇
電話〇〇（〇〇）〇〇〇〇

令和〇年〇月〇日
国土交通省〇〇地方整備局

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、国道〇号〇〇～〇〇間を区間指定し、放置車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します

〇〇災害のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の道路区間を指定します。当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。

記

路線名	指定する道路区間
国道〇号	〇〇府〇〇市〇〇～〇〇府〇〇市〇〇
国道〇号	〇〇府〇〇市〇〇～〇〇
国道〇号	〇〇府〇〇市内の全区間

〈問い合わせ先〉

国土交通省〇〇地方整備局〇〇国道事務所 〇〇、〇〇
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

令和〇年〇月〇日
国土交通省〇〇地方整備局

国道〇号 災害対策基本法に基づく道路区間指定の廃止について

国道〇号〇〇府〇〇市〇〇～〇〇につきましては、〇月〇日〇時〇分に災害対策基本法に基づく道路区間指定を行いましたが、〇月〇日〇時〇分、道路区間指定について廃止しましたのでお知らせします。

記

路線名	廃止する道路区間
国道〇号	〇〇府〇〇市〇〇～〇〇府〇〇市〇〇
国道〇号	〇〇府〇〇市〇〇～〇〇
国道〇号	〇〇府〇〇市内の全区間

〈問い合わせ先〉

国土交通省〇〇地方整備局〇〇国道事務所 〇〇、〇〇
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

災害発生

災害対策基本法に基づく緊急通行車両の通行のため作業実施中

国道〇〇号
〇〇～〇〇は

通行止め

ご協力を願いします
国土交通省〇〇地方整備局
〇〇国道事務所

問い合わせ先：〇〇〇〇

災害対策基本法に基づく緊急通行車両の通行のため作業実施中

国道〇〇号
〇〇～〇〇は

通行ご遠慮ください

ご協力を願いします
国土交通省〇〇地方整備局
〇〇国道事務所

問い合わせ先：〇〇〇〇

左：通行止め十道路区間指定の場合、右：道路区间指定のみの場合

令和〇年〇月〇日

運転者各位

国土交通省〇〇地方整備局長

災害対策基本法第76条の6第1項の
規定に基づく移動命令について

この道路は、災害のため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の通り、緊急車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。

緊急車両の通行のため、速やかに指定道路区間以外に移動するか車両を左側に移動してください。

記

指定理由：緊急通行車両の通行確保のため
指定道路区間：〇〇～〇〇

担当：〇〇国道事務所〇〇課〇〇

電話〇〇（〇〇）〇〇〇〇

発行番号：第〇号

身 分 証 明 書

会社名：〇〇〇〇(株)

住 所：〇〇〇〇

上記の者は、〇〇協定に基づき、災害対策基本法第76条の6の
措置を行うことを委託した者であることを証明する。

有効期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

発行日：〇〇年〇〇月〇〇日

発行者：国土交通省〇〇地方整備局〇〇国道事務所長 印



〇〇災害に伴う車両の移動について

- ・緊急通行車両の通行を確保するため、車両の移動が必要です。
- ・当方により移動を行いますので、車両から離れて下さい。

国土交通省 〇〇地方整備局長

問い合わせ先

国土交通省 〇〇国道事務所 〇〇課
電話番号：〇〇-〇〇〇〇

○○災害に伴う車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時：○月○日 ○○時

移動先：—

移動車両：車名、ナンバー

国土交通省 ○○地方整備局長

問い合わせ先

国土交通省 ○○国道事務所 ○○課

電話番号：○○-○○○○

※「移動先」について、近隣への移動の場合は、「—」と記載。

50m以上移動の場合は、「○○○○」と記載。

車両移動記録票

措置実施場所	国道〇〇号〇〇区〇〇町〇丁目地先					
対象車両	車名、ナンバー					
運転手の有無	不在					
移動日時	〇月〇日〇時					
移動内容	道路内路肩に移動、沿線民地に移動、一時保管場所（〇〇）に移動（使用重機：除雪 ドーザ）					
破損状況 (破損の有無)	前部	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	: ●●
	後部	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	: 後方バンパーへこみ
	左側面	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	: ●●
	右側面	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	: ●●
その他	作業者（〇〇建設）					

状況写真	
移動前	※前部、後部、左側面、右側面は、写真により撮影すること。 また、事前に傷や破損した箇所がある場合は、追加で撮影しておくこと。
	※移動前と同じ方向より撮影すること。 事前に傷や破損した箇所がある場合は、追加で撮影しておくこと。 また、移動時に傷や破損した箇所がある場合は、追加で撮影しておくこと。
移動後	

記入者	〇〇国道事務所 〇〇〇〇
-----	--------------

○○災害に伴う土地の一時的使用について

緊急通行車両の通行を確保するための放置車両の移動に伴い、災害対策基本法76条の6第1項の規定に基づき、この土地を一時的に使用しております。

記

利用開始時：○月○日 ○○時
利用目的：放置車両の保管

国土交通省 ○○地方整備局長

問い合わせ先
国土交通省 ○○国道事務所 ○○課
電話番号：○○-○○○○

土地の一時使用記録票

措置実施場所	国道〇〇号〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目地先
使用開始日時	〇月〇日〇時
使用目的	〇〇災害における移動車両の仮置き
土地所有者（権利者）	調査中
現在の用途	貯木場跡
作業実施者	〇〇建設
連絡先	国土交通省〇〇国道事務所 TEL：〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

状況写真	
使用前	
使用後	

記入者	〇〇建設（株） 〇〇〇〇
-----	--------------

文 書 番 号

令和〇年〇月〇日

〇〇府知事 殿

国土交通省〇〇地方整備局長

災害対策基本法第76条の7の規定に基づく指示について

地震発生のため、国道〇〇号〇〇～〇〇の区間において、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、道路啓開作業を行っていますが、府道〇〇線を迂回路として利用する必要があるので、災害対策基本法第76条の6の措置を実施するよう指示します。

対応の可否について回答をお願いします。

記

指示区間：府道〇号〇〇地先～〇〇地先

指示理由：緊急通行車両の通行確保のため

担当：〇〇国道事務所〇〇課〇〇

電話〇〇（〇〇）〇〇〇〇

大阪府域道路啓開協議会 名簿

(順不同)

機関名	役職	備考
近畿地方整備局 道路部	道路部長	会長
近畿地方整備局 港湾空港部	港湾空港部長	
大阪府	都市整備部長	副会長
大阪市	建設局長	
堺市	建設局長	
西日本高速道路(株) 関西支社	保全サービス事業部長	
阪神高速道路(株)	保全交通部長	
陸上自衛隊 第三師団司令部	第3部長	
大阪府警察本部 交通部	交通規制課長	
(一社)日本建設業連合会 関西支部	土木工事技術委員会委員長	
(一社)大阪建設業協会	総合企画委員会委員長	
(一社)日本道路建設業協会 関西支部	災害対策委員会委員長	
(一社)日本埋立浚渫協会 近畿支部	技術委員会委員長	
関西電力送配電(株)	地域コミュニケーション部 防災グループチーフマネジャー	
西日本電信電話(株) 関西支店	設備部長	

大阪府域道路啓開協議会 幹事会名簿

(順不同)

機関名	役職
近畿地方整備局 道路部	道路情報管理官
近畿地方整備局 道路部	道路管理課長
近畿地方整備局 大阪国道事務所	事務所長
近畿地方整備局 港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課長
大阪府 都市整備部 道路室	道路環境課長
大阪市 建設局 企画部	工務課長
堺市 建設局 土木部	土木監理課長
大阪府 道路公社	企画マネージャー
西日本高速道路(株) 関西支社	保全サービス統括課長
阪神高速道路(株) 保全交通部	保全企画課長
陸上自衛隊 第三師団司令部	防衛幹部
大阪府警察本部 交通部 交通規制課	規制担当管理官
(一社)日本建設業連合会 関西支部	土木工事技術委員会副委員長
(一社)大阪建設業協会	災害対策検討部会部会長
(一社)日本道路建設業協会 関西支部	災害対策委員会副委員長
(一社)日本埋立浚渫協会 近畿支部	技術委員会副委員長
関西電力送配電(株)	地域コミュニケーション部 防災グループマネジャー
西日本電信電話(株) 関西支店 設備部	環境デザイン室 次長
(オブザーバー)	
大阪府 危機管理室	災害対策課長
大阪市 危機管理室	防災計画担当課長
大阪府警察本部 警備部 警備課 警備危機管理室	対策第一担当課長補佐
大阪市 消防局	警防課長
近畿地方整備局 防災室	防災室長

改訂履歴

平成 31 年 3 月 策定
令和 5 年 1 2 月 一部改訂
令和 6 年 1 2 月 一部改定

「備えていたことしか役にたたなかつた、
備えていただけでは、十分でなかつた。」
「備え、しかる後にこれを超越してほしい。」

東日本大震災の実体験に基づく災害初動期指揮心得
国土交通省東北地方整備局（著）より